

2015 年 10 月 30 日提出

財務諸表監査の失敗と監査人の独立性についての研究

—日米における監査の失敗事例分析に基づいて—

早稲田大学商学研究科博士後期課程

亀岡 恵理子

謝辞

ここに博士学位申請論文を提出できたこと、指導教授・主査の鳥羽至英教授、指導委員・副査の中村信男教授および福川裕徳教授（一橋大学）、そして副査の奥村雅史教授に対して深甚なる謝意を表します。

博士学位申請論文の執筆は、早稲田大学で過ごした約10年のなかで最も辛い経験でした。特に執筆にあたって最も困難であったのは、いかにして鳥羽先生に納得していただける論文にするかでした。締切まで時間が迫るなか、なかなかOKをもらえず心が折れそうになりましたが、ゼミの度に何時間も議論したこと、今だからこそよい思い出です。締切間際のぎりぎりに書き上がる原稿全てに目を通していただき、手書きで数多くコメントをつけていただいたこと、また研究指導だけでなく、論文の提出を諦めようとの気持ちに傾く私を叱咤激励していただいたことにも感謝しなければなりません。鳥羽先生なくしては、論文を完成させることは不可能でした。心より感謝申し上げます。

福川裕徳教授には、博士課程1年次より週に1度、一橋大学の大学院ゼミにて心理学研究や監査の実証研究を学ぶ機会を与えていただきました。そこでの勉強は現在、完全に理解するまでにはいかないものの、定量的研究手法を採用した論文を読む際に役立っていると思います。また博士学位申請論文の執筆過程では、鳥羽先生とは違った視点からのコメントや内容の後押しをいただいたこと、大変心強く感じました。心より感謝申し上げます。

中村信男教授には、修士論文の副査を引き受けていただいた頃より、法律に関する質問を受けつけていただいています。会社法がご専門の中村先生に指導委員となっただき、難解な法律関係の文献を当たる際にはかなり頼りとさせていただきました。心より感謝申し上げます。

奥村雅史教授には、本学位申請論文の審査をお引き受けいただいたこと、心より感謝申し上げます。会計学とはいえ、先生の研究領域と研究手法とは異なる本論文ですが、違うからこそ感じられる印象やお気づきの点が、今後の私の研究にとっては貴重なものとなるのではないかと思います。

この他にも、数多くの先生方、所属大学を問わず財務諸表監査を勉強してきた学生のみなさま、専門分野や進路は違えど商学研究科で学生生活をともにした同級生・修了生のみなさまに感謝いたします。これまでに履修・聴講した授業で得たものは、直接的ではないにしろ本論文のなかに活かされています。また本論文で使用した数多くの資料は、図書館や学術情報検索システムを通じて入手しました。最後に、これらすべてを含めて、学びの場を与えてくれた早稲田大学に感謝いたします。

亀岡 恵理子

目次

序章	6
第 1 節 問題意識	6
第 2 節 本研究の目的および研究方法	8
第 1 項 本研究の目的	8
第 2 項 研究方法	11
第 3 節 事例研究の研究範囲	14
第 1 項 「監査の失敗」とは何か	14
第 2 項 本研究における事例の選択規準	16
第 4 節 論文構成	19
第 1 章 監査人の独立性—概念および規制—	21
第 1 節 監査人の独立性概念の構造	21
第 1 項 精神的独立性	22
第 2 項 外観的独立性	23
第 2 節 監査人の独立性規制の仕組み	25
第 2 章 監査の失敗と監査人の独立性	30
第 1 節 監査の失敗の発現	30
第 2 節 監査人の独立性と監査の失敗との間の因果関係—精神的独立性にかかる既存研究—	31
第 3 節 監査人の独立性が監査の失敗をもたらすまでのメカニズム	33
第 3 章 現実の監査の失敗事例—精神的独立性の欠如が明確なケース—	38
第 1 節 三田工業 [1998]	38

第1項	事件の概要	38
第2項	不正会計の構図	39
第3項	監査の実態と監査上の問題	42
第4項	関係者の責任	44
第5項	まとめ—監査上の独立性の視点から—	47
第2節	フットワークエクスプレス [2002]	49
第1項	事件の概要	49
第2項	不正会計の構図	49
第3項	監査の実態と監査上の問題	51
第4項	関係者の責任	53
第5項	まとめ—監査人の独立性の視点から—	57
第3節	カネボウ [2005]	58
第1項	事件の概要	58
第2項	不正会計の構図	59
第3項	監査の実態と監査上の問題	70
第4項	関係者の責任	76
第5項	まとめ—監査人の独立性の視点から—	81
第4節	プロデュース [2008]	84
第1項	事件の概要	84
第2項	不正会計の構図	84
第3項	監査の実態と監査上の問題	85

第4項	関係者の責任	89
第5項	まとめ—監査人の独立性の視点から—	92
第4章	現実の監査の失敗事例—精神的独立性が遠因のケース—	94
第1節	Enron [2001]	94
第1項	事件の概要	94
第2項	不正会計の構図	95
第3項	監査の実態と監査上の問題	103
第4項	関係者の責任	117
第5項	まとめ—監査人の独立性の視点から—	119
第2節	WorldCom [2002]	122
第1項	事件の概要	122
第2項	不正会計の構図	123
第3項	監査の実態と監査上の問題	132
第4項	関係者の責任	143
第5項	まとめ—監査人の独立性の視点から—	145
第3節	日本長期信用銀行 [1998]	146
第1項	事件の概要	146
第2項	「不正会計」の構図	147
第3項	監査の実態と監査上の問題	156
第4項	関係者の責任	158
第5項	まとめ—監査人の独立性の視点から—	160

第5章 監査の失敗の発生メカニズムと監査人の独立性概念についての考察.....	163
第1節 現実の監査の失敗事例に基づく監査の失敗の発生メカニズムについての検討	163
第2節 監査人の独立性概念見直しの必要性について	166
終章.....	169
参考文献.....	171
洋文献.....	171
和文献.....	175
個別事例ごとの参考文献.....	177
三田工業 [1998]	177
フットワークエクスプレス [2001]	177
カネボウ [2005]	178
プロデュース [2008]	179
Enron [2001]	180
WorldCom [2002]	183
日本長期信用銀行 [1998]	186

序章

第1節 問題意識

財務諸表監査の発展の歴史は、財務諸表監査の失敗（以下、監査の失敗）の歴史でもある。アメリカでは1933年証券法（Securities Act of 1933）および1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）の制定により、またわが国では1948年証券取引法の制定により、職業的専門家である公認会計士による法定監査が制度として実施されるようになって以来、景気循環の波にも左右されながら、大規模な監査の失敗が断続的に発覚してきた。たとえば、アメリカでは、McKesson & Robbins[1938]、Equity Funding [1973]、Lincoln Savings & Loan [1989]、わが国では、山陽特殊製鋼 [1965]、リッカーミシン [1984]、山一証券 [1997] などであり、この他にも小規模なものも含めれば、その数は枚挙にいとまがない。一連の監査の失敗は、当該監査の失敗に関わった監査人（公認会計士・監査法人／会計事務所）に対する訴訟や行政処分を、またはより広く、法や規則の改正、会計基準または監査基準の改訂、監査手続の拡張や新たな監査手法の開発をもたらすことによって、財務諸表監査制度の充実や監査実務の改善に様々なレベルで影響を与えてきた。

しかし、制度開始から半世紀以上が経過し、財務諸表監査制度および実務が相当に発達してきたと思われる2000年代になっても、監査の失敗は依然として発生し続けている。しかも、日米両国において、Enron [2001]、WorldCom [2002]、カネボウ [2005]、ライブドア [2006]、直近ではオリンパス [2011] や東芝 [2015] といった、注目度の高い監査の失敗が立て続けに発覚している。財務諸表監査はなぜ失敗するのだろうか。企業（経営者）はどのような不正スキームを構築し、監査人はどのような監査を実施した結果、なぜ重要な虚偽表示の検出に失敗したのであろうか。個々の監査の失敗事例が発覚する度に生じるこれらの疑問が、申請者に監査研究を動機づける根幹の問題意識となっている。

財務諸表監査はなぜ失敗するのだろうか、という問いに対する答えとして、既存研究は、監査の失敗を生じさせる原因の1つが「監査人の独立性（auditor independence）」に関係していることを示唆している（Brown and Calderon 1993; 鳥羽 2010b; Francis 2011）。監査人の独立性は、監査理論（a theory of auditing）において基本概念の1つとして位置づけられる概念である（Mautz and Sharaf 1961）。財務諸表監査にとって監査人の独立性がことさら重要であることは、これまで数多くの監査文献のなかで一貫して強調され続けてきた（Mautz and Sharaf 1961, 246; AAA 1973, 15; AICPA 1978, 93; Robertson 1979, 68; 高田 1982, 102; Arens and Loebbecke 1988, 74; 田島 1988, 63; Gaa 1994;

Afterman 1995, 61-62; 千代田 1995, 665; Boyton and Kell 1996, 28, 76; Guy et al. 1999, 13; AICPA 2000, 109; 山浦 2008, 9)。

監査の主要テキストブックによれば、監査人の独立性は、「監査手続を実施する際、その結果を評価する際、監査報告書を発行する際に公正不偏の見地 (unbiased viewpoint) に立つこと」(Arens et al. 2003, 83) などと説明されている。監査人の独立性はさらに、それを誰の視点で捉えるかの違いによって、精神的独立性 (independence in fact/independence in mental attitude/independence of mind) と外観的独立性 (independence in appearance) という 2 つの下位概念に分けて説明される。精神的独立性とは、監査人の独立性を監査の実行主体である監査人自身が捉えた独立性概念である。一方、外観的独立性とは、監査人が実際に独立的に判断を下しているかどうかを財務諸表の利用者である社会の人々が知覚 (イメージ) する独立性概念である。監査人は、監査を実施する際、精神的独立性と外観的独立性のいずれか一方ではなく、その両方を常に保持しなければならない (Arens et al. 2003, 83; Knechel et al. 2007, 107-108; 鳥羽 2009, 179; Whittington and Pany 2014, 73-74)。

監査人の独立性概念に関するこのような考え方は、複数のテキストブックが同様の説明をしていることから、学究の場でも、また教育を通じて実務の場でも、広く受け入れられたものであると考えられる。精神的独立性と外観的独立性の 2 つから構成される監査人の独立性概念はそれ自体、極めて単純な概念構造をとっている。しかし、現実の社会では、監査人の独立性に関して生じる問題はそう簡単ではなく、独立性の問題は監査の歴史のなかで長年論争の的となってきた¹。2001 年にアメリカにおいて発覚した Enron による不正会計 (粉飾決算) 事件は、まさに監査人の独立性に対する懸念を増幅させる出来事であり、同事件が火付け役となって制定された Sarbanes-Oxley Act of 2002 (以下、SOX 法) は、非監査業務の提供や監査担当期間の長期化、監査人の被監査会社への転職 (revolving door) を規制することによって、それらが監査人の独立性を損なわせるのではないかとの長年の懸念に抜本的処置を講じた。アメリカの制度改革の動きは世界的に波及し、欧州や日本でも監査人の独立性を規制強化する制度改革が推し進められた²。

しかし、独立性の問題はこれで終止符が打たれたわけではない。2008 年の Lehman Brothers の経営破綻で顕在化した世界金融危機は再度、監査人の独立性に対する懸念を呼び起こした。欧米では、監

¹ たとえばアメリカでは、非監査業務の提供について、古くは 1950 年代から反対の声が上がっており、SEC および議会と会計プロフェッションとの間で長きにわたる激しい対立の歴史がある (Defond and Francis 2005, 11)。

² 欧州は 2006 年の第 8 次指令 (Eighth Council Directive) の改正で、日本は 2003 年および 2007 年の公認会計士法の改正で、監査人の独立性規制を強化している。

査人の独立性を一層高めるための方策として、会計事務所のローテーションが提案され（EC 2010; PCAOB 2011）、欧州ではすでに同提案が議会を通過している（EC 2014）。監査人の独立性は、会計プロフェッションや規制当局にとってなお難解な問題であり続けている（Harris 2012）。

概念としては単純なはずの監査人の独立性は、現実社会においてなぜこれほどまでに問題となるのであろうか。従来からその重要性が強く訴えられてきたにもかかわらず、実務に従事する監査人は独立性を保持できないのであろうか。監査人の独立性規制を含む制度改革や規制強化を喚起する刺激となった現実の監査の失敗事例においては、どのような状況のもとで、いかなる要因が監査人の独立性に影響したと考えられるのであろうか。実施された監査の質を事後評価する主体である規制当局や裁判所は、特定の監査の失敗事例をいかに評価し、関係者に対していかなる処分を下したのであろうか。それらは、現実社会において監査人が直面する独立性の問題についてどのような示唆を与えているのだろうか。

監査人の独立性は、監査概念のなかではあまりにも基本的すぎるために、ある程度研究歴を有した監査研究者が取り組む研究テーマとしては魅力に欠ける概念かもしれない。しかし申請者は、監査の基本概念である監査人の独立性に改めて目を向け、その概念を探求したいとの問題意識をもっている。上述の具体的疑問は、究極的には、現在確立している監査人の独立性概念は、完全に発達した成熟概念として認められるのか、現実の監査の失敗事例を理解するのに役立つ説明力を十分に有しているのだろうか、これまでの監査理論のなかで見落とされてきたものや軽視されてきたものはなかったのかを確かめたい、との思いにつながっている。ここに本学位申請論文を提出する意義がある。

第2節 本研究の目的および研究方法

第1項 本研究の目的

本研究の目的は大きく2つある。第1は監査人の独立性と監査の失敗との間の因果関係のメカニズムを解明すること、第2は監査人の独立性概念を探究することである。第1は実証的研究（empirical research）の側面を、第2は概念研究の側面をもっており、第1はそれ自体が目的であるとともに、第2の目的を果たす際に経験的証拠（empirical evidence）を提供する役割も有している。

すでに述べたとおり、既存研究によれば、監査の失敗が生じる原因の1つは監査人の独立性に関係している（Brown and Calderon 1993; 鳥羽 2010b; Francis 2011）。また、監査人の独立性を高めるための様々な政策が推進されるのは、規制当局が、不正会計および監査の失敗はしばしば監査人の独立

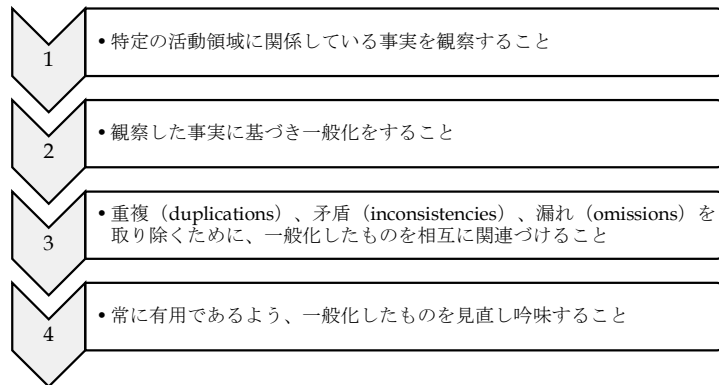
性の欠如によって引き起こされると主張してきたからである、との観察がある (Church et al. 2015, 218)。従って、「監査人の独立性」と「監査の失敗」の両概念の間には、経済学モデルや心理学モデルなどの高度な数値モデルによって支持される理論が確立しているわけではないが、定性的に予測される因果関係 (causal relationship) が認められていると考えられる (Libby et al. 2002, 794-796)。

監査人の独立性が監査の失敗をもたらす原因であるならば、この種の監査の失敗を防止する何らかの対策を講じるため、まずは監査人の独立性についての監査研究が必要になる。これまで監査人の独立性についてなされた研究は、アーカイバル研究および実験研究を中心に膨大にある。そこでは、いかなる要因や状況がインプットとなって監査人の独立性 (精神的独立性・外観的独立性) に影響を与えるのか、また監査人の独立性は、監査人の判断および意思決定プロセス、監査済財務諸表、監査意見といった監査アウトプットにいかなる影響を与えるのか、が検討されてきた (Gramling et al. 2010; Church et al. 2015)。こうした研究で得られた結果は統合されて、監査人の独立性がどのようにマイナスの影響を受け、判断および意思決定の質や監査アウトプットの質を引き下げるのかを一般的に理解するのに役立つと考えられる。しかしそれらは、監査人の独立性が最終的に監査の失敗に結びつくまでのプロセス全体を説明するものではない。

そこで本研究では、現実社会において、監査人の独立性が低下して監査の失敗が発生するとはどういう状況なのかを実際の事例を通して観察する。監査人はどのような状況のもと、いかなる要因によって独立性を失うのか、それらは監査人の独立性規制や既存の監査研究において識別されているものと一致するのか、独立性の低下は監査プロセスにおける、どういった監査人の判断および意思決定 (judgment and decision making: JDM) や行為 (action) に表れるのか、そして JDM や行為上のミスが最終的にどのように監査の失敗に結びつくのかを分析する。これによって、監査人の独立性と監査の失敗との間の因果関係のメカニズムをより詳しく明らかにする。これが第1の研究目的である。

本研究の第2の目的は、上述のメカニズムの観察を通じて、監査人の独立性概念そのものを見直すことである。Mautz and Sharaf (1961, 62)は監査の古典文献ではあるが、科学哲学に立脚して、概念とは通常、徐々に出現するものであり、始めのうちは大雑把な記述レベルにすぎないもの (crude descriptions) から次第に洗練された一般化概念 (full-fledged generalizations) へと進化するものである、と述べている。そして、概念の発展は数多くの段階に分かれると断ったうえで、図表 0-1 に示すとおり、それを4段階に集約して説明している (65-72)。

図表 0-1 Mautz and Sharaf (1961)が示す概念の発展プロセス



出所：Mautz and Sharaf (1961, 65)に基づき申請者作成。

第1段階の発展はまず、事実を観察することから始まる。監査であれば、たとえば「監査人を観察する」、「監査人が適用する手続に注目する」、「企業社会の実務を観察する」等である。そこで観察されたことは、観察者（監査研究者）と被観察者（実務に従事する監査人）の知覚であって、それ以上のものではない。しかし、事実の観察は概念の進化にとって必要不可欠な段階である。概念は数多くの観察から導出される場合もあるため、事実の観察を侮ることはできない。

第2段階は、観察した事実に基づき一般化することである。観察を通じて気づいた傾向や事項に対しては名称 (terms) がつけられ、それらは種類や結果など何らかの基準ごとに分類される。さらに、それらを他の学問領域で類似するものと比較対比したり、関連領域にある別の概念と相互に関係づけたりすることによって、時には、他の学問領域から表現を借用することによって、概念を創造する調査・分析がなされる。

第3段階として、ある程度の発展を遂げた概念は、他の概念と相互に関連づけられるようになる。概念は、個別に研究することができる。しかしその場合には、概念同士に矛盾が生じたり、他に存在する下位概念から示唆されるものを無視したり、概念間の重複を許してしまうという重大な危険がある。他の概念との結びつきのなかで特定の概念を個別的に捉えることによって、概念は互いに支え合い一貫性をもったものとなる。同時に、その学問領域においては、ある本質的な論理体系 (the essence of a logical system) が姿をみせ始める。

最後の第4段階は、すでに少なくとも一通りは出来上がっている概念を慎重に検証し吟味する段階である。すなわち、概念は適切に役立つのか (adequacy)、強度をもっているか (strength)、他の概念との関連はどうか (interrelationships)、概念が含み持つ意味とは何か (implications)、を批判的に

見極める段階である。

監査人の独立性は、監査領域においてはもはや萌芽的概念どころか、すでに相当に発達した概念として認められた、第4段階にある概念であると考えられる。しかし、精神的独立性と外観的独立性の2つから構成される既存の独立性概念は、それが現実社会で引き起こす問題の複雑さとは対照的に、単純であり抽象化された概念であるように思われる。概念は、概念が描き出す現象に新たな側面が見つかった時、拡張され修正される可能性をもつ (Mautz and Sharaf 1961, 67)。本研究では、第1の研究目的を通じて監査人の独立性に関する事実を観察する。そして、そこで得た経験的証拠に基づき、現在確立している監査人の独立性概念には曖昧さや概念としての緩みが残っていないか、現実の監査の失敗事例を理解するうえで有効な概念ではないのではないかなど、概念の見直しが必要ではないかについて併せて検討する。

第2項 研究方法

監査における実証的研究は主として、既存の大量データを用いて分析するアーカイバル研究、研究のために構築した実験環境のもとデータを生成し分析する実験研究、そして個別事例を詳細分析する事例研究に分けられる (福川 2012, 8-12)。このうち本研究が研究方法として利用するのが事例研究である。事例研究は、他の実証的研究手法と比べて、本研究の2つの目的にとって適合的であると考えられる。

まず第1の研究目的に対しては、事例研究は直接的に役立つ。会計研究における事例研究の有望性について論じた Cooper and Morgan (2008)によれば、研究目的の事例研究は、研究者が以下を調査する際に有用である。

- ◆ (定量化できない変数を含め) 多数の変数に関わる、複雑かつダイナミックな現象
- ◆ 通常であれ、異常であれ、滅多に起こらないものであれ (例、会計規制の変更)、重大と考えられる活動の詳細など、現実の実務
- ◆ コンテキストが調査対象とする現象に影響を与えるために (そして場合によっては、現象もまたコンテキストと相関し、コンテキストに影響するために)、コンテキストが極めて重要となっている現象

こうした現象について、事例研究は、「how much」の問いに答えるのに比較優位を持つアーカイバル研究、「what」の問いに答えるのに役立つ実験研究に対して、「how」および「why」の問いに答える

のに適しているとされる。よく出来た事例研究は、**how** や **why** の問いに対して極めて説得的に、そして鮮やかに答える。それによって読者は、事例研究で明らかにされた結果を理解し、しっかりと記憶することができる (160-161)。

本研究が問題意識を向ける「監査の失敗」は、現実の実務で発生する問題であることはもちろん、その背景や構図には、企業内部のガバナンスや内部統制のほか、企業を取り巻く経済環境や規制の変化といったコンテクストが密接に関わっている。さらに、いったん表面化した監査の失敗はマスコミ報道の対象となり、企業やその監査人だけでなく、財務諸表利用者、規制当局、裁判所といった様々な利害関係者を巻き込む複雑かつダイナミックな社会現象となる。また、監査の失敗をもたらす原因の1つとされている「監査人の独立性」については、その本質である精神的独立性が実務に従事する監査人個人の「心の状態 (mental attitude/state of mind)」であるため、アーカイバル研究や実験研究において測定に困難のあることが指摘されている (Clikeman 2009, 195; Church et al. 2015, 221)。よって、事例研究が得意とする研究対象の属性を備えている監査の失敗と監査人の独立性、そして両者の間にある因果関係のメカニズムについて申請者が抱える、多数の **how** および **why** の問いを解決するためには、事例研究が最適であると考えられる。

しかしながら、事例研究には、実行可能性の点で大きな制約がある。それは、分析に必要なデータの入手が難しい、ということである。特に、実施された監査手続が記載され、監査人の心証形成プロセスが詳細に記載されているはずの監査調書が利用できないことは、最大の研究上の制約である³。さらにわが国では、SEC (U.S. Securities and Exchange Commission : 米国証券取引委員会) が AAER (Accounting and Auditing Enforcement Release : 会計・監査執行通牒) を通じて、問題のあった監査実務の詳細を明らかにするアメリカと違って、規制当局 (大蔵省/金融庁) も日本公認会計士協会も情報開示にあまり積極的でないため、事例研究を行おうにも行えないという状況がある (福川 2012, 11-12)。

申請者が実施した事例研究では、こうした研究上の制約に対処する工夫として、多様なアーカイバル資料を分析基礎としている⁴。たとえば、関連企業のホームページ、企業が提出した有価証券報告

³ この研究上の制約を初めて克服した事例研究として、Lincoln Savings and Loan (LSL) の事例を分析対象とした Erickson et al. (2000) がある。この論文は、LSL の監査人を相手取った民事訴訟で提示された監査人の宣誓供述書 (deposition testimony) および監査調書を分析の基礎としている点で、他の事例研究にはない特徴を備えている。

⁴ Yin (2014, 105-118) は、事例研究でよく利用される証拠源泉として、文書 (documentation)、記録資料 (archival records)、インタビュー (interviews)、直接観察 (direct observations)、参与観察

書／年次報告書やその他開示書類、調査報告書、規制当局が公表した行政処分事案、裁判関連資料、関連書籍、新聞や雑誌記事、学術論文、実務論文など、様々なところに存在するこれら二次的資料のなかには、会計および監査に関するデータが散在している。しかも、資料によっては、取材元を主要当事者とする新聞記事、証言記録、監査人へのインタビューや監査調書に基づく調査結果を示した報告書といった、一次的資料に近い性格を持つものがある⁵。これら資料の複合的利用は、完全とはいえないまでも、データの入手に伴う研究上の制約を現状で可能な限り克服すると考える。

本研究では、申請者がこれら資料を分析基礎として事例研究を実施した7つの監査の失敗事例を取り上げる。その研究範囲については第3節にて後述するが、事例研究では具体的に、監査人の独立性に関係すると推察される監査の失敗事例について収集した会計・監査関連のデータを、時系列または事象別に連関させることによって事例の部分像または全体像を把握した。そしてまず会社側の視点から、不正会計が行われた状況や背景、発覚の経緯、不正会計の構図や関係者の責任を、次いで監査人の視点から、監査人が実施した監査手続の性質・範囲、被監査会社との監査契約関係、監査人の責任といった項目を識別した。企業がなぜ、どのようにして不正会計を行ったのか、また監査人がなぜ、どのような状況のもと当該不正会計の検出に失敗したのか、を明らかにするところまでが分析の到達目標である。本研究では、まず個別事例ごとに事例研究の結果を示した後、それらを監査人の独立性に影響を与えた要因や状況、監査の失敗に至るまでのメカニズムやその特徴、監査の失敗に対する行政および司法の評価といった項目ごとに比較考察し、監査人の独立性の観点からの総括を試みる。

次に第2の研究目的に対して、事例研究は直接役立つわけではないが、現実の出来事を完全または正確に描写することに厳格である研究目的の事例研究は、経験的データとして価値ある証拠を提供する役割をもつ (Yin 2014, 5, 20)。そこで本研究では、事例研究の分析結果を監査人の独立性についての概念研究を行うための経験的証拠として利用する。事実の観察は図表 0-1 に示した概念の発展の第1段階であり、事例研究は、監査実務の内実を外部から探る貴重な機会である監査の失敗についての詳細分析を通じて、監査人の独立性に関係する事実の観察を試みる意味をもっている。また、分析の

(participant-observation)、物理的証拠 (physical artifacts) の6つを挙げている。このうち前半2つが、申請者が事例研究で利用した「アーカイバル資料」に該当するものである。その他の証拠源泉は、過去の企業不祥事とも関わる監査の失敗を研究対象とする場合、利用できそうもないように思われる。

⁵ 一次的資料とは、「文献の作成者が、研究者の関心対象の現象に関する直接的経験をくわしく述べているもの」であり、最も良質な一次的資料とは「適切な人物が、ある現象と時間的・空間的に近い状態で記録したもの」である。対して、「関心対象の現象を直接経験しなかった人による報告」を二次的資料という。一次的資料と二次的資料の分類は固定的なものではなく、研究の目的により変わるとされる (メリアム 2004, 180)。

結果から共通項や相違項を識別したり、それらを比較考察したりすることは、観察した事実に基づき一般化⁶を試みる第2段階の作業であると考えられる。本研究ではまた、第3段階を反映させる研究作業として、既存の監査文献を用いて、監査人の独立性概念の現代的意味および他の概念との関連性を検討することによって、全体として第4段階の概念研究に取り組むこととする。

第3節 事例研究の研究範囲

本研究では、上述した2つの研究目的を遂行するため、図表0-2に示した7つの監査の失敗事例を分析対象とした事例研究を取り上げる。ここで受けるかもしれない質問は、①そもそも「監査の失敗」とは何なのか、および②なぜ図表0-2に含まれる事例を選択したのか、の2つであろう。

図表0-2 本研究が分析結果を利用する監査の失敗事例

監査の失敗事例 [発覚年]	監査の失敗を示唆する指標			
	監査訴訟*	経営破綻	行政処分	利益の訂正**
日本長期信用銀行 [1998]	●	●	-	-
三田工業 [1998]	●	●	●	●
Enron [2001]	●	●	●	●
フットワークエクスプレス [2002]	●	●	●	●
WorldCom [2002]	●	●	●	●
カネボウ [2005]	●	●	●	●
プロデュース [2008]	●	●	●	●

出所：亀岡 (2012a); 亀岡 (2012b); 亀岡 (2014a); 亀岡 (2014c); 亀岡 (2015); 金融庁 (2014); 本稿第4章第3節に基づき申請者作成。

付記：* 監査人を相手取った民事・刑事訴訟を指している。

**プレス・リリース、Form 8-K、訂正報告書、または決算短信を通じてフォーマルに利益が訂正されたものに限らず、利益の訂正が必要であったことが事後的に明らかになったものを全て含めている。

第1項 「監査の失敗」とは何か

本研究で多数使用している「監査の失敗 (audit failure)」という用語は、監査研究者、会計実務家、規制当局、マスコミによって、国内外で比較的良好に使用される用語である⁷。しかし、概念としての

⁶ ここでいう一般化は、アーカイバル研究や実験研究といった定量的研究手法が行う、母集団への「統計的一般化 (statistical generalization)」ではなく、特殊性 (specificity) やコンテキストに注目することによって、ある知識がどういう時に適用でき、またどういう時に適用できないのかを見出す「経験的一般化 (empirical generalization)」や、事象間で共通することを説明したり、同一の理論的特徴を持つ複数の事象を識別したりすることによって、理論を法則化する「分析的な一般化 (analytic generalization)」である (Cooper and Morgan 2008, 173)。

⁷ たとえば、監査研究者である Francis (2004) や鳥羽 (2010b) の論文、会計実務家に対するインタビュー記事 (『日本経済新聞』2004年6月22日) や実務家による論文 (Wendell 1985)、SEC 委員長のスピーチ (Pitt 2002) や PCAOB 議長のスピーチ (Doty 2011)、『日本経済新聞』(2005年5月10日) や Wall Street Journal (Berton 1986) といった新聞記事のなかで、用語の使用がみられる。

厳密な定義となると、それはまだ「いわゆる (so-called)」レベルのものでしかなく⁸、統一された定義はないようである。監査の失敗を「監査という機能が十分に働かず結果として無限定適正意見の表明を許してしまった状況」と広義に定義するものもあれば（鳥羽他 2015, 162）、「財務諸表に重要な虚偽表示があるにもかかわらず、監査人が、財務諸表は適正に表示されていると判断し、無限定適正意見を表明してしまうリスク」である監査リスクとは区別して、「監査人が一般に認められた監査基準（Generally Accepted Auditing Standards: GAAS）に準拠せず、誤った意見を表明してしまう状況」と狭めた定義を与えているものもある（Arens et al. 2003, 109）。

また、用語の使用にあたっては、規制当局と監査研究者との間で捉え方の違いもみられる。「財務諸表の適正表示に問題があるかどうかにかかわらず、監査人が財務諸表についての意見を裏づけるための十分に適切な証拠を入手しなかった」場合を指して監査の失敗という用語を使用する PCAOB（Public Company Accounting Oversight Board：公開会社会計監視委員会）に対して、Peecher and Solomon (2014)は、監査の失敗という用語は従来、ただ監査基準に準拠せず無限定適正意見を表明したことをいうのではなく、それと財務諸表に重要な虚偽表示があったことが同時発生した場合にこそ使用されるべき用語である、と PCAOB による不完全で誤導するおそれのある用語の使用に警鐘を鳴らしている。

さらに、社会的には、企業の財務諸表に虚偽表示があり、監査人が監査によってそれを検出できなかったことを意味するものとして監査の失敗を理解する見方もあるという（JOA 2014, 13）。これは、監査の失敗という用語が「マスコミが粉飾決算を看過した会計プロフェッショナルの監査に対して一方的に貼った社会的レッテルとして使用される」（鳥羽他 2015, 162）場合もそうであろう。外部の第三者と共謀した不正や経営者主導で巧妙に隠蔽工作された不正など、監査人がいかに GAAS に準拠していても、重要な虚偽表示を検出できない可能性は常に残る。このため、会計プロフェッションの立場からすれば、不正会計を検出できなかったこと＝監査の失敗、との社会的見方は到底納得できるものではなく（伊藤 2010）、「裁判での敗訴（損害賠償）や有罪が確定しない限り、『監査の失敗』という表現は使うべきではない」との主張もあるかもしれない（鳥羽他 2015, 162）。

このように、監査の失敗という用語に対する定義は一概には決まっていない。少なくとも、①無限定適正意見を表明したこと、②GAAS に準拠しなかったこと、③財務諸表に重要な虚偽表示があった

⁸ たとえば、Afterman (1995, 31)や Knechel et al. (2013, 407)が、監査の失敗を「いわゆる」で修飾して表現している。

こと、④監査人が法的責任を課されたこと、のいずれか1つまたは複数の組み合わせを必要条件とすることで見解がわかれている。その原因は、定義にコンセンサスを得るのが難しい「監査の質／監査品質 (audit quality)」とも大きく関係しているように思われる。

監査の質をいかに知覚するのかは、誰の視点でそれをみるかによって大きく変わる可能性がある (Wooten 2003, 48; Knechel 2013, 385-386)。高品質の監査とは、財務諸表利用者にとっては重要な虚偽表示がないことを、監査を遂行する監査人にとっては事務所の監査手法が求めるタスク全てを問題なく完了することを、会計事務所にとっては検査や裁判で自らを防御できるような業務を行うことを、規制当局にとっては職業的専門基準に準拠することを、そして社会にとっては企業や市場で経済的な問題が起こらないことを、それぞれ意味するかもしれない (Knechel 2013, 385-386)。監査の失敗は、理論的には「非常に低い」から「非常に高い」までの連続体として概念化される「監査の質」の一番低いところで発生するものである (Francis 2004, 346)。従って、監査の質に対する見方が視点によって異なるのならば、監査の失敗の捉え方にもばらつきが出ることは当然である。

監査の失敗に対する定義は、監査の期待ギャップ問題 (Arens et al. 2003, 109) や、監査の質を向上させるための懲戒処分が有効に行われるかの問題 (IAASB 2014, 59) とも関係するため、国内的にも国際的にも非常に重要な研究課題であると考えられる。しかし、それは本研究の目的ではないため、ここでは、監査の失敗に対する定義の問題についてこれ以上深く立ち入らない。代わりに本研究では、監査の失敗を「財務諸表に重要な虚偽表示があるにもかかわらず、監査人が誤った結論を表明してしまった状況」と暫定的に捉えておくこととする。

第2項 本研究における事例の選択規準

本研究は、監査の失敗に対して厳密な定義づけを行っていないため、ある事例が監査の失敗なのかそうでないかを区別する明確な境界線を示すことはできない。しかし、監査の失敗という用語が世間一般に使用されている以上、経済社会には、はっきりとはしないが何らかの境界枠に入る事例の集合があることは確かであろう。図表 0-2 に示した事例は、以下の規準により、その集合内に存在すると考えられる事例を選択したものである。

まず、具体的にどういった事例が分析対象となりうる監査の失敗事例の集合をなすのかを判断する

際には、Francis (2004)が参考になると思われる。Francis (2004)は、明白な監査の失敗 (outright audit failure) というものを確実に決定することは困難であるが、いくつかの事後的証拠源泉からそれを推察することは可能である、として監査の失敗を示唆する指標を4つ挙げている。それはすなわち、

- ① 監査人を相手取った訴訟があったか (監査訴訟指標)
- ② 経営破綻があったか (経営破綻指標)
- ③ SECによる調査が行われたか
- ④ 利益の修正再表示があったか

である (346-348)。日米の事例を取り上げる本研究では、両国の間にある規制当局や会計実務の差異を埋めるため⁹、③を「規制当局 (大蔵省/金融庁、SEC)による行政処分があったか (行政処分指標)」、④を「利益の訂正が必要であることが事後的に明らかになったか (利益の訂正指標)」、とそれぞれ読み替えて用いることとする。これら指標の有無が直ちに監査の失敗か否かを決定づけるわけでないことには注意を要するが¹⁰、本研究では、1つまたは複数の指標があるかどうかをもって、分析対象となりうる集合に含まれる監査の失敗事例かどうかを判断することとした。

本研究では次に、事例研究の対象を1990年代後半から2000年代初頭に発覚した事例に限定した。これは第1に、わが国においては、監査人に対する行政処分および監査訴訟が本格的に起こり始めたのは1990年代後半からであり¹¹、事例研究の分析基礎となるアーカイバル資料の入手がより期待できるためである。第2に、同時期は、SOX法または金融商品取引法が制定され、日米両国の財務諸表

⁹ わが国では従来、過年度における財務諸表の虚偽表示は前期損益修正項目として当期に一括処理する方法が採用されていた。実態としては、ほとんどの企業が過年度に遡及した訂正情報を開示していたようであるが、修正再表示が会計基準により正式に導入されたのは、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用された2011年以降である (奥村 2014, 22-25)。

¹⁰ 指標のなかには、監査の失敗があったことを裏づける証拠として説得力の高いものと低いものがあると思われる。おそらく、説得力が高いのは①監査訴訟や③行政処分、低いのは②経営破綻や④利益の訂正であろう。後者については、単に経営破綻があったからといって監査の失敗があったと仮定することは誤りである (Arens et al. 2003, 109; Francis 2004, 347)。また利益の訂正のなかには、経済環境や規制・実務の変化 (例、SOX法の導入や他企業で発生した不正会計の影響による監査厳格化、SECによる会計基準解釈の明確化) を原因として行われるもの、監査人からの指摘を受けて行われるものがあり (Scholz 2008, 10-18; 奥村 2014, 83-108)、必ずしも監査の失敗とは解釈できないものが含まれている。他方、一見すると説得力の高い前者であっても、監査訴訟のなかには申し立て棄却や監査人勝訴の事案がある。またSECの処分は通常、同意判決 (consent decree) の結果であり、監査人は法的には、AAERに記載されている行為について有罪を認めているわけではない (Francis 2004, 347)。

¹¹ わが国では、不正会計およびそれに伴う監査の失敗に関連して、規制当局が監査人を行政処分した事例は、栗田工業 [1968] および不二サッシ [1978] 以降、三田工業 [1998] まで皆無である (『日本経済新聞』1999年6月17日)。また、監査訴訟の発生数については情報が乏しいため正確に把握できないものの、判決まで下された事例に限ると、わが国の監査訴訟の嚆矢である日本コッパース [1981] 以降、監査責任を巡って下された判決は1990年代後半までない (伊藤 2010, 210)。

監査制度が大きな転換期を迎えた時期であることに加えて、第3に、同時期にかけて発生した事例は、監査人の独立性規制を含む制度改革や規制強化を喚起する刺激となった監査の失敗事例である、という点で重要であることを考慮したためである。

これら指標と発覚年との両規準を満たす事例であることを前提とし、本研究はさらに、事例の規模や質的特徴を考慮して、監査の失敗と監査人の独立性との間に何らかの因果関係があることが予想される事例を識別した。最終的に選択した図表 0-2 の各事例について、具体的にどのような点を考慮したのかは次のとおりである。

わが国で発生した三田工業 [1998]、フットワークエクスプレス [2002]、カネボウ [2005]、プロデュース [2008] は全て、監査人が故意犯処罰を原則とする刑法上の責任を問われているという点で、監査の失敗と監査人の独立性との間に明示的な因果関係があることを予想して選択した。このうちカネボウ [2005] は、歴史ある名門企業カネボウの 2000 億円を超える利益の粉飾決算が発覚した大規模な事例であるとともに、業務停止命令という行政処分を引き金に、わが国の当時 Big 4 の一角を占めた中央青山監査法人が消滅した重大な監査の失敗事例である。その他の事例は、非上場会社であったり新規株式公開会社であったりするため事例の規模はそれほど大きくないものの、三田工業 [1998] は、わが国で初めて公認会計士が粉飾決算で逮捕され有罪判決を受けた事例として、フットワークエクスプレス [2002] は、カネボウ [2005] に先立ち、わが国で初めて監査法人に業務停止命令が下された事例として、そしてプロデュース [2008] は、粉飾決算に関連して監査法人が解散しただけでなく、わが国で初めて監査法人が倒産した事例として、それぞれ先駆的な意味をもつ事例であることに注目して取り上げることとした。

Enron [2001] および WorldCom [2002] は、監査人の独立性規制を強化した SOX 法の制定に影響を与えた二大事例であるという点で、監査の失敗と監査人の独立性との間に高い可能性で直接的な因果関係があることを予想して選択したものである。両事例はいずれも規模が大きいうえ、監査を担当したアメリカで当時 Big 5 の 1 つの Arthur Andersen LLP (以下、Andersen) が消滅した歴史的に重大な監査の失敗事例である。また、アメリカで発生した事例ではあるが、両事例の影響は、SOX 法を通じて、アメリカの制度を範とするわが国の財務諸表監査制度にも広く及んでいる。よって、分析対象として取り上げる価値が大きいと判断した。

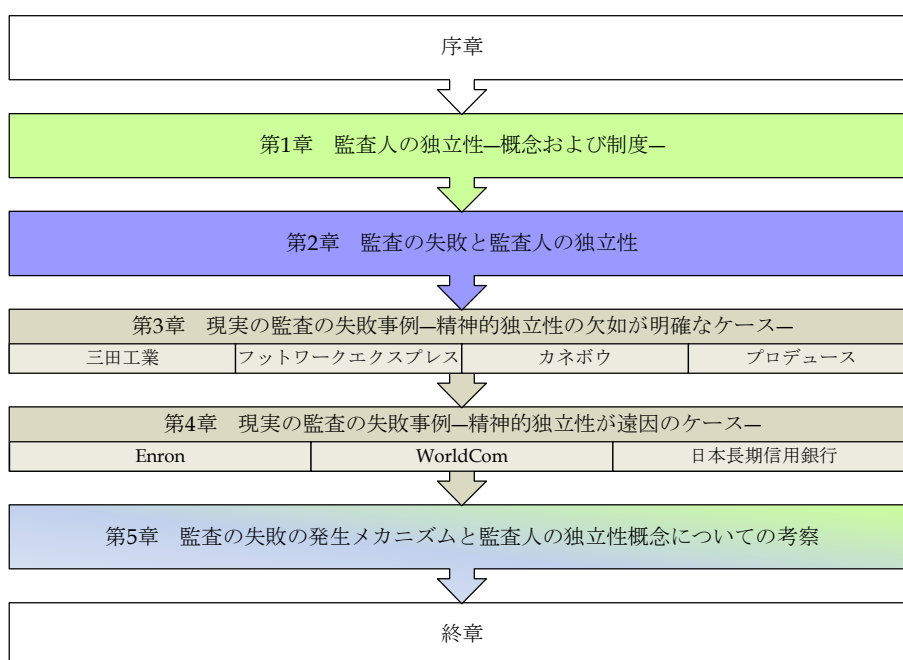
最後に、日本長期信用銀行 [1998] は他の事例と比べると異質である。なぜならば、図表 0-2 に示されるとおり、他の事例には全て監査の失敗を示唆する 4 指標があるのに対して、同事例のみ、行政

処分および利益の訂正の両指標がないうえ、刑法上の責任や独立性規制を強化するその後の制度改革といった形では、監査の失敗と監査人の独立性との間に明示的・直接的な因果関係が認められないからである。にもかかわらず日本長期信用銀行〔1998〕を選択したのは、わが国史上最大の銀行破綻となった同事例が、企業社会に極めて大きな影響を与えた事例であり、また監査責任を追及する風潮が歴史的に皆無に等しかったわが国の訴訟環境において、監査人が提訴され和解決着に至ったという点を重視したからである。いわばわが国の監査訴訟の幕開けを象徴するともいえる同事例において、監査人はいかに独立性を発揮して監査を実施していたのかを考察するため、分析対象として取り上げることにした。

第4節 論文構成

本論文の構成は、図表 0-3 に図式化したとおりである。

図表 0-3 論文構成



本章の後に続く第1章ではまず、既存の監査文献、明文化された法や規則、職業的専門基準を参照し、監査人の独立性に関する概念および制度の仕組みについて現在までに共有されている知識を示す。第2章では、監査人の独立性と監査の失敗について取り上げる。まず、監査の失敗が現実社会におい

てどのように発現する現象なのかを示したうえで、監査人の独立性が監査の失敗をもたらすまでのメカニズムを枠組みとして提示する。この枠組みは、監査人の独立性に関する概念および制度の仕組み、既存の実験研究やアーカイバル研究で得られた結果とともに、申請者が実施した事例研究の結果を反映させたものである。その枠組みのなかでは、監査人の独立性が監査の失敗をもたらすまでに2つのパターンがあると結論づけている。当該結論を裏づける経験的証拠として、第3章および第4章では、7つの事例を分析対象とした事例研究の結果を示す。

第3章は、精神的独立性の欠如が明確であったパターンの事例として、わが国で発生した三田工業 [1998]、フットワークエクスプレス [2001]、カネボウ [2005]、プロデュース [2008] を取り上げる。第4章では、精神的独立性が監査の失敗の遠因となったパターンの事例として、アメリカの Enron [2001] および WorldCom [2002]、そしてわが国の日本長期信用銀行 [1998] を取り上げる。「事件の概要」、「不正会計の構図」、「監査の実態と監査上の問題」、「関係者の責任」という共通の見出しのもと、現実の監査の失敗事例において、監査人はどのような状況のもと、いかなる要因によって独立性を失うのか、独立性の低下は監査プロセスにおけるいかなる監査人の判断および意思決定 (JDM) や行為に表れるのか、そして JDM や行為上のミスが最終的にどのように監査の失敗に結びつくのかを事例ごとに記述的に示す。

その後続く第5章では、第3章および第4章で記述的に示した結果から、監査人の独立性に影響を与えた要因や状況、監査の失敗に至るまでのメカニズムやその特徴、監査の失敗に対する行政および司法の評価といった項目ごとに事例研究の結果を整理し、それらを比較考察する。終章では、本研究の概括と将来研究について若干の展望を示す。

第1章 監査人の独立性—概念および規制—

第1節 監査人の独立性概念の構造

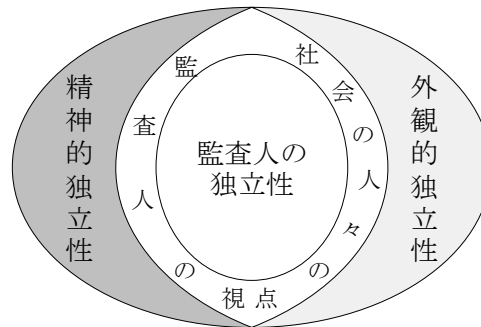
独立性 (independence) という概念は、特定の学問領域や実務に独占されるジャーゴンではなく、「学の独立」、「中央銀行の独立性」、「ジャーナリズムの独立性」、「司法権の独立」、昨今話題となっているところでは「社外取締役の独立性」など、広く様々なところで関心をもたれる概念である。監査領域には、「監査人の独立性 (auditor independence)」という概念が存在する。監査人の独立性は、監査において最も基本的かつ重要な概念の1つに位置づけられる概念である。監査はそもそも、監査人の独立性なくしては成立しないからである。監査は、ある2つの経済主体の間に潜在的な利害の対立があるというところにその存在理由がある。2者間に利害の対立がなければ、監査機能に対するニーズは大幅に低下する。潜在的利害の対立があるからこそ、いずれの立場からも独立した第三者が実施する監査機能にニーズと価値が生まれる (AAA 1973, 9-11, 15)。

このため、数あるプロフェッショナルの職業のなかでも、監査人だけは常に独立性に関心を払い続けなければならない (Arens et al. 2003, 81)。これまで会計プロフェッション、規制当局、学者により執筆された監査文献は一貫して、監査人の独立性は監査の礎石 (cornerstone) であり不可欠なものである、とその重要性を強調してきた (Mautz and Sharaf 1961, 246; AAA 1973, 15; AICPA 1978, 93; Robertson 1979, 68; 高田 1982, 102; Arens and Loebbecke 1988, 74; 田島 1988, 63; Gaa 1994; Afterman 1995, 61-62; 千代田 1995, 665; Boyton and Kell 1996, 28, 76; Guy et al. 1999, 13; AICPA 2000, 109; 山浦 2008, 9)。

既存の監査文献によれば、監査人の独立性とは、「監査人の行為、活動、および意見に関して、影響や支配のないことを意味するもの」(AAA 1973, 15)、「監査手続を実施する際、その結果を評価する際、監査報告書を発行する際に公正不偏の見地 (unbiased viewpoint) に立つこと」(Arens and Loebbecke 1988, 74; Arens et al. 2003, 83)、「誠実性および客観性をもって行動する能力」(Afterman 1995, 62)、と文献ごとに異なる説明がなされている。これは、監査人の独立性概念を突き詰めて定義することに難しさがあることを反映している。

監査人の独立性に対する定義は必ずしも統一的ではないが、その概念構造については、監査の主要テキストブックのなかで共通して受け入れられている考え方がある。それは、監査人の独立性概念が、精神的独立性と外観的独立性という2つの下位概念から構成される、という考え方である(図表 1-1)。

図表 1-1 監査人の独立性概念の構造



出所：申請者作成。

精神的独立性と外観的独立性とは、監査人の独立性を捉える視点の違いにより分けられる。精神的独立性は、監査人の独立性を監査の実行主体である監査人自身が捉えた独立性概念である。一方、外観的独立性とは、監査人が実際に独立的に判断を下しているかどうかを財務諸表の利用者である社会の人々が知覚（イメージ）する独立性概念である。監査人は、監査を実施する際、両方の独立性概念を常に保持しなければならない（Arens et al. 2003, 83; Knechel et al. 2007, 107-108; 鳥羽 2009, 179; Whittington and Pany 2014, 73-74）。

第 1 項 精神的独立性

監査人の独立性概念を構成する下位概念の 1 つは精神的独立性（independence in fact/independence in mental attitude/independence of mind）である。これはわが国では「内面的独立性」や「実質的独立性」と呼ばれることもあるが（高田 1982, 102; 田島 1988, 64; 大矢知 1989, 37）、いずれの呼称であれ、精神的独立性は、監査人の独立性を監査の実行主体である監査人自身が捉えた独立性概念である。監査文献において、その意味は次のように説明されている。

- ◆ 「知的誠実性 (intellectual honesty) という精神的状態 (mental condition)」(Robertson 1979, 68)
- ◆ 「公正不偏の態度 (unbiased attitude) を実際に保持できること」(Arens and Loebbecke 1988, 74; Arens et al. 2003, 83; Arens et al. 2010, 87)
- ◆ 「監査人が知的誠実性をもっていること」(Afterman 1995, 62)
- ◆ 「誠実性と客観性をもって行動できること」(Boyton and Kell 1996, 76)
- ◆ 「監査人の心の状態 (state of mind) であり、客観性という倫理的概念と密接に関係するもの」

(Knechel et al. 2007, 107, 109)

- 「監査上の判断については、監査人自身の責任のもとで行い、他人に自己の判断を委ねないこと、また、他人からの干渉や影響を許さず、常に公正な立場から判断すること」(鳥羽 2009, 180)
- 「監査業務を実施する際の監査人の心の状態 (state of mind) であり、監査人が職業的専門家としての判断を妥協させる恐れのある影響を受けることなく、誠実性をもって行動し、客観性および職業的懐疑心を行使すること」(Whittington and Pany 2014, 73)

これら説明が示しているとおおり、精神的独立性の本質は監査に従事する監査人個人の「心の状態 (精神的状態/精神的態度)」である。このため、精神的独立性は監査人自身にしか認識できないという特徴をもっている。こうした本質と特徴を備える精神的独立性は、上記のとおり、「バイアス」、「誠実性」、「客観性」といった意味内容と結びついている。

監査人は、監査契約を締結し、監査計画を策定し、監査手続を実施し、その結果を評価し、そして監査報告書を作成するまでの監査業務の全プロセスにおいて、精神的独立性を堅持しなければならない (千代田 1998, 149)。その目的は、監査人が財務諸表の信頼性を保証する役割を果たすために必要な職業的専門家としての判断 (professional judgment) の質を確保することにある (Arens and Loebbecke 1988, 74; Whittington and Pany 2014, 73)。精神的独立性が損なわれると、たとえば、①監査法人内部で定めた様々な判断基準を依頼人の意向を汲んで弱めて解釈する、②会計方針の変更の理由づけを監査人のほうから提案する、③不正な財務報告のスキームの立案に積極的に関与する、④「費用収益対応」と「保守主義」を巧みに使い分けて会計方針の変更をほとんど認めてしまうなど (鳥羽 2009, 181)、監査が適切に遂行されず、結果的に財務諸表の適正表示が達成されない可能性が高くなる。かくして、精神的独立性は、財務諸表監査の成否に直結する独立性概念である。

第2項 外観的独立性

監査人の独立性概念を構成するもう1つの下位概念は外観的独立性 (independence in appearance) である。これは、わが国では「経済的独立性」、「形式的独立性」、「外見的独立性」とも呼ばれる (高田 1982, 102)。外観的独立性は、監査人の独立性を財務諸表の利用者である社会の人々が知覚 (イメージ) する独立性概念であり、監査文献において次のように説明されている。

- 「独立性について他者が解釈した結果」(Arens and Loebbecke 1988, 74; Arens et al. 2003, 83; Arens et al. 2010, 87)

- ♦ 「監査人が独立的なのか他者に疑問をもたれるような関係を有していないこと」(Afterman 1995, 62)
- ♦ 「監査人が、被監査会社と経済的利害関係または重要なビジネス上の関係を有していないこと」(Boyton and Kell 1996, 76)
- ♦ 「監査人が下した判断に独立性が欠けているのではないかとの疑念や不安を社会の人々に与える可能性のある要因—すなわち、監査人の行動、監査人が他の関係者と取り結ぶ関係、そして監査人を取り巻く状況—から、監査人が解放されていると社会の人々が知覚した程度」(鳥羽・川北 2001, 82)
- ♦ 「監査人はバイアスがかかっていると知覚されないこと」(Knechel et al. 2007, 107)
- ♦ 「合理的で情報に通じた第三者が、セーフガードなど全ての情報を考慮したうえで、監査人の誠実性、客観性、または職業的懐疑心が損なわれていると結論づける恐れのある状況を回避すること」(Whittington and Pany 2014, 73-74)

このように外観的独立性は、監査人の独立性に対する社会の人々の「解釈」、「知覚」、「認識」であり、そのような外観を有する恐れのある関係や状況をもたないことを監査人に要求するものである。これは、実際に監査人が独立的な判断を下しているかどうかとは関係しない。

財務諸表監査の成否そのものは、社会の人々の知覚ではなく監査人自身の独立的判断（精神的独立性）に負うところが大きい。しかし外観的独立性は、精神的独立性と並んで重視される独立性概念である。なぜならば、監査用役の利用者である財務諸表利用者は、監査人が実施した監査の質を直接確かめることができないからである。財務諸表利用者が個々の監査人の心の状態である精神的独立性を調べることはできない以上、監査意見が社会的に信頼されるためには、「監査人の独立的判断を支援する環境面での保障（規制）がどの程度公認会計士に与えられ、反対に、監査人の独立的な判断にマイナスの影響を与える要因から公認会計士がどの程度距離を置いているかが重要になる」（鳥羽 2009, 181-182）。また外観的独立性は、抽象的概念である精神的独立性とは異なり、法律や規則などで具体的に規制できるため、監査に対する社会的信頼性を制度的に担保することを可能とする（大矢知 1989, 38）。かくして、外観的独立性は規制の問題と強く結びつく独立性概念である。規制の仕組みについては次節にて後述する。

外観的独立性には、少なからず実質的な面もある。職業的専門家である公認会計士とはいえ、人によっては人間的弱さが生じ、自らの意見に情実を加えてしまうこともあり得る。このため、あらかじめ

め精神的独立性に影響を与える恐れがある特別の利害関係を排除することは、監査人の独立的判断を確保するという意味で精神的独立性を支える役割を果たすことになる（森 1992, 69; 千代田 1998, 148-149）。

第 2 節 監査人の独立性規制の仕組み

監査人の独立性は、上述のとおり監査において極めて重要な概念である。その重要性に鑑み、監査人の独立性に対しては様々な規制が課されている。監査の歴史のなかで、監査人の独立性に対する規制（以下、独立性規制）は漸進的に厳しくなってきた（Colson 2004; Baker 2005; Clikeman 2009, 196）。大型の不正会計事件や世界金融危機を経験した 21 世紀には、独立性規制強化の動きは国際的にますます高まりをみせている¹²。

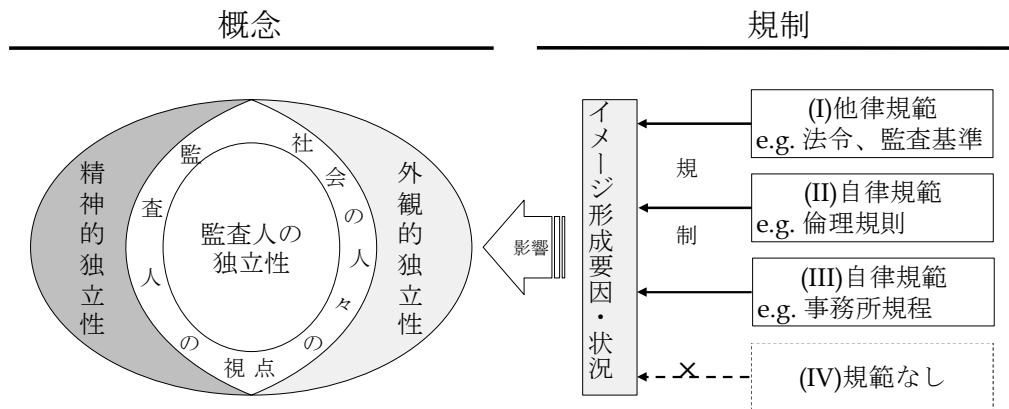
精神的独立性と外観的独立性の 2 つの下位概念のうち、とりわけ財務諸表監査の成否に直結するのは前者の精神的独立性である。しかし精神的独立性は監査人の心の状態であるため、物理的または視覚的に実証することは困難である（Robertson 1979, 68）¹³。このため精神的独立性は、一般的な規定を置くよりほか¹⁴、具体的には規制することができない概念となっている（Afterman 1995, 62）。そこで制度上、独立性規制の多くは、主に外観的独立性の側面に向けて、社会の人々の知覚に影響を与える具体的な要因や状況（以下、イメージ形成要因・状況）を規制する形で行われている。図表 1-2 は、独立性規制の仕組みを図示したものである。

¹² 近年の動きの 1 つとして、欧米では、監査人の独立性を一層高めるため、会計事務所のローテーションの導入をめぐって議論が進められた（EC 2010; PCAOB 2011）。

¹³ SEC と AICPA が 1997 年に共同で設立した ISB (Independence Standards Board) が提示した監査人の独立性についての概念フレームワーク (Conceptual Framework for Auditor Independence: CFAI) においては、独立性を事実として確立したり客観的に測定したりすることはできないとの理由により、精神的独立性に対して従来の「independence in fact」ではなく「independence of mind」という用語を使用することとしている（Myring and Bloom 2003, 32）。

¹⁴ アメリカおよび日本の GAAS はともに「一般基準」において精神的独立性を規制している。

図表 1-2 監査人の独立性に対する規制の仕組み



出所：申請者作成。

イメージ形成要因・状況は、人によって認識が当然異なるであろうため、様々なレベルで無数に存在するはずである。ごく一部の例を挙げると、次のようなものがある。

- ① 監査人が被監査会社の株式を所有している。
- ② 監査人が被監査会社と債権債務関係にある。
- ③ 監査人が被監査会社の会計システムを開発し運用するサービスを提供している。
- ④ 監査人またはその配偶者が、被監査会社の役員として直接的または間接的に経営上の意思決定に関与している。
- ⑤ 監査人が被監査会社と監査業務以外のビジネス関係（コンサルティング業務や税務業務など）をもっている。
- ⑥ 監査人が被監査会社に就職する。
- ⑦ 監査人が同一の監査契約に長期間携わる。
- ⑧ 監査人またはその配偶者が被監査会社の従業員である。
- ⑨ 被監査会社から高価な贈答や接待を受ける。
- ⑩ 顧客を獲得または契約更新するために、極度に安価な報酬で監査を行う（lowballing）。
- ⑪ 監査人と被監査会社とが訴訟関係にある。
- ⑫ 監査人が被監査会社から監査報酬を受け取る。
- ⑬ 監査人が被監査会社から受け取る監査報酬が巨額である。

イメージ形成要因・状況のなかには、実際に監査人の独立的判断を弱める可能性が高い深刻なもの

もある。たとえば①や②は、監査人の自己利益と関わるため (self-interest)、監査人が自己の利益を図って判断を歪める恐れがある。③や④は自己監査となるため (self-review)、独立的立場から判断しなければならない監査人の適格性を損なうものである。また⑤や⑥のように他の業務の請負や将来の雇用機会を狙って被監査会社に対する擁護の姿勢を生じさせるもの (advocacy)、⑦⑧⑨のように被監査会社との親密性を高めるもの (familiarity)、⑩のように訴訟のために被監査会社との間に現実的な利害対立関係を生じさせるもの (intimidation) もあるかもしれない (Knechel et al. 2007, 756-758)。さらに、⑩⑫⑬は監査人が被監査会社との監査契約を失いたくないというインセンティブを抱いている、というイメージを形成するかもしれない。イメージ形成要因・状況は、個別には些細にすぎないものであっても、「それらが重なり合い、状況によっては増幅し合い、公認会計士の独立性に対する社会の人々の知覚を形成する」(鳥羽 2009, 182)。

公認会計士による財務諸表監査制度に対する社会的信頼を確保するため、イメージ形成要因・状況の一部は、

(I) 他律規範：たとえば、

- ◆ SOX 法 (TITLE II Auditor Independence)
- ◆ SEC の Regulation S-X (Rule 2.01) や Final Rule: Revision of the Commission's Auditor Independence Requirements
- ◆ 公認会計士法 (第 24 条、第 34 条の 11)、同施行規則 (第 7 条、第 15 条)
- ◆ GAAS (AU §150, Generally Accepted Auditing Standards, 02 General Standards の 2; 『監査基準』[2014 年 2 月 18 日改訂] 第二 一般基準の 2)

(II) 職業団体の自律規範：たとえば、

- ◆ AICPA (American Institute of Certified Public Accountants : アメリカ公認会計士協会) の Code of Professional Conduct や Rules of Conduct
- ◆ 日本公認会計士協会の『倫理規則』

を通じて具体的に規制されている。さらに会計事務所もまた、

(III) : 会計事務所の自律規範：たとえば、

- ◆ 事務所内部で確立された基準、方針、諸手続など、他律規範および職業団体の自律規範より詳細な規程

を独自に設けることによって¹⁵、監査人の独立的判断が行使されていないのではないかとの人々の抱く不安に自発的に対応している（図表 1-2）。

とはいえ、イメージ形成要因・状況はあくまで社会の人々のイメージであり、その不安を 100%完全に解消することは不可能である（AICPA 1978, 93; 鳥羽他 2015, 138; Whittington and Pany 2014, 74）。たとえば、上述の一覧のうち⑫の監査人が被監査会社から監査報酬を得るという関係は、社会の人々の知覚にマイナスの影響を及ぼす最たるものである。アメリカでもわが国でも、監査の失敗が表面化すると、程度の差こそあれ報酬体系に問題があるのではないかと批判が生じる。そして、国家監査人／準国家監査人（government/quasi-government auditors）監査制度方式、監査人国家選任方式、会計士協会一括契約方式といった抜本的改革案が提案されることがある（Arens and Loebbecke 1988, 78; 鳥羽 2015, 146）。しかし、そのような新方式が監査人の独立性の問題を根本的に改善するかは未知であり、少なくとも現行の自由契約主義に基づく監査では、報酬体系の問題は、(IV)規制によって解消できない部分として残っている（図表 1-2）。

このような仕組みの独立性規制は第 1 に、実務に従事する監査人が監査を実施するにあたって、確立している規範に準拠することによって機能すると考えられる（事前規制の側面）。たとえば SEC は、明示されていない業務の提供など、規範に抵触するかどうかの判断に困る場合には、積極的に SEC の主任会計官室（Office of the Chief Accountant）に助言を求めることを監査人に対して奨励している（Regulation S-X, Preliminary Note）。独立性規制は第 2 に、規範に違反した場合の規制当局による執行行為（行政処分）、職業団体による懲戒処分、事務所内部での譴責処分などを通じて機能すると考えられる（事後規制の側面）。後者 2 つについては一般に明らかになることはほとんどないと思われるが、SEC はその執行行為において、会計事務所がクライアントと投資関係にあたりジョイント・ビジネスを行ったりといった経済的利害関係をもっていた場合、成功報酬契約や過年度に提供した非監査業務を監査する自己監査を行った場合など、基準や規則に明確に違反したケースにおいて監査人を独立性違反で処分している（Ryan 2004）。

規制がこのように働くためには、確立された規範が必要であると思われる。規範が存在しない場合

¹⁵ たとえば、あずさ監査法人は、10 の行動規範を支える 36 の行動指針、解説、参考規則等で構成される『倫理行動規範』（2001 年 1 月発効、2013 年 4 月最終改訂）を確立しており、うち独立性に関する行動規範の 1 つでは、「私たちは、贈答・接待を含めたクライアントとの付き合いにつき、社会慣行より厳しい対応をすることとし、公正性の原則を常に意識した行動を行います」[強調追加]との行動指針を示している。あずさ監査法人ホームページ（<http://www.kpmg.com/Jp/ja/about/azsa/Pages/ethical.aspx>）[アクセス日：2015 年 5 月 23 日]。

には、監査人にはイメージ形成要因・状況を排除（抑制）する義務はなく、規制当局や職業団体もイメージ形成要因・状況を排除しなかったことによって監査人を処分することはできないはずである。今日では規制されているものの、かつての⑤監査業務とコンサルティング業務との同時提供や⑥監査人の被監査会社への就職、⑦監査契約関係の長期化は、まさにそのような要因・状況であった。とりわけ、⑤非監査業務の同時提供は、外観的独立性にマイナスの影響を及ぼす要因として長年問題視されてきた。しかし、会計プロフェッションがそれを進んで自粛することはなく（鳥羽 2009, 185-186）、2002年のSOX法制定により強制的に禁止されるまで、アメリカの大手会計事務所全てがクライアントに対して非監査業務を提供し、同業務が監査業務より高い割合を占める収益構造をとっていた（千代田 2013, 872）。未規制の要因・状況は図表 1-2のうち(IV)に含まれると考えられるが、法や規則、規程の改正・改訂により新規制が導入されると、(IV)から(I)(II)(III)へと再分類されるものと考えられる。

第2章 監査の失敗と監査人の独立性

第1節 監査の失敗の発現

財務諸表監査は、企業と監査人との間で交わされる監査契約から始まる（図表 2-1）。二重責任の原則のもと、経営者は GAAP (Generally Accepted Accounting Principles : 一般に認められた会計原則) に準拠して財務諸表を作成する責任を負い、監査人は GAAS (Generally Accepted Auditing Standards : 一般に認められた監査基準) に準拠して監査を実施し、その結果を監査報告書において伝達する責任を負う。当該契約関係のなかで、監査人は、業務上知り得た情報を漏洩してはならないとの守秘義務を負っている。このため、監査人がどのような監査環境および監査判断のもと、現実の監査実務に従事しているのかを外部から知る機会は限定的である。通常、監査が成功している限り、監査人が財務諸表利用者と直接に接する場合は監査報告書のみである。財務諸表が遅延なく提出され、それに標準監査報告書が付されている大半の場合¹⁶、個別企業の会計のあり方および監査のあり方が社会で大きく取り上げられることはおそらくほとんどないのではないかとと思われる。

しかしその後、被監査会社の経営破綻、利益の訂正、あるいは重大な不正の発覚など、マイナスのアウトカムが生じた場合には状況は一変する。特に、財務諸表に対して無限定適正意見が表明されていたにもかかわらず粉飾決算が発覚した場合（たとえば、オリンパス [2011]）、経営者による財産不正が発覚した場合（たとえば、大王製紙 [2011]）、または継続企業の前提に関する注記が付されていなかったにもかかわらず突如、被監査会社が経営破綻した場合（たとえば、JAL [2010]）には、先に公表された財務諸表は企業の財政状態および経営成績を適正に表示していなかったのではないかと、監査人はなぜ監査を通じてそれを検出できなかったのか、監査意見として報告しなかったのか、と個別企業で行われた会計および監査の質に対する関心は急激に高まることになる。こうして、不正会計（粉飾決算）およびそれに伴う監査の失敗が疑われる状況—いわゆる会計不祥事—が発現する。

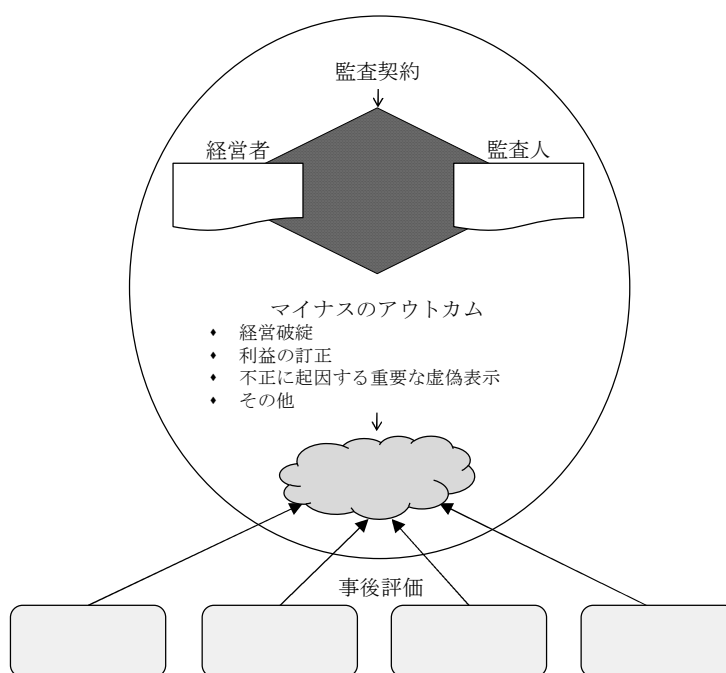
この時点では、事実解明が十分になされているとは限らないため、どのような不正会計があったの

¹⁶ 有価証券報告書等の提出は、①電力の供給が断たれた場合、②民事再生手続開始の申立てがあった場合、③過年度の有価証券報告書等に虚偽記載が発見され、財務諸表の訂正が必要になった場合、④財務諸表に重要な虚偽表示の疑義が識別され、追加的な監査手続が必要となった場合、⑤外国会社が本国の法令等により期限までに提出できない場合など、やむを得ない理由がある場合には延期が認められている（金融庁総務企画局 2015, 58-59）。

日本取引所グループのホームページによれば現在、上場会社 3490 社に対して、④を理由に 1 社、⑤を理由に 9 社が提出期限の延長を承認されている（<http://www.jpx.co.jp/listing/stocks/extended/index.html> [アクセス日：2015 年 5 月 14 日]）。また、現在は集計されていないが、東京証券取引所による 2006 年 4 月から 2008 年 3 月までの 2 期間の監査意見の集計結果によると、上場会社約 2400 社のうち約 97% が完全な無限定適正意見を受けている（鳥羽 2009, 326）。

か、また監査の失敗と称すべきものがあつたのかどうかはわからない状態である。しかし現実的には、多かれ少なかれこのような状況が生じた場合、監査人は監査報告書という場を超えて、様々な場において批判にさらされる可能性がある。具体的には、マスコミ報道、被監査会社または第三者からの損害賠償請求訴訟、行政機関による行政調査・処分、刑事訴訟などである。様々な利害関係者による責任追及のなかで、会計および監査の質は事後評価され、不正会計の背景や構図、監査の実態や監査上の問題など、会計不祥事の中身が徐々に明らかにされることになる。

図表 2-1 「監査の失敗」の発現とそれを捉える視点



出所：申請者作成。

第 2 節 監査人の独立性と監査の失敗との間の因果関係—精神的独立性にかかる既存研究—

既存の監査研究によれば、監査の失敗が生じる原因の 1 つは「監査人の独立性」に関係している (Brown and Calderon 1993, 54; 鳥羽 2010b, 2; Francis 2011, 127)。また、監査人の独立性を高めるための様々な政策が推進されるのは、規制当局が、不正会計および監査の失敗はしばしば監査人の独立性の欠如によって引き起こされると主張してきたからである、との観察がある (Church et al. 2015, 218)。従って、「監査人の独立性」と「監査の失敗」の両概念の間には、経済学モデルや心理学モデルなどの高度な数値モデルによって支持される理論が確立しているわけではないが、定性的に予測され

る因果関係 (causal relationship) が認められているものと考えられる (Libby et al. 2002, 794-796)。

監査人の独立性概念を構成する 2 つの下位概念のうち、とりわけ財務諸表監査の成否に直結するのは「精神的独立性」である。既存研究はこれまで主にアーカイバル研究手法および実験研究手法を用いて、精神的独立性がいかにマイナスのアウトカム (監査の失敗が疑われる状況) に結びつくのか、そしていかなる要因や状況が精神的独立性に影響を与えるのかを検証してきた (Gramling et al. 2010; Church et al. 2015)。

たとえば、Carcello and Nagy (2004)は、「監査担当期間 (auditor tenure)」に着目し、会計事務所の監査担当期間が 3 年以下のものを短期、9 年以上のものを長期と定義したうえで、監査担当期間と不正な財務報告 (1990 年から 2001 年までの期間の AAER を利用して識別) との間の関係を検証している。その結果、会計事務所の監査担当期間が短期の場合には不正な財務報告が発生する可能性が高くなること、一方、長期の場合には不正な財務報告が発生する可能性が高くなるとの証拠は得られないことを発見している。

また Menon and Williams (2004)は、「監査人の被監査会社への就職 (revolving door)」が監査人の独立性を毀損させるかについて実証的証拠を示している。彼らは、企業の取締役または役員の経歴から会計事務所の元パートナー (former partner: FP) であったかを識別し、当該企業の異常アクルーアルズとの関係を検証している。その結果、FP を取締役または役員として雇用している企業は、そうでない企業と比較して、より大きな異常アクルーアルズを報告することを発見している。

さらに、監査人による「非監査業務の提供」が監査の質にいかなる影響をもたらすのかを検証した研究もある。その研究結果は、相対立するものとなっている。監査の質の測定尺度として異常アクルーアルズを利用した研究のうち、Frankel et al. (2002)は、高水準の非監査業務報酬を支払う企業は異常アクルーアルズを有している可能性が高く、アナリストの利益予想をぎりぎりです、または上回る可能性が高いことを示している。しかし、Ashbaugh et al. (2003)は、非監査業務報酬と異常アクルーアルズとの間に相関を発見していない。さらに、Larcker and Richardson (2004)は、総監査報酬に占める非監査報酬の割合が高ければ、異常アクルーアルズはむしろ減少することを発見している。

最後に、「報酬体系」に着目した研究として、Larcker and Richardson (2004)は、監査報酬額と非監査報酬額をともに含む総報酬額がアクルーアルズとネガティブに結びつくこと、すなわち、監査人に支払われる報酬額が大きければ大きいほどアクルーアルズが小さくなることを発見している。しかし Bazerman et al. (1997 and 2002)は、そもそも監査人が被監査会社から報酬を受け取るという関係こそ、

精神的独立性を毀損し、無意識バイアスを生み出す元凶であると指摘している。

こうした研究で得られた結果は統合されて、精神的独立性がどのような要因・状況によってマイナスの影響を受け、監査人の判断および意思決定の質や監査アウトプットの質を引き下げるのかを一般的に理解するのに役立つと考えられる。しかし上でみたとおり、精神的独立性にかかる既存研究の結果は混合（mixed）しており、結果の解釈が極めて難しいものとなっている。この原因の1つは、構成概念妥当性（construct validity）の問題にあるのではないかと思われる。

精神的独立性は監査実務に従事する監査人の「心の状態」であり、監査人自身にしか認識できないという特徴をもっている。このため、アーカイバル研究および実験研究を実施する際には、直接には「観察不可能」な精神的独立性を何らかの代理変数で捕捉する必要がある。既存研究はこれまでに様々な代理変数を用いて分析を試みてきたようである（Gramling et al. 2010; Church et al. 2015）。しかし、そこで用いられているアクルーアルズ、会計事務所の規模、修正再表示といった代理変数は、精神的独立性に限らず、監査の質、利益調整、保守主義といった他の概念を測定する際にも重複して利用されるものであり¹⁷、それらが精神的独立性を上手く測定できているといえるのかは疑問である。

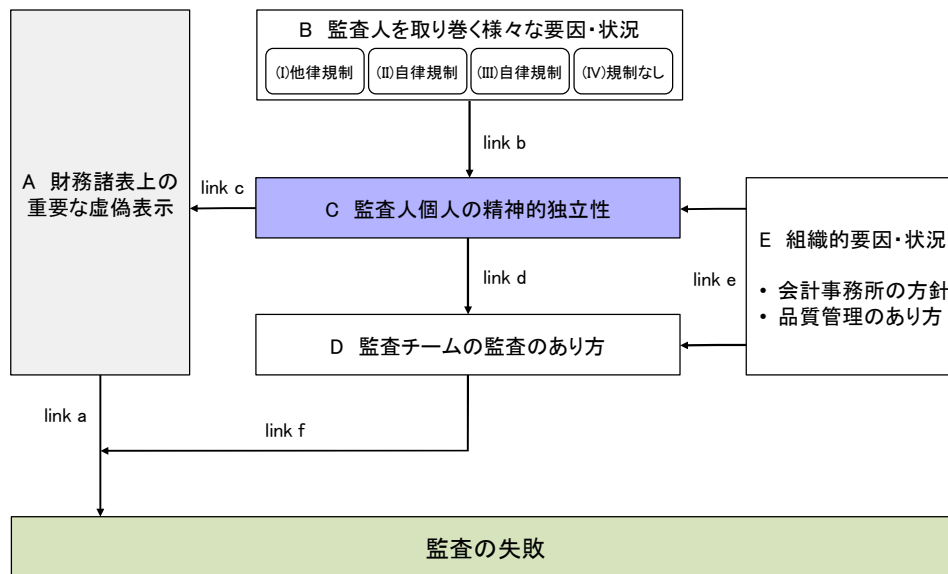
測定の問題に加えて、Church et al. (2015, 223)は、実験研究では、監督やレビューといった、現実状況の監査プロセスにおいては重要となっている要素が研究デザインから外されてしまう、との問題を指摘している。こうした既存研究の課題を踏まえて、Gramling et al. (2010, 554-555)は、特定事例に着目して、ある要因・状況が精神的独立性に与える影響を理解することの有用性を指摘している。ここに事例研究手法を採用している本研究の貢献がある。以下では、まず次節において監査人の独立性が監査の失敗に結びつくまでのメカニズムを枠組みとして提示し、次章以降、7つの個別事例ごとにそのメカニズムに関する厚い記述を試みる。

第3節 監査人の独立性が監査の失敗をもたらすまでのメカニズム

図表 2-2 は、精神的独立性を強調して、監査人の独立性が監査の失敗をもたらすまでのメカニズムを図式化したものである。

¹⁷ このような重複が起きるのは、監査研究が極めて限られたデータしか利用できない研究環境に置かれているためと考えられる。会計研究者は、データは存在するものの、その利用が限定されていたり、データそのものが存在しなかったりするために、研究データの収集が困難な状況に直面することがある（Schipper 1994, 70）。特に、監査研究では、監査調書や監査訴訟に関する記録といったデータが研究者に積極的に提供されることは皆無に等しい（Erickson et al. 2000, 190）。従って、大量データ観察による監査の実証研究では、測定尺度として用いる変数がある程度重複せざるを得ない事情があると思われる。

図表 2-2 監査人の独立性が監査の失敗をもたらすまでのメカニズム



出所：申請者作成。

まず、監査の失敗が発生するにはボックス A「財務諸表上の重要な虚偽表示」が存在していなければならない。現実的にはボックス A の有無にかかわらず、GAAS 違反による「監査の失敗」があったとして規制当局が監査人を処分することがある¹⁸。しかし、本研究では監査の失敗を「財務諸表に重要な虚偽表示があるにもかかわらず、監査人が誤った結論を表明してしまった状況」と捉えているため、ボックス A は監査の失敗が発生するための必要条件である (link a)。

監査が実施されなければ、ボックス A は検出されることなく、経営者が作成責任を負う財務諸表に含まれたまま社会に公表されるかもしれない。監査人は、監査を通じて財務諸表の適正表示について評価し、ボックス A を検出した場合には監査報告書においてそれを報告する社会的役割に従事する。その際、ボックス B から E までが、監査人の独立性関連の事項として財務諸表監査の成否を左右する。

精神的独立性は、監査実務に従事する監査人個人の心の状態であり、観察不可能な概念である (ボックス C)。しかし、制度として財務諸表監査の質を担保するため、精神的独立性は、社会の人々の知覚に影響を与える具体的な要因や状況 (外観的独立性) を(I)から(IV)により規制する (規制できない) ことを通じて、間接的に規制されている。これを表したものがボックス B である。ボックス B のなか

¹⁸ たとえば、SECは2014年1月、クライアントに非監査業務を提供したことや監査業務従事者 (personnel) がクライアントの株式を所有したことによって独立性規則に違反したとして KPMG LLP を処分している (<http://www.sec.gov/News/PressRelease/Detail/PressRelease/1370540667080#.U4Wp5RCCjIU> [アクセス日：2015年5月29日])。

には、既存研究で検証されている「ローテーション」、「監査人の被監査会社への就職」、「非監査業務の提供」、「報酬体系」といった要因・状況のほか、様々なレベルのものが無数に含まれる。そのなかには社会の人々の知覚にとどまらず、実際に監査人個人の精神的独立性を弱める働きをするものがある (link b)。監査人が万が一、精神的独立性を喪失してしまうと、たとえば、

- ◆ 自覚（認識）したうえで不正な財務報告に加担する
- ◆ 不正な財務報告と知りながら虚偽の監査証明を与える

といった形で (鳥羽 2009, 202)、監査人がボックス A に積極的関与 (教唆・協力) または消極的関与 (黙認) し (link c)、これが link a と結びついて監査の失敗が発生する可能性がある。このように link c が明示的となって監査の失敗が発生した場合には、監査人は、「故意」による虚偽証明のかどで民事・刑事・行政上の法的責任を追及される (弥永 2000; 日本公認会計士協会 2010)。

しかし今日の財務諸表監査は、監査人個人が単独で実施するというよりは、通常、監査チームという組織で実施される。組織監査のもとでは、監査人個人が精神的独立性を喪失し、ボックス A に関与するような状況に陥った場合でも、監査チーム内で当該監査人の業務が適切に監督・レビューされていけば、当該個人の精神的独立性の欠如が即座に監査の失敗に結びつく危険性は弱まると考えられる。そのような機能をもつ、監査チームによる監査のあり方を示したものがボックス D である。しかし、たとえ監査チームによる監査が実施されていたとしても、チーム内の監査人が本来自ら働かせるべき独立的判断を他者に委ねてしまう場合や、精神的独立性を喪失した監査人が実施した業務に対する監督およびレビューが適切に行われていない場合には (link d)、監査チームがボックス A を検出できる可能性は低くなり、監査の失敗に結びついてしまうかもしれない (link f)。

さらに、監査法人／会計事務所は、監査の失敗の発生によって事務所のレピュテーションが傷つくことを避けるため、また訴訟リスクに対応するため、個人および監査チームによって実施される監査の質を品質管理するインセンティブを有している。事務所規程や倫理行動規範などにより明文化された事務所方針は所属する監査人個人の精神的態度に影響を与え、また事務所の品質管理は監査チームの監査のあり方に影響を与えると考えられる。これがボックス E からボックス C および D にかかる link e である。通常、link e は監査の質を高めるような仕組みが監査法人／会計事務所の側で用意されているものと想定される。しかし、監査法人／会計事務所が、精神的独立性を多少犠牲にしても新規顧客の獲得や既存顧客との契約更新を重視する組織体制や報酬体系をとっている場合など、事務所レベルでの組織的要因・状況が監査人個人および監査チームにマイナスの影響を与える可能性はある。

これが link c、link d、link e のいずれか（もしくはその組み合わせ）と結びつき、結果として監査の失敗が発生してしまうかもしれない。

ここまで述べてきたところから、精神的独立性が監査の失敗に結びつくまでのメカニズムには大きく2つのパターンが想定される。第1のパターンは、監査人が諸要因・状況により精神的独立性を喪失し、財務諸表上の重要な虚偽表示に積極的または消極的に関与してしまうというパターンである。第2のパターンは、監査人が不正な財務報告に関与するわけではないが、諸要因・状況により監査人の精神的独立性が弱められた結果、監査の質に問題があるにもかかわらず、それが監査チーム内の監督・レビュー、会計事務所／監査法人による品質管理によって是正されなかったために、監査人が財務諸表上の重要な虚偽表示の検出に失敗してしまうというパターンである。監査の失敗が発生するメカニズムが第1パターンなのか第2パターンなのかは、link c が明示的かどうかによって決まる。

現実的には、いずれのパターンによる監査の失敗も発生しうるものと考えられる。しかし、監査人が不正な財務報告に積極的または消極的に関与することを意味する第1パターンの監査の失敗は極めて特殊であろう。むしろ、監査人の独立性に関して強く懸念されるのは、第2パターンの監査の失敗であると考えられる。そのような懸念は、PCAOB 委員長が行った以下のスピーチにも表れている。「監査人が知りながら (knowingly) 自身の誠実性を失うケースは稀である。しかし、周知のとおり、善意の (well-intentioned) 監査人であっても、一般の人と同じように、自己の無意識バイアス (unconscious biases) を認識することに失敗し、無意識バイアスから身を守ることに失敗するのである」(Doty 2011)。これは、link c が明示的ではないものの、精神的独立性が遠因となって監査の失敗に結びつくことが多いことを示唆しているものと理解できる。

次章以降、本研究は、7つの個別事例を対象とした事例研究の結果を示す。図表 2-2 に示したメカニズムを踏まえたうえ、現実の監査の失敗事例において、監査人はどのような状況のもと、いかなる要因によって独立性を失うのか、独立性の低下は監査プロセスにおけるいかなる監査人の判断および意思決定 (JDM) や行為に表れるのか、そして JDM や行為上のミスが最終的にどのように監査の失敗に結びつくのかを事例ごとに明らかにしていく。その際、メカニズム・パターンが第1なのか第2なのかによって、提示する事例を第3章と第4章とに分けることとする。第3章では精神的独立性の欠如が明確な事例を、第4章では精神的独立性が監査の失敗の遠因となった事例をそれぞれ示す。事例ごとに、まず「事件の概要」として基本的な情報を示した後、図表 2-2 のボックス A に関する部分としての「不正会計の構図」、ボックス B から E までに関連する部分としての「監査の実態と監査

上の問題」と順に取り上げる。最後に、監査の失敗に対する行政および司法の評価として「関係者の責任」を取り上げる。

第3章 現実の監査の失敗事例—精神的独立性の欠如が明確なケース—

第1節 三田工業 [1998] ¹⁹

第1項 事件の概要 ²⁰

三田工業株式会社（以下、三田工業）は、複写機業界の草分けとして1934年に大阪で創業した会社である。海外市場における強力な販売体制の構築や生産基地の増強を推進し、技術開発に注力した三田工業は、複写機総合メーカーとしての基盤を着実に固め、やがて「コピーは mita」で知られる大手一角へと成長した。しかし1985年の円高不況以降、三田工業を取り巻く状況は次第に暗転した。円高により大手コピー機メーカーが生産拠点を次々に海外へ移転した結果、三田工業が強みとしていたコスト優位性は薄れ、また大手の勢力が手薄であった低速機市場においては家電メーカーによる猛追を受けた。さらに、「デジタル化」や「カラー化」といった複写機の急激な技術転換の流れにも取り残されるなど、三田工業は様々な経営環境の変化に苦しむようになった。

1998年8月10日、三田工業は大阪地方裁判所に会社更生法の適用を申請した（『日本経済新聞』1998年8月10日 [夕刊]）。負債総額2056億円を抱える三田工業の倒産は、戦後の製造業の倒産としては当時最大級の倒産となった（『毎日新聞（大阪）』1998年8月10日 [夕刊]、9月10日）。三田工業の突如の「黒字倒産」を不審がる向きが多くあるなか、間もなく同社で長年粉飾決算が行われていたことが発覚した（『日本経済新聞』1998年8月12日、8月12日 [夕刊]；『毎日新聞（大阪）』1998年8月12日 [夕刊]）。

違法配当の疑いや旧経営陣に対する責任追及など混乱した状況が続くなか、三田工業は同年10月5日に会社更生手続を開始し（『日本経済新聞』1998年10月6日）、その後、京セラ株式会社（以下、京セラ）の支援を受けながら会社再建を続けた。三田工業は2000年に京セラミタ株式会社へ、2012年4月には京セラドキュメントソリューションズ株式会社へと社名変更し、現在、京セラの全額出資子会社として経営を続けている²¹。

なお、三田工業は非上場会社ではあるが資本金33億3100万円の大会社であった。同社の『有価証券報告書』は公開されていないが、粉飾決算が発覚する直前の1997年11月期末時点の売上高は1174億9097万4千円、当期純利益は8億4614万5千円、自己資本は157億3164万6千円、従業員数は約

¹⁹ 第3章第1節の記述は、亀岡 (2012a, 184-207)を加筆修正したものである。

²⁰ ここでの記述は、以下の文献をもとに作成した。東洋経済新報社 1995, 1004；日経BP社 1998, 7；帝国データバンク 1998。

²¹ 京セラドキュメントソリューションズ株式会社ホームページ (http://www.kyoceradocumentsolutions.co.jp/company/outline_mita.html [アクセス日：2015年5月29日])。

1865名であった（日本経済新聞社 1999, 2595; 『毎日新聞（大阪）』1998年8月10日〔夕刊〕）。

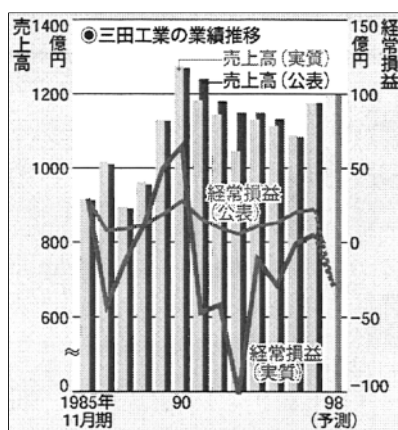
第2項 不正会計の構図

三田工業は経常赤字に転落した1986年に初めて粉飾決算に手を染め（『日本経済新聞』1998年10月14日）、1998年の発覚まで粉飾決算を続けた。三田工業が長期的に粉飾決算を続けざるを得なかった最大の理由は、前社長が述べるように「銀行借り入れを続けるために、信用を落とさないことが重要だった」（『毎日新聞（大阪）』1998年8月12日〔夕刊〕）からである。三田工業は非上場会社であり、株式市場から資金調達を行うことができない。このため、三田工業は研究開発費も設備投資も銀行融資に頼らなければならないという資金調達面での弱点を持っていた（ダイヤモンド社 2001, 28-29）。

さらに、三田工業グループの資金繰りは、三田工業本体の信用をもとにした銀行融資に全面的に依存していた。そこでは、三田工業が債務保証する形で関連会社の三田青写真に銀行融資を受けさせ、三田技術コンサルタンツなどのグループ内企業に貸し出すなどの資金のやりくりが繰り返し行われていた（『朝日新聞（大阪）』1998年8月12日）。このため、銀行に対する三田工業の信用を維持することは、三田工業自身が銀行融資を受けるためにも、グループ全体の資金繰りを確保するためにも必要不可欠であった。

図表 3-1-1 は、1985年から1998年までの訂正前および訂正後の業績推移を示したものである。この期間中に行われた粉飾決算には、業績の水増しを目的とした粉飾決算のほか、業績を実際より悪く見せかける目的の「逆粉飾」決算も含まれていた（『朝日新聞（大阪）』1998年10月14日）。図表 3-1-1 が示すとおり、実質の経常損益は赤字と黒字とを大きく揺れ動いていたが、三田工業は粉飾決算を通じて公表の経常損益をある一定に保ち、経営が安定しているよう見せかけていた。

図表 3-1-1 1985 年-1998 年の売上高および経常損益の推移(訂正前・訂正後)



出所：日経 BP 社 (1998, 7).

付記：「実質」は訂正前、「公表」は訂正後の業績数値を表している。

図表 3-1-1 に表れているとおり、三田工業の粉飾決算は、架空売上の計上ではなく、貸借対照表の資産を水増しする一方、負債を過小計上するという単純な手口で行われていた（『日本経済新聞』1998年10月10日）。三田工業の保全管理人によると、会計処理としては「複雑な処理がされていたわけではなく、コンピューターには実際の数字が入っていた。そのデータのコピーを、単純に数字を書き換え」ることにより、社内では「銀行向けと国税当局向けの社外用と、社内用の二重帳簿」が作成されていた（『朝日新聞（大阪）』1998年8月12日〔夕刊〕）。

三田工業では、前代表取締役社長が前専務取締役や前財務部長ら幹部4名と毎月一度、経営会議を開催して経営方針について協議し、同会議で事実上の経営決定を行っていた。粉飾決算もこの幹部会議で決定され、経営幹部から「銀行から融資を受け続けるには黒字にしないといけないから、数字を書き換えます」などの粉飾決算の原案が出され、前社長が「やむを得ないな」と了承していたという（『日本経済新聞』地方経済面（019）1998年10月14日；『日本経済新聞』1998年10月14日、10月14日〔夕刊〕；『朝日新聞（大阪）』1998年10月13日〔夕刊〕）。

図表 3-1-2 は、1996 年から 1998 年までの訂正前および訂正後の貸借対照表と損益計算書を示したものである。そこからは、以下の粉飾決算の特徴が見てとれる。

- ◆ 売上債権や棚卸資産、有形固定資産といった資産勘定が架空計上・過大計上されている。
- ◆ 仕入債務や短期借入金といった負債勘定が過小計上（簿外処理）されている。
- ◆ 売上高の粉飾決算は行われていない。

粉飾決算によって利益操作された金額は、1986 年以降、総額 370 億 9800 万円に達した（『毎日新聞

(大阪)』1998年8月12日[夕刊]。またこの他にも、三田工業には、貸借対照表上に表れない国内および海外の子会社などに対する保証債務が約908億円あったという(『日経産業新聞』1998年8月13日)。

図表 3-1-2 1996年-1998年の訂正前および訂正後の貸借対照表と損益計算書

(単位：億円)

貸借対照表	1996年11月期			1997年11月期			1998年6月期*		
	訂正前	訂正後	粉飾額	訂正前	訂正後	粉飾額	訂正前	訂正後	粉飾額
(資産の部)									
I 流動資産									
現金預金	168	123	45	160	110	50	132	142	-10
売上債権	381	334	47	401	331	70	472	364	108
有価証券	16	13	3	16	13	3	16	13	3
棚卸資産	133	9	43	151	98	53	158	93	65
その他	17	17	0	25	22	3	49	36	13
貸倒引当金	-3	-3	0	-3	-3	0	-3	-3	0
流動資産合計	712	574	138	751	572	179	824	645	179
II 固定資産									
有形固定資産	304	272	32	328	293	35	333	293	40
無形固定資産	2	6	-4	9	12	-3	11	11	0
投資等									
関係会社株式	117	117	0	127	127	0	134	134	0
敷金・保証金	24	24	0	23	23	0	23	23	0
長期貸付金	39	69	-30	27	67	-40	37	77	-40
その他	13	13	0	16	16	0	16	16	0
固定資産合計	498	500	-2	530	538	-8	554	554	0
資産合計	1,210	1,074	136	1,281	1,110	171	1,378	1,199	179
(負債の部)									
I 流動負債									
仕入債務	259	312	-53	265	330	-65	285	347	-62
割引手形	11	11	0	17	17	0	29	29	0
短期借入金	357	424	-67	418	468	-50	472	537	-65
設備等支払手形	18	18	0	21	21	0	9	9	0
賞与引当金	8	8	0	8	8	0	10	10	0
その他	23	78	-55	22	75	-53	29	104	-75
流動負債合計	676	850	-174	752	920	-168	835	1,037	-202
II 固定負債									
長期借入金	289	299	-10	296	296	0	295	285	10
社債	88	88	0	68	68	0	68	68	0
退職給与引当金	4	4	0	6	6	0	7	7	0
その他	2	2	0	2	2	0	2	2	0
固定負債合計	383	393	-10	372	372	0	372	362	10
負債合計	1,058	1,243	-185	1,124	1,292	-168	1,207	1,399	-192
(資本の部)									
資本金	33	33	0	33	33	0	33	33	0
法定準備金	13	13	0	13	13	0	13	13	0
剰余金	106	-214	320	111	-228	339	125	-246	371
純資産合計	152	-168	320	157	-182	339	171	-200	371
負債純資産合計	1,210	1,074	136	1,281	1,110	171	1,378	1,199	179

(単位：億円)

損益計算書	1996年11月期			1997年11月期			1998年6月期*		
	訂正前	訂正後	粉飾額	訂正前	訂正後	粉飾額	訂正前	訂正後	粉飾額
売上高	1,086	1,086	0	1,175	1,175	0	700	700	0
売上総利益	209	185	24	225	206	19	141	109	32
営業利益	11	-13	24	24	5	19	16	-16	32
営業外収益	50	51	-1	43	43	0	20	20	0
営業外費用	41	41	0	44	44	0	16	16	0
経常利益	20	-3	23	23	4	19	21	-11	32
特別利益	2	2	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	4	4	0	2	2	0	1	1	0
税引前時純利益	18	-5	23	21	2	19	20	-12	32
当期純利益	13	-10	23	8	-11	19	16	-15	31

出所：井端 (2006, 221-222)に基づき申請者作成。

付記：* 三田工業の決算期は11月期末であるが、1998年は6月までの7カ月間の変則決算期である。

なお、三田工業が非上場会社であったため、また三田工業の会社更生法適用申請日から時が経過しているためと思われるが、筆者自身は、三田工業の貸借対照表および損益計算書を訂正前・訂正後ともに直接入手することができなかった。

上記の表は、井端 (2006, 213-215, 217-218, 221-222) が入手した1995年11月期-1998年6月期の「倒産前に公表されていた、粉飾が施された貸借対照表と損益計算書」と「会社更生法の申請に際して裁判所に提出したものと考えられる」1996年11月期-1998年6月期の「粉飾前の貸借対照表と損益計算書」をもとに作成されたものである。しかし、そこで示された図表のデータを相互に照らし合わせると、明らかに整合しない計算や表示の誤りと思われる箇所がいくつかあったため、筆者がわかる範囲で修正を加え、また見やすい形で改訂表示している。

第3項 監査の実態と監査上の問題

三田工業は非上場会社ではあるが商法上の大会社であるため、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下、商法特例法）により会計監査人の監査が求められていた。通常、三田工業ほどの規模の会計監査人は監査法人に依頼されることが多いとされるが、三田工業の会計監査人は、大企業としては珍しく個人事務所の公認会計士1名が担当していた（『毎日新聞（大阪）』1998年10月14日〔夕刊〕；『朝日新聞』1998年8月13日）。三田工業粉飾決算事件では、この公認会計士の精神的独立性の欠如が監査の失敗を引き起こした可能性が高い。

元会計監査人は、三田工業前社長の小学校時代の同級生であった。1977年、元会計監査人は三田工業の顧問になり、三田工業前社長が社長に就任して4年後となる1983年、三田工業の会計監査人に就任した（『毎日新聞（大阪）』1998年10月14日〔夕刊〕）。元会計監査人の公認会計士としての仕事は三田工業の監査だけであったとされ、元会計監査人は、三田工業の監査では補助者も使用せず単独で監査を行っていたという（『毎日新聞（大阪）』1998年12月15日；井上 2003, 27）。これらは、元会計監査人は経済的基盤の弱さから三田工業のような大手顧客を失いたくないというインセンティブを持ったのではないかの疑いを生じさせる。詳細な情報が得られないため断定することはできないが、会計監査人に就任する前に顧問となっていたことについては、仮に法律上の問題がなかったとしても、

元会計監査人が監査契約締結時点において、日本公認会計士協会の『紀律規則』第5条第1項が規定する「法令等に定めるほか独立の立場について疑問をもたれるような利害関係」を有していたことを示すに十分ではないかと思われる。

三田工業の事例では、元会計監査人には三田工業のような大会社を監査できるほどの監査資源が備わっていないのではないかとの問題（監査能力の問題）とともに、上述の要因・状況が精神的独立性の欠如に結びついたかもしれないとの問題がある。元会計監査人の「同級生の社長に（粉飾の見逃しを）頼まれたので仕方なかった」、「私が正確に監査すれば、会社はつぶれていた」（『毎日新聞（大阪）』1998年10月14日〔夕刊〕）との言葉には、経営者個人との親密性の高さ、元会計監査人の会社擁護の姿勢が強く表れている。その監査業務の内容は、年1回の決算報告書や銀行から融資を受ける際の書類の作成などであったが、元会計監査人は、実際にはほとんど監査業務に携わらず、三田工業の旧経営陣がまとめた粉飾決算を黙認し、1986年からは粉飾決算に加担していたとされる。また元会計監査人は、三田工業が海外に展開する海外関連法人への監査名目で年間200日以上も海外に出張し、「会社丸抱えの海外旅行」を行っていたとも指摘される（『毎日新聞（大阪）』1998年10月14日〔夕刊〕）。

このようないい加減な監査業務に対して支払われた監査報酬は毎年多額にのぼり、元会計監査人は年間約2000万円の報酬を受け取るほか、三田工業の関係会社や海外子会社の顧問に就任し、年間1000万円を超える報酬を受け取っていたとされる（『朝日新聞』1998年11月24日〔夕刊〕）。元会計監査人は1997年には、三田工業から3千数百万円と多額の報酬を得ていた（『毎日新聞（大阪）』1998年10月14日〔夕刊〕）。手取りで年間1千数百万円であったという監査報酬は、日本公認会計士協会が定めた上限額を下回ってはいたが、相場の数倍であったという（『朝日新聞（大阪）』1998年12月16日）。このように相場を上回る監査報酬が1名の会計監査人に対して支払われていたこと、監査報酬以外にも多額の報酬が支払われていたことを考慮すれば、その異常さは際立っている。元会計監査人に対する刑事訴訟では、時効にかからない1995年12月から1998年7月までの期間に元会計監査人が監査報酬名目で受け取った月額90万円、総額約3000万円が全額賄賂として認定され、元会計監査人は、商法特例法の収賄罪が1982年に施行されて以来、初めての実刑判決を受けた（『毎日新聞（大阪）』1998年11月25日；『朝日新聞（大阪）』1998年11月25日、同12月16日；『日本経済新聞』1999年11月1日〔夕刊〕）。

第4項 関係者の責任

会社側の責任

経営破綻後の1998年8月14日に行われた債権者説明会において、三田工業前社長は、「粉飾は私の指示。私財の提供はもちろん、いかなる償いもする」と、1986年11月期から行われた累計約370億円の粉飾決算があったことを公の場で認めた（『日本経済新聞』1998年8月15日）。三田工業は非上場会社のため、粉飾決算による証券取引法上の責任を問われない。しかし、三田工業の粉飾決算を主導した旧経営陣らは、商法違反（違法配当）他いくつかの罪で、民事および刑事の両面から責任を追究された。

民事では、1998年8月24日、1993年11月期以降、5期にわたる総額11億2943万1千円の違法配当の損害賠償を請求するため、三田工業の保全管理人が、前社長を含む違法配当決議に加わった当時の取締役3名と常勤監査役1名の不動産ならびに預金の保全処分を大阪地裁に申請し、差押命令を得て保全処分を行った（『日本経済新聞』1998年8月25日；『日経産業新聞』1998年8月25日）。同年10月29日、三田工業の更生管財人は、旧経営陣4名に対して、違法配当分の約11億2900万円、違法役員賞与分の約1億2100万円、法人税支払分の約6億2500万円の総額18億7500万円の損害賠償を求めて、会社更生法72条に基づく「賠償請求権の査定申し立て」を行った。同損害賠償請求権の査定申し立てについては、1999年7月12日、前社長とその親族らが9億数千万円を管財人側に支払うとする和解契約書に双方が調印し、正式な和解が成立した（『日本経済新聞』1998年10月29日〔夕刊〕、1999年7月13日〔夕刊〕、7月16日）。

他方、刑事では、1998年10月6日、粉飾決算で架空利益を計上し、1997年11月期までの5年間で約11億円を超す違法配当を株主に行っていたとして、大阪地検特捜部が本格捜査に乗り出す方針を固め（『日本経済新聞』1998年10月7日）、三田工業粉飾決算事件は刑事事件へと発展することとなった。同年10月13日、大阪府警捜査二課と大阪地検特捜部は、商法違反（違法配当）の疑いで強制捜査に乗り出し、前社長に対する取り調べを開始した（『日本経済新聞』1998年10月13日）。

1998年10月14日、1997年11月期決算で約2億6000万円を違法配当していたとして、三田工業前代表取締役社長、前専務取締役、前財務部長、前経理部長、前人事部長、元会計監査人の6名が商法違反（違法配当）の疑いで逮捕された（『日本経済新聞』1998年10月14日、10月30日〔夕刊〕）。その後、前代表取締役および前専務取締役は他の容疑でも逮捕・起訴され、粉飾決算の責任を問われた。三田工業粉飾決算事件に関連した関係者への刑事責任追及の内容は、図表3-1-3に示したとおりであ

る。

図表 3-1-3 三田工業粉飾決算事件に関連した刑事責任追及

罪となる容疑 下段：違反法令	1997年11月期の 違法配当 商法489条3号	1993-1996年11月期の違 法配当 商法489条3号	1993年12月-1998年7 月の役員賞与支給 商法486条1項	1995年12月-1998年7 月の贈賄・収賄 商法特例法28条1項
前代表取締役社長	●	●	●	●
前専務取締役	●	●	○	-
前財務部長	○	-	-	-
前経理部長	○	-	-	-
前人事部長	○	-	-	-
元会計監査人	●	●	-	●

出所：『日本経済新聞』1998年10月14日、10月30日（夕刊）、11月3日、11月4日、11月25日、12月15日に基
づき申請者作成。

付記：●は逮捕・起訴、○は逮捕のみ、-は該当なし。

1999年3月1日、大阪地裁にて前代表取締役社長、前専務取締役、元会計監査人の初公判が開かれ、3名は起訴事実を全面的に認めた（『日本経済新聞』1999年3月2日）。前専務取締役については、同年5月6日、懲役2年、執行猶予2年の判決が言い渡された（『日本経済新聞』地方経済面（016）1999年5月7日）。前代表取締役社長については、同年11月9日、「被告はワンマン経営者として犯行を主導・支配しており、経営陣の中で最も重い責任を免れない」などとして、懲役2年8カ月の実刑が言い渡された（『日本経済新聞』1999年11月8日〔夕刊〕）。前代表取締役社長は、実刑判決に不服として大阪高裁に控訴し、2000年11月16日の控訴審判決は、前社長がすでに全財産の提供など相応の制裁を受けていること、一度も保釈請求せず約2年間勾留されていること、一審判決は酷に過ぎるなどの情状を考慮して地裁判決を破棄し、前社長に懲役3年、執行猶予4年の判決を下した（『日本経済新聞』地方経済面（019）1999年11月10日、『日本経済新聞』2000年11月16日〔夕刊〕）。

なお、本事例における監査役の責任については、常勤監査役1名に対して賠償請求がなされているだけで、刑事責任までは問われていない。その理由は、監査役は全く帳簿を見ていないし必要な監査書類に自ら直接関与していないので、共犯関係の立証ができないため、ということである（家近 1999, 109）。旧経営陣が刑事責任を問われた1993年から1997年までの期間、三田工業では常勤監査役1名と非常勤監査役1名または2名が就任していた。新聞報道によると、非常勤監査役1名は会社には年数回出るぐらいで三田工業の業績や財務内容に関する書類は一度も見てもおらず、印鑑も前専務取締役に預けていたという状態であったという（『朝日新聞（大阪）』1998年10月14日）。このように、三田工業のコーポレート・ガバナンスはほとんど機能していなかったことが明らかとなっている。

監査人の責任

すでに述べたように、1998年10月13日に三田工業前社長ほか逮捕された6名のなかには、三田工業の会計監査人を担当した公認会計士が含まれていた（『日本経済新聞』1998年10月14日）。同年11月2日、一部の旧経営陣が処分留保で釈放されるなか、元会計監査人は前社長ら旧経営陣2名とともに商法違反（違法配当罪）で起訴された。翌日には1997年11月期のほかに1996年11月期までの4年間にも違法配当があったとして元会計監査人は再逮捕され、同年11月24日、旧経営陣ら2名とともに商法違反（違法配当罪）で追起訴された。特に指摘すべきは、1998年11月24日、元会計監査人が三田工業の粉飾決算を見逃すよう前社長から依頼を受け、謝礼として法定監査報酬名目で約3000万円を受け取ったとして逮捕され、同年12月14日、商法特例法違反（会計監査人に対する贈収賄）の罪で前社長とともに追起訴されたということである（『日本経済新聞』1998年11月3日、11月4日、11月25日、12月15日）。

1999年3月1日、大阪地裁にて三田工業粉飾決算事件にかかる初公判が開かれ、元会計監査人は2名の旧経営陣と同様に起訴事実を全面的に認めた（『日本経済新聞』1999年3月2日）。同年7月1日、「被告は本来、会計監査人として不正な粉飾決算を防止する立場にありながら、大規模な粉飾に加担しており悪質」として、元会計監査人には懲役3年、追徴金約2900万円の求刑が言い渡された（『日本経済新聞』1999年7月1日〔夕刊〕）。1995年から1998年までの3年間の監査報酬全額が賄賂と認定されたことに対して、元会計監査人は「監査手続きは行っており、法定監査報酬の全額がわいろではなかった。粉飾決算への関与も追隨的、消極的だった」として執行猶予付き判決を求めて結審した（『日本経済新聞』1998年11月25日、『日本経済新聞』地方経済面（019）1999年8月19日）。しかし1999年11月1日、「監査制度への信頼を内側から突き崩した専門的職業人としての背信行為で、公認会計士への信頼を失墜させた」として懲役1年6カ月、追徴金約3000万円の実刑判決が下された（『日本経済新聞』1999年11月1日〔夕刊〕）。

元会計監査人は控訴し、その後2000年12月7日の控訴審判決は、粉飾決算は「被告の協力がなければ不可能で、同社に多大な損害を与え、多数の社員の生活を危機にさらした責任は重い」と指摘しつつも、元会計監査人はすでに社会的制裁を受けていることなどを理由に一審判決を破棄し、懲役2年、執行猶予4年、追徴金約3000万円の判決を言い渡した。元会計監査人は再び上告したが、2004年7月26日付で上告は棄却され、控訴判決が確定した（『日本経済新聞』地方経済面（016）2000年

12月8日、『日本経済新聞』地方経済面（016）2004年7月29日）。

この他、元会計監査人に対しては民事訴訟も引き起こされている。1998年10月29日、三田工業の更生管財人は「粉飾を知らずに見逃した」として、商法特例法9条に基づき元会計監査人に5億円の損害賠償を求めて大阪地裁に提訴した（『日本経済新聞』1998年10月29日〔夕刊〕）。2000年10月25日、元会計監査人は賠償の責任を認め、3000万円を支払うなどの条件で和解が成立した（『日本経済新聞』2000年10月26日）。

公認会計士が粉飾決算で逮捕されるという前代未聞の事態を受けて、日本公認会計士協会と大蔵省（現金融庁）はともに、厳しい処分をする方針で三田工業の会計監査人を務めた公認会計士の処分の検討に入った。日本公認会計士協会は、三田工業の監査を担当した公認会計士の登録を抹消するよう大蔵大臣に請求する懲戒処分を決定し、大蔵省は1999年6月16日、公認会計士法の懲戒処分では最も重い登録抹消処分を下した。日本公認会計士協会の懲戒処分は1968年以来31年ぶり、大蔵省の懲戒処分は1978年以来21年ぶりとなる懲戒処分であり、当時にしてはともに厳しい処分であったようである（『日経金融新聞』1998年10月15日；『日本経済新聞』1999年5月14日、6月16日〔夕刊〕、6月16日〔夕刊〕）。

第5項 まとめ—監査上の独立性の視点から—

1934年に創業した三田工業は、海外販売網の構築や生産基地の増強、技術開発に取り組み、「コピーはmita」で知られる複写機総合メーカーとして大きく成長した。同社は、非上場会社ではあったが資本金33億3100万円の大会社となり、その売上高は1000億円超を誇るまでとなった。しかし、1980年代半ばの円高は、輸出比率の高い三田工業の経営を直撃した。非上場会社で株式市場から資金調達を行えず、銀行融資に頼らざるを得なかった三田工業は、実際には経常赤字に陥っていたにもかかわらず、自社の資金調達のためにもグループ企業の資金繰りのためにも、銀行に対する信用を維持する必要にかられ粉飾決算を行うに至った。その後も為替相場の変動や急激な技術転換の流れなど企業を取り巻く経営環境の変化を上手く乗り切ることができなかった三田工業は粉飾決算を続け、1998年に発覚するまでに累積した利益水増額は総額約371億円にのぼった。

三田工業のような大会社に対しては、商法特例法の規定により会計監査人の監査が求められていた。大会社における会計監査人監査は、昭和40年代に次々と発覚した粉飾決算事件を背景に1974年の商法改正で導入され、その制度は2005年施行の会社法にも引き続き受け継がれている。しかしながら、

三田工業の会計監査人を担当した公認会計士は、経営者からの依頼を受けて粉飾決算を黙認し、その見返りとして多額の報酬を受け取っていた。分析の結果、本事例では、監査人が社長と同級生であったこと、顧問から会計監査人へと横滑り就任したこと、三田工業が唯一の監査顧客であり、かつ同社から多額の報酬を受け取っていたことが精神的独立性の欠如に結びついていたと考えられる。経済的独立性や外観的独立性が危ういにもかかわらず監査契約を締結・更新した場合には、公認会計士は精神的独立性を失いやすく、会社が粉飾決算に走り出した際には、粉飾決算に加担してしまう状況が容易に生み出されてしまうと考えられる。

本事例は、粉飾決算で公認会計士が逮捕され有罪判決を受けた初めての事件であり、また監査報酬が商法特例法制定以来、初めて賄賂と認定された前代未聞の事例である。また本事例では、大会社の監査に対する会計監査人が1名という、被監査会社の規模に見合う監査体制が整っていないにもかかわらず監査契約が締結されていたことも問題であった（監査能力の欠如の問題）。これについては、「大会社等は取引の内容が複雑・高度であり、取引規模も大きいため、複数の公認会計士による組織的監査が必要であるということ」が考慮され（日本公認会計士協会 2004）、2003年の公認会計士法改正により第24条の4が制定され、現在、大会社等に対する単独監査は禁止されている。制度が十分に定着していないためか、なお単独監査を実施したことによって公認会計士が処分される事案もあるようであるが（日本公認会計士協会綱紀審査会 2011）、単独監査を禁止する法改正には、本事例における監査の失敗が教訓として生かされているものと理解できる。

第2節 フットワークエクスプレス [2002] ²²

第1項 事件の概要²³

フットワークエクスプレス株式会社（以下、フットワークエクスプレス）は、1938年に兵庫県で創業した東播運輸株式会社を起源とする会社である。同社はトラック運送業界のリーダーとして物流業界の発展に貢献し、1980年代には宅配便の取扱個数業界3位までに躍進した。1990年1月1日、同社は「フットワーク」を共通の社名に持つ約50社でグループを形成し、バブル期の好況を背景に海外投資を積極化し、物流業以外にも様々な事業に進出した。しかしその後バブル崩壊により、多方面にわたる過大な海外投資は失敗に終わり、本業においても同業他社との価格競争により業績は低迷した。

2001年3月4日、フットワークエクスプレスは大阪地方裁判所に民事再生法の適用を申請した。6月29日には、少なくとも過去7年間にわたって総額400億円超の粉飾決算が行われていたことが発覚した（『日本経済新聞』2001年3月5日、6月29日 [夕刊]）。旧経営陣に対する責任が民事だけでなく刑事からも問われる一方、同社は紆余曲折を経ながら経営再建に取り組み、2002年には会社更生法に切り替えて更生手続を開始した。同社は2009年にオーストラリア最大の国際物流企業であるトールグループの完全子会社となり、現在、トールエクスプレスジャパン株式会社として経営を続けている²⁴。

なお、フットワークエクスプレスは非上場会社ではあったが、資本金15億円の大会社であり、また株主数2028名（2000年12月31日時点）の有価証券報告書提出会社であった（フットワークエクスプレス 2001）。また、粉飾決算が発覚する直前の2000年12月期末時点の連結売上高は951億2697万9千円、連結当期純損失は613億6377万8千円、自己資本は▲467億2723万8千円、従業員数は約3751名であった（フットワークエクスプレス 2000）。

第2項 不正会計の構図

フットワークエクスプレスでは、過剰な海外投資や宅配便事業の不振により経営が悪化するなか1992年以降、前社長および役員2名によって粉飾決算が行われていた。民事再生法に基づいて選任された監督委員が大阪地裁に提出した報告書（以下、『監督委員報告書』）は、フットワークエクスプレ

²² 第3章第2節の記述は、亀岡 (2012b)を加筆修正したものである。

²³ ここでの記述は、以下の文献をもとに作成した。フットワークエクスプレス 2000；刈屋 2003；東洋経済新報社 1995, 152, 1780.

²⁴ トールエクスプレスジャパン株式会社 ホームページ(<http://www.tollexpressjapan.com/history.html> [アクセス日：2015年5月29日]) .

スが粉飾決算を行った理由を「金融機関からの融資を継続するため」、と財務的インセンティブがあったことを指摘している（『日本経済新聞』地方経済面（019）2001年7月30日）。この他、財務的インセンティブを上回る非財務上のモチベーションがあったことも指摘されている。前社長は民事再生手続直後の債権者説明会において、「業界内での地位を維持するために行ってきた」と粉飾決算の動機を説明しているが、そもそも粉飾決算を行わざるを得ない状況は、不採算事業の見直しと賃金カットに踏み切れなかった老舗物流企業のオーナー経営者のプライドが災いしたとの見方もある（刈屋 2003, 49）。

1992年から1999年までの8年間に行われた粉飾決算は、総額は約454億8000万円にのぼり、①架空売上の計上と②費用の過小・過大計上の主に2つの手法で行われていた。具体的には、フットワークエクスプレスは、架空の売上傳票を作成し、それと同額の費用を架空計上する、またはかかった費用を実際より減らすなどで決算を黒字に装っていたという（『読売新聞（大阪）』2001年6月29日〔夕刊〕、12月20日〔夕刊〕）。また、フットワークエクスプレスは、単年度の決算を黒字に装うため、年度末の12月になると売上高を大幅に増やす一方、費用は他の月と同水準のままにとどめるなど、その粉飾手法は極めて初歩的なものであった（『日本経済新聞』地方経済面（017）2002年5月29日）。

フットワークエクスプレスが2000年12月期末の個別財務諸表において計上した約509億2600万円の特別損失のうち（フットワークエクスプレス 2000）、約400億円程度は粉飾決算の修正によるものとされる（『日経金融新聞』2002年8月23日）。『有価証券報告書』の訂正報告書が入手できないため²⁵、粉飾決算の全貌は明らかではないが、その一部は新聞報道によって部分的に明らかになっている（図表3-2-1）。

図表 3-2-1 1997年12月期-1999年12月期の主要な業績数値

（単位：百万円）

個別財務諸表	1997年12月期		1998年12月期		1999年12月期	
	実際値	公表値	実際値	公表値	実際値	公表値
営業収益	-	100,098	-	95,495	-	96,137
営業費用	-	98,335	-	92,105	-	94,469
経常損益	▲10,200	465	▲8,700	2,066	▲5,500	595
当期純損益	-	143	-	▲1,596	-	670
資本合計	-	22,449	-	20,763	-	21,433

出所：フットワークエクスプレス（1997）；フットワークエクスプレス（1998）；フットワークエクスプレス（1999）；『毎日新聞』2001年12月21日に基づき申請者作成。

付記：百万円未満切り捨て。

-は不明であり、経常損益の実際額は『毎日新聞』2001年12月21日を参照した。

²⁵ おそらく訂正報告書は作成されなかったため、公表されていないのではないかとと思われる。

第3項 監査の実態と監査上の問題

フットワークエクスプレスは、非上場会社ではあったが、大会社かつ有価証券報告書提出会社であったため、商法上の会計監査人監査および証券取引法上の公認会計士監査を受けていた。フットワークエクスプレスの監査人を務めたのは、当時、収入規模で国内9番手の瑞穂監査法人であった（『日経金融新聞』2002年8月23日）。

図表3-2-2は、1989年12月期から2000年12月期までのフットワークエクスプレスの個別財務諸表にかかる監査の結論および関与社員の状況をまとめたものである。このうち1992年から1999年までの8年間は『監督委員報告書』によって粉飾決算が行われていたと指摘される期間であり、うち1997年からの3年間は旧経営陣および公認会計士に対する証券取引法上の罪が問われた期間である。粉飾決算があったとされる期間中、同社の監査報告書には監査を担当した公認会計士3名によって毎期、無限定適正意見が付されていた。

図表 3-2-2 1989年-2000年12月期のフットワークエクスプレス監査の結論および関与社員の状況

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
監査の結論	無限定適正意見（監査の主題：個別財務諸表）											
公認会計士A	代表社員→											
公認会計士B					関与社員→				代表社員→			
公認会計士C					関与社員→				代表社員→			

出所：フットワークエクスプレス『監査報告書』各年度に基づき申請者作成。

付記：粉飾決算が行われたとされるのは1992年から1999年まで、うち1997年から1999年までは公認会計士に対する証券取引法上の罪が問われた期間である。

財務諸表に重要な虚偽表示があるにもかかわらず、監査人が被監査会社の財務諸表について無限定適正意見を表明してしまった原因は、監査人が被監査会社からの依頼に応じて粉飾決算を黙認していたため、すなわち精神的独立性の欠如にあった。新聞報道によれば、粉飾決算が行われていた間、フットワークエクスプレスの当時の専務および経理部長は、公認会計士BおよびCに対して内容を示し、「決算はこういう内容でいきたい。承認してほしいので上司に伝えてほしい」と持ちかけ、両公認会計士は上司である公認会計士Aに了解を得たうえで、決算を適正と認める監査報告書を作成し、署名・押印していた。公認会計士Aは被監査会社からの粉飾決算に対する協力依頼に二つ返事で応じ、他の公認会計士らもそれを躊躇なく受け入れていたとされる（『朝日新聞』2002年5月22日；『日本経済新聞』地方経済面（019）2002年5月22日）。

公認会計士が粉飾決算の協力に対する見返りを受け取ったという形跡はなく、また瑞穂監査法人がフットワークエクスプレスの監査から受け取っていた監査報酬は年間 1200 万円、と同規模の企業から受け取る相場より安かったという。公認会計士が精神的独立性を喪失した要因としては、監査担当期間の長期化が被監査会社との間で馴れ合いを生じさせたことが指摘されている（『日本経済新聞』地方経済面（019）2002年5月22日）。フットワークエクスプレスの監査を担当していた公認会計士3名のなかでも、特に公認会計士Aは、前社長が就任する以前から約50年もの期間にわたって同社の監査を担当し、前社長らとの付き合いが深く²⁶、またバブル期以降、フットワークエクスプレスの経営が不動産の含み資産に頼る不安的な状態であったことを把握するなど、経営の実情に明るかったという（『朝日新聞』2002年5月22日、5月28日；『日本経済新聞』2002年5月21日〔夕刊〕）。

本事例では、上司である公認会計士Aの精神的独立性の弱さが同じ監査チームのなかの他の公認会計士BおよびCの精神的独立性に妥協をもたらす要因となり、瑞穂監査法人の内部管理体制の不備がそれを助長していたといえる。瑞穂監査法人の包括代表社員によると、事件発覚当時の瑞穂監査法人は「監査法人としての体裁」をなさず、その内部は「5つのグループに別れ、それぞれが独立採算でバラバラ」であったという（『日本経済新聞』2002年8月7日）。このような組織体制のなか、瑞穂監査法人設立当初からのメンバーであり、「日本公認会計士協会の理事を務めた経歴を持ち、いわゆる大先生」であった公認会計士Aのグループでは、上司の「判断に口出しできるような状況にはなかったのではないか」、また「瑞穂の会計士たちが相互チェックしようにも、トップに口出しできなかった」と述べている（『日経金融新聞』2002年8月23日；『日本経済新聞』2002年8月7日）。

事実、公認会計士Aが2000年に引退した後、後任の公認会計士BおよびCは、会社側に決算数字の訂正を求め、同年12月期末には特別損失を計上し過去の粉飾決算を修正処理した（『日本経済新聞』2002年7月25日；『日経金融新聞』2002年8月23日）。これは、監査の失敗をもたらした原因が単に監査人個人レベルの精神的独立性の欠如だけでなく、監査チームの監督・レビューのあり方および監査法人の内部管理体制にもあったことを表しているといえる。日本公認会計士協会による瑞穂監査法人に対する懲戒処分理由は、「関与社員が故意により虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして取り扱ったものを、そのまま監査法人の意見として監査証明を行った」原因として、

① 監査法人の審理室規程が十分でなかったこと

²⁶ 瑞穂監査法人の設立は1970年であるため、監査法人の設立前からフットワークエクスプレスの監査に携わっていたものと思われる。

- ② 当該会社の担当監査グループが監査法人内の審理に関する所定の「了解事項」を遵守していなかったこと
- ③ ②について監査法人が何らの対応もできなかったこと

の3項目を監査法人の審査体制の脆弱性として列挙している（日本公認会計士協会 2002）。

第4項 関係者の責任

会社側の責任

2001年3月4日の民事再生法の申請後、創業家出身であり長年同社の経営に携わっていた社長を含む経営陣は交代し、フットワークエクスプレスは、新経営陣のもとで経営再建を目指した（フットワークエクスプレス 2000）。同年6月29日には過去に粉飾決算が行われていたことが明らかになったが、『監督委員報告書』が提出された7月30日時点にはすでに、粉飾決算の事実を認めた前社長が監督委員側に全私財を提供することで和解が成立した。この他、元役員2名に対しては監督委員側が責任に応じた賠償を求めることとされ、旧経営陣に対する民事上の責任追及は早々に決着したようである（『日本経済新聞』地方経済面（019）2001年7月30日）。

しかしその後、粉飾決算に対する責任追及は刑事へと発展した。2001年12月20日、証券取引等監視委員会は、1997年12月期から1999年12月期までの3期間にわたって、総額424億円の架空収益を計上するなど財務諸表に虚偽記載し、黒字経営を装っていたとして、法人としてのフットワークエクスプレスと前社長ら6名を大阪地検に告発した。これを受けて大阪地検は、虚偽記載の事実を認めていた前社長らに対して在宅のまま捜査を進めた（『日本経済新聞』2001年12月21日；『日本経済新聞』地方経済面（016）2002年3月20日）。2002年6月10日、法人としてのフットワークエクスプレスおよび経理担当社員3名は起訴猶予となるも、前社長、元副社長、元常務の旧経営陣3名および公認会計士1名が証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）の罪で在宅起訴された（『日本経済新聞』地方経済面（016）2002年6月11日）。

2002年8月6日、大阪地裁にて前社長、元副社長、元常務の初公判が開かれ、3名は起訴事実を全面的に認めた。同年10月8日の判決公判では、「会計士と通謀までしており、犯情は相当に悪質」と断ぜられるも、前社長には「本来は実刑を免れないが、事実を認め私財の大部分を会社に提供した」と情状が認められ懲役2年、執行猶予3年、元副社長には懲役1年、執行猶予3年、元常務には懲役10ヶ月、執行猶予3年の有罪判決がそれぞれ言い渡された（『日本経済新聞』2002年8月7日、『日本

経済新聞』地方経済面（016）2002年10月9日）。

なお、フットワークエクスプレス粉飾決算事件においては、粉飾決算に関与した一部の旧経営陣に対する民事および刑事上の責任が問われたのみで、他の取締役および監査役に対する責任追及はなされなかったようである。新聞報道によれば、1999年頃、一部の役員や営業担当者は、実際の売上高と決算書類上の金額とが異なることに気付き、経理担当者に説明を求めるなどして、決算書の真偽が明らかになりかけていたという（『日本経済新聞』地方経済面（019）2002年6月10日）。しかし、「二世経営者の暴走」、「イエスマンで固められた役員たち」、「事なかれ主義を貫いてきた」役員たち（刈屋 2003, 49）といった、内部統制（統制環境）上の欠陥もあったようであり、取締役会の監督機能が上手く働いていなかった可能性がある。

さらに『有価証券報告書』によると、フットワークエクスプレスでは、証券取引法上の罪に問われた1997年12月期から1999年12月期までの期間に、常勤監査役1名、非常勤監査役1名および社外監査役1名が監査役として就任していた（フットワークエクスプレス 1997; フットワークエクスプレス 1998; フットワークエクスプレス 1999）。しかし、このうち1998年3月より非常勤監査役として就任したのは粉飾決算の罪に問われた元副社長であり、これは監査役就任後も粉飾決算を黙認していたことを示している。少なくともフットワークエクスプレスの場合、業務執行から横滑りで就任した監査役は監査役として適格ではなく、ここにわが国の監査役監査制度の構造的問題が潜んでいる。

監査人の責任

公認会計士および監査法人に対する法的責任追及

2001年6月29日にフットワークエクスプレスの粉飾決算が初めて報じられると、一部では監査法人が「粉飾の事実を認識していた模様」との報道もあったが（『朝日新聞』2001年6月29日）、公認会計士による粉飾決算の関与があったことが広く明らかになったのは、旧経営陣に対する刑事捜査が始まってからのことであった。2002年5月21日、大阪地検特捜部は、瑞穂監査法人の公認会計士3名が虚偽の決算書を承認していた疑いが強まったとして同監査法人を家宅捜査し、入院した元代表社員1名を除く公認会計士2名を証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）の疑いで逮捕した（『日本経済新聞』2002年5月21日（夕刊）、5月22日；『日本経済新聞』地方経済面（016）2002年5月22日）。逮捕された公認会計士2名は当初、「虚偽の報告書を提出したつもりはなかった」と容疑を否認していたものの、その後一転して容疑を認めた（『日本経済新聞』2002年5月21日（夕刊）、5月

22日；『日本経済新聞』地方経済面（016）2002年5月22日、地方経済面（017）2002年5月29日）。

2002年6月7日、元代表社員を含む公認会計士3名が告発され、6月10日には、元代表社員1名が前社長ら旧経営陣3名とともに証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）の罪で在宅起訴された（『日本経済新聞』2002年6月8日、『日本経済新聞』地方経済面（016）2002年6月11日）。在宅起訴された元代表社員は容疑を否認したが²⁷、逮捕された3名のうち2名の公認会計士は容疑を認め、略式起訴となり、同日付で罰金50万円の略式命令を受けた（『日本経済新聞』2002年6月11日）。なお、フットワークエクスプレス事件においては、公認会計士に対する民事上の責任追及はなされていないようであるが、刑事責任追及の他に、市民グループ「株主オンブズマン」のメンバーである公認会計士6名によって、金融庁に対する公認会計士法に基づく懲戒処分が請求された（『日本経済新聞』地方経済面（016）2002年6月7日）。

フットワークエクスプレスの粉飾決算に対して、日本公認会計士協会の綱紀委員会は、2002年3月より、フットワークエクスプレスの監査において公認会計士が適切な監査手続を実施していたかについて審議を開始した（『日本経済新聞』2002年7月18日）。さらに公認会計士が逮捕された事態を受けて、同年6月14日、日本公認会計士協会は、綱紀委員会の調査に加えて、監査が適切に行われているかを洗い直すよう瑞穂監査法人に指示するほか、①逮捕された公認会計士が担当していた個別企業5社の監査の実態、および②監査法人内での相互審査体制の機能状況を調査対象として、特別調査に入ることを決定した（『日本経済新聞』2002年6月14日）。11月14日、同協会は綱紀委員会の答申に基づき、瑞穂監査法人に対して「金融庁長官の行う懲戒処分の請求及び会員権の停止1年」とする処分を決定した（日本公認会計士協会 2002）。

フットワークエクスプレス粉飾決算における監査の失敗に対しては、日本公認会計士協会の懲戒処分に先立ち、金融庁から行政処分が下されている。2002年10月15日、金融庁は、瑞穂監査法人に対して2002年10月21日から翌年10月20日までの1年間の業務停止処分を、公認会計士2名に対してはともに登録抹消の懲戒処分を下した（金融庁 2002）。

金融庁および日本公認会計士協会の懲戒処分はそれぞれ、公認会計士は「虚偽のある財務書類であることを知りながら虚偽のないものとして証明した」、「関与社員が故意により虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして取り扱った」として、ともに公認会計士個人の故意を理由としている。他方、

²⁷ 証券取引等監視委員会のホームページによると、その後の元代表社員に対する判決は、死亡による公訴棄却となっている（http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/koku_gaiyou.htm [アクセス日：2015年5月30日]）。

監査法人の処分理由については、金融庁と日本公認会計士協会との間で若干の相違がある。金融庁は、「フットワークエクスプレス株式会社の財務書類に係る監査証明業務を執行した社員は、同社の少なくとも1997年12月期から1999年12月期の財務書類について、虚偽のある財務書類であることを知りながら虚偽のないものとして監査証明を行った」ことを瑞穂監査法人に対する業務停止処分の理由として挙げる。これに対して、日本公認会計士協会は、審査体制の脆弱性を原因として虚偽の監査証明に至った瑞穂監査法人の行為は「相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして監査意見を表明すること」に該当することを処分理由としている（日本公認会計士協会2002; 金融庁2002）。

業務停止処分の影響と瑞穂監査法人の消滅

監査人に関するネガティブ情報がマーケットにどのような影響を与えるのかを考察するため、瑞穂監査法人の監査の失敗に関心を寄せた研究として佐久間(2009)がある。それによると、フットワークエクスプレスおよび監査人に関するネガティブイベントの発生によって、瑞穂監査法人のクライアントの東証一部上場会社12社の株価は有意な反応を示さなかったことから、マーケットは、準大手監査法人のレピュテーションの喪失について、強く反応を示さないものとの解釈が引き出されている。マーケットの反応としてはそれほど混乱がなかったのかもしれないが、個々の企業では、フットワークエクスプレス粉飾決算の発覚後、監査人の逮捕から金融庁の行政処分まで、特に前例のない監査法人に対する業務停止処分により、各社が監査法人の変更など対応に追われた。

瑞穂監査法人は、2002年3月末時点において、トーメン、ニッセイ同和損害保険、阪神電気鉄道など26社の証券取引法および商法監査のほか、学校法人監査など、計58社の監査を担当していた。2002年5月22日、公認会計士が逮捕されるという事態を受け、瑞穂監査法人は、当該会計士が署名していた3月期決算企業の監査を見直し監査報告書の再発行に努めたが、同監査法人が監査を担当する上場会社約20社の間には波紋が広がり、うち数社は6月末の株主総会が目前に迫るなか自発的に監査法人の変更を決議した（『日経金融新聞』2002年5月27日、8月23日）。さらに同年10月15日、瑞穂監査法人が金融庁から業務停止処分を受けると、商法特例法第4条第2項第3号の欠格規定により会計監査人を失ったクライアント企業の大半は、商法特例法第6条の4の規定に基づき仮会計監査人を選任し、監査法人の変更が相次いだ（『日本経済新聞』2002年10月25日）。こうして、行政処分が致命傷となって20社超の上場会社のクライアントを全て失った瑞穂監査法人は、業務停止期間の明けぬう

ちの 2002 年 12 月に解散した（『日本経済新聞』 2003 年 6 月 17 日、2005 年 9 月 20 日）。

第 5 項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

フットワークエクスプレスは非上場会社ではあったが、戦前から物流業界で活躍し、宅配便事業においてはかつて業界 3 位を誇った大会社であった。しかし、バブル期の過大な海外投資、規制緩和による競争激化と景気低迷により経営に窮した結果、同社は金融機関からの融資を継続し、業界地位を守るために粉飾決算を行うに至り、その粉飾総額は同社が経営破綻して発覚する間の 8 年間で 400 億円超に上った。

フットワークエクスプレスが初歩的と評される手法で粉飾決算を長期間行うことができたのは、監査人が精神的独立性を失い、被監査会社からの依頼に応じて粉飾決算を黙認していたからである。本事例の場合、公認会計士が精神的独立性を喪失した要因として、古くから続く被監査会社との関係が馴れ合いを生んだこと、および同じ監査チーム内で監査人（特に上司）の精神的独立性が別の監査人の精神的独立性に影響を与えたことが考えられる。精神的独立性の問題は基本的には個々の公認会計士に帰属する問題ではあるが、監査は一部の公認会計士に任されているのではなく、監査チーム内の監督・レビュープロセスや監査法人の内部管理体制の不備もまた監査の失敗をもたらす背景要因となりうる。本事例の場合、監査調書のレビューを通じて行われる監査チーム内部での品質管理が不十分であったことはいうまでもなく、瑞穂監査法人が独立採算制で相互チェックを欠いた組織体制をとっていたために、当該監査チームの監査業務が審査プロセスを通じて是正されなかった。現在、本事例に見られるこれらのうち、監査担当期間の長期化の問題については、2003 年および 2007 年の公認会計士法改正によって、ローテーション制度が導入・整備され（第 24 条の 3・第 34 条の 11 の 3、4）、監査法人の内部管理体制の問題については、2005 年に「監査に関する品質管理基準」が新たに設定され、それぞれ取り組みがなされている。

最後に本事例は、わが国で初めて監査法人に対する業務停止処分が下され、行政処分を引き金として監査法人が解散に追い込まれた事例である。同様の帰結を招いた事例として後述のカネボウ[2005]があるが、本事例はカネボウに先立ち、監査人の故意による虚偽証明を理由に監査法人に対して業務停止命令が下されたという点で注目に値する事例である。

第3節 カネボウ [2005] ²⁸

第1項 事件の概要 ²⁹

カネボウは、1887年に創業し、戦前・戦後と繊維事業を中心に日本経済を大きく牽引した会社である。1936年には日本の民間企業のなかで売上1位にまでのぼりつめ、大企業としての地位を不動のものとした。その後、繊維の輸出がピークを過ぎるとともに、カネボウは化粧品事業、食品事業、薬品事業など異業種への進出を果たした。一方、本業の繊維部門は1973年のオイルショックの影響を受け、合繊などは生産過剰となり、徐々に赤字へと転落した。こうした繊維の構造不況を補ったのが、「ペンタゴン経営」と称される多角化経営であった（横田 2006, 107-108）。同経営方針のもと、カネボウの源流ともいえる繊維部門は採算が悪いにもかかわらず建て直しの必要性は看過され、繊維部門のしわ寄せが最も利益の大きい化粧品部門の利益によって補填されるという一方的依存関係が続くことになった（図表 3-3-1）。1989年から始まったバブル崩壊を境に市場からの資金調達は困難になり、プラザ合意による円高はさらなる追い打ちをかけ、パキスタンや中国からの輸入の増加は、繊維部門に一層の打撃を与えた。カネボウは、2004年3月からは「産業再生機構」の支援を受け、経営建て直しに奮起した。

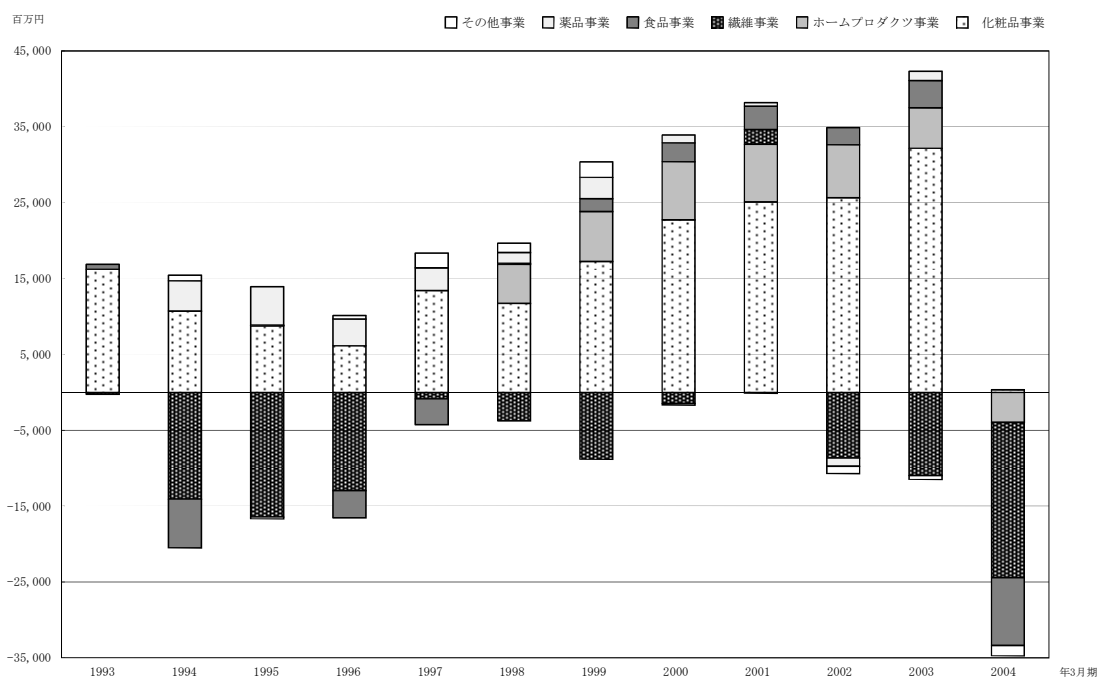
2005年4月13日、「カネボウ粉飾 2000億円」との記事が大々的に報道され、カネボウの粉飾決算が明るみになった（『日本経済新聞』2005年4月13日）³⁰。この粉飾決算による財務諸表の虚偽記載が上場廃止基準に抵触したため、同年6月13日付でカネボウ株は上場廃止となった。カネボウはその後も産業再生機構の支援を受けたが、各事業部門からの撤退を続け、化粧品部門においては花王に売却するなど徐々にその事業規模を縮小し、最終的に2007年6月30日に解散した。なお、粉飾決算が発覚する直前である2005年3月期時点の連結売上高は2685億400万円、連結当期純利益は3149億6500万円、自己資本は44億4600万円、従業員数は4038名であった（カネボウ 2005a）。

²⁸ 第3章第3節の記述は、亀岡 (2011)および亀岡 (2012a, 28-93)を加筆修正したものである。

²⁹ ここでの記述は、以下の文献をもとに作成した。カネボウ 2007；日本経済新聞社 2004b, 549-550；日本経済新聞社編 2004。

³⁰ カネボウの業績が不振であったという報告は、この半年前からすでに少しずつ報道されていた（『日本経済新聞』2004年10月29日）。経営の刷新と浄化を目的として2004年4月19日に設置された「経営浄化調査委員会」が行った調査の結果（カネボウ 2004d）、同年10月29日の新聞報道において粉飾決算が初めて明らかになった。この時、2001年度と2002年度にわたって100億円から300億円におよぶ粉飾決算が行われていたこと、旧経営陣が裏金数億円を捻出していたことが発覚し、新聞はカネボウが旧経営陣を告発する旨を報じた（『日本経済新聞』2004年10月29日）。

図表 3-3-1 セグメント別営業利益および損失



出所：カネボウ (1993); カネボウ (1994); カネボウ (1995); カネボウ (1996); カネボウ (1997); カネボウ (1998); カネボウ (1999); カネボウ (2000a); カネボウ (2001a); カネボウ (2002a); カネボウ (2003a); カネボウ (2004a)に基づき申請者作成。

付記：2000年3月期-2004年3月期は粉飾決算が行われていたため、図表中この期間の数値には粉飾額が含まれている。

なお、1993年3月期-1997年3月期はホームプロダクツ事業が化粧品事業に含まれており、1993年3月期は食品事業と薬品事業がその他事業として表示されている。

第2項 不正会計の構図

裁判記録によれば、カネボウでは1970年代半ば頃から長年にわたり、組織ぐるみで大規模かつ巧妙な粉飾決算が行われていた（東地裁平18・9・4判決；『日本経済新聞』2006年3月27日〔夕刊〕）。粉飾決算の手法は、一部の子会社の連結外し、売上の過大計上、経費計上の先送り、販売可能性の低い在庫や関係会社への投融資、繰延税金資産といった資産の過大評価など様々である（カネボウ2005b）。一連の手法のなかには、業績の水増しを直接の目的としたもの、または業績の水増しに直結しないが粉飾決算への協力者に対するリベート資金（裏金）捻出を目的とした会計不正がある。このうち、カネボウ粉飾決算の特徴ともいえる手法が連結外しである。

粉飾決算の背景には、会計ビッグバンによる2つの会計環境の変化にある。1つ目は、財務報告が連結財務諸表中心へと移行したこと、2つ目は、キャッシュ・フロー計算書の導入や税効果会計、減損会計、退職給付金会計など、時価を中心とする会計制度が次々と導入されたことである。さらに、

会計ビッグバンは連結財務諸表制度をめぐる変革へと波及した。1997年、企業会計審議会は「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表し、基本財務諸表の位置づけは個別財務諸表から連結財務諸表へと転換し、子会社判定基準も持株基準から支配力基準へと企業集団についてより透明度の高いディスクロージャーを求める基準が導入された³¹。一連の制度変更とともに連結情報を重視する傾向が高まるなか、1996年3月期から連結債務超過に陥っていたカネボウにとっては、連結債務超過の解消が差し迫った問題となっていた³²。

こうしたなかカネボウは、経営不振の関係会社15社を連結対象から外して純資産を実態より良く見せていた。連結対象外とされた会社のなかには、カネボウ・モードクリエイティブ（資本金300百万円：繊維事業）やカネボウフーズ名古屋販売（資本金170百万円：食品事業）など比較的大きな会社も含まれていたが、粉飾決算に特に寄与したのは、最終的に1000億円超の損失をカネボウにもたらすことになった興洋染織（資本金95百万円：繊維事業）という会社である（格付投資情報センター2006, 5-6）。以下、カネボウ事件の最大の粉飾スキームとされる興洋染織の連結外しに焦点をあてる。

興洋染織の連結外し

興洋染織は、1953年に繊維事業を地場産業とする大阪府泉大津市にて資本金9500万円で設立された。カネボウとは1967年頃から取引を開始し（エルネオス2005, 36）、1974年にカネボウの毛布生産工場に指定されたことをきっかけに急伸した。売上高は、バブル期の1988年には300億円、1990年には335億円と過去最高に達し、国内毛布工場の70%以上のシェアを占める日本一の毛布メーカーとなった（テーミス2006a, 67）。興洋染織は、カネボウから毛布の原料となるアクリル糸を仕入れており、カネボウにとって合繊部門の命運を握るほどの主要な取引先であった（エルネオス2005, 36）。

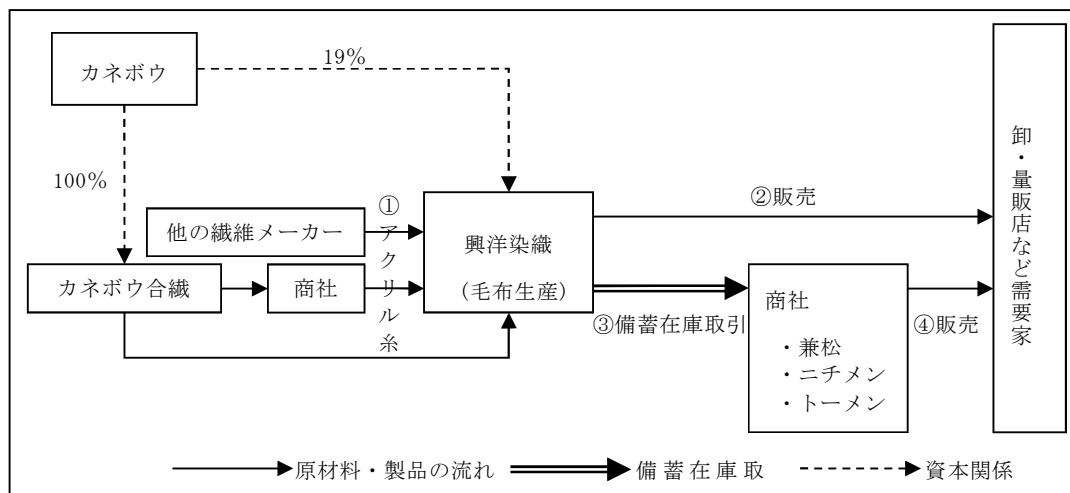
図表3-3-2は、興洋染織をめぐる取引関係を示したものである。興洋染織は、毛布を生産するため、①カネボウおよびその他の合成繊維メーカーからアクリル糸を仕入れた。興洋染織は、製品化した毛布を主に2つの経路を通じて市場に販売した。第1の経路は、②興洋染織が直接需要家に販売する経路である。第2の経路は、③毛布を備蓄用としていったん商社に販売し、毛布の需要期である秋冬になると、④商社がその備蓄在庫を卸や量販店に販売する経路である。第2経路のうち③の備蓄在庫取

³¹ 新たに導入された支配力基準は、1998年4月から始まる事業年度から実施することが望ましいとされ、1999年4月から始まる事業年度からの適用が義務づけられた。

³² カネボウは、1996年3月期から2000年3月期まで大幅な連結債務超過に陥っていた。1998年3月期には23347百万円の連結債務超過となり、東証上場会社中最大の連結債務超過額を計上している会社として新聞で取り上げられた（『日本経済新聞』1999年2月10日）。

引は、次第に粉飾決算へと転じることとなった。

図表 3-3-2 興洋染織をめぐる取引関係



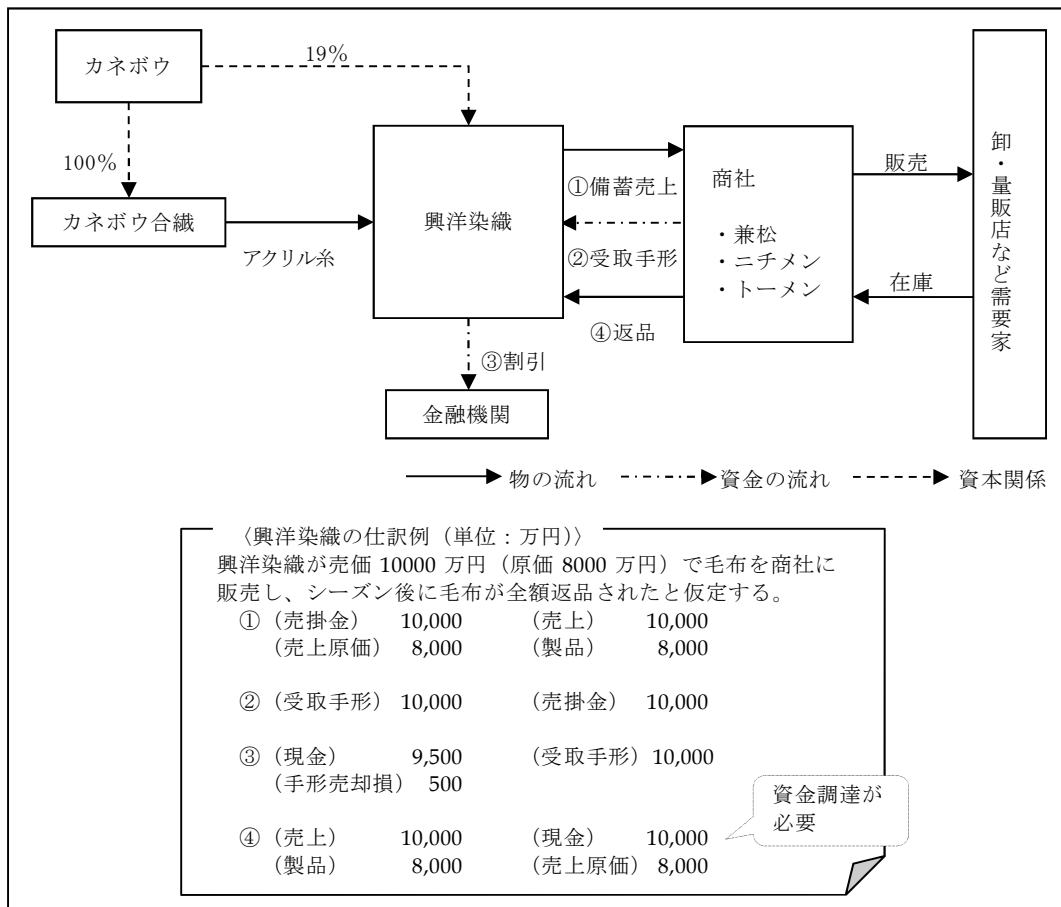
出所：毎日新聞出版 (2004, 74-75); 東洋経済新報社 (2004, 24-25) に基づき申請者作成。

繊維業界の正常な取引慣行として行われていた備蓄在庫取引

備蓄在庫取引は、繊維業界独特の商慣習であり、本来、毛布業界においても正常な取引慣行として行われていた (テーマス 2007, 52-55)。備蓄在庫取引は、毛布の生産と販売に伴う特徴に由来した取引形態であった。毛布は冬場の季節商品であり、販売時期は秋冬に限定される。このため、毛布生産に従事する興洋染織が直接市場に販売する場合、売上収入は秋冬のみに限定されることになる。一方、毛布は効率性の点から通年生産しなければならず、興洋染織は工場を通年操業するための資金を調達する必要があった。この生産と販売との間に存在する時間的懸隔を埋めたのが、商社との備蓄在庫取引だった。

図表 3-3-3 は、図表 3-3-2③の備蓄在庫取引に着目して、備蓄在庫取引の流れとそれに伴う資金の流れを示したものである。興洋染織は、生産した毛布をいったん商社に備蓄として販売し(①と仕訳①)、売上に対する売掛金を手形で受け取る(②と仕訳②)。そして、商社から需要家への販売時期が到来するのを待たずして手形を割り引くことによって(③と仕訳③)、需要期までの操業資金をつなぐことができた。

図表 3-3-3 備蓄在庫取引の流れと資金の流れ



出所：テーマス (2007, 52-55); 毎日新聞出版 (2004, 74-75); 東洋経済新報社 (2004, 24-25)に基づき申請者作成。

その後、商社が備蓄した毛布を全て市場に出すことができれば問題ないが、備蓄分を全て販売できない場合も当然ありうる。この場合、商社は在庫リスクを負わず、シーズン後の売れ残りを興洋染織に返品 (売り戻し) した (④と仕訳④) (東洋経済新報社 2004, 24-25)。この時点で初めて興洋染織の真の売上高 (実需) (仕訳①で計上した売上高 - 仕訳④の返品額) が決まる。興洋染織は返品代金を商社に支払わねばならないが、備蓄売上で受け取った手形は操業資金としてすでに現金化されており (③と仕訳③)、返品代金の支払いには別の資金調達源泉が必要だったと考えられる。

一般的に繊維取引は返品の多い取引と考えられており、返品は需要に関する不確実性に起因するものである (倉澤 1991, 189-223)。毛布生産は、前年実績などから見込生産される。一方、毛布の販売は、安価な製品の台頭による競争力の低下や、暖冬時の大幅な需要の落込みなど、不確定要素による影響を受けやすいと考えられる。しかも、興洋染織は実際に市場に販売されていない段階であっても、商社に備蓄売上した時点で売上を計上することができたため、過剰生産体質に陥っていたという (東

洋経済新報社 2004, 24)。このように、生産時点の需要予測と販売時点の実需とのずれ、さらに過剰生産体質という問題が重なれば、多大な売れ残りが生じてしまうことになる。1990年代に安価な中国製品の流入などで最終顧客への販売が低迷し始めると、興洋染織の手元在庫量は増大し、興洋染織が商社に対して持つ備蓄在庫枠の限度を超えるようになった（テーミス 2006a, 67；東洋経済新報社 2004, 24)。転じて、興洋染織は、アクリル糸の仕入先であるカネボウにも過剰生産した毛布の備蓄を要請した。

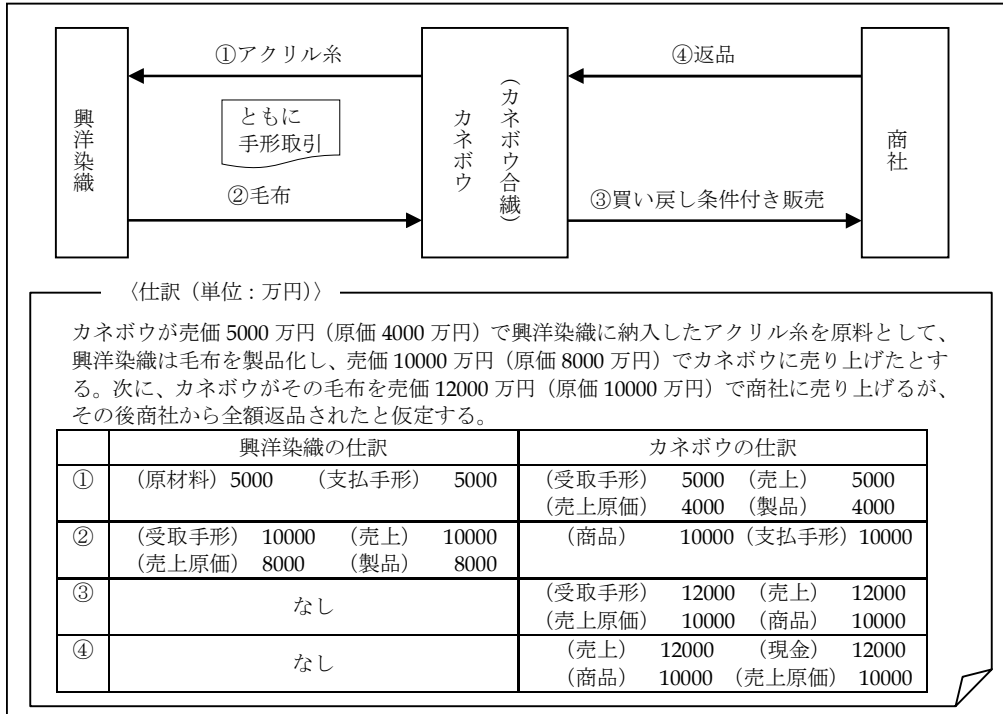
循環取引に変質した備蓄在庫取引

商社の備蓄在庫が限度を超えると、興洋染織は、毛布の過剰生産分の備蓄をカネボウに求め、カネボウにこの過剰生産分を買い取らせることによって、新たな資金調達源を確保することができた。カネボウの立場から見れば、興洋染織の毛布生産が滞れば、興洋染織を主要なアクリル糸の納入先としていたカネボウ合繊部門の売上高も打撃を受けることになる。毛布の市況が悪化し、またカネボウのアクリルは最後発だったため市場性が乏しかったにもかかわらず、カネボウは、生産調整が効かないことを理由にアクリル糸の過剰生産を続け、興洋染織に実需以上のアクリル糸の購入を強いる押し込み販売を行った（毎日新聞出版 2004, 74-75；テーミス 2006a, 67；テーミス 2006b, 68-69；テーミス 2007, 53)。

やがて 1993 年からは、興洋染織に対するアクリル糸の押し込み販売を継続させるため、興洋染織が生産した毛布をカネボウが買い取るという異常な取引が始まった（テーミス 2006b, 68；テーミス 2007, 53)。図表 3-3-4 は、カネボウと興洋染織、商社の間で行われた毛布取引の仕組みを示したものである。この毛布取引では、まず①カネボウが興洋染織にアクリル糸を納入し、②興洋染織が生産した毛布をカネボウが買い取る。そして、③カネボウが興洋染織と商社の間に介在し、興洋染織から買い取った大量のアクリル毛布を兼松、ニチメン、トーメンなど各商社へ備蓄するよう要請した。この際の販売条件には④一定期間経過すれば買い戻すという保証が付されていたため、在庫リスクはカネボウが背負うことになった（テーミス 2006a, 67；テーミス 2006b, 69；テーミス 2007, 53)。図表 3-3-4 全体を見ればわかるように、この取引では、カネボウが売ったアクリル糸が、毛布という形態に変わってはいるものの、またカネボウに戻ってくる取引形態となっている。このような取引形態は、関係者の間では「宇宙遊泳」とも呼ばれていた。当初、興洋染織と商社との 2 社間で行われた備蓄在庫取引は正常なものだったが、これにカネボウが介在したことによって循環取引の様相を呈するようにな

ったことがわかる。

図表 3-3-4 カネボウ、興洋染織、商社の間で行われた毛布の取引形態



出所：毎日新聞出版 (2004, 74-75); 東洋経済新報社 (2004, 24-25); ダイヤモンド (2006, 41-42) に基づき申請者作成。

カネボウ、興洋染織、商社間で行われた毛布の取引に関する各仕訳は、図表 3-3-4 に示したとおりである。商社が売れ残りとしてカネボウに全額返品したと仮定すると、返品毛布の原価であるアクリル糸 4000 万円(カネボウの仕訳①より)がカネボウの仕訳④では帳簿価額 10000 万円の毛布として返品されることになる。しかし、毛布の返品在庫は経時劣化によって価値が下落しており(テーマス 2006b, 69)、帳簿価額が高かったとしても実際の商品価値は低くなっている可能性があるため、カネボウは在庫の潜在的含み損を多額に抱えることになった。

1997 年、カネボウと興洋染織間の取引を警戒した兼松やトーメンなど商社がついに備蓄取引から撤退するとの姿勢を見せたため、「宇宙遊泳」取引関係は破綻を迎えた。同年末、カネボウは経営危機に陥っていた興洋染織から経営上の相談を受けた(東洋経済新報社 2004, 24-25)。カネボウが独自に対策委員会を設けて調査した結果、カネボウが興洋染織を支援した場合、債権回収が不能になることや、過剰在庫による損失が 500 億円程度となることが判明していた(『日本経済新聞』2005 年 4 月 14 日)。しかし、興洋染織を法的整理すればカネボウの信用不安につながるとの経営判断から、カネボウは興

洋染織を私的整理することを決め（『日経金融新聞』2005年4月14日）、同年、興洋染織と10年の約束で経営を委任する「覚書」を取り交わし、興洋染織の経営権を握った（東洋経済新報社 2004, 24-25; エルネオス 2005, 35-37）。その後、カネボウは、創業社長をはじめとする興洋染織の役員、経営幹部全員に退社を求め、1998年4月から興洋染織の支援を開始した。なお、カネボウに経営を委任する直前までの興洋染織の株主構成は、同社創業者兄弟がそれぞれ27.8%、27%、カネボウが19%、商社の兼松が10%、役員他が16.2%であった（テーミス 2006a, 66-69）。

興洋染織経営支援下で行われた循環取引

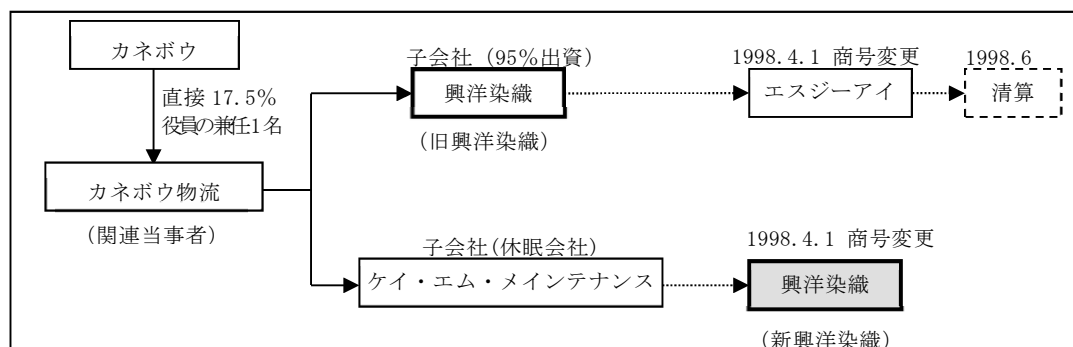
1998年4月、興洋染織への支援として、カネボウの「その他関連当事者」であったカネボウ物流³³が興洋染織に95%出資した。興洋染織を支援する目的であったが、実際の再建内容は奇妙なものであり秘密裏に進められたようである。

商社がカネボウからの備蓄在庫を敬遠した1997年、カネボウは総額459億円もの備蓄在庫の買い取りを求められた（テーミス 2006a, 68）。カネボウは商社から引き取りを要求されていた459億円の損失分を興洋染織に買い取らせることによって、本来カネボウが負担すべき在庫の評価損失を興洋染織に肩代わりさせた（テーミス 2006a, 69）³⁴。その後、カネボウは、1998年4月1日から開始した興洋染織の再建を次のような方法で行った。まず、カネボウ物流の子会社となった興洋染織（以下、旧興洋染織）を1998年4月1日、エスジーアイという社名に商号変更した。その一方で、カネボウ物流の別の休眠子会社だったケイ・エム・メンテナンスを同日付で興洋染織（以下、新興洋染織）と商号変更させ、新たに設立した興洋染織を通じて旧興洋染織の「再建」を試みた（毎日新聞出版 2004, 74-75; 東洋経済新報社 2004, 24-25; テーミス 2006a, 66-69; テーミス 2007, 68-71）。エスジーアイに商号変更した旧興洋染織は、1998年6月、大阪地方裁判所に特別清算の申請を行い事実上倒産した（テーミス 2006a, 68-69; テーミス 2006b, 69; テーミス 2007, 69; 毎日新聞出版 2004, 74-75）。この一連のプロセスをまとめたものが図表3-3-5である。

³³ カネボウ『有価証券報告書』1998年3月期によると、カネボウが、カネボウ物流に対して持つ議決権は、直接で17.5%であり、役員業務を兼任する者が1名、転籍した者が6名であった。なお、日本経済新聞社編（2004, 142）および『日本経済新聞』2004年4月20日では、カネボウ物流に対するカネボウの持株は14.5%となっており、『有価証券報告書』の記載と異なるが、ここではカネボウ『有価証券報告書』の記載に依拠することとする。

³⁴ 在庫評価損失459億円のうち一部の287億円は、カネボウの子会社であるカネボウ合織を巻き込んだ事業再編の過程で相殺処理された。なお、この損失処理の方法は、合併会計ルールの不備を突いたものだと指摘がある（『日経金融新聞』2005年4月14日; 格付投資情報センター 2006, 5-6; テーミス 2007, 69）。

図表 3-3-5 興洋染織の支援決定後、旧興洋染織から新興洋染織誕生までの流れ



出所：カネボウ (1999); 毎日新聞出版 (2004, 74-75); テーミス (2007, 66-69) に基づき申請者作成。

旧興洋染織を新興洋染織と入れ替えるという複雑な手続を踏んだ背景には、旧興洋染織から新興洋染織に事業を移す際に、営業権を 75 億円で譲渡し、旧興洋染織の土地の含み益 22 億円と合わせて、旧興洋染織の約 100 億円の損失処理を実施するという意図があった（東洋経済新報社 2004, 25; テーミス 2007, 69）³⁵。カネボウがここまでして旧興洋染織との取引を続けた理由は定かでないが³⁶、おそらく旧興洋染織の損失を表面化できないカネボウの社内事情があったのではないかと推察される。1996 年 3 月期以降、カネボウは每期 200 億円を超える連結債務超過に陥っており、単体での株主資本は 300 億円程度である。興洋染織の損失が表立てば、カネボウの債務超過額はますます拡大していたと考えられるからである。

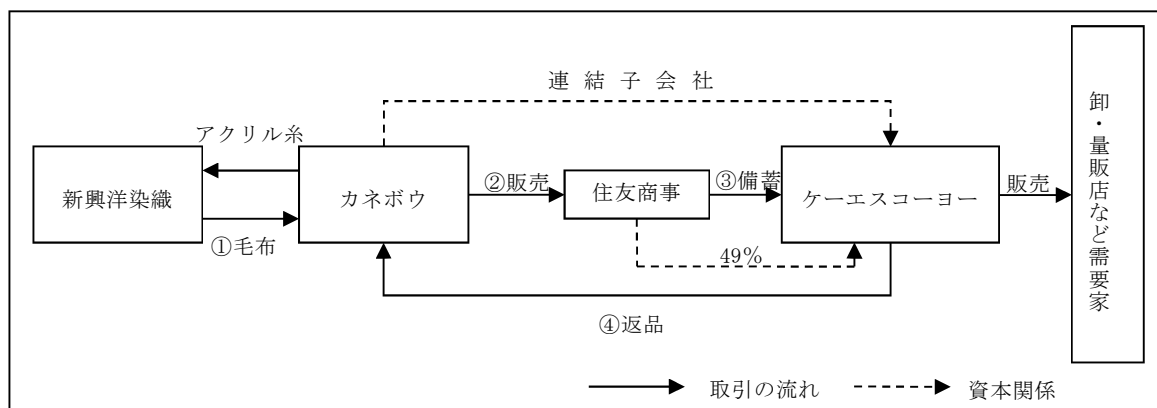
図表 3-3-6 は、1998 年 4 月以降の毛布取引の関係を示したものである。カネボウは複雑な処理によって旧興洋染織に絡む損失を一時的に処理したが、過剰在庫の問題は依然残っており、新興洋染織の資産約 500 億円のうち 270 億円から 280 億円を過剰在庫が占める状態だった。兼松やトーマンなどが循環取引の体をなすそれまでの備蓄在庫取引から手を引いたため、備蓄在庫取引を継続させるためには新たな備蓄先が必要だった。そこで、カネボウは住友商事との共同出資でケーエスコヨーを設立

³⁵ 興洋染織の損失額は実際には 250 億円程度あったのではないかと目されており、カネボウが意図的に損失額を過小に見積もった疑いが指摘されている（東洋経済新報社 2004, 25）。

³⁶ この件に関して、カネボウは、2004 年 1 月、興洋染織の旧経営陣から提訴されたほか、カネボウの旧経営陣 9 名は、2004 年 9 月、「旧経営陣は代金回収の見込みがないのに、毛布メーカーとの不明朗な取引を続けた」としてカネボウの株主から提訴された（『日本経済新聞』2004 年 8 月 17 日、9 月 3 日、2005 年 7 月 29 日 [夕刊]）。さらに新経営陣が率いるカネボウもまた、2005 年 6 月 27 日、株主代表訴訟に共同参加する形で、興洋染織の支援をめぐるカネボウに巨額の損害を与えたとして興洋染織に対する全面支援を決定した元社長および元副社長を賠償提訴した（『日本経済新聞』2005 年 6 月 28 日、7 月 29 日 [夕刊]; 『日経産業新聞』2005 年 6 月 28 日）。

することによって、新たな備蓄在庫取引の形態を構築した。ケーエスコヨーは、毛布の販売に従事する、カネボウが議決権 51%を有する連結子会社である（東洋経済新報社 2004, 25）³⁷。

図表 3-3-6 1998 年 4 月以降のアクリル毛布を巡るカネボウと取引先との関係



出所：東洋経済新報社 (2004, 24-25) に基づき申請者作成。

新興洋染織は、①カネボウから仕入れたアクリル糸を原料として生産した毛布をカネボウに販売し、②カネボウは毛布を住友商事に販売した。ここまでは従来の取引と同様、新興洋染織、カネボウ、商社の三社間取引であるが、新たな取引関係にはこれにケーエスコヨーが加わった。③住友商事はカネボウから買い上げた毛布をケーエスコヨーに備蓄として販売し、④ケーエスコヨーは売れ残りをカネボウに返品した。

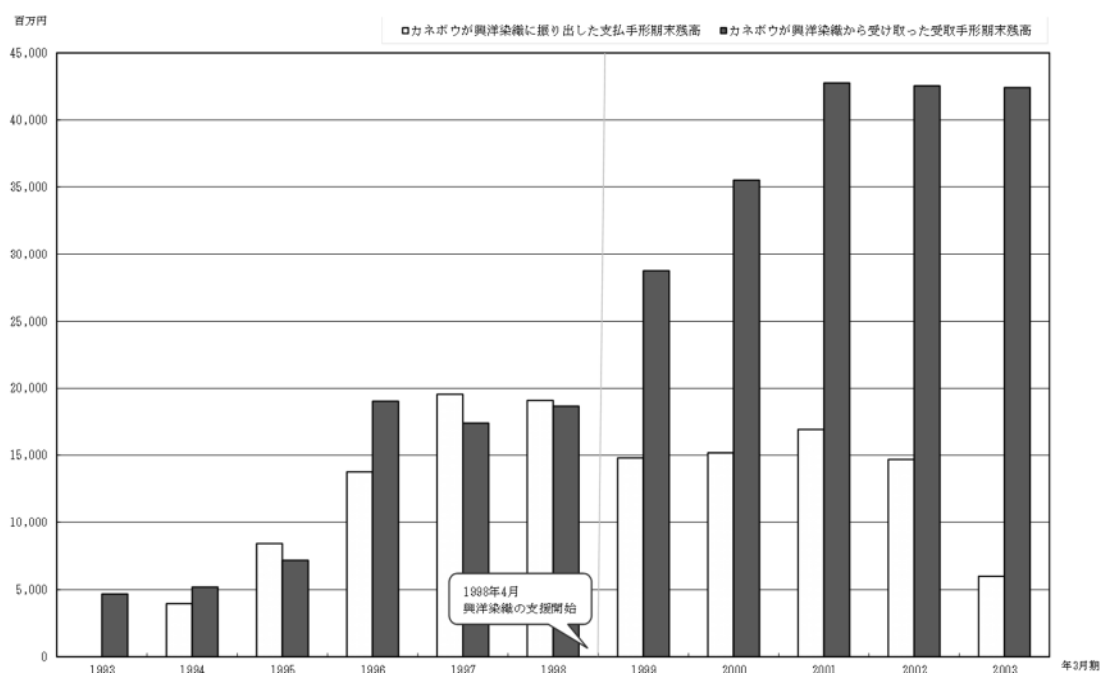
この取引のうち、②はカネボウが外部顧客である住友商事に売り上げる取引である。しかし図表 3-3-6 の②③④を含めた全体で見ると、住友商事が間に入っているものの、カネボウが売った毛布をカネボウ（ケーエスコヨー）が受け入れ、カネボウに戻しているに過ぎない。毛布が市場で販売されなければ在庫が増加し続けることに変わりないが、ケーエスコヨーが備蓄を受け入れ続ける限り商社が取引を敬遠することはないと思われる。こうして、カネボウは新たな備蓄在庫取引形態を構築し循環取引を継続させることによって架空利益を計上し、毛布過剰在庫の評価損計上の先送りを続けた。

図表 3-3-7 は、カネボウと興洋染織との手形取引の推移を示したものである。カネボウと興洋染織間の代金決済は手形で行われたため、興洋染織がアクリル糸の購入代金として振り出す支払手形（カネボウ側から見れば、興洋染織からの受取手形）とカネボウがアクリル毛布の引き受け代金として興

³⁷ なお、1999 年 3 月期のカネボウ『有価証券報告書』によると、ケーエスコヨーは、資本金 80 百万円、カネボウが議決権 51%を所有し、役員の兼務等については転籍 8 名であった。

洋染織に振り出す支払手形は年々増加していった。興洋染織はカネボウからの受取手形を現金化することによって資金繰りを確保できたが、カネボウは信用力の弱い興洋染織から受けた手形を資金化できないため（ダイヤモンド 2006, 41）、受取手形は不良債権化していたと思われる。カネボウが興洋染織を支援した後の決算期である 1999 年 3 月期以降には、興洋染織への支払手形は減少しているが、反対に、受取手形は飛躍的に増加している。これは、興洋染織の経営権を実質的に支配した後、カネボウが興洋染織を利用してアクリル部門の利益をかき上げしていたことを表していると考えられる。

図表 3-3-7 カネボウと興洋染織との手形取引の推移



出所:カネボウ (1993); カネボウ (1994); カネボウ (1995); カネボウ (1996); カネボウ (1997); カネボウ (1998); カネボウ (1999); カネボウ (2000a); カネボウ (2001a); カネボウ (2002a); カネボウ (2003a)に基づき申請者作成。

連結外しの実態

カネボウは複雑な取引形態を構築して興洋染織との循環取引を継続させ、アクリル部門の売上高をつり上げた。興洋染織が連結対象外であれば、カネボウは興洋染織向けの売上高を計上することができる。しかし、興洋染織が連結子会社に該当する場合には、親子間の売買取引は相殺しなければならない。

図表 3-3-8 は、カネボウとカネボウ物流、興洋染織の関係図である。1998 年 3 月期から 2000 年 3 月期までは、持株基準から支配力基準へと会計基準が変更される期間であり、連結外しはまさにこの

移行期に行われた。カネボウは、支配力基準が強制されてからも従来の持株基準をそのまま適用し、これに合わせて資本関係を意図的に操作することによって興洋染織を連結対象外としていた。

図表 3-3-8 カネボウ、カネボウ物流、興洋染織の3社関係の実態

当時の会計基準	持株基準	支配力基準推奨期間	支配力基準				
カネボウが適用した基準	持株基準						
	1998(平成10)年3月期	1999(平成11)年3月期	2000(平成12)年3月期	2001(平成13)年3月期	2002(平成14)年3月期	2003(平成15)年3月期	2004(平成16)年3月期
表面上の関係	1997年4月～ カネボウ ↓ 関連当事者 直接17.5%(注) ↓ 役員 ↓ カネボウ物流 ↓ 旧興洋染織 19%	1998年4月～経営支援開始 カネボウ ↓ 関連当事者 直接17.5% ↓ 役員 ↓ カネボウ物流 ↓ 新興洋染織 95%	1999年4月～ カネボウ ↓ 14.5% ↓ カネボウ物流 ↓ 14% ↓ 新興洋染織	2000年4月～ カネボウ ↓ 14.5% ↓ カネボウ物流 ↓ 14% ↓ 新興洋染織	2001年4月～ カネボウ ↓ 14.5% ↓ カネボウ物流 ↓ 14% ↓ 新興洋染織	2002年4月～ カネボウ ↓ 14.5% ↓ カネボウ物流 ↓ 14% ↓ 新興洋染織	～2003(平成15)年12月まで カネボウ ↓ 14.5% ↓ カネボウ物流 ↓ 14% ↓ 新興洋染織
訂正報告書で開示された実態			1999年4月～ カネボウ ↓ 連結子会社 ↓ カネボウ物流 ↓ 14% ↓ 役員 ↓ 兼務等 ↓ 新興洋染織 81%	2000年4月～ カネボウ ↓ 連結子会社 ↓ カネボウ物流 ↓ 14% ↓ 役員 ↓ 兼務等 ↓ 新興洋染織 81%	2001年4月～ カネボウ ↓ 連結子会社 ↓ カネボウ物流 ↓ 14% ↓ 役員 ↓ 兼務等 ↓ 新興洋染織 81%	2002年4月～ カネボウ ↓ 連結子会社 ↓ カネボウ物流 ↓ 14% ↓ 役員 ↓ 兼務等 ↓ 新興洋染織 81%	2003年4月～ カネボウ ↓ 連結子会社 ↓ カネボウ物流 ↓ 14% ↓ 役員 ↓ 兼務等 ↓ 新興洋染織 81%

出所：カネボウ (1998); カネボウ (1999); カネボウ (2000a); カネボウ (2001a); カネボウ (2002a); カネボウ (2003a); カネボウ (2004a); カネボウ (2000b); カネボウ (2001b); カネボウ (2002b); カネボウ (2003b); カネボウ (2004b); カネボウ (2004c); 日本経済新聞社編 (2004, 141-142); テーミス (2006a, 67) に基づき申請者作成。
 付記：図中 1998 年 3 月期の (注) については、脚注(34)を参照されたい。

1998年3月期には、カネボウの旧興洋染織に対する持株は19%であった。親会社が直接、間接で議決権の過半数を所有しているかどうかによって子会社の判定を行う持株基準に従えば、旧興洋染織はカネボウの連結子会社に該当しない。1998年3月期は持株基準が強制されていたので、この処理は会計基準に準拠したものである。次の1999年3月期は、支配力基準が推奨されているものの強制ではなく、任意適用が認められた期間であった。カネボウは、1998年4月から旧興洋染織への支援を開始し、カネボウが議決権17.5%を有する「その他関連当事者」であるカネボウ物流を通じて旧興洋染織に95%出資した。またカネボウは、経営支援に際して、創業社長をはじめとする旧興洋染織の役員、経営幹部全員に退社を求め、新たに設立した新興洋染織に役員の半数以上を送り込んだ(テーミス 2006a, 66-69; 『日本経済新聞』2004年4月20日)。

持株基準のもとでは、カネボウ物流はカネボウの子会社ではないため、カネボウ物流の持株比率がどうであれ新興洋染織はカネボウの連結対象とはならない。しかし、支配力基準のもとでは、「他の会社に対する議決権の所有割合が、百分の五十以下であっても、高い比率の議決権を有しており、かつ、当該会社の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合」(「連結財務諸表原則」第三

の 2) には持株比率に関係なく子会社となる。このため、カネボウが経営支援時に新興洋染織に役員
の半数以上を送り込んだという事実（『日本経済新聞』2004年4月20日）を考慮すると、支配力基準
のもとでは1999年3月期時点で新興洋染織はカネボウの子会社と判定されるべきであった。ただし、
1999年3月期は、支配力基準が強制されていなかったため、カネボウが持株基準を継続させることは
会計基準に違反しているとはいえない。

持株基準にかわって支配力基準が強制された2000年3月期以降、カネボウの連結外しは本格化した。
1999年3月期までの『有価証券報告書』にて、連結対象ではないものの「その他の関連当事者」とし
て開示されていたカネボウ物流の記載は、2000年3月期を境に『有価証券報告書』から消えた。これ
によって、カネボウとカネボウ物流との関係、新興洋染織との関係（図表 3-3-8 の破線枠内の関係図）
が外部から全く見て取れない状態となった。このような状態であったにもかかわらず、2004年1月7
日、カネボウは「債権取立て不能のおそれに関するお知らせ」というプレスリリースを発表し、新興
洋染織を全額出資子会社として公表し、522億円の貸し倒れ損失を突如明らかにした（カネボウ
2004c）。

その後カネボウは、2005年5月2日に提出した『有価証券報告書の訂正報告書』で実態を公表した。
それによると、2000年3月期から2004年3月期まで一貫して、カネボウ物流、興洋染織ともに連結
対象として取り扱うべきだったことがわかる。つまりこの期間中、カネボウは、興洋染織およびカネ
ボウ物流の2社を意図的に連結対象から外していた。

第3項 監査の実態と監査上の問題

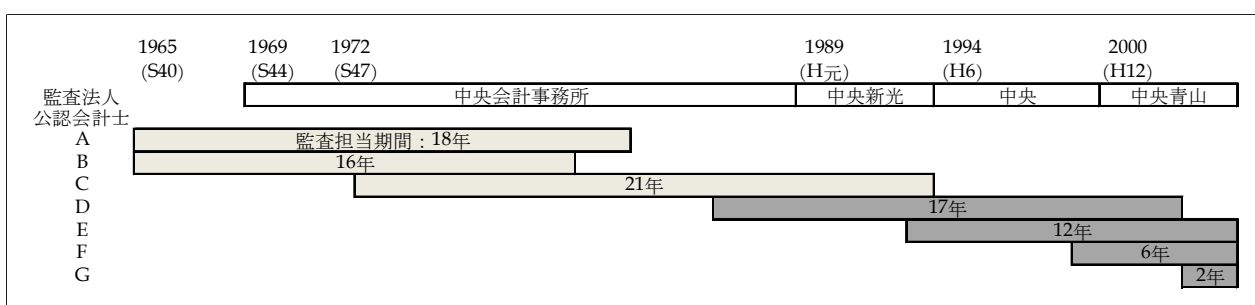
カネボウの監査は、当時わが国の Big 4 の一角を占めた中央青山監査法人が担当していた。カネボ
ウ粉飾決算における監査の失敗は、公認会計士の精神的独立性の欠如に起因するものである。しかし、
『判決文』が「カネボウの監査における問題は、被告人らが関与社員として関与する前から継続して
いたのであって、こうしたカネボウと監査法人との間での長年にわたるしがらみを抜きには語れない
ところもある」、「監査法人内でのチェック体制の不備もある」と指摘するように、カネボウ監査にお
ける問題は、公認会計士個人のみには帰属するものとしてではなく、中央青山監査法人全体の問題とし
て捉えるべきであるように思われる。

公認会計士の精神的独立性の問題

『判決文』は、「本件は、あくまでもカネボウが主体であり、同社の代表取締役らが主導的に粉飾決算をもくろんだ上での犯行であり、被告人らは、これに監査として関わったに過ぎず、しかも、粉飾への関わりは、積極的なものではない」、「被告人らは、カネボウ側の粉飾の求めに対して、決して唯々諾々として応じていたわけではなく、カネボウ側の強い姿勢に抗し切れず不承不承応じていたに過ぎない」と、公認会計士の関与が消極的であったことを認めている（東地裁平18・9・4判決）。しかし、粉飾決算を知っていたという点では「故意」による監査の失敗である。公認会計士らが公正不偏の態度を貫くことができなかつた原因としては、経営者からの干渉を受けたことのほかに、公認会計士の監査担当期間の長期化と長年続いていた監査のあり方が相当に影響していたように思われる。

図表 3-3-9 は、カネボウ『有価証券報告書』に含まれる監査報告書から識別して、カネボウの監査を担当した監査法人と関与社員の変遷をたどったものである。それによると、カネボウの監査は、監査法人中央会計事務所が設立された当初の1969年から約40年にわたって中央青山監査法人が担当していた。その間、カネボウの監査を担当した公認会計士の関与期間も長期にわたるものである。監査報告書を遡れば、監査を担当していた公認会計士 A および B については監査法人中央会計事務所が設立される以前からカネボウの監査を担当しており、監査担当期間は約20年に及んでいた。また、図表 3-3-9 には関与社員であった期間しか示されていないが、補助者としての期間を含めれば実際にカネボウの監査に携わった期間はおそらくもっと長いはずである³⁸。

図表 3-3-9 1965 年-2005 年のカネボウを担当した監査法人と関与社員の様況



出所：カネボウ『有価証券報告書』1965年-2005年の『監査報告書』をもとに申請者作成。

付記：1965年から1971年までの公認会計士 A の所属会計事務所、同様に1965年から1968年までの公認会計士 B の所属会計事務所は、中央会計事務所ではなく個人または共同会計事務所であった。

逮捕された公認会計士は、D、E、F、G の4名であり、G は起訴猶予となっている。

³⁸ 『判決文』によると、図表 3-3-9 の公認会計士 D は「会計士補のころから一貫して、一時外れた時期はあったものの、スタッフとしてカネボウの監査に関わり、その後、昭和56年ころからは主査として、昭和62年4月期からは平成14年3月期までは関与社員として」カネボウの監査に関わったとあり、全ての期間を合わせると、約30年間にわたってカネボウの監査に従事していたことになる。

『判決文』などによると、カネボウでは不適切な会計処理が 1970 年代半ばから行われていたとされるが（東地裁平 18・9・4 判決；『日本経済新聞』2006 年 3 月 27 日 [夕刊]）、当時の監査は、カネボウ側に不適切な会計処理の改善を促すような姿勢では行われていなかった。当時、カネボウの監査を統括していた公認会計士 C は、カネボウ側の意見を優先し、会計処理上、問題となる点があっても容認するような姿勢で監査を行っていたという。そして、公認会計士 D は、大先輩である公認会計士 C の監査方針に異を唱えることができず、公認会計士 E も問題点を認識していながら、その方針を転換せず、公認会計士 C が退いた後も従前の問題ある監査をそのまま継続していたとされている（東地裁平 18・9・4 判決）。

このような状況が続くなか、新たに公認会計士 F が関与社員となったことをきっかけに、公認会計士らは、1998 年 10 月頃に改めてカネボウの財務状況を調査し、実質の子会社であったカネボウフーズ 6 販社の抱える巨額な不良在庫等、カネボウの粉飾決算の実態の一部を具体的に認識するに至った。そして、カネボウの経理担当者に対して、巨額の不良在庫や連結外し等の問題点を是正するよう求め、カネボウ担当者が持ちかけてくる種々の不正工作の相談にも異を唱えるなどした。しかし、これに対するカネボウ側の反応として、「中央青山監査法人では従前から粉飾を見逃してきたのではないか」、「今になって厳しいことを言われても困る」、「被告人らの意見に従ってはいは、大幅な連結債務超過となり、信用不安を招き、銀行の融資も引き上げられ、経営が破綻してしまう」などと強く迫られた結果、カネボウ側に押し切られ粉飾決算に加担し続けることとなった（東地裁平 18・9・4 判決）。1998 年 10 月頃の時点で、公認会計士は、従来から続く監査のあり方を見直す機会を得ていたにもかかわらず、その好機を逃してしまったように思われる。

ここまで述べてきたところを公認会計士の精神的独立性と結びつけて考えると、以下のことを指摘できる。

- ◆ 監査人の精神的独立性は同じ監査チーム内の別の監査人の精神的独立性に影響を与える。
- ◆ 前任監査人による監査のあり方は、後任監査人によるその後の監査のあり方に影響を与える。
- ◆ 監査担当期間が長期化すれば、監査人は自らが関与していた過去の監査意見に縛られ、会社側に強い姿勢で対応することが難しくなる。
- ◆ 監査人が一度でも精神的独立性を緩め会社側に協力するような姿勢をとってしまった場合には、経営者はそれを逆手にとって、監査人をさらなる粉飾決算へと引きずり込んでしまう。

これらは、監査人個人にとって一度失われた精神的独立性を取り戻すことがいかに難しいことであるかを示唆しているものと理解できる。

不正会計スキームへの公認会計士の関与の実態

カネボウ事例の特徴的な粉飾スキームである連結外しは、子会社判定基準の移行期である1998年3月期から2000年3月期にかけて、持株比率を操作することによって行われていた(図表3-3-8)。1999年5月、公認会計士は、「これでは連結対象から外れていない。この会社の持株比率を20%未満にする必要がある」など、興洋染織をはじめとする一部の赤字子会社を連結対象から外すことができるようカネボウに対して専門的な助言を行ったとされる(『日本経済新聞』2005年9月15日)。

1999年5月という、持株基準と支配力基準の任意適用が認められていた1999年3月期決算が終わり、いよいよ支配力基準が強制適用される2000年3月期を目前に控えた時期であった。公認会計士の本来あるべき姿としては、新しい支配力基準の導入を踏まえて会社側に適切に指導・助言を行うことである。しかし、公認会計士は、カネボウが、連結外しを行うために保有する子会社株の代金を受け皿会社に融資して買い取らせる際の短期間で子会社株式を買い戻すという裏契約も把握していた、とも指摘されており(『日本経済新聞』2005年9月15日)、連結外しのスキームに比較的深く関与していたと思われる。そして2000年3月期から2004年3月期まで、連結会計基準に違反して作成されたカネボウの連結財務諸表に適正意見を表明し続けていた。

その他の粉飾スキームについても、公認会計士はカネボウの粉飾決算に関与していたが、公認会計士とカネボウの間では毎期、粉飾決算を求めるカネボウ側と粉飾決算を回避させようとする公認会計士との間で種々の折衝がなされていたという。しかし公認会計士は、過去の不適切な監査が明らかになって自身や所属する監査法人の責任が追及されることを恐れ、またカネボウ側からの強い要請に抗しきれず、ずるずると架空売上や損失処理の先送りを容認し、無限定適正意見を表明することで粉飾決算に加担していた。その具体的な状況は以下のとおりである。

2002年3月期、連結決算で債務超過に転落することが決定的となり、カネボウは危機的状況に陥った。決算にあたり、公認会計士は関連会社への引当金不足を指摘したが、財務・経理担当元常務から「先生の言う通りに引当金を積んだら、債務超過になります。上が許してくれない」と経理操作への協力と理解を求められた。その後、常務取締役からの依頼を受け、担当会計士は2002年4月、元社長らと面会し、「会計処理上、問題がある」、「ここまでは無理だ」との押し問答となった。担当公認会計

士は、「こんな数字になるわけがない」、「関連会社に対する引当金が不足している」など、大幅な黒字に決算数字をねつ造しようとしたカネボウ側に修正を促した。しかし、カネボウ経理担当者が残したメモによると、担当会計士は徐々にカネボウ側の意向を容認するようになり、最終的に、「黒字額は1億円を超えないようにしてください」と具体的な金額を挙げ、粉飾決算を見逃す基準を示すようになった。これに伴い、「販売先が1カ所に集中しないように」と売上高の架空計上を発覚しにくくするアドバイスや、「時期をずらして返品させた方がいい」と化粧品販売店からの返品について、返品分の損失を1期で処理せず、一部を翌期以降に分散するよう具体的な手口を示すなど、公認会計士がより巧妙な粉飾スキームを指南したことが報道されている。2003年3月期も同様に、決算前になるとカネボウ元社長らは公認会計士と複数回面会して債務超過を回避する方針を伝達し、公認会計士はカネボウが提示した黒字額を圧縮調整するのみで、経営者の意に沿った虚偽の決算書作成に協力し、「適正意見」を与えた（『日本経済新聞』2005年9月11日、9月13日〔夕刊〕、9月14日、9月14日〔夕刊〕、10月4日）。

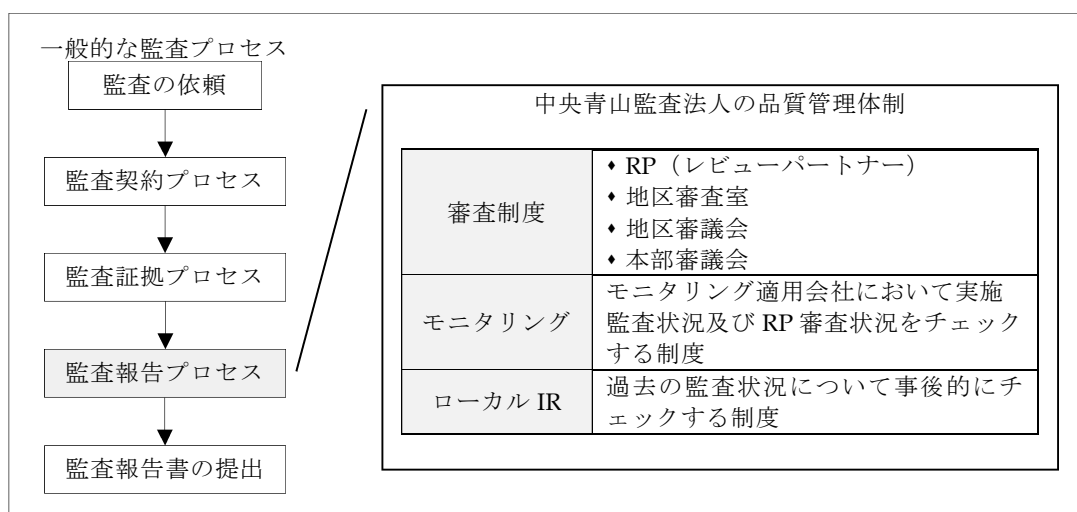
公認会計士からカネボウへの数々のアドバイスは決して積極的に粉飾スキームを教唆するものではなかったようである。それは、カネボウ元社長が「何が何でも監査法人をごまかし通せ」と社内で粉飾決算の隠蔽を指示していることから明らかである（『日本経済新聞』2005年8月1日）。しかし上述のとおり、公認会計士が粉飾決算の全体像を把握していなくとも、いったん粉飾決算を黙認してしまえば、その後は消極的ではあるものの、公認会計士が経営者に対して強い姿勢をとることが難しくなることを上記の実態は表しているといえる。

中央青山監査法人の内部管理体制の脆弱性³⁹

個々の監査契約は、監査チーム内部での監査調書のレビューのほかに、当該監査契約に従事していない審査担当責任者による品質管理レビューによってチェックされる。カネボウ事件調査委員会が2006年6月9日に提出した『調査報告書（骨子）』に基づくと、当時の中央青山監査法人の品質管理体制は図表3-3-10のようになっていたと推察される。『調査報告書（骨子）』は、中央青山監査法人の品質管理体制は運用面で欠ける部分があったことを指摘している。

³⁹ ここでの記述は、以下の文献に基づいている。カネボウ事件調査委員会 2006.

図表 3-3-10 当時の中央青山監査法人の品質管理体制



出所：カネボウ事件調査委員会 (2006) に基づき申請者作成。

監査プロセスは、監査契約プロセス、監査証拠プロセス、監査報告プロセスから成る。そのなかでも、監査プロセスの最終段階である監査報告プロセスには審査という段階がある。この段階において、公認会計士が行った一連の監査手続は見直され、法人としての監査意見が形成されることになる。当時、中央青山監査法人の審査体制には、RP (レビューパートナー)、地区審査室、地区審議会、本部審議会の 4 重のチェックの仕組みが設けられていた。しかし実際の審査は RP に過度に依存するものであったうえ、RP の審査には投入される時間や環境面において制約があり、実際には RP が監査調書を査閲しない状態が通常化していたことが報告されている。また中央青山監査法人には、RP による審査を補完するものとしてモニタリング、過去の監査状況を事後的にチェックするものとしてローカル IR (インターナル・レビュー) という仕組みがあり、監査意見の形成に及ぼす影響力には限界があり、監査上の問題を認識した場合であっても、その後の対応は不十分であったとの指摘がある。

『調査報告書 (骨子)』はまた、「元関与社員は、粉飾が発覚しないように、RP にも全てを報告せずに、監査報告書においては適正意見を述べ、審査上必要な資料の記載内容を修正させ、問題がありそうな監査調書、資料などの証拠については、監査調書からそれを抜き取り、これとともに、連結範囲の判断に大きく影響を及ぼす覚書、資料を自宅や自宅とは別のマンションに持ち帰るなどして、粉飾に加担することとなった」と言及している。元関与社員が監査調書の一部を自宅に持ち帰り粉飾決算の発覚を回避し、元関与社員が持ち帰った資料が監査上の問題として審査に付されない場合には、品質管理による発覚には限界がある。しかし上述のとおり、粉飾決算が同監査法人で見過ごされてし

まった原因の1つには、少なからず中央青山監査法人の内部管理体制に脆弱性があったことが関係していると考えられる。

第4項 関係者の責任

会社側の責任

カネボウの粉飾決算を主導した旧経営陣らは、民事と刑事の両面から責任を追及された。民事では、2004年9月、代金の回収見込みがないにもかかわらず子会社である毛布メーカーの興洋染織と支援目的の取引を続けた結果、カネボウに522億円の損害を与えたとして、株主3名が旧経営陣9名に対する株主代表訴訟を起こした（『日本経済新聞』2004年9月3日）⁴⁰。2005年6月27日、新経営陣率いるカネボウも、興洋染織への支援継続は取締役の注意義務違反に当たるとして、株主代表訴訟の原告側に共同参加を申し立てる形式で、元社長らに計10億円の損害賠償を求める訴訟を起こした（『日本経済新聞』2005年6月28日）。

刑事では、東京地検特捜部が元社長らを任意聴取し、証券取引等監視委員会との連携捜査を進めた（『日本経済新聞』2005年6月24日）。カネボウは、旧経営陣が不正な経理処理を指示した際のやり取りが残った「粉飾メモ」を証拠として提出し、特捜部は立件対象を2002年3月期と2003年の3月期に絞り込んだ（『日本経済新聞』2005年7月25日、7月28日）。そして、2005年7月29日、連結粉飾初の摘発として、元社長らは証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽表示）の容疑で逮捕された（『日本経済新聞』2005年7月30日）。その後の調べで、カネボウでは毎年2月頃、粉飾決算に関する「社内会議」があったこと、元社長から「監査法人をごまかせ」という指示があったこと、2002年3月期決算には元副社長からの「80億円の黒字にしろ」との指示を契機に各部門で売上水増しなどの経理操作が本格化したことなどが次々と発覚し、2002年3月期には829億円、2003年3月期には811億円の資産が過大計上されていたことが明らかになった（『日本経済新聞』2005年7月31日、8月1日、8月17日〔夕刊〕、8月18日）。

証券取引等監視委員会は、元社長ら3名を告発するほか、粉飾決算が組織ぐるみで行われたことから、企業体質の改善を求める必要性があると考え、証券取引法の両罰規定を適用して、法人としてのカネボウも告発対象とした。一方、カネボウもまた旧経営陣を刑事告発し、責任を追及した（『日本経

⁴⁰ 2005年6月、産業再生機構支援下で経営再建中のカネボウがこの株主代表訴訟に共同参加する形で旧経営陣に対する賠償請求を行った（『日経産業新聞』2005年6月28日）。なお、同訴訟の結果は、データベース『日経テレコン』からは情報を入手できなかった。

済新聞』2005年8月17日〔夕刊〕)。法人としてのカネボウは、すでに産業再生機構の支援下に入っていることなどから起訴猶予とされたが、2005年8月18日、カネボウ元社長と元副社長は証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）の罪で起訴された（『日本経済新聞』2005年8月19日）。

2005年11月30日、東京地裁にてカネボウ粉飾決算事件の初公判が開かれた。検察から、一連の粉飾決算には会社の信用と経営陣の地位を維持するために大幅な債務超過を隠そうとした背景があったことが指摘され、元社長および元副社長は起訴事実を全面的に認めた（『日本経済新聞』2005年11月30日〔夕刊〕）。元社長は、2006年1月10日の公判で、粉飾決算の「責任は私を含めて歴代の全社長にある」（『日本経済新聞』2006年1月11日）と述べ、粉飾決算が以前から常態化していたことを示唆した。そして、2006年3月27日の判決では、元社長には「我が国有数の企業の最高責任者が公認会計士をも巻き込み、率先して行った組織的犯行で、投資家の利益や証券取引の公正をないがしろにした」として懲役2年、執行猶予3年、元副社長には懲役1年6ヶ月、執行猶予3年の有罪判決が下った（『日本経済新聞』2006年3月27日〔夕刊〕）。

本事件では、取締役および監査役は刑事責任を問われていないようである。粉飾決算の罪に問われた期間のうち2000年から2003年まで、カネボウの取締役は、経営の監督と業務執行の2つの機能を兼ねており、経営の監督機能が十分に働く仕組みにはなっていなかったように思われる⁴¹。また、同期間中の監査役には各期4名の常勤監査役が就任し、うち2名は商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であったにもかかわらず、社外監査役の略歴をみると、カネボウに入社し長年勤めた後、連結対象から外されていた会社の役員として、またはカネボウの経理部長として勤めていた者であり、監査機能が適切に働いていたのかは疑問である。

監査人の責任⁴²

粉飾決算の罪が問われた2000年3月期から2004年3月期まで、カネボウの監査を担当していた中央青山監査法人は、個別財務諸表および連結財務諸表のいずれにおいても全て無限定適正意見を表明していた。しかし、その後の『有価証券報告書の訂正報告書』では、2004年3月期の個別財務諸表のみ無限定適正意見とした以外は、「カネボウの内部統制システムの不備や連結決算子会社の確認不能」

⁴¹ カネボウは2004年5月以降、産業再生機構による支援のもとで再生に取り組み、同年6月より委員会設置会社に移行している。それに伴い、「取締役が経営の監督と業務執行の二つの機能を兼ねる従来の体制から、「経営の監督権限と執行権限を明確に分離し、取締役会は経営の基本方針等の決定と監督機能に徹する」体制へと刷新し、産業再生機構から5名の社外取締役を起用している（カネボウ 2004a）。

⁴² ここでの記述は、以下の文献をもとに作成した。東地裁平18・9・4判決。

を理由として全て意見不表明とした（カネボウ 2000a; カネボウ 2000b; カネボウ 2001a; カネボウ 2001b; カネボウ 2002a; カネボウ 2002b; カネボウ 2003a; カネボウ 2003b; カネボウ 2004a; カネボウ 2004b）。

カネボウの旧経営陣が逮捕された後、捜査の対象は中央青山監査法人にまで及んだ。東京地検特捜部は、証券取引等監視委員会と合同で中央青山監査法人を家宅搜索し、監査を担当した公認会計士を参考人として事情聴取した（『日本経済新聞』2005年7月30日）。2005年5月20日、中央青山監査法人は公認会計士の関与を否定する調査結果報告書を金融庁に提出した（カネボウ事件調査委員会2006；『日本経済新聞』2005年9月20日）。また新聞では、2002年5月頃にカネボウ元社長から「監査法人をごまかせ」との指示があったことが報じられ（『日本経済新聞』2005年8月1日）、当初はカネボウが監査を担当した公認会計士を欺いて不正経理を隠蔽していたかのように報道されていた。

カネボウの監査を担当した公認会計士は当初、中央青山監査法人が行った聞き取り調査で、「カネボウ経営陣の手口が巧妙で粉飾を見抜けなかった。知りながら見過ごしたわけではない」と主張し、粉飾決算への関与を否定していた（『日本経済新聞』2005年9月27日 [夕刊]）。しかしその後、経営者に対する取り調べが進むにつれて、公認会計士がカネボウの粉飾決算に主体的に関与していた実態が浮き彫りとなり、2005年9月13日、証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）容疑で、カネボウの監査を担当した公認会計士4名が逮捕された（『日本経済新聞』2005年9月11日、9月13日 [夕刊]）。同年10月3日、逮捕された公認会計士のうち1名は、代表社員ではなく関与が従属的であったため起訴猶予とされたが、その他の3名は証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）の罪で起訴された（『日本経済新聞』2005年10月3日 [夕刊]）。

公認会計士および中央青山監査法人に対する責任追及

カネボウの監査を担当した公認会計士および中央青山監査法人は、刑事罰、行政処分、日本公認会計士協会による懲戒処分のそれぞれを通じて責任が追及された。図表 3-3-11 は、それらをまとめたものである。

図表 3-3-11 公認会計士および中央青山監査法人に対する処分

処分の対象 (処分日)	刑事罰 (2006年8月9日判決)	金融庁による行政処分 (2006年5月10日) (2006年5月24日)	日本公認会計士協会 による処分 (2007年7月27日)
公認会計士 D	懲役1年 執行猶予3年	登録抹消	-
公認会計士 E	懲役1年6ヶ月 執行猶予3年	登録抹消	-
公認会計士 F	懲役1年 執行猶予3年	登録抹消	-
公認会計士 G	逮捕・不起訴	1年間の業務停止処分	会員権の停止1年間 懲戒処分の請求
中央青山監査法人	-	2カ月間の業務停止命令	会員権の停止2カ月 懲戒処分の請求

出所：申請者作成。

カネボウの監査を担当した公認会計士に対する処分

2006年3月30日、公認会計士の初公判が開かれ、逮捕、起訴された公認会計士3名は起訴事実を全面的に認めた（『日本経済新聞』2006年3月30日 [夕刊]）。同年8月9日の判決は、「被告人らの加担は、カネボウ同様、多数の投資者の判断を誤らせるものであるばかりか、監査制度や公認会計士に対する社会的信用を大きく失墜させるものであり、厳しく非難されなければならない。とりわけ、被告人らが所属する中央青山監査法人は、わが国でも有数の監査法人であり、本件犯行がもたらした影響の大きさには多大なものがある。」と指摘し、公認会計士1名には懲役1年6ヶ月、執行猶予3年、ほか2名の公認会計士には懲役1年、執行猶予3年の有罪判決が下された。

金融庁は、初公判後、公認会計士3名の処分を検討することを決めた（東地裁平 18・9・4 判決）。2006年5月10日、「有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、故意に虚偽のないものとして証明した」として、公認会計士2名を登録抹消、起訴猶予となった公認会計士に対しては1年間の業務停止処分を下した（金融庁 2006a）。同年5月24日、同じく逮捕、起訴された公認会計士に対しても登録抹消処分を下した（金融庁 2006b）。

中央青山監査法人への処分とその影響

東京地検特捜部は、中央青山監査法人による金融庁への虚偽報告が公認会計士法違反にあたるとして中央青山監査法人の立件を目指した。しかし、監査法人が会計士の不正行為を見破るのは困難だったとして、両罰規定による中央青山監査法人の立件は見送られ（『日本経済新聞』2005年9月27日 [夕刊]、10月3日 [夕刊]）、中央青山監査法人の責任追及は金融庁の処分が担うことになった。

金融庁は、2006年5月10日、中央青山監査法人に所属していた公認会計士による故意の虚偽証明を理由に、中央青山監査法人に対して、一部の監査業務を除いた証券取引法監査および会社法監査業務を2ヶ月間停止するという業務停止処分を下した（金融庁 2006a）。中央青山監査法人では、カネボウの粉飾が発覚する以前にも山一証券 [1997] やヤオハンジャパン [1997] の粉飾決算が刑事事件になったほか、破綻した足利銀行の監査を巡っては2005年1月に金融庁から戒告処分を受けるなど（『日本経済新聞』2005年9月13日 [夕刊]）、監査に対する信頼が揺らいでいた。そのような状況のなか、カネボウ事件によって再び処分を受けた中央青山監査法人は2006年7月1日から2ヶ月の間、一部業務を停止した。

金融庁の業務停止命令は、中央青山監査法人が監査を担当していた約2300社に混乱を与えた（『日本経済新聞』2006年5月11日；『日経産業新聞』2006年5月11日）。商法特例法の規定では、たとえ1日でも業務停止命令を受けると、会計監査人の資格を失い、監査先企業との契約はいったん全て解除されてしまうため、会社は監査契約を結び直す必要がある（『日本経済新聞』2006年6月30日；日経BP社 2005, 10-11）。このため中央青山監査法人と監査契約を結んでいた上場会社約860社のうち100社以上が監査法人を変更したほか、274社は会計士不足などで一時会計監査人を選任できず、監査人不在の状況に陥った（『日本経済新聞』2006年8月9日 [夕刊]；『日本経済新聞』2006年9月6日）。さらに金融庁の処分を受けて、トヨタ自動車、ソニー、新日本製鉄といった中央青山監査法人が監査を担当していた会社の株価は軒並み下落した（『日本経済新聞』2006年5月11日）。金融庁による行政処分による影響は、顧客流出だけにとどまらず監査法人内部の人材も流出した。中央青山監査法人の提携先だったプライスウォーターハウスクーパーズ（PwC）は事件の波及を危惧し、「あらた監査法人」を設立し、旧青山監査法人系の大物パートナーを中心に全体の3割に当たる約800名が中央青山監査法人から離脱した（『日経金融新聞』2006年12月28日）。

処分期間を経て監査業務を再開した2006年9月、中央青山監査法人はイメージ刷新のために「みず監査法人」と名称変更して再スタートをきった（『日本経済新聞』2006年8月31日）。しかし2006年12月に時期悪く発覚した日興コーディアルグループの不正会計問題は再出発の出端を挫き、信頼回復はますます困難になった。顧客流出や人材流出が進んだ結果、みず監査法人はBig 4としての規模を保って存続することが危うくなった。これによって2007年2月20日、みず監査法人は、新日本、トーマツ、あずさの大手3法人に監査業務を全面移管するという事実上の解散を発表し、2007年7月末をもって解散した（『日本経済新聞』2007年2月21日、8月1日；『日経金融新聞』2007年7

月 30 日)。大規模監査法人の消滅は監査業界を震撼させた。

第 5 項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

2005 年に発覚したカネボウ粉飾決算事件は、明治創業の歴史ある名門企業として名高いカネボウの 2000 億円を超える粉飾決算が発覚した非常に大きな事例である。2000 年 3 月期から 2004 年 3 月期までに行われたカネボウの粉飾手法は、業績の水増しに直結する手法から、業績の水増しを直接的な目的とするものではないが、粉飾決算の協力を得るための裏金を捻出するために仕組まれた手法まで、多岐にわたる。このうちカネボウ粉飾決算事件で最大のスキームとなったのが、2000 年から行われた興洋染織の連結外しである。

国内最大手の毛布メーカーであった興洋染織は、本来、繊維業界における正常な取引慣行として、商社との間で毛布の備蓄在庫取引に従事していた。しかし 1990 年代に毛布の市況が悪化し始めると、興洋染織は商社だけでなく原料の仕入先であるカネボウにも毛布の備蓄を求めるようになり、備蓄在庫取引は次第に循環取引の様相を呈することとなった。そして、繊維事業の不振に苦しむカネボウもまた、アクリル部門の主要な取引先である興洋染織を支えるため、循環取引の深みにはまっていったものと推察される。カネボウが興洋染織の経営支援を開始した 1998 年 4 月からは、カネボウが中心的存在となり、循環取引を本格化させた。カネボウは、循環取引を継続させることによって、毛布の原料であるアクリル糸を興洋染織に過剰に納入し、実需がないにもかかわらず、合繊部門の売上高を維持することができた。ところが 1990 年代後半になると、会計ビッグバンや連結財務諸表制度の変革といった会計環境の変化によって、カネボウは興洋染織に関する新たな問題に直面することとなった。なかでも特に重要な外部環境の変化が連結会計基準の変更であった。なぜなら、持株基準のもとでは子会社に該当しなかった興洋染織が、支配力基準のもとで子会社となれば、循環取引によって達成していた興洋染織向けの売上は計上することができず、繊維部門の損失が表面化してしまうからである。2000 年 3 月期から支配力基準の強制適用が迫り、また多額の債務超過をかかえるカネボウに対して銀行からの圧力も強まるなか、カネボウは、連結外しという手法を通じて興洋染織問題を処理した。

このように興洋染織の連結外しには、数多くの監査の失敗を引き起こす複雑なスキームである循環取引が内在していた。そして、カネボウに連結外しの直接的な動機を与えたのが連結会計基準の変更である。カネボウの連結外しは 1998 年から 2000 年にかけて、子会社判定基準が持株基準から支配力基準へと変わる移行期に行われた。会計基準の変更によって会社が好ましくない財務的影響を受ける

場合、会社は会計基準の変更に対応することを渋る、または不正な財務報告に対する動機を抱くかもしれない。この点は、2011年に発覚したオリンパスの事例にも共通している可能性がある。これは監査人にとって、会計基準が変更する移行期において会社側に新基準の適用を促す指導・助言機能が重要になるとともに、会計基準の変更過程において財務諸表上の虚偽表示リスクは高まり、監査リスクも高くなりうることを示唆している。

カネボウ粉飾決算は、国内最大級の粉飾決算の事例であると同時に、カネボウの監査を担当した中央青山監査法人の消滅を招いた重大な監査の失敗事例でもある。本事件における監査の失敗は、精神的独立性の欠如に起因していた。公認会計士が精神的独立性を喪失した背景には、被監査会社と監査法人との長期的関係、公認会計士の監査担当期間の長期化、従来から行われていた監査のあり方、過去における粉飾決算の黙認といった諸要因が関係していたと考えられる。

分析の結果、カネボウ監査における公認会計士の精神的独立性は、カネボウの粉飾決算が始まった1970年代半ばからすでに希薄化しており、古くから続く監査のあり方は監査人の独立的判断をますます弱めてしまうことが明らかとなった。また分析結果からは、監査担当期間が長期化するにつれ、監査人と被監査会社との間には抜き差しならぬしがらみができること、さらには監査人が自ら関与していた過去の監査意見に縛られ、会社側に強い姿勢で臨めなくなることが示唆される。監査人が一度でも粉飾決算を黙認または協力し精神的独立性を欠いた判断を下すと、経営陣はそれを逆手にとって、なお一層の粉飾決算に公認会計士を引きずり込んでしまう。カネボウの監査を担当した公認会計士が每期、会社側に粉飾決算の改善を求める機会を得ていたにもかかわらず、最終的にはその都度、会社側に押し切られ機会を活かせなかったということは、財務諸表監査において、公認会計士が一度でも精神的独立性を喪失してしまうと、その後の監査において独立性を堅持した監査を行うことが非常に難しくなることを示唆している。

公認会計士の監査担当期間の長期化については、2003年改正の公認会計士法でローテーション制度が導入されていた（第24条の3・第34条の11の3）。しかし、カネボウ粉飾決算事件と監査の失敗をきっかけに公認会計士の監査担当期間の長期化は改めて見直され、2007年改正の公認会計士法では新たに第34条の11の4が規定され、公認会計士の監査担当期間の継続をより厳格に制限するローテーション制度が整備された。これにより、監査担当期間の長期化による独立性の欠如という問題に限っては、現在、規制を通じてある程度解決されているといえるかもしれない。

カネボウ粉飾決算事件ではまた、公認会計士個人の精神的独立性の問題だけでなく、中央青山監査

法人の品質管理の脆さが露呈した。精神的独立性は基本的には個々の公認会計士に帰属する問題ではあるが、監査は一部の公認会計士に任されているのではなく、監査調書のレビューを通じて行われる監査チーム内部での品質管理、監査チームによる監査業務が適切に実施されているかを品質管理部門が確かめる、という会計事務所レベルでの品質管理によって、財務諸表監査の質が管理されなければならない。しかし、公認会計士・監査審査会がカネボウ事件後に実施した検査結果では、Big 4 監査法人全てにおいて「監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分」であるとの結果が明らかとなり（公認会計士・監査審査会 2006）、それを受けて金融庁は業務改善指示を下した。ここからすると、品質管理はその重要性にもかかわらず、それまでの監査実務において軽視されていたのかもしれない。2005年10月28日、企業会計審議会は、監査基準の一般基準とは別に、新たな基準として『監査に関する品質管理基準』を公表し、監査における品質管理をより具体化・厳格化している。

カネボウ粉飾決算によって中央青山監査法人は金融庁から業務停止命令を受け、監査法人中央会計事務所以来、日本屈指の存在として公認会計士監査を担ってきた中央青山監査法人は消滅するに至った。このような厳しい結果をもたらしたのはやはり、本事件における監査の失敗が監査の根底を揺るがす精神的独立性の問題に起因していたためであると思われる。精神的独立性は、公認会計士が監査プロセス全体を通して堅持しなければならないものであるが、それにもかかわらず監査の失敗が公認会計士の精神的独立性の欠如に触れていた場合には、監査に対する信頼は大きく毀損されてしまう。中央青山監査法人の消滅はそのことを如実に示しており、わが国の監査の歴史上、監査における精神的独立性の重要さを痛切に思い知らせる事件である。

第4節 プロデュース [2008] ⁴³

第1項 事件の概要

株式会社プロデュース（以下、プロデュース）は、1992年に新潟県で設立された電子部品製造装置メーカーである。工作機械メーカーの制御設計の業務受託から事業を開始した同社は、1996年に株式会社へと改組して事業体制を強化・拡大する一方、顧客から持ち込まれた開発課題をきっかけに技術開発に取り組み、電子部品の微小化に大きく貢献する電極塗装技術の開発に成功した。こうして独自技術を持つベンチャー企業へと変身したプロデュースは、2002年に3年以内の上場を条件にベンチャー・キャピタル（以下、VC）から出資金1億円を調達し、物的担保を持たない非上場会社が通常直面する資金調達面および経営面での不安を克服した⁴⁴。2005年12月14日、工場の新設資金の確保や知名度の向上によってさらなる事業拡大を目指したプロデュースは、ジャスダック証券取引所（以下、JQ）にてIPO（Initial Public Offering：新規株式公開）を果たした。新技術を武器に急成長する新進気鋭のものづくり企業として期待された同社の株価は公募価額の約2倍に相当する95万円の初値をつけ、地域経済を賑わせた（プロデュース 2005；『日本経済新聞』2005年12月14 [夕刊]；『日本経済新聞』（地方経済面新潟）12月15）。

プロデュースは太陽電池関連銘柄の有望な成長企業として株式市場において高く評価されていた。しかし2008年9月19日、プロデュースが証券取引等監視委員会から証券取引法（金融商品取引法）違反（虚偽有価証券報告書提出罪等）の嫌疑で強制調査を受けたことを公表すると、株価は連日ストップ安まで急落した（プロデュース 2008b；『日本経済新聞』2008年9月23日；『朝日新聞』（新潟全県・2地方）2009年3月6日）。突然の不正会計疑惑により急激に信用が低下し、資金繰りに行き詰まったプロデュースは、9月26日に民事再生手続を申請して経営破綻し、同社株は10月27日付で上場廃止となった（プロデュース 2008d；『日本経済新聞』（地方経済面新潟）2008年10月28日）。なお、粉飾決算が発覚する直前である2007年6月期時点の連結売上高は97億400万円、連結当期純利益は7億8047万1千円、自己資本は44億1435万円、従業員数は161名であった（プロデュース 2007a）。

第2項 不正会計の構図

図表3-4-1は、証券取引等監視委員会の調査によって明らかにされた粉飾決算の内訳を示している。

⁴³ 第3章第4節の記述は、亀岡 (2014c)を加筆修正したものである。

⁴⁴ 株式会社プロデュース ホームページ (http://www.k-produce.co.jp/contents/company_gaiyo.htm)；プロデュース 2006a；東北大学経営学グループ 2008, 30-48；日経BP社 2006。

同委員会による調査によれば、2005年から2007年までの3期間にわたり計上されていた売上高約117億円および当期純利益約31億円が架空であり、売上高の水増しは循環取引によって達成されていた。同社は、重要な虚偽表示のある財務諸表を含む『有価証券届出書』をIPO時に提出しただけでなく、その後も粉飾決算を継続し、虚偽のディスクロージャーを通じて資金調達していた（証券取引等監視委員会 2009a, 105-108; 証券取引等監視委員会 2009b）。

図表 3-4-1 粉飾決算の内訳

(単位：千円)

	2005年6月期			2006年6月期			2007年6月期		
	公表値	実際値	粉飾額	公表値	実際値	粉飾額	公表値	実際値	粉飾額
売上高	3,109,763	1,476,689	1,633,074	5,885,618	2,450,716	3,434,902	9,704,000	3,118,488	6,585,512
当期純利益	191,119	▲68,384	259,503	694,202	▲230,973	925,175	1,223,761	▲729,658	1,953,419

出所：証券取引等監視委員会 (2009a, 105-108)に基づき申請者作成。

プロデュースが粉飾決算を行っていた背景には、前社長が「VCに約束した業績を達成するために粉飾した」（『日本経済新聞』2010年7月22日）と述べるように、VCからの資金調達を機に生じた上場実現への圧力があったものと思われる。VCの投資戦略は、ベンチャー企業に対して無担保で一定規模の投資を行う対価として、企業を短期間に上場させ、その際の株式売却益を獲得することであるため、VCから投資を受け入れた以上、ベンチャー企業には上場を目指した企業成長の実現が求められる（東北大学経営学グループ 2008, 34-35, 40-42）。

第3項 監査の実態と監査上の問題

監査の質は、クライアントのビジネスモデルや内部統制といったクライアント特性だけでなく、監査人の側において編成される監査チーム、実施される監査手続の時期や種類、リスク評価など、様々な要因によって影響を受ける。クライアントおよび監査人の側のいずれにおいても、プロデュースに対する監査には特異な展開がみられる（図表 3-4-2）。第1に、プロデュースは2005年12月にIPOを行っているため、情報開示や内部統制に対する経営者の姿勢や組織体制、コーポレート・ガバナンス、企業を取り巻く利害関係者の多様化といった点で、上場前後のクライアント特性が変化している可能性がある。第2に、担当監査法人が東都監査法人から東陽監査法人、そして隆盛監査法人へと2度変更されていること、そしてとりわけ、1中間監査報告書を除く全期間の監査報告書（無限定適正意見）に公認会計士Aが署名していたことである。このことは、公認会計士Aが同社の実情に通じていた

こと、および中心的な監査責任者であったことを意味している。

図表 3-4-2 2004年6月期から2008年6月期における監査人の推移

年	2003(平成15)					2004(平成16)					2005(平成17)					2006(平成18)					2007(平成19)																					
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
クライアント関連イベント																		12月14日、JQ上場																								
監査法人関連イベント	東都監査法人																	10月1日、東陽監査法人へ					5月14日、隆盛監査法人へ																			
	上場前監査																	上場後監査																								
監査報告書年度	2004年6月期 監査報告書					2005年6月期 監査報告書					2006年6月期 中間監査報告書 監査報告書					2007年6月期 中間監査報告書 監査報告書					2008年6月期 中間監査報告書																					
署名監査法人	東都監査法人→																	東陽監査法人					隆盛監査法人→																			
署名 監査担当者	公認会計士A	代表社員・関与社員					代表社員・業務執行社員→										指定社員・業務執行社員→																									
	公認会計士B	関与社員					業務執行社員→					指定社員・業務執行社員																														
	公認会計士C											指定社員・業務執行社員																														
	公認会計士D											指定社員・業務執行社員																														
	公認会計士E																指定社員・業務執行社員																									

出所：プロデュース (2005); プロデュース (2006a); プロデュース (2007a); プロデュース (2006b); プロデュース (2007b); プロデュース (2008b) に基づき申請者作成。

公認会計士 A が共謀の容疑で旧経営陣とともに逮捕されたこと、旧経営陣が同会計士から粉飾手法を提案されたと供述したこと、旧経営陣と同会計士との間で金銭の授受があったこと、といったマスコミ報道で明らかにされていることを総合的に判断すると(『日本経済新聞』2009年4月9日[夕刊]; 『朝日新聞』2009年4月10日、4月10日[夕刊]; 『毎日新聞』(新潟)2009年6月6日)、プロデュース粉飾決算における監査の失敗は、主として公認会計士 A の精神的独立性の欠如に起因している可能性が高い。とはいえ、監査法人による監査が行われている以上、監査の質は公認会計士個人の判断・行動によってのみ決まるものではなく、監査チーム内でのレビューおよび監査法人内の品質管理を通じて組織的に管理されるはずである。以下では、プロデュース監査は、監査人の変更を含め、上場前と上場後で大きく変わっている可能性があるため、それぞれに分けて考察する。

上場前の監査—IPO 企業の監査を担当することで生じる利益相反—

上場会社については金融商品取引法により財務諸表監査が義務付けられているのに対して、非上場会社については、大会社でない限り、会計監査人(公認会計士または監査法人)による監査は任意にとどまる。しかし、IPO を目指す非上場会社にとっては、上場申請後に法定監査が要求されるより前に、上場審査基準を満たすために財務諸表監査が必要となる。たとえば、JQ 上場審査基準は、公開直前期末までの直近 2 年間の財務諸表について監査法人または公認会計士の監査を受け、かつ、直前事業年度の監査意見は無限定適正意見であることを求めている(中央青山監査法人株式公開部 2005, 23)。

上場準備段階における監査法人の役割には、①財務諸表監査と②上場支援サービスの2つがある。

①財務諸表監査においては、監査法人は、企業が適正な財務諸表を作成できるよう、適切な会計方針の選択を含め、経営者を指導する役割を負っている。そして理想的には、財務諸表が財政状態および経営成績を適正に表示している旨の監査意見を表明した監査報告書を経営者に提出する。一方、②上場支援サービスにおいては、監査法人は、企業が上場準備段階で直面することになる様々な課題—たとえば内部統制の整備・運用、利益管理体制、経営管理体制、システムを含む業務管理体制、資本政策、申請書類作成等—について、適宜アドバイスを行う役割を果たす（和田・楠 2002, 145-150；中央青山監査法人株式公開部 2005, 74-75）。

このように、上場を目指す企業にとって監査法人は、会計から社内の経営管理組織に至るまで多岐に精通し、職業的専門家としてアドバイスする存在として密接な関わりを持ち、主幹事証券会社とともに重要な役割を果たす三位一体のパートナーとなる。しかしこの関係は、監査法人内部の組織体制によっては両刃の剣となりうる。というのは、上場準備段階において、会社の会計業務や内部統制等を指導していた公認会計士が、上場時および上場後の財務諸表監査にそのまま従事する場合には、自己監査となる恐れがあるほか、上場に至るまでの付き合いを通じて経営者との親密性が過度に高まる恐れもある。さらに、実際に企業が上場すると、担当した公認会計士の業務担当能力が高く評価されるのみならず、監査法人も株式公開の実績を評価され、将来顧客の開拓と事務所規模の拡大につながる可能性がある。

このように、上場準備段階における監査では、監査人の独立的判断が強く求められる「監査業務」と上場支援サービスを中心とした「コンサルティング業務」との間で利益相反が生じる可能性がある。このことは、精神的独立性を多少犠牲にしても企業の上場を達成させようとするインセンティブが強く働く環境に、監査人自身が身を置くことを意味している。また精神的独立性を喪失しないまでも、監査人が、自己の判断をクライアントの選好する望ましい結論に近づけようとして、職業的懐疑心の水準を下げ、監査判断の質を低下させる無意識バイアスにさらされる可能性もある。

本事例において、2004年6月期および2005年6月期におけるプロデュースの上場前監査を担当したのは、東都監査法人であった。同法人において、IPO企業に対する監査体制がどのように整備されていたのかは不明であるが、少なくとも監査報告書上は、上場前後で一貫して同一監査人による署名がなされていた。IPO企業に対する監査については、(1) 監査法人の組織構造上、監査部門とIPO支援部門が分離しておらず、同一監査人が①財務諸表監査と②上場支援サービスの双方に従事している

場合、(2) 監査法人における品質管理機能が脆弱である場合、(3) 監査パートナーの報酬体系が上場の成否と直結している場合、また(4) クライアントが希望する上場申請時期に合わせるために監査に対する時間的圧力が激しくなる場合には、監査人の精神的独立性が損なわれる状況が生じうる。また、そのような状況のもとでは、低品質の監査が行われる可能性はより一層高まるかもしれない。

上場後の監査—監査人の変更とオピニオン・ショッピング—

2006年6月期から2008年6月期までのプロデュースの上場後監査を担当したのは、東都監査法人、東陽監査法人、および隆盛監査法人の計3つの監査法人である(図表3-4-2)。当該期間中、プロデュースの監査人は2度変更されている。1度目は2006年6月期末での交代であり、東都監査法人から東陽監査法人へと変更された。これは、東都監査法人が東陽監査法人と合併したこと(10月1日付)に伴う名称変更であった(プロデュース 2006c)。ここで注意を要することは、合併に先立ち、東都監査法人の代表社員でありプロデュースの監査を中心的に担当していた公認会計士Aが独立し、2006年8月14日付で隆盛監査法人を新規設立したことである(毎日新聞出版 2013, 80; プロデュース 2009)。そして、2007年6月期末直前の5月14日、プロデュースは、東陽監査法人から当該会計士Aが新規設立した隆盛監査法人へと監査人を変更した(プロデュース 2007c; プロデュース 2009)。

2度目の変更は、それが期末直前に行われただけに異常である。しかし、プロデュースの適時開示書類は、監査人交代の理由について「監査契約を合意解約」したと示すのみであり、公式にはそれ以上の説明をしていない(プロデュース 2007c)。また、監査契約解除の通知が会社側または監査人側のいずれから行われたのかについても不明である。しかしこの変更には、2007年6月期中の3月23日にプロデュースが適時開示した「『平成19年6月期 中間決算短信(非連結)』の訂正に関するお知らせ」において触れられている、プロデュースと東陽「監査法人との見解に相違」があったことが関係している可能性がある。

同開示書類において、プロデュースは「平成19年6月期中間決算における監査法人による会計監査において、監査法人より『一部の売上の計上時期と一部のソフトウェア仮勘定の資産性について検討を要する』との指摘を受けたことを明らかにし、見解の相違はあるものの、今回はより保守的な会計処理の観点から指摘を受け入れ、売上高1億4000万円の減額計上、ソフトウェア仮勘定分の固定資産評価損2000万円の計上等の訂正を行ったことを明らかにしている。これらの訂正の他にも、売上高が架空計上されていた可能性もあるが(図表3-4-1)、少なくとも2007年6月期においては、監査人の

指摘を反映した中間財務諸表が作成され、それについて無限定適正意見が表明された。

被監査会社と監査人との間の見解の不一致が監査意見の形で表面化する事態は免れたものの、結果として2007年6月期末において再度同様の問題が生じ、両者間で対立が深まった可能性は否定できない。あるいは、循環取引による売上高の架空計上など、不正な会計処理の問題が東陽監査法人側から指摘され、監査意見に反映されそうになったために、経営者がかつて同社の監査を担当し、上場申請の際に協力関係にあった公認会計士 A に近づき（オピニオン・ショッピングの可能性）、監査人の交代という非常手段に訴えた可能性もある。プロデュースが、同社の監査をいったんは離れたものの、過年度に無限定適正意見を表明していた公認会計士 A が所属する隆盛監査法人へと監査人を変更した背景には、このような事情が働いていたのではないかと推察される。

第4項 関係者の責任

会社側の責任

いかなる理由であれ、企業内容開示制度のもとで適正な財務報告を行う第一義的責任は経営者にある。IPO以前から継続して粉飾決算を行うことによって、発行市場および流通市場をともに欺いた責任は、前社長を含む旧経営陣に対する刑事告発の形で問われた。とりわけ前社長については、「投資家や証券市場に対する背信行為で、強い非難に値する」とした1審判決を高裁、最高裁はともに支持し、司法は実刑判決という厳しい判断を示した（『読売新聞』2010年3月24日、8月13日；『毎日新聞』（新潟）2010年8月13日）。

監査人の責任

監査人個人の責任

上述のとおり、プロデュース監査の失敗は、主として公認会計士 A の精神的独立性の欠如に起因する可能性が高い。同会計士に対しては刑事責任が追及されており、当局の捜査を通じて、(1) 旧経営陣が粉飾決算の指示を仰ぐために同会計士に対して報酬を支払っていたことや(2) プロデュースが証券取引等監視委員会による強制調査を受けた後、同会計士が粉飾手法を指南していたことを口止めする目的で旧経営陣に対して金銭を提供していたことが明らかになっている（『朝日新聞』2009年4月10日〔夕刊〕；『日本経済新聞』（新潟）2009年6月6日）。

刑事裁判で審理された事項は、①プロデュースの旧経営陣と共謀し、架空の売上高を計上した虚偽

の有価証券報告書等を提出したこと、および②自身が代表社員を務める監査法人の口座から計 4900 万円を横領したことの 2 つである。後者の使途は個人的な株取引などであり（『日本経済新聞』2009 年 5 月 14 日）、これは公認会計士個人の職業倫理上の問題である。同会計士は、業務上横領の罪については認めたものの、旧経営陣との共謀により粉飾決算に加担したことについては否認し、上告した（『朝日新聞』2009 年 4 月 10 日（埼玉）；『毎日新聞』2009 年 7 月 9 日（新潟）；『読売新聞』2009 年 7 月 9 日）。しかし 2014 年 9 月 17 日、最高裁は上告を退け、第 1 審および第 2 審判決を支持して懲役 3 年 6 カ月の実刑判決を下した（『日本経済新聞』2014 年 9 月 19 日）。

金融庁は、2014 年 6 月 8 日、2005 年 6 月期および 2006 年 6 月期のプロデュース監査において「相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した」として、公認会計士 1 名に対して業務停止 6 カ月の行政処分を下した（金融庁 2014）。しかし、その処分対象は公認会計士 A ではなく、図表 3-4-2 中の公認会計士 B である。金融庁は公認会計士 B による 2005 年 6 月期の監査について、

- ◆ 2005 年 6 月期のプロデュースの監査手続がほぼ完了し、監査意見表明まで 2 ヶ月足らずの時期に業務執行社員に就任した公認会計士 B は、他の業務執行社員および監査チームが実施した監査の内容、判断の過程、結果等について十分に協議する必要があったにもかかわらず、その間、他の業務執行社員から提示された監査調書の査閲のみを行い、実際に監査業務を行った他の業務執行社員等と協議を十分に行っていない。
- ◆ 監査調書の査閲についても、監査計画書や統制リスクの評価調書が編てつされていないことを把握したにもかかわらず、それらの内容や統制リスクの評価結果等をヒアリングしておらず、また、自身の指摘に従って、最終的に編てつされているかどうかも確認しないなど、不十分なものであった。

また 2005 年 6 月期の監査については、

- ◆ 業務執行社員であるにもかかわらず、当初依頼された職務が監査調書の査閲のみであることを理由に、監査チームの編成など監査計画の策定から監査業務の実施まで、ほとんど関与することなく、他の業務執行社員に任せきりにし、実際の監査の実施状況や内容をほとんど把握しなかった。
- ◆ 他の業務執行社員に監査計画書を提示するよう要請しても提示されないなか、監査調書に、固有リスクや統制リスク、プロデュースの内部統制の整備・運用状況等、監査計画の内容が記載

されていないことなどを査閲で把握し、他の業務執行社員が監査基準や監査実務指針に沿った監査手続を実施していないことを認識していたにもかかわらず、それらの内容を直接確認することはしなかった。

- ◆ 監査計画の策定から監査業務の実施まで、他の業務執行社員に任せきりであったことから、棚卸資産の立会において、プロデュースの棚卸計画の検討をしていない等、他の業務執行社員が監査実務指針に基づいた監査手続を実施していなかったことを看過した。
- ◆ 同公認会計士は、監査手続を補充したとしているものの、棚卸資産の立会の状況を十分に確認しないまま、証憑を突合したのみであることから、補充したとしている監査手続も不十分であった。

と問題を指摘している。以上より、監査計画から監査手続の実施まで監査チームとしての監査のあり方が不適切であったこと、とりわけ監査調書のレビューおよび監督が十分に行われていなかったことが明らかである。

監査法人に対する責任追及と隆盛監査法人の消滅

監査法人による監査が行われている以上、監査プロセスは監査チーム内でのレビューおよび監査法人内の品質管理を通じて組織的に管理されているはずである。上場以前から強制調査が入る 2008 年まで継続して粉飾決算が行われていたとすれば、その期間中に監査を担当した東都監査法人、東陽監査法人、隆盛監査法人の 3 法人が責任を問われる可能性は否定できない。とりわけ、旧経営陣および上述の公認会計士 A の共謀があったとして告発対象とされた 2005 年 6 月期から 2007 年 6 月期までの監査報告書に署名しているという点では、東都監査法人と隆盛監査法人の責任は重大である。

しかし本事例においては、監査法人に対する金融庁の行政処分および日本公認会計士協会による懲戒処分はなされていないようである。監査法人に対する責任追及の動きがあるとなれば、プロデュースの元株主らが粉飾決算を見逃したとして、東陽監査法人に対して損害賠償を求める訴訟を起こしていることにとどまる（『読売新聞』2011 年 9 月 16 日；『朝日新聞』2011 年 9 月 16 日）。監査契約期間が最も短く、また 1 中間期末の監査しか担当していない東陽監査法人のみが民事訴訟の被告として提訴されている背景には、原告がわが国で中規模監査法人に相当する東陽監査法人の支払能力（deep pockets）を期待したうえで、東陽監査法人を標的とした可能性がある。このように合併した東都監査法人のクライアントに関連して東陽監査法人が訴訟を受けたということは、監査法人の合併に際して、

合併リスクがあることを示唆している。

隆盛監査法人については、プロデュースが強制調査を受けたことを公表した5日後の2008年9月24日、監査委嘱者の責任が履行されていないことを理由として監査契約の解除を通知した（プロデュース 2008c）。その後、所属する公認会計士が逮捕されると、2009年1月26日、隆盛監査法人は総社員の同意により解散した。2011年、清算法人となった隆盛監査法人は、負債2億5000万円を抱えて破産申請し、11月30日に東京地裁から破産開始決定を受けた。監査法人の倒産はわが国において初めての事例となった。隆盛監査法人の解散および倒産は、入手可能な情報が不足しているせいもあり、プロデュース粉飾決算に関連して「信用低下に歯止めがかからず」というマスコミ報道より他には、何に起因する解散および倒産であったのかは不明である（『毎日新聞』2011年12月8日；『読売新聞』2011年12月8日；東京商工リサーチ 2011）。

齋藤(2009, 231-234)は、2008年8月末日における隆盛監査法人のクライアント上場会社8社に焦点をあて、2009年1月26日に隆盛監査法人が解散するまでに起こった監査人の変更を追跡調査している。それによれば、クライアントは2008年11月頃から徐々に監査人を変更し、1月26日までに全企業が他の監査法人へと変更した。しかし、開示された監査人異動の理由には、1社を除く全企業が、自社の監査を担当していた隆盛監査法人の公認会計士が移籍したため、それに従って監査法人を異動した旨を開示している実態が明らかになっている。ここから推測すると、隆盛監査法人の解散は、プロデュース粉飾決算の発覚および公認会計士の逮捕という事態を受けて、所属する他の公認会計士がクライアントとともに監査法人を移籍した、という経緯で起こったものであった。

第5項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

プロデュース事例は、新興企業によって行われた粉飾決算および小規模監査法人による監査の失敗ではあるが、株式市場において高く評価されていた企業がIPO以前から粉飾決算を行っていたこと、また監査の失敗の帰結として監査法人が消滅・倒産したという点で、注目に値する。

監査人の独立性の観点からは、本事例では、監査人の精神的独立性が脅かされうる状況が少なくとも2つ存在していた。1つは監査人がIPO企業の監査に従事する状況であり、もう1つは監査人の変更が起こる状況である。IPO企業の監査では、監査人に対して財務諸表監査と上場支援サービスという性質を異にする役割が期待される。上場準備段階において、会社の会計業務や内部統制を指導していた公認会計士が上場時および上場後の財務諸表監査にそのまま従事することは、自己監査の状況を

生み出す恐れがある。また監査法人の組織体制上、同一の公認会計士が、監査人としての独立的判断が強く求められる監査業務とコンサルティングに近い上場支援サービスに従事すれば、両者間で利益相反が生じる可能性がある。精神的独立性が脅かされる恐れがあるこれらの状況から監査人の独立性を担保するためには、同一の公認会計士が財務諸表監査と上場支援サービスとを同時に行うことのないよう、また公認会計士のインセンティブが企業を上場させることを優先する方に向かわないよう、監査部門と IPO 支援部門とを分離することや上場の成否を報酬体系に結びつけないなど、監査法人内部の組織体制を整備する必要がある。

本稿で検討した会計期間において、プロデュースの監査人は2度変更されていた。特に2度目は期中での交代であったという点で異常であったが、プロデュースによる監査人の変更理由に関する説明開示は十分になされておらず、場合によってはオピニオン・ショッピングが起こっていた可能性がある。わが国では現在、法改正により、監査人を変更した場合には、企業は臨時報告書において、監査人の異動理由および経緯、会社側の説明についての公認会計士の意見等の詳細を開示することが求められている（金融商品取引法第24条の5および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条）。実態として、任期満了に伴う交代や合意解除による交代といった表面的理由にとどまらず、監査人交代の状況についてどれほど積極的な情報開示がなされているかはわからないが、前任および後任監査人の独立性を支えるためには、監査人の交代についての情報開示を充実させるべきではないかと思われる。

監査人の責任の観点からは、プロデュース粉飾決算における監査の失敗の責任は、対個人では、旧経営陣と共謀したとされる公認会計士 A に対する刑事処分と監査を監督する立場にあった公認会計士 B に対する行政処分により問われている。また対監査法人では、期末監査を担当した2監査法人ではなく、1 中間期末の監査を担当した東陽監査法人を被告とする民事訴訟で問われている。東陽監査法人に対する訴訟は、中規模監査法人である同法人の支払い能力を期待してのものであると思われるが、他の監査法人と合併した後に、合併相手の監査法人がクライアントとしていた企業の粉飾決算および監査の失敗に関連して合併後の監査法人が訴訟の対象となっているということは、監査法人の合併にリスクがあることを示唆している。

第4章 現実の監査の失敗事例—精神的独立性が遠因のケース—

第1節 Enron [2001]⁴⁵

第1項 事件の概要⁴⁶

Enron Corp. (以下、Enron) は1930年、エネルギー関連会社3社の共同出資により Nebraska 州 Omaha にて設立された会社である。当初は天然ガスを扱うオールドエコノミー企業にすぎなかった同社は、1990年代に進んだガスと電力の規制緩和のもと急速に業容を拡大し、金融工学を駆使したデリバティブ商品の開発、インターネットによる商取引サイト EnronOnline の立ち上げ、ブロードバンド・ビジネスへの進出など新規事業を次々に打ち出し、その大胆なビジネス展開が高く評価された。Enron は1996年以来6年連続で FORTUNE 誌による「アメリカで最も革新的な企業」第1位に選出され、2000年には全米売上高第7位の世界的大手エネルギー会社へと変貌を遂げた。飛躍的な成長を遂げる Enron は株式市場でも高く評価され、1985年当時には10ドルを満たなかった株価は、2000年8月には90ドルにまで一気に上昇した。

しかし、2000年秋にITバブルが崩壊すると、アメリカ株式市場は低迷の兆しを見せ始め、同時に、右肩上がり続けていた Enron の株価も下落の方向に傾き始めることとなった。そして、株価の低迷とともに Enron が抱え込んでいた問題が次第に露呈した。2001年10月16日、Enron は、巨額損失の発生および自己資本の削減を公表した。これをきっかけに、Enron の不正会計疑惑が報道されるようになり、SECによる調査も開始された。同年11月8日、Enron は、SPE (Special Purpose Entity : 特別目的会社) との取引において過去に不適切な会計があったことを公表し、過年度に遡って財務諸表を修正再表示することを発表した。

2001年12月2日、市場の信頼を完全に喪失した Enron は連邦倒産法チャプター11を申請し、当時アメリカ史上最大規模の企業倒産に至った。なお、粉飾決算が発覚する直前の2000年12月31日決算期末の連結収益は1007億8900万ドル、連結当期純利益は9億7900万ドル、自己資本は114億7000万ドル、従業員数は約20600名であった (Enron 2000)。

Enron 事件が火付け役となって制定された SOX 法を受けて、アメリカ監査業界はプロフェッショナルリズムに根差す自己規制業界から準政府機関 (PCAOB) の影響を強く受ける外部規制業界へと一変した (DeFond and Francis 2005, 6, 11)。また監査業務と非監査業務との同時提供の禁止、監査パートナ

⁴⁵ 第3章第4節の記述は、亀岡 (2014b)および亀岡 (2015)を加筆修正したものである。

⁴⁶ ここでの記述は、以下の文献をもとに作成した。Grant 1999, 183-186 ; 大島・矢島 2002 ; みずほ総合研究所 2002, 9-30 ; 日本経済新聞社編 2002, 10-47.

一のローテーション、被監査会社への就職制限を含め、監査人の独立性が一段と規制強化された。さらに内部統制監査という新たな制度も導入された。これらアメリカの制度改革の動きは世界的にも波及した。その意味で、Enron 事件は今日の財務諸表監査制度に大変革をもたらした歴史的な事件である。

第 2 項 不正会計の構図

2001 年 11 月 8 日、Enron は臨時報告書 (Form 8-K) を提出し、同社の CFO が創設した複数の SPE およびそれら SPE との間で行われた取引に関する情報を公表した。そして、1997 年度から 2000 年度までの財務諸表と 2001 年第 1 および第 2 四半期末の財務諸表を修正再表示することを発表した (Enron 2001a)。図表 4-1-1 は、Enron が 2001 年第 3 四半期報告書 (Form 10-Q) で公表した財務諸表項目の修正再表示額および内訳を示したものである。Enron が修正再表示を行うに至った理由の 1 つは、「特定の会計基準に従えば本来、連結財務諸表に含められるべきであった 3 つの事業体が連結されていなかった」ことである。ここでいう非連結であった 3 つの事業体とはすなわち、図表 4-1-1 中の JEDI、Chewco、および LJM1 の SPE である。

図表 4-1-1 1997 年-2001 年第 2 四半期の修正前後の連結財務諸表項目と修正再表示要因の内訳

単位：百万ドル

	1997 年	1998 年	1999 年	2000 年	2001 年 第 1Q	2001 年 第 2Q
修正前資産	22,552	29,350	33,381	65,503	67,260	63,392
JEDI および Chewco の連結によるもの	451	160	181	▲161	6	6
LJM1 の連結によるもの	-	-	▲222	-	-	-
Raptor 持分の調整によるもの	-	-	-	▲172	▲1,000	▲1,000
前期に提案された監査上の修正によるもの	▲79	▲68	▲68	▲244	▲1,087	431
修正後資産	22,924	29,442	33,272	64,926	65,179	62,829
修正前負債	6,254	7,357	8,152	10,229	11,922	12,812
JEDI および Chewco の連結によるもの	711	561	685	628	-	-
LJM1 の連結によるもの	-	-	-	-	-	-
Raptor 持分の調整によるもの	-	-	-	-	-	-
前期に提案された監査上の修正によるもの	-	-	-	-	-	-
修正後負債	6,965	7,918	8,837	10,857	11,922	12,812
修正前自己資本	5,618	7,048	9,570	11,470	11,727	11,740
JEDI および Chewco の連結によるもの	▲258	▲391	▲544	▲814	6	6
LJM1 の連結によるもの	-	-	▲166	60	60	60
Raptor 持分の調整によるもの	-	-	-	▲172	▲1,000	▲1,000
前期に提案された監査上の修正によるもの	▲51	▲57	▲136	▲255	▲287	▲19
修正後自己資本	5,309	6,600	8,724	10,289	10,506	10,787
修正前純利益	105	703	893	979	425	404
JEDI および Chewco の連結によるもの	▲28	▲133	▲153	▲91	6	-
LJM1 の連結によるもの	-	-	▲95	▲8	-	-
Raptor 持分の調整によるもの	-	-	-	-	-	-
前期に提案された監査上の修正によるもの	▲51	▲6	▲10	▲38	29	5
修正後純利益 (純利益粉飾額 [累積額])	26 (79)	564 (218)	635 (476)	842 (613)	460 (578)	409 (573)

出所：Enron (2001b)に基づき申請者作成。

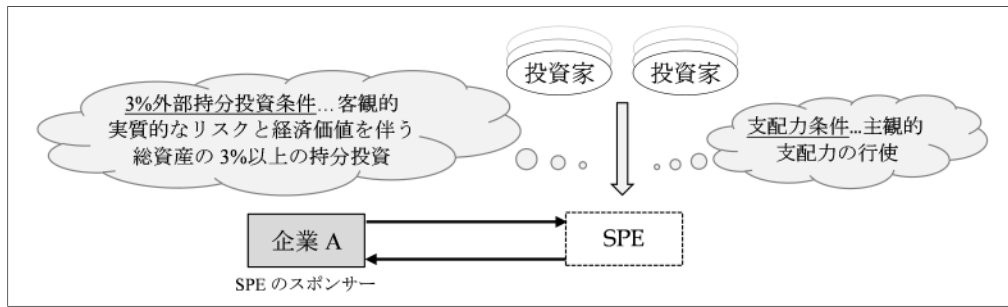
付記：原文を邦訳した。また、本章で扱う SPE に関する箇所を強調表示している。

Enron が SPE の非連結スキームを講じた期間当時に適用される GAAP によれば、SPE は、図表 4-1-2 に示すとおり、以下の 2 つの条件をともに満たした場合に非連結処理することが可能である (Powers et al. 2002, 38-40; Jenkins 2002, 9-11) ⁴⁷。

- ◆ スポンサーとは独立した第三者である所有者 (図表 4-1-2 における投資家) が、当該 SPE に対して相当の持分投資 (総資産の 3%以上) を行っていないと見なされ、またその投資には、取引の全期間にわたって、所有にかかる実質的なリスクおよび経済価値が伴っていないこと (以下、「3%外部持分投資条件」)
- ◆ 独立の所有者が、当該 SPE に対して支配力を行使していないこと (以下、「支配力条件」)

⁴⁷ FASB 議長による公聴会証言によれば、根拠規定は、EITF Topic No. D-14、EITF Issue No. 90-15、および EITF Issue No. 96-21 である (Jenkins 2002, 9-11)。

図表 4-1-2 SPE の非連結を可能とする 2 つの条件



出所：申請者作成。

両条件をともに満たした場合には SPE の連結は回避できる。しかし、いずれか 1 つでも満たさない場合には、スポンサーは SPE を連結しなければならない。条件のうち前者は、SEC3%ルールを伴うため、やや客観的である一方、後者は、支配力の判定が求められる主観的な条件である。なぜならば、支配しているかどうかは、単に議決権の過半数所有や SPE の事業活動を参照するだけでは決定できないためである (Powers et al. 2002, 39)。後述のとおり、Enron の SPE 非連結スキームは両条件を際どく満たすように構築されていた。以下、『調査報告書』に基づき、3 つの SPE の非連結スキームについて詳述する⁴⁸。

JEDI および Chewco の非連結スキーム⁴⁹

1997 年から 2001 年第 2 四半期まで、Enron は、JEDI および Chewco を連結対象外とすることによって、純利益を計 3 億 9900 万ドル過大表示した (図表 4)。これらの SPE 非連結スキームは、Enron が 1993 年から投資関係を築いていた JEDI に端を発したものであり、Chewco は JEDI を連結対象から外す目的をもって設立された SPE であった。

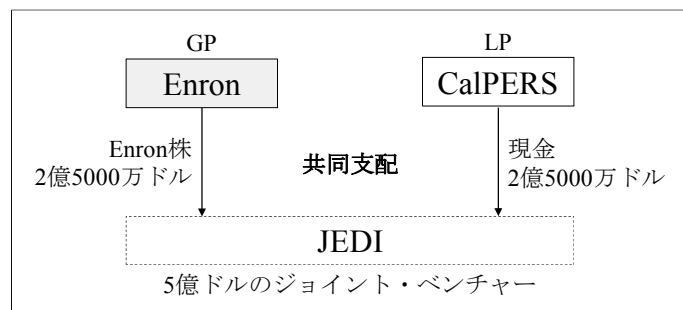
1993 年、Enron とカリフォルニア州職員退職年金基金 (CalPERS) は、Joint Energy Development Investment Limited Partnership (JEDI) と呼ばれる、ジョイント・ベンチャー投資事業組合に参入した (図表 4-1-3)。そこでは、Enron が JEDI の業務執行にあたるジェネラル・パートナー (無限責任パートナー：以下、GP) として、CalPERS が投資に参加するリミテッド・パートナー (有限責任パートナー：以下、LP) として、ともに同額出資した。会計上は、Enron と CalPERS とが共同支配権を

⁴⁸ 以下の記述は全面的に Powers et al. (2002) に依拠しているため、特に断りのない限り、本文中の括弧内数字は Powers et al. (2002) のページ数を示すものとする。

⁴⁹ ここでの記述は、以下の文献に基づき作成した。Powers et al. 2002, 41-67.

持っていたため、Enron は JEDI を連結処理するのではなく、持分法により処理していた (43, 58)。

図表 4-1-3 1993 年から始まる Enron と CalPERS による JEDI への共同出資関係



出所：申請者作成。

付記：図表中の実線矢印は出資関係を表す。

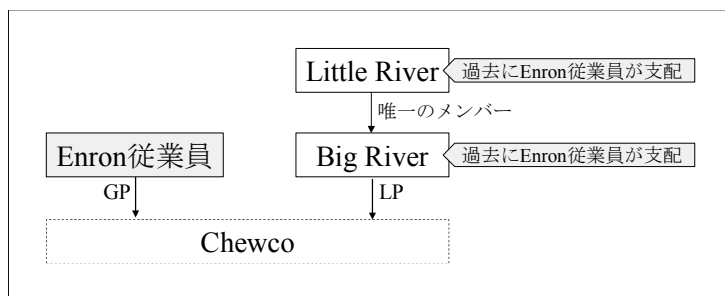
1997 年、CalPERS と新たに 10 億ドルのパートナーシップ (JEDI II) を作ることを検討した Enron は、CalPERS に対して JEDI 持分の売却を提案した (43)。Enron が CalPERS から JEDI 持分を買収すれば、JEDI は Enron の 100% 所有となり、会計上、Enron は JEDI を連結しなければならなくなる。このため、従来通り Enron が JEDI を非連結のままにするためには、CalPERS に代わる新たな共同支配相手が必要になる。そこで Enron は、1997 年 11 月、その共同支配相手となるべく、Delaware 州において有限責任会社 Chewco Investments L.P. (Chewco) を設立した (41)。Chewco の設立を主導したのは Enron の当時 CFO であり、その経営者となったのは CFO の部下である Enron 従業員であった (43-44)。Enron 従業員が Chewco に関与することは、当時の CEO を除く他の取締役会メンバーには開示されず、また Enron の企業行動憲章が求める会長の承認を得ていなかった (46-47)。この点で Chewco の設立にはコーポレート・ガバナンス上の問題があるが、会計上、Enron が JEDI を非連結とするためには、Chewco が非連結でなければならない。そのためには、GAAP が求める 2 つの条件、すなわち 3% 外部持分投資条件と支配力条件をともに満たす必要があった。

支配力条件に対応するため、Enron は 1997 年 12 月、Chewco の構造に変更を加え (48)、Enron が Chewco を支配しているとは断定できない外観を創出した (図表 4-1-4)。加えられた変更とは、設立当時、経営者であった Enron 従業員を GP として、Little River Funding LLC (以下、Little River) を単独メンバーとする Big River Funding LLC (以下、Big River) を LP とする、有限責任パートナーシップ (limited partnership) へと Chewco の構造を変更したことである (48)。実務上、支配力を判断する際には、一般的に GP がパートナーシップに対する支配を行使するものと推定されるものの、こ

の推定は、GP が主要な活動および財務方針に支配を及ぼさないことを取り決める、パートナーシップ合意書などにより反証を許すものである（48, 75-76）。Chewco 構造の変更により、LP を関与させ GP の経営能力を制限したことによって、GP が支配しているという推定は十分に反証されうるものとなった（48-49）。

ただし、Chewco の LP を構成する Little River および Big River は、Chewco の GP を務める Enron 従業員が過去に支配していた会社であった。このため、たとえ構造上の変更を加えたとしても、人的結びつきから Enron が実質的には Chewco を支配していたのではないかとの疑いは依然として残るようと思われる。しかし、一連の変更によって、GAAP が求める支配力条件は満たされたものとされた。

図表 4-1-4 Chewco を非連結可能とするための仕組み—支配力条件への対応—

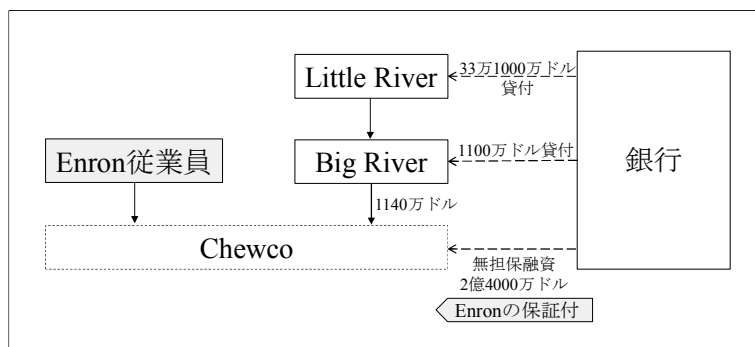


出所：申請者作成。

付記：図表中の実線矢印は出資関係を表す。

Chewco を非連結とするためにはリスクと経済価値を伴う 3%以上の外部持分投資が必要である。しかし、Chewco を設立した 1997 年 11 月時点において、Chewco は外部資本を持たなかった（49）。そこで Enron は、図表 4-1-5 に示すとおり、3%外部持分投資条件を満たすよう Chewco の資本構造を新たに創出した（49）。新たな Chewco の資本構造では、銀行からの Enron による保証付き無担保劣後ローン（unsecured subordinated loan）2 億 4000 万ドル他に加えて、銀行融資を原資とする LP からの投資 1140 万ドルを含む、計 1150 万ドルの外部資本が組み込まれた。当該外部資本が独立の第三者による持分投資に相当し、1150 万ドルという金額はちょうど SEC3%ルールを満たす程度であった。

図表 4-1-5 Chewco を非連結可能とするための仕組み—3%外部持分投資条件への対応—



出所：申請者作成。

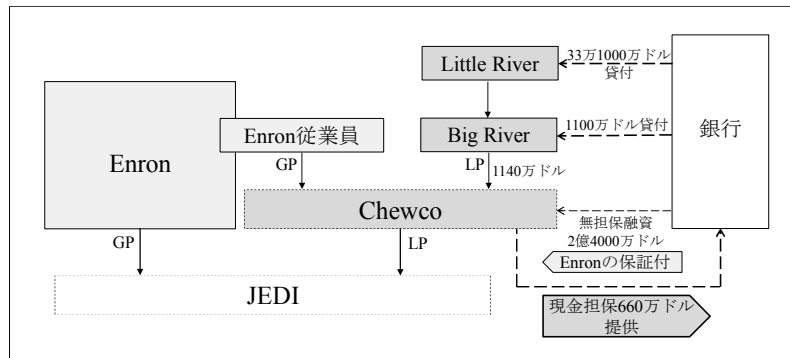
付記：図表中の実線矢印は出資関係、破線矢印は貸付関係を表す。

こうして Enron は GAAP が求める 2 つの条件を満たすよう Chewco を仕組み、その後 Chewco が CalPERS から 3 億 8300 万ドルで JEDI 持分を買い取ることによって、CalPERS に代わる新たな共同出資相手となった。その会計処理として、Enron は 1997 年以降、Chewco を非連結とし、それに伴い JEDI も非連結処理していた⁵⁰。しかし、臨時報告書 (Form 8-K) において、Enron は一転して両社を 1997 年から連結するべきであったことを公表した。これは、Chewco の非連結処理が GAAP に違反していたからである。

図表 4-1-6 は、図表 4-1-4 と図表 4-1-5 の要素を結合したものに、Enron と JEDI を組み込んで Chewco との 3 社関係を示したものである。Enron は、GAAP が求める 2 つの条件を満たすように Chewco の構造を変更したが、実際には、Chewco は 3%外部持分投資条件を満たしていなかった。なぜならば、銀行から LP である Big River および Little River に対する貸付には、Chewco による現金担保 (reserve accounts) 660 万ドルが提供されていたからである (51)。投資を受ける Chewco 自身が提供していたこの現金担保のために、LP から Chewco への持分投資はリスクを伴う持分投資には相当しないことになる。従って、関連期間中、Chewco を連結し、それに伴い JEDI も連結することが、Enron が本来行うべき正しい会計処理であった。

⁵⁰ 1993 年から 2000 年第 1 四半期まで、Enron は JEDI を持分法処理していた (58)。このため同期間中、JEDI に損失が生じた場合には、持分に応じて Enron の連結損益計算書に損失が計上されることになる。しかし JEDI は、保有する資産および Enron 株式を公正価値で評価することによって利益を認識していたうえ (58-59)、損失計上の有無にかかわらず、JEDI を非連結することで負債をオフバランスすることは財務諸表に著しい影響を及ぼすものであった (6)。

図表 4-1-6 Enron、Chewco、JEDI を取り巻く全体の構図



出所：申請者作成。

付記：図表中の実線矢印は出資関係を、破線矢印は貸付関係を表す。

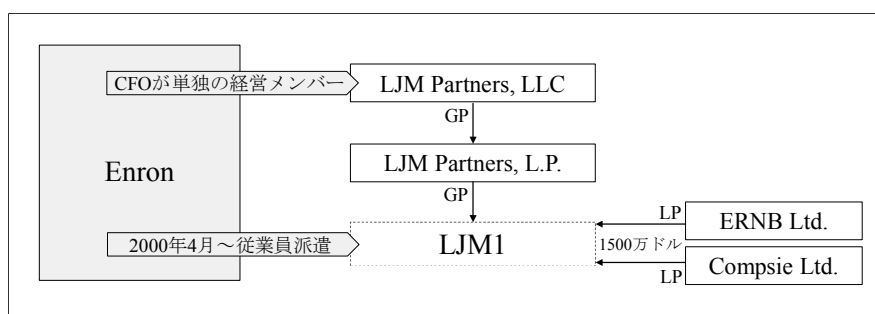
LJM1 の非連結スキーム⁵¹

1997年から2001年第2四半期まで、Enronは、LJM1を連結対象外とすることによって、純利益を計1億300万ドル過大表示した（図表4-1-1）。LJM1は、Enronが1999年6月にLJM Cayman, L.P.として設立したSPEである。本稿では深く立ち入らないが、LJM1の設立目的は、Enronが投資していたRhythms NetConnections, Inc.の株価変動をヘッジすることであり、LJM1の非連結スキームは、ヘッジ取引の相手として利用するために仕組まれたものであった。Enron取締役会は、LJM1の設立に際してCFOがLJM1に経営参画することを承認しており（69）、CFOは、仲介媒体（LJM Patners, LLCおよびLJM Partners, L.P.）を通じて、GPとしてLJM1に経営参画した。

上述したChewcoと同様、会計上、EnronがLJM1を非連結とするためにはGAAPが求める2つの条件を満たさなければならない。図表4-1-7は、Enronが構築したLJM1を非連結可能とする仕組みを示したものである。

⁵¹ ここでの記述は、以下の文献に基づき作成した。Powers et al. 2002, 68-76.

図表 4-1-7 LJM1 を非連結可能とするための仕組み—支配力条件および 3%外部持分投資条件への対応—



出所：申請者作成。

付記：図表中の実線矢印は出資関係を表す。

LJM1 を非連結とするために満たさなければならない 1 つの条件は、支配力条件である。LJM1 の GP は Enron の CFO であり、この点で Enron 従業員が GP であった Chewco に比べて、Enron が LJM1 に対してより大きな支配力を及ぼし得ると推定される。しかし、Chewco のところすでに述べたとおり、一般的には GP がパートナーシップを支配しているものとの推定は、主観的であり反証を許すものである。Enron は、ERNB Ltd. および Compsie Ltd. の 2 社を LP として関与させ、パートナーシップ合意書において、GP の権限を制約し、特定の投資意思決定については LP による承認を必要とする、と取り決めることによって、GP が支配しているという推定に対する反証を用意した (76)。

2000 年 4 月以降、取り交したサービス契約 (Services Agreement) のもとで、Enron は LJM1 に対して従業員派遣を行った (74)。このため、たとえパートナーシップ合意書によって制限されていたとはいえ、CFO が GP として経営権を行使しており、しかも従業員派遣を行っていたことを考えれば、人的結びつきから実質的には Enron が LJM1 を支配していたのではないかとの疑いが生じるように思われる。しかし会計上、GAAP が求める支配力条件は満たされたものとされた。

もう 1 つの LJM1 を非連結とするために満たさなければならない条件は、3%外部持分投資条件である。Enron は、LP である ERNB Ltd. および Compsie Ltd. からの投資計 1500 万ドルを組み込むことによって、SEC3%ルールを達成したようである。

こうして、Enron は GAAP が求める 2 つの条件を満たす LJM1 を仕組み、1999 年以降、LJM1 を非連結処理していた。しかし、臨時報告書 (Form 8-K) において、Enron は一転して LJM1 を 1999 年から連結するべきであったと公表した。LJM1 の非連結処理は、Chewco や JEDI のように、明確に GAAP に違反していたわけではないようである。LJM1 を連結するか否かの判断は、解釈がわかるものであったからである。

LJM1 スキームにおいては、3%外部持分投資条件は満たされていた。そこで Enron が LJM1 を連結財務諸表上に連結すべきか否かの判断のポイントは、CFO が LJM1 を支配しているのかどうか、という点に集まる。この判断にはいずれの答えもありうるものであった。1つの答えとして、CFO が LJM1 の GP として経営権を有していたことをもって、支配していたと考えることもできる。その場合には、Enron は LJM1 を連結しなければならない。一方、もう1つの答えとして、支配していないと考えることも可能であった。なぜならば、GP が支配しているかどうかの判断は主観的なものであり、従業員派遣により人的結びつきを有していたとはいえ、パートナーシップ合意書によって GP の権限は明示的に制約されていたからである。このように考えた場合には、Enron は LJM1 を連結しなくてもよいという会計判断が導かれる。

『調査報告書』は、「LP の役割を考えると、LJM1 に対する CFO の支配に基づき連結するか否かの議論は、連結または非連結のいずれもありうる」、「詳細に検討した結果、関連する会計規則のもとでは、LJM1 を連結とするか否かに関する明確な答えはない」(76)、と結論している。従って、LJM1 の連結判断は解釈がわかるものであり、1999 年以降、Enron が LJM1 を非連結処理していたことは、必ずしも GAAP に違反していたとはいえない。

第3項 監査の実態と監査上の問題

Enron 監査を担当した Andersen の契約担当パートナーに対する SEC 処分によれば、問題とされたのは、Andersen が 1998 年度から 2000 年度までの Enron 財務諸表 (Form 10-K) に重要な虚偽表示があるにもかかわらず、無限定適正意見を付した監査報告書を提出したことである (SEC 2008f)。当該期間中、具体的にどのような監査上の問題が存在していたかを検討する前にまず、Andersen による Enron 監査体制にかかる情報や客観的事実を記述する。これによって次の分析につながる基本的な情報を提供するとともに、Andersen の Enron 監査体制が抱える監査人の独立性の問題を明らかにする。

Andersen による Enron 監査体制

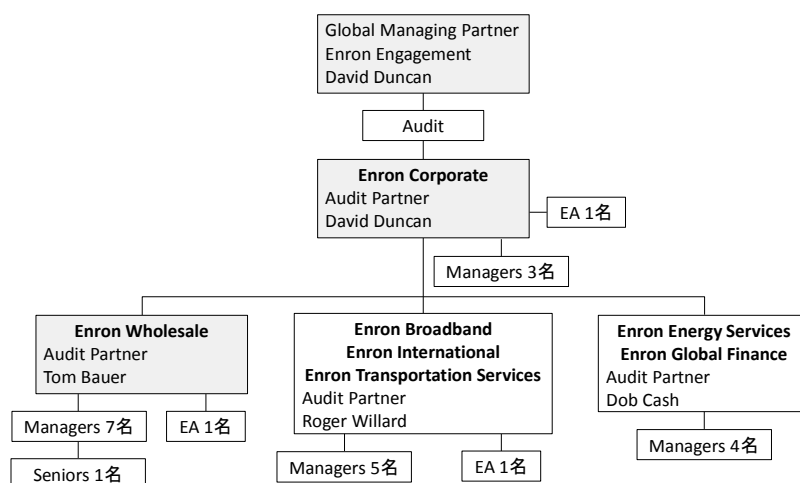
Andersen にとって、全米有数の世界的大手エネルギー会社であった Enron との契約 (以下、Enron 契約)⁵² は最大契約の1つであり、パートナー、マネージャー、スタッフを含め、総勢 100 名を超え

⁵² ここでいう Enron 契約とは、監査業務だけでなく、会計コンサルティング業務や税務業務などを含む業務契約の総称である。なお、監査業務に従事する者が会計コンサルティング業務といった他業務にも携

る人員が Enron 契約に配属された。その業務地域は、中心的業務を担う Houston および London に加えて、Portland、Chicago、New York のアメリカ国内オフィス、およびブラジル、日本、アルゼンチン、インドといった海外所在のオフィスにまで広範にわたっていた (Batson 2003, Appendix B, 9)。

とりわけ、アメリカ国内で Enron 監査の中心的役割を担ったのは、Enron が本社を置く Houston の Andersen オフィスであった (Batson 2003, Appendix B, 10)。Houston の Enron 監査契約チームは、半独立の (semi-autonomous) 経営体制を採用する Enron の事業ユニットを模して細分化したチームを編成し、監査パートナーが各チームを率いる構造の組織体制を敷いた (図表 4-1-8)。

図表 4-1-8 Houston オフィスの Enron 監査契約チームの組織体制



出所：Batson (2003, Appendix B, 11)に基づき申請者作成。

付記：図表中グレー部分の Duncan および Bauer は、SEC 処分を受けた契約担当パートナーである。

なお、図表中の EA とは Executive Assistant の略語である。

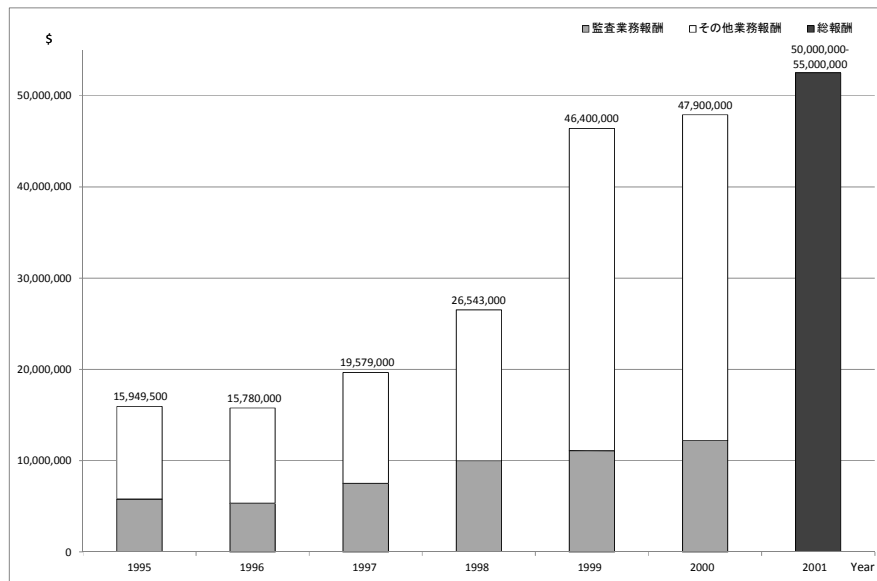
このように細分化された別個のチームが実施した業務をまとめる役割を負ったのが Enron Corporate チームであり、同チームを率いた監査パートナーの David Duncan (以下、Duncan) であった。Duncan はまた、Enron 契約のグローバル契約担当パートナー (global managing/engagement partner) として、Andersen が国内外で Enron に提供した業務全体に対する責任を負った。この他、図表 4-1-8 に図示されているパートナーに加えて、Houston オフィスに所属するその他パートナーもまた、Advisory Partner、Practice Director、Concurring Partner、Assurance and Business Advisory という立場で Enron 監査に関与した (Batson 2003, Appendix B, 11-13)。

わることがあったのか等、Andersen 従業員がどのような形で Enron 契約に関与していたのかについては、本稿で利用した資料から完全には判別できない。

さらに、Houston オフィスとともに、Andersen の Chicago 本部にある Professional Standards Group (PSG ; 以下、「GAAP エキスパート集団」) に所属する GAAP のエキスパートもまた、多数の重要な GAAP について Houston オフィスの監査契約チームと協議し、その意思決定に承認を与える形で Enron 監査に関与した (Batson 2003, Appendix B, 3, 12-13)。Houston の監査契約チームの役割が、Enron 監査を実施することおよび Enron が GAAP に準拠しているかを評価することであるのに対して、GAAP エキスパート集団が負う役割は、監査契約チームから相談を受けた事案の GAAP 準拠性に関してアドバイスすることであり、事実上、Houston の監査契約チームは GAAP エキスパート集団のアドバイスに従う必要があるものとされた (Batson 2003, Appendix B, 14-15)。

多地域におよぶ大人員を投じた大型契約の対価として Andersen が Enron から受け取った報酬額の推移は図表 4-1-9 に示すとおりである。Andersen にとって Enron は報酬の点で最も重要なクライアントの 1 つであり、1995 年から 2001 年まで報酬総額は年々増大した。ただし、報酬総額の増大に大きく貢献したのは監査業務報酬ではなく「その他業務報酬」であり、当該期間中、微増しかしていない監査業務報酬に比べて、その他業務報酬は大幅に増大した。Andersen が財務諸表について意見を表明する監査業務の他に提供した業務とは、たとえば、内部監査業務、会計コンサルティング (accounting consultation) 業務、税務業務である。Andersen が Enron 契約において監査業務とともに提供していた非監査業務のなかには、本質的に財務諸表監査に従事する監査人の独立性を毀損する危うさを孕むものが含まれていた。

図表 4-1-9 1995-2001 年に Andersen が Enron から受け取った報酬額の推移

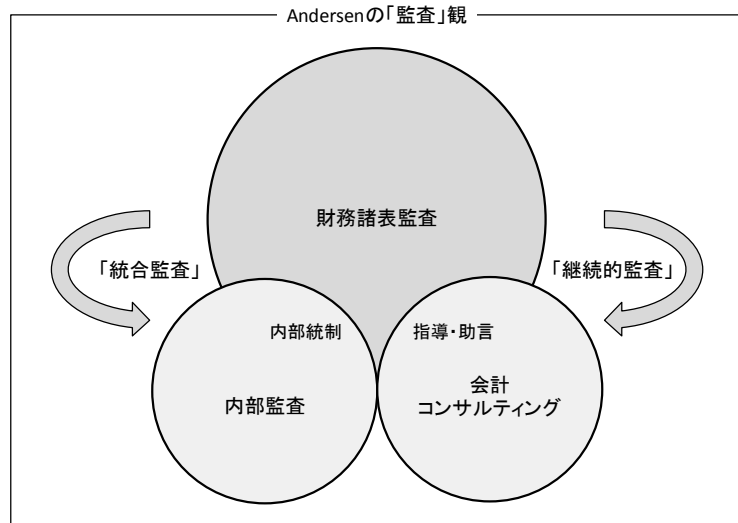


出所：Batson (2003, Appendix B, 28-29)に基づき申請者作成。

Andersen が提供した非監査業務から生じうる独立性の問題

Andersen が Enron に提供した複数の性質の異なる業務のうち、とりわけ監査人の独立性の観点から懸念されるべきは、Andersen が監査業務と並行して内部監査業務および会計コンサルティング業務を提供していたことである。これら業務の提供は今日、SOX 法の制定により原則禁止されている。しかし SOX 法制定前の Enron 契約においては、Andersen は、Enron に提供する非監査業務の大部分は本質的には「監査」業務の範疇に入るものである (Batson 2003, Appendix B, 30-31)、との独自の監査観に基づき、内部監査業務および会計コンサルティング業務を積極的に提供していたようである。このような監査観はおそらく、双方の業務が財務諸表監査業務から派生して誕生した業務である、ということに由来しているように思われる (図表 4-1-10)。

図表 4-1-10 Andersen 独自の「監査」観に基づき提供された業務



出所：Batson (2003, Appendix B, 15-23, 29-31)の記述内容に基づき申請者作成。

まず内部監査業務は、内部統制という部分で財務諸表監査業務と共通するところがある。監査人は、1983年のSAS No. 47, *Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit* で導入された監査リスク・アプローチ手法のもと、試査の範囲や入手する証拠の量と種類を決定するために企業の内部統制を評価しなければならない。一方、企業経営者は内部統制を整備・運用する第一義的責任を負っており、有効な内部統制システムを維持するための活動の1つとして、大企業の多くは、社内に内部監査を担当する従業員を配置する (Batson 2003, Appendix B, 17)。

このように、内部統制は監査人と企業経営者にとってそれぞれ異なる意味合いを持つものであるが、監査人が実施しなければならない内部統制の評価と企業内部で行われる内部監査との間にはある程度の重複が存在する。そこでEnronは、1994年または1995年頃より内部監査業務を外部監査人であるAndersenに外部委託した (Weil, 2001)。かくして、Andersenは、財務諸表監査の一環として内部統制を評価する機能と内部監査を実施することによって財務諸表監査の域を超えてEnronをサポートする機能の2つを同時に果たす役割を負うこととなった。Andersenは、このような二重アプローチを「統合監査 (integrated audit)」または「ビジネス監査手法 (Business Audit methodology)」と呼び、革新的で最先端をいく手法であると考えていたようである (Batson 2003, Appendix B, 15-19)。

次に会計コンサルティング業務は、「継続的監査 (continuous audit)」という概念を一步踏み込んで捉えたAndersenによって実施されたようである。第1四半期から開始され年度を通じて実施され

る継続的監査では、Andersen は、監査を実施する際にリアルタイムで Enron が行う取引に直面することとなる (Batson 2003, Appendix B, 19)。継続的監査がもつこの特性を押し広げて、Andersen は、実際の取引が完了する前のまだ提案段階の取引または想定上の取引について、GAAP がどのように適用されるのかを指導・助言し、Enron が望ましい利益、キャッシュ・フロー、および貸借対照表の結果を達成できるよう実際の取引を設計・構築するのを手助けした (Batson 2003, Appendix B, 19)。

会計コンサルティング業務プロセスには、Andersen の Enron 監査契約チームと GAAP エキスパート集団、および Enron の取引サポート会計担当者 (transaction support accountants) が関わった。そこでは、Andersen の Enron 監査契約チームが「仲介者 (middle man)」となって、Enron の取引サポート会計担当者と議論した内容や交流によって把握した Enron の会計目標を Andersen の GAAP エキスパート集団に伝達し、反対に、GAAP エキスパート集団と議論し、「ブレイクストーミング」した事項を Enron の取引サポート会計担当者に伝達した (Batson 2003, Appendix B, 21-22)。

上述の論理により積極的に提供された内部監査業務および会計コンサルティング業務であるが、両業務には、財務諸表監査に従事する監査人の独立性を毀損する危うさがある。なぜならば、経営者が経営責任を負うべき業務 (内部統制の整備・運用および取引の設計・構築) に監査人が関与することは二重責任の原則に抵触する可能性があり、また監査人が関与した業務を後に自ら評価することは自己監査になる恐れがあるからである。なかでも、会計コンサルティング業務において、Andersen が仕組みやモデルの構築を手助けした取引には、前払取引 (prepay transactions) や経済的実態を伴わないヘッジ取引など (Batson 2003, Appendix B, 20)、『SEC 関連書類』や『破産裁判所報告書』が GAAP に違反する不適切な取引として指摘するものが含まれていた。『破産裁判所報告書』によれば、会計コンサルティング業務は、Andersen による他の監査上の欠陥と相俟って、Enron による著しく誤導する財務諸表および関連する開示にかなり寄与した要因であった (Batson 2003, Appendix B, 22-23)。Andersen は内部監査業務も会計コンサルティング業務もともに広く「監査」業務という範疇に含まれるものと考えていたようであるが、実際に行われていた業務の内容は監査とは両立しえない枠外にあるものであり、財務諸表監査に従事する監査人が携わるべきものではなかったように思われる。

さらに、Andersen と Enron との間に双方向の雇用関係があったことで、Enron 監査の失敗が発生する可能性は一層増幅される状況にあったように思われる。1989 年から 2000 年まで、少なくとも 86 名の Andersen 会計士が Enron に就職するために Andersen を離職し、なかには Enron の会計職において重要な上級職に就くものもいた (Batson 2003, Appendix B, 39)。Andersen が Enron の内部監査

を引き受けた際には Enron の従業員 40 名が Andersen に移り、また 1990 年代初頭には Enron の内部監査部門の副社長 (vice president) が Enron を離職し、Andersen で Enron 内部監査を担当した (Herrick and Barrionuevo 2002)。また、会計コンサルティング業務プロセスで Andersen の Enron 監査契約チームが対面した Enron の取引サポート会計担当者の大半は、Enron に雇用された Andersen の OB であった (Batson 2003, Appendix B, 22)。

双方向の雇用関係を通じて Enron が Andersen の監査手法を熟知するようになれば、その分、経営者は不正を犯し、それを隠ぺいしやすくなる恐れがある。他方、Andersen と Enron との間で重大な会計上の問題が生じた場合には、Andersen が元同僚に譲歩し、監査人としての独立的判断を歪めてしまう恐れがある。実際、会計コンサルティング業務プロセスにおいて、Enron の取引サポート会計担当者はかなり強引な立場を主張することが多々あり、時に Andersen から拒否されることがあったという。しかし Andersen は、基本的には、Enron が GAAP を乱用するのを手助けすることによって、たとえ財務諸表が取引の実質を忠実に (faithfully) 表示するものでなくとも、Enron が財務諸表の目標を達成できるよう努めていたという (Batson 2003, Appendix B, 22)。

Andersen 監査人による自己の独立性に対する認識

ここまでは、Enron 監査体制から生じうる監査人の独立性の問題について取り上げたが、実際の状況は以下のとおりである。まず Enron 監査では、Andersen は、独立性に関する当時の SEC 規則および AICPA の Code of Professional Conduct に技術的には全て準拠していた (Batson 2003, Appendix B, 37)。また Andersen は、Enron 監査委員会に対して、SEC や AICPA 他によって通常要求される基準や規則より一段と厳しい独立性に関する事務所規程を確立していることを表明していた (Batson 2003, Appendix B, 36)。さらに 1999 年以降、Andersen は、Enron が Andersen の従業員を雇用していることや報酬依存の可能性を含む独立性の問題を監査委員会とともにかなり詳細にレビューしていた (Batson 2003, Appendix B, 35)。そして Andersen は、監査委員会に対して、同事務所は適用規則に則り、いかなる状況でも独立的であると考えられる、と結論づけていることを表明していた (Batson 2003, Appendix B, 36)。

従って、Andersen が各種基準や規則、事務所内の規程に準拠しており、また規制されていないものの、他のイメージ形成要因として懸念される問題について Enron 監査委員会とオープンに議論していたという限りでは、Andersen は外観的独立性をある程度満たしていたと考えられるかもしれない。

他方、Andersen が Enron 監査委員会に対して表明していたとおり、自らの独立性は通常規制されている以上の高い水準の事務所規程に準拠することによって満たされている、と自己評価していたことを言葉どおり受け入れると、Andersen は、「監査人自身の視点」で自己の監査判断の独立性を捉えた独立性概念という意味での精神的独立性をも有していた考えることが可能かもしれない。

もちろん、監査人自身の心の状態である精神的独立性が保持されていたかを外部から知ることは不可能であり、また社会の人々の知覚である外観的独立性を基準や規則に準拠していたか以外の要因から判断することは不可能である。とりわけ後者に関して、監査人による非監査業務の同時提供は、監査判断の独立性に対する知覚（外観的独立性）にマイナスの影響を及ぼす要因として長年問題視されてきた。しかし、会計プロフェッションが非監査業務の提供を自粛することはなく（鳥羽 2009, 185-186）、2002 年の SOX 法制定により強制的に禁止されるまで、Andersen に限らない大手会計事務所全てがクライアントに対して非監査業務を提供し、同業務が監査業務より高い割合を占める収益構造をとっていたようである（千代田 2013, 872）。

非監査業務の提供が当時規制されておらず、監査業界の慣習であったとすれば、それを Enron 監査の失敗の原因であるとして直ちに批判することはできない。それどころか、Andersen が非監査業務を提供する論拠とした「統合監査」なる考え方は、SOX 法により内部統制監査制度が導入された今日、監査の有効性と効率性に役立つものとして一般に認められた監査手法の考え方と類似しているという点では、Andersen は先駆的であった。また「継続的監査」という考え方についても、企業規模が大きくなればなるほど、期末監査のみで大量の詳細テストを完了させることは不可能になるため、監査人は監査業務を期末に一点集中するのではなく、期中にも継続的に監査を実施することになる（Lee 1982, 58, 98）。このため、大規模クライアントを抱える傾向のある大手会計事務所は、必然的に継続的監査を通じてクライアントと身近に接することになり、よりクライアントの事情に精通することになるため、会計コンサルティング業務といった専門性の高い業務を依頼されやすい状況が生まれるかもしれない。このように考えると、非監査業務の提供から生じる外観的独立性の問題は、Enron 監査に結果的に失敗した Andersen 単独の問題というよりは、会計プロフェッション全体が構造的に抱える独立性の問題であったというべきであるように思われる。

とはいえ、Enron 監査の失敗を Andersen の独立性と全く無関係に総括することが不十分であることも確かである。Andersen は独立性に関する各種基準や規則、事務所規程に準拠しており、自らの独立性を高く評価していたとはいうものの、『破産裁判所報告書』は、Andersen が実際に「心の状態

としての独立性 (independence in mental attitude)」を保持していたかは疑問である、と指摘している (Batson 2003, Appendix B, 37)。これは、Andersen によるいかなる行為によって指摘されることなのであろうか。次に、『SEC 関連書類』および『破産裁判所報告書』において具体的に指摘された監査上の問題を手がかりとして、心の状態としての独立性、言い換えれば、監査判断の独立性が侵害されたことを示唆する行為とは何かという疑問に接近する。

『SEC 関連書類』および『破産裁判所報告書』が指摘する監査上の問題

『SEC 関連書類』および『破産裁判所報告書』はともに、Enron 監査上の問題を指摘している。前者は、Enron 監査を担当した監査人 4 名が監査基準および関連法・規則に違反した行為を明らかにしており、後者は、一連の調査結果を記載したうえで Enron 監査にかかる Andersen の潜在的責任を指摘したものである。以下、これらがいかなる監査上の問題を指摘しているのかについて取り上げる。

①『SEC 関連書類』が指摘する監査上の問題

「監査人の責任」のところでは詳述するが、Andersen が無限定適正意見監査報告書を発行した 1998 年度から 2000 年度までの監査業務に関連して、計 4 名の監査人が SEC 処分を受けている (図表 4-1-12)。うち 2 名 (Bauer および Duncan) は、Houston オフィスの Enron 監査契約チームにおいて、監査業務を実施し、現場スタッフを監督する立場にあった監査担当のパートナーであり、残る 2 名 (Odom および Lowther) は、監査担当の監査人が実施した監査を監督する立場にあった品質管理担当のパートナーである。各監査人に対して SEC が認定した個別監査基準の違反および関連法・規則の違反は、図表 4-1-11 に一覧にしたとおりである。

図表 4-1-11 SEC による個別監査基準および関連法・規則違反の認定

監査人	AAER / 訴状	個別監査基準 (AU §) 違反の認定**										関連法・規則違反の認定
		230	311	312	326	333	334	339	380	411	431	
Odom	2774	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Rule 102e(1)(ii)
Lowther	2775	●	-	-	-	-	-	-	-	●	●	Rule 102e(1)(ii)
Bauer	2776	●	-	-	●	●	-	●	-	-	-	Rule 102e(1)(ii)
Duncan*	2777	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Section 10(b) of the Exchange Act & Rule 10b-5
	訴状	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●	Section 10(b) of the Exchange Act & Rule 10b-5
	2778	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出所：SEC (2008a); SEC (2008b); SEC (2008c); SEC (2008d); SEC (2008e); SEC (2008f)に基づき申請者作成。

付記：個別監査基準違反の認定については、監査基準への言及がある場合でも単に「AU § X に従い、XX した」や「AU § X は XX を求めている」といった、必ずしも違反を意味しない言及のされ方であると思われる場合には一覧のなかに含めていない。

* Duncan については、AAER 2777 および訴状が民事手続を、AAER 2778 が行政手続を示すものであるが、両 AAER には、訴状の記載内容との重複を避けるためか詳細な検出事項の記載が省略されており、特に AAER 2778 は処分内容を簡潔に示すだけで、個別監査基準だけでなく関連法の違反についても明記されていない。このため、Duncan については、AAER 2777、訴状、および AAER 2778 のそれぞれで違反の認定がなされていなくとも、3 つ全てを総合して SEC の認定と捉えるのが相応しいように思われる。

** 各監査基準セクション番号は、以下を規定する基準である。AU §230, Due Professional Care in the Performance of Work; AU §311, Planning and Supervision; AU §312, Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit; AU §326, Evidential Matter; AU §333, Management Representations; AU §334, Related Parties; AU §339, Working Papers; AU §380, Communication With Audit Committees; AU §411, The Meaning of Present Fairly in Conformity With Generally Accepted Accounting Principles in the Independent Auditor's Report; AU §431, Adequacy of Disclosure in Financial Statements.

まず個別監査基準違反の認定については、図表 4-1-11 に示されるように、全ての監査人に対して AU §230, *Due Professional Care in the Performance of Work* への違反が共通して認定されている。その他については、違反した監査基準の種類や数で監査人ごとにばらつきがある。認定された違反数は、監査担当のパートナー(Bauer および Duncan)の方が品質管理担当のパートナー(Odom および Lowther)より多く、グローバル契約担当パートナーとして Enron 契約の最高責任を負っていた Duncan が最多の違反認定をされている。

SEC が指摘した事実 (facts または *factual allegations*) を基に、監査基準違反を認定された具体的な行為を含む、監査上の問題と考えられる事項を分析し整理すると、以下を列挙できる。

- S-① 監査人は、Enron の不正リスク、監査契約リスク、財務報告リスクが高いことを承知しており、また多数の危険信号に直面していたにもかかわらず、職業的専門家としての正当な注意を行使せず、職業的懐疑心を発揮しなかった (SEC 2008a; SEC 2008b; SEC 2008c; SEC 2008e)。
- S-② 取引が経済的実質を伴わないものであったにもかかわらず、監査人は、Enron が取引を財務諸表に適切に表示しているか、財務諸表が著しく誤導するものでないかを確かめなかった (SEC 2008b; SEC 2008e)。
- S-③ 監査人は、取引や SPE の資金構造を裏づけるための十分に適格な証拠を入手しなかった (SEC

2008c; SEC 2008e)。

- S-④ 監査人は、Enron 経営陣からの口頭での陳述を裏づけることなく、立証することなく不当に信頼した (SEC 2008c; SEC 2008e)。
- S-⑤ 監査人は、SPE の資金構造に関する書類を要求し、それを拒否された際、関連文書を見せてもらうよう主張する代わりに、単に経営者の陳述のみを信頼した (SEC 2008c)。
- S-⑥ 監査人は、監査手続の計画および監督、監査証拠の種類および範囲について、監査調書に十分な文書化を行わなかった (SEC 2008c)。
- S-⑦ 監査人は、監査を適切に監督しなかった (SEC 2008e)。
- S-⑧ 監査人は、監査契約チームが適切な監査手続を計画し実施しているかを確認できなかった (SEC 2008e)。
- S-⑨ 監査人は、関連当事者間取引にかかるリスクを高く評価していたにもかかわらず、それに見合うより広範で有効な監査手続を行わなかった (SEC 2008e)。
- S-⑩ 監査人は、開示を拡張するようとのアドバイスを Enron 経営陣に拒否されたにもかかわらず、それを監査委員会に伝達せず、監査意見にも反映させなかった (SEC 2008e)。

個別監査基準違反の認定が監査人ごとにばらつきがあったのに対して、関連法・規則違反の認定は、Odom、Lawther、Bauer の 3 名と Duncan との間で二分される (図表 4-1-11)。まず、Odom、Lawther、Bauer の 3 名について認定されているのが、SEC 実務規則の Rule 102e(1)(ii)である。この規定は、いかなる者であれ、SEC の調査によって「資質 (character) や誠実性が欠如している、または、非倫理的な行為もしくは職業的専門家としての不適切な行為 (improper professional conduct) に従事していたこと」が判明した場合には、SEC が当該個人を譴責する (censure)、または一時的／永久に SEC 監査業務を停止する (deny) 場合があることを定めた規定である。ここでいう「職業的専門家としての不適切な行為」とは、以下の行為を意味するものと定義されている (Rule 102e(1)(iv))。

- (A) 適用すべき職業的専門基準 (applicable professional standards) に違反することとなった、reckless⁵³ 行為を含む、意図的な (intentional) または認識ある (knowing) 行為
- (B) 以下の 2 種類のうちいずれかの過失による (negligent) 行為

⁵³ 本稿では、reckless(ly)をあえて訳さず、原語のまま使用する。なぜならば、reckless は、それを「未必の故意」と訳せば故意寄りに、「認識ある過失」と訳せば過失寄りのニュアンスになってしまうからである。

- (1) 一層の注意深い調査 (heightened scrutiny) が必要なことを会計士が認識している、または認識すべきであった状況において、適用すべき職業的専門基準に違反する単一のかなり不合理な行為
- (2) 適用すべき職業的専門基準に違反する行為が度重なり、SEC 監査業務を行う能力 (competence) が欠如していることを示す行為

定義のうち (A) は故意/reckless、(B) は過失による行為を表しているものと理解できる。このうち、Odom、Lowther、Bauer の 3 名の監査人について認定されている職業的専門家としての不適切な行為とは、Rule 102(e)(1)(iv)(B)(2)の能力の欠如を表す過失行為である (SEC 2008a; SEC 2008b; SEC 2008c)。とすれば、これら監査人に指摘されている監査上の問題に関連する監査概念や監査トピックは、監査人の独立性ではなく、職業的専門家としての正当な注意、職業的懐疑心、能力ということになる。

一方、SEC は、Duncan についてのみ、虚偽の財務諸表の作成等を禁止する 1934 年証券取引所法 Section 10(b)およびその下位規則である SEC Rule 10b-5 に「recklessly」に違反したことを認定している。英米法辞典によれば、reckless(ness)は「未必の故意ないし認識ある過失…故意にはいたらないが、通常の過失よりも非難性は大きく、わが国の未必の故意および認識ある過失を独立のカテゴリとしたもの」と説明されており (田中 1993, 702)、故意 (intentional/knowingly) に近いものの、故意とは異なる法概念とされる。しかし、上述した 3 名の監査人が過失認定にとどまっているのに対して、Duncan のみが通常の過失よりも非難性の大きい故意寄りの reckless を認定されているということは、注目すべきことである。前節で述べたとおり、Andersen は独立性に関する基準や規則に明示的には違反していなかったが、reckless 認定されているということは、SEC が故意に近い行為があったことを認識している可能性があることを意味している。ここに、監査判断の独立性が侵害されたことを示唆する行為を明らかにする手がかりがあるのではないかと考える。

②『破産裁判所報告書』が指摘する監査上の問題

『破産裁判所報告書』は、権限を付与された調査委員による調査を経たうえで、十分な証拠をもって Andersen には以下の 2 つの系列の潜在的責任がある、と結論づけている。第 1 系列の潜在的責任は、Enron に会計業務を提供するにあたって「職業的専門家としての過失 (professional negligence/accounting malpractice)」を犯したことにあり、第 2 系列の潜在的責任は、Enron 役員が

特定の SPE 取引に参入することによって「信認義務違反を幫助したこと (aiding and abetting a breach of fiduciary duty)」にある (Batson 2003, 7, 24-25; Batson 2003, Appendix B, 5-6)。『破産裁判所報告書』で指摘されている監査上の問題を「承認 (approval)」や「協力 (assistance)」という表現をキューとして分析し、両系列の潜在的責任のもとに位置づけると以下のように整理することができる。

まず、職業的専門家としての過失にあたる行為としては、以下がある。

- B-① Andersen は、監査を実施する際に正当な注意 (due care) を行使しなかった (Batson 2003, 40)。
- B-② Andersen は、Enron 役員に騙されているリスクを見落とし、それを検出するような監査計画を策定しなかった (Batson 2003, 42)。
- B-③ Andersen は、SPE 取引を理解するための監査手続、取引条件を確かめるための監査手続を適切に実施しなかった (Batson 2003, Appendix B, 2, 93-94)。
- B-④ Andersen は、SAS No. 82, Consideration of Fraud in a Financial Statement で識別されている不正リスク要因が Enron で多数存在しているにもかかわらず、それに見合う監査手続を計画し実施しなかった (Batson 2003, Appendix B, 66-68)。
- B-⑤ Andersen は、アサーションを裏づけるための監査証拠を入手しなかった (Batson 2003, Appendix B, 69)。
- B-⑥ Andersen は、懐疑心の欠如により、疑問の余地ある監査証拠を受け入れた (Batson 2003, Appendix B, 70, 76)。
- B-⑦ Enron 監査契約チームは、事務所内の GAAP エキスパート集団の同意を得ることなく、適用可能な GAAP の分析を誤った (Batson 2003, Appendix B, 76-77)。
- B-⑧ Andersen は、Enron 監査委員会および取締役会に対して SPE 取引に関して事務所内で懸念していることについて助言しなかった (Batson 2003, 44; Batson 2003, Appendix B, 2)。

次に、Enron 役員の信認義務違反を幫助したことにあたる行為としては、以下である。

- B-⑨ Andersen は、Enron 役員の信認義務違反となる不法行為 (wrongful conduct) を実際に知っていた (Batson 2003, Appendix B, 2, 6, 130, 157)。
- B-⑩ Andersen は、Enron 役員が Enron の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、および MD&A を操作するために利用した SPE 取引の仕組みや改善・修正に関するコンサルティング業務を提

供した (Batson 2003, 39-41, 46; Batson 2003, Appendix B, 2, 6, 69, 85-87, 96, 130)。

- B-⑪ Andersen は、Enron 役員が財務諸表を操作する目的で利用した取引に承認を与え、またそのような SPE 取引を十分に開示しないことに同意した (Batson 2003, 46; Batson 2003, Appendix B, 2, 6, 69, 130, 157)。
- B-⑫ Andersen は、経営者および監査人が決議した会計開示意思決定がどのような影響をもつのかについて Enron 監査委員会に伝達せず、監査委員会を誤導することによって Enron 役員を相当に手助けした (Batson 2003, 46; Batson 2003, Appendix B, 2, 6, 154-155, 157)。
- B-⑬ Andersen が疑問の余地ある監査証拠を受け入れたということは、取引にかかる会計処理が不適切であったことを知っていた可能性がある (Batson 2003, Appendix B, 70, 76)。
- B-⑭ Enron 監査契約チームが事務所内の GAAP エキスパート集団の同意を得ることなく適用すべき GAAP の分析を誤ったということは、取引にかかる会計処理が GAAP に準拠していないことを知っていた可能性がある (Batson 2003, Appendix B, 76-77, 82)。
- B-⑮ 開示を拡張するよう Enron にアドバイスしたがそれが拒否されると、それ以上主張せず、Enron 財務諸表が経済的実質を理解できないものであることを知っていたにもかかわらず、Enron 財務諸表を承認した (Batson 2003, Appendix B, 84)。

このように『破産裁判所報告書』は Andersen の潜在的責任を指摘する一方で、数多くの状況で Enron 役員が Andersen から意図的に情報を隠していたこと、高いリスクを有する会計開示判断に関して Andersen に質問しなかったという点で監査委員会の側にも過失責任がありうること、および Andersen が (Enron が行っていた取引実態に関する) 事実を知っていれば Enron の会計および開示を承認しなかったであろうことを認めている (Batson 2003, Appendix B, 1, 63-64, 164-166)。しかし、『破産裁判所報告書』はまた、Enron 役員が重要な情報を隠していたところ以外でも Andersen のミスがあること、および監査人は意図的に行われた虚偽表示を検出するよう監査手続を計画し、実施する責任を少なからず負っていることを理由に、Andersen の責任は単に騙されたからでは済まされないと断じている (Batson 2003, Appendix B, 1-2, 63-68, 167)。

しかも、『破産裁判所報告書』が求めている Andersen の潜在的責任は、過失責任のみならず、過失の域を超えた (beyond instances of negligence) 幫助責任にまで及んでいる (Batson 2003, Appendix B, 2)。幫助責任が認められるためには、Andersen が Enron 役員による信認義務違反行為を実際に認識

していたことを立証する必要があり、その立証水準は「認識すべきであった (should have known)」または「疑わしい (suspicion)」ことを立証しただけでは不十分であるほど厳しいものである (Batson 2003, 26)。また『SEC 関連書類』とは違い、『破産裁判所報告書』には監査人の独立性の重要性や Andersen の独立性に言及する箇所が散見される (Batson 2003, 23-24; Batson 2003, Appendix B, 31-38)。幫助責任を指摘していることと合わせて、これらは、『破産裁判所報告書』が Enron 監査において監査判断の独立性 (心の状態としての独立性) が侵害された行為があることをより強く認識しているものと捉えられるのではないかと考える。

第 4 項 関係者の責任

会社側の責任

Enron 粉飾決算の責任は、SEC による訴訟、議会による公聴会開催、株主や債権者による集団代表訴訟、司法省による刑事訴追といった様々な形で、関係者に対して広く厳しく追及されたようである。SPE 取引に深く関与した CFO ほかの Enron 従業員は逮捕され、刑事責任を問われた。その他、Enron の不正スキームには外部の金融機関も関与したとして、司法省による責任追及が進められた (みずほ総合研究所 2002, 29-30; 日本経済新聞社編 2002, 37-39, 42-47)。

監査人の責任

Andersen の司法妨害罪についての刑事責任追及

2002 年 1 月 10 日、Andersen は、同事務所の者が「はっきりとした数はわからないが相当数の」Enron 業務に関連した文書を破棄したことを公表した (Weil et al. 2002; Ball 2009, 287)。これを受けて、司法省 (Department of Justice) は、同年 3 月、SEC に利用させない目的で文書を破棄し当局の手続を妨げたとして (司法妨害罪/証拠隠滅等説得罪) Andersen を起訴した (萩野 2007, 341; 関西学院大学米国判例情報研究会 2007, 13)。

2002 年 6 月 15 日、Texas 州南部地区連邦地裁 (U.S. District Court for the Southern District of Texas) において、Andersen は陪審によって有罪判決を受け、2004 年の第 5 巡回控訴裁判所 (U.S. Court of Appeals for the Fifth Circuit) も有罪判決を支持した (萩野 2007, 341; 関西学院大学米国判例情報研究会 2007, 13-14)。連邦規制は重罪犯 (felon) が公開会社の監査を遂行することを禁止しているため、重罪の有罪判決を受けた Andersen は 2002 年 8 月 31 日に監査業務の資格を返上し、その後消滅した

(Ball 2009, 288)。

しかし、Andersen が監査業務を停止した 3 年後の 2005 年 5 月 31 日、先の文書破棄による司法妨害事案の上告審において、連邦最高裁 (U.S. Supreme Court) は、「不正に」といった文言解釈をめぐって陪審に対する説示が妥当でなかったとして、連邦地裁の有罪判決およびそれを支持した控訴裁判決を破棄した (Ball 2009, 288 ; 萩野 2007, 341-342 ; 関西学院大学米国判例情報研究会 2007, 14-17)。これにより、Andersen はすでに消滅していたものの、Enron 関連文書は事務所内規程である「文書保存・破棄規程」に従って行われた不正の意図のないものである、との主張が認められ、Andersen は逆転勝訴した。

監査人に対する行政処分

SEC は、Andersen に対する調査を行っていることを公にしてから 6 年後の 2008 年、Andersen の監査人計 4 名に対して行政手続または／および民事手続を行い、それぞれについて AAER および訴状を図表 4-1-12 のとおり公表した。

図表 4-1-12 Enron 監査を担当した監査人に対する SEC の処分

AAER／訴状	処分対象者	処分の種類および処分対象者の役職
2774	Odom	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続 当該監査人は、関連期間における Gulf Coast Region での Andersen の Practice Director Practice Director は、Andersen の監査目的および監査手続マニュアルに従い、クライアントの問題解決を監視する権限を持ち、その関与の程度は監査契約チームのリスク評価に応じて決まる
2775	Lowther	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続 当該監査人は、Texas 州 Houston において Andersen の energy audit division で責任を持つパートナーであり、関連期間における、Enron 監査の品質管理レビュー担当パートナー (concurring review partner)
2776	Bauer	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続 当該監査人は、Enron 監査を担当するパートナーのうちの 1 人
2777 および訴状	Duncan	<ul style="list-style-type: none"> 民事手続 当該監査人は、1997 年から 2002 年 1 月まで、Enron 監査を担当する Andersen のグローバル契約担当パートナー (global engagement partner)
2778	同上	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続

出所：SEC ホームページ (<http://www.sec.gov/spotlight/enron.htm> [アクセス日：2015 年 5 月 31 日])、各 AAER および訴状に基づき申請者作成。

SEC は、Odom、Lowther、Bauer の 3 名の監査人について、関連法・規則の違反として、過失による職業的専門家としての不適切な行為での SEC 実務規則 (Rules of Practice) Rule 102e(1)(ii)違反を認定し、それぞれに 2 年間、2 年間、3 年間の SEC 監査業務の停止処分を下した (SEC 2008a; SEC 2008b; SEC 2008c)。一方、SEC は、Duncan についてのみ、関連法・規則の違反として、1934 年証券取引所

法 Section 10(b)およびその下位規則である SEC Rule 10b-5 の違反を認定している。その際、SEC は Duncan が「recklessly」に行動した (acts)、または行動しなかった (omissions) ことを認めており、Duncan に対して SEC 監査業務の永久停止 (permanent suspension) 処分を下した (SEC 2008d; SEC 2008e; SEC 2008f)。

第 5 項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

2001 年にアメリカにおいて発覚した Enron 監査の失敗は、SOX 法をはじめとする様々な制度改革をもたらした非常に影響力の大きな事例である。会計・監査上、Enron 事例は Andersen の精神的独立性の欠如と結びつけて説明されることが多い。しかし分析の結果、そのような見方は必ずしも妥当でないことがわかった。確かに、Andersen による Enron 監査体制には、多額の報酬、今日では SOX 法により禁止されている非監査業務の提供、双方向の雇用関係といった監査人の独立性に影響を与える要因や状況が複数存在していた。しかし、独立性に関する当時の基準や規則、事務所規程に準拠していたという限りでは、Andersen は外観的独立性を満たしていたといえることがわかった。また分析では、監査人が自らの独立的判断が損なわれていると認識していたような事実や状況も観察されなかった。これは、Enron 監査の失敗を、Andersen が精神的独立性を喪失し、Enron の不正会計に故意に加担した事例として単純に理解すべきではないことを示唆している。監査人に対する SEC 処分においては、監査人の独立性に関する言及はなく、表面上は、SEC が正当な注意／職業的懐疑心の欠如や過失または reckless を認定したうえでの処分となっている。

しかし、そうであるからといって、Enron 監査の失敗を監査人の独立性とは全く無関係に、職業的専門家としての正当な注意、職業的懐疑心、能力といった監査概念や監査トピックで総括するだけでは不十分であることも確かである。むしろ、一次的資料の性格をもつ『破産裁判所報告書』などを通じて Andersen が財務諸表監査と同時提供した非監査業務の種類やその状況を検討してみると、Enron 監査の失敗には監査人の独立性の問題がかなり深いところで関わっていたように思われる。それは、「監査」とは何をどこまで提供する業務であると考えなのかという会計事務所の監査観の問題や、たとえ監査人の専門的技能を活用した様々な業務に対する需要があったとしても、公認会計士の独占業務である財務諸表監査の質を確保するためにはそれらをいかに自己規制すべきなのか、という会計プロフェッション全体の問題に通じている。

本稿では次に、『SEC 関連書類』および『破産裁判所報告書』での指摘事項をもとに、「監査判断の

独立性」が侵害されたことを示唆する行為とは何かを識別することを試みた。そして、それを明らかにする手がかりは、『SEC 関連書類』において過失より故意性の高い **reckless** が認定されている行為、および『破産裁判所報告書』において過失の域を超えた幫助責任が求められている行為にあるのではないかと考えた。すなわち、監査判断の独立性が侵害されたことを示唆する行為とは、『SEC 関連書類』において **reckless** 認定された **Duncan** の行為—上記列挙項目のうち S-①~④と S-⑦~⑩—であり、『破産裁判所報告書』において幫助責任を指摘されている行為—上記列挙項目のうち B-⑨~⑮—である。より具体的には、職業的専門家としての正当な注意を行使しなかったこと、職業的懐疑心を発揮しなかったこと、十分に適格な監査証拠を入手しなかったこと、経営者の陳述を鵜呑みにしたこと、監査を適切に監督しなかったこと、リスクに見合う監査手続を計画し実施しなかったこと、監査委員会への伝達を怠ったこと、取引の仕組みにかかるコンサルティング業務を提供したこと、経済的実質を伴わない取引や不十分な開示を承認したことを含む行為である。

関連諸法による拘束を受ける行政処分や民事責任追及の局面では、実際に認識していたことを意味する故意の立証は困難であるとはいうものの (Benston and Hartgraves 2002, 123)、単なる過失でとどまらない場合には、**reckless** や幫助責任が認定されるのかもしれない。監査研究は法による拘束を必ずしも受けないが、司法によるこのような認定の差異は、監査判断の独立性という観察不可能な監査概念と表出した監査人の行為とを結びつけるうえで役立つ可能性がある。また上述の知見は、監査人の独立性が関わる監査の失敗のなかには、

① 「精神的独立性の欠如＝故意」の構図で理解できる事例

と、精神的独立性の欠如があつたとまでは強くいえないものの、

② 「監査判断の独立性の侵害＝**reckless** または幫助の状態」で理解されるべき事例

があることを示唆している。**Enron** 事例は②に相当する事例であり、認識を伴う精神的独立性の欠如や故意があつたわけではないが、監査人自身も気がつかないうちに監査判断の独立性が侵害された結果、監査人が一部で故意に近い状態で監査の失敗に至ってしまったものと思われる。

本稿では、**reckless** と幫助責任を手がかりに、『SEC 関連書類』および『破産裁判所報告書』における指摘事項の一部を監査判断の独立性が侵害されたことを示唆する行為として解釈することを提案した。しかし、この解釈が妥当であるかは、監査人の責任を規定するアメリカ法および制度についての正確な理解とともに、さらに十分な検討を必要とする。たとえば、現時点で筆者が懸念する問題点としては、**reckless** または幫助責任を指摘された行為の全てを監査判断の独立性を侵害する行為として

捉えれば、正当な注意の欠如や職業的懐疑心の不足、監査証拠の入手とその評価、監督、リスクに見合う監査手続の計画および実施、監査委員会とのコミュニケーションなど、広範におよぶ監査概念や監査トピックが取り込まれてしまうことである。さらに、SECが複数の監査人に対して同一の監査上の問題を指摘している場合であっても、一部の監査人にはreckless認定を、一部の監査人には過失認定をしているような場合には、その差異をどのように解釈すればよいのかなど、SEC処分のあり方とも関連して慎重に検討すべき点が多く残っているように思われる。

第2節 WorldCom [2002] ⁵⁴

第1項 事件の概要 ⁵⁵

WorldCom, Inc. (以下、WorldCom) は、1983年に Mississippi 州 Hattiesburg にて共同設立された通信会社である。同社は CEO の強力なリーダーシップのもと、通信業界の規制緩和に乗じて急速に発展し、全米2位の巨大通信会社にまで成長した。その成功を導いたビジネスモデルは、企業買収による成長戦略である。WorldCom は、1990年代を通じて数多くの企業買収・合併を成功させ、事業の多角化と収益の拡大を推進し株高を享受した。株高はより大型の企業買収を成功させるための資金源となり、企業買収は株価をますます高揚させた。このような株価を組み込んだ成長戦略を実行するなかで、株高を追求する組織風土が生み出され、それは個人的投資目的でも WorldCom 株を利用して CEO の影響もあって、社内に浸透していったものと思われる。しかし 1990年代後半になると、買収候補先の減少に加えて独占禁止法による制約を受けたことによって、企業買収と株高とが好循環を生み出すビジネスモデルは行き詰まるようになった。急落する株価を前に、WorldCom は、株価の下落を食い止めるために粉飾決算を行うに至った。

2002年6月25日、個人顧客2千万人、法人顧客数千社、従業員8万人を抱える世界最大の通信会社の1つであった WorldCom は、2001年通期と2002年第1四半期において、GAAP に違反して回線使用料から資産勘定へ総額38億5200万ドルが振替えられていたことが内部監査により検出されたことを発表した (Sandberg et al. 2002)。これは過去最大の修正再表示額となりうるほど巨額なものであったが、WorldCom はさらに同年8月8日、1999年から2002年までの約33億ドル分の利益の水増しが検出されたことを公表し、2000年から2002年第1四半期までの財務諸表について総額72億ドル⁵⁶の利益の修正再表示を行う意向であることを発表した (Sandberg and Pulliam 2002)。

粉飾決算の発覚によって市場の信頼を喪失し、資金繰りに行き詰まった WorldCom は、2002年7月21日、海外の関係会社を除く約180のアメリカ子会社とともにニューヨーク連邦破産裁判所に連邦

⁵⁴ 第3章第4節の記述は、亀岡 (2012a, 94-183)および亀岡 (2014a)を加筆修正したものである。

⁵⁵ ここでの記述は、以下の文献をもとに作成した。Beresford et al. 2003, 44-55; Tina 1999, 301-308; みずほ総合研究所 2002, 34-35; 日本経済新聞社編 2002, 48-82。

⁵⁶ WorldCom 粉飾決算の全容は徐々に明らかになったため、情報源泉によっては異なる粉飾総額を示すものがある。WorldCom に対する SEC 民事訴訟においては、SEC が2002年11月5日、「開示されなかった不適切な会計によって、WorldCom は財務諸表に計上する利益を約90億ドル著しく過大計上した」とする修正訴状を提出した (SEC 2002)。また、WorldCom 特別調査委員会が2003年3月31日に提出した『調査報告書』においては、「90億ドル以上の虚偽又は裏づけのない会計仕訳が WorldCom の財務システムのなかで行われた」と言及されている (Beresford et al. 2003, 1)。さらに2004年3月の新聞では、MCI (旧 WorldCom) は最終的な不正会計総額が110億ドルに達することを公表する見込みであるとの報道がなされている (Young 2004)。

破産法チャプター11の適用を申請した (Young et al. 2002)。総資産 1038 億ドルを有する WorldCom の経営破綻は、前年末に破綻した総資産 634 億ドルの Enron の記録をはるかに上回り、当時にしてアメリカ史上最大の経営破綻となった (Young and Mollenkamp 2002)。

WorldCom 事件は、粉飾決算および経営破綻の規模、広範かつ厳格な責任追及といったいずれの点においてもアメリカ会社史上類を見ないほど大きな事件であり、企業社会全体に多大な影響を及ぼした。アメリカでは、Enron を上回る WorldCom 事件の発覚によって、すでに着手されてはいたものの停滞気味となっていたコーポレート・ガバナンス改革の動きが再加速し、2002 年 7 月 30 日、異例の速さで SOX 法の制定へと結実した (河村 2002)。このため、WorldCom 事件は Enron 事件と並び、SOX 法導入の契機となった二大事件として認識されている。1933 年証券法および 1934 年証券取引所法制定以来の規制大改革となる SOX 法は、世界各国の会計・監査制度やコーポレート・ガバナンス制度などに影響を及ぼしている。とりわけわが国では、SOX 法を受けて、現在、非監査業務の禁止やローテーション・ルール導入などによる監査人の独立性の強化、公認会計士・監査審査会の設置、経営者確認書の義務付け、内部統制報告制度など、アメリカを範とする制度が数多く導入されている。

WorldCom はその後、2003 年 4 月に連邦破産裁判所に経営再建計画を提出し、MCI へと社名変更するほか本社を移転するなど、経営の一新を図った。2004 年前半には連邦破産法チャプター11の適用下を脱却し、順調な経営再建が進むかと思われたが、最終的に 2005 年 2 月 14 日、Verizon Communications Inc. が 67 億ドルで MCI (旧 WorldCom) を買収することを発表し (蛭谷 2005)、創業から約 20 年を経て消滅した。なお、粉飾決算が発覚する直前の 2001 年 12 月 31 日決算期末の連結収益は 351 億 7900 万ドル、連結当期純損失は 13 億 8400 万ドル、自己資本は 579 億 3000 万ドル、従業員数は約 61800 名であった (WorldCom 2001)。

第 2 項 不正会計の構図⁵⁷

図表 4-2-1 は、1999 年から 2002 年までの WorldCom の損益計算書のうち、『調査報告書』が不適切と特定した帳簿記入額を科目別に示したものである。WorldCom は、1999 年から 2002 年第 1 四半期までの間、損益計算書上、総額 92 億 5000 万ドルを操作した。主な粉飾スキームは、収益の過大表示と回線使用料の削減の 2 つであるが、特に粉飾総額の約 80% を回線使用料が占めていることから、回

⁵⁷ ここでの記述は、以下の文献を参照した。Beresford et al. 2003, 5-18, 33, 44-45, 48-52, 56-135, 273, 294-296.

線使用料の削減が本事件の最大スキームである。

図表 4-2-1 操作されていた損益計算書科目の内訳と金額

(百万ドル)

	1999 年通期	2000 年通期	2001 年通期	2002 年第 1Q	合計	割合
収益の過大計上	205	328	358	67	958	10.4%
費用の過小計上						
回線使用料	598	2,870	3,063	798	7,329	79.2%
SG&A (販売管理費)	46	283	181	25	535	5.8%
その他	89	393	(4)	(50)	428	4.6%
操作額合計	938	3,874	3,598	840	9,250	100%

出所：Beresford et al. (2003, 17)に基づき申請者作成。

付記：割合および科目について、わかりやすくするため申請者が若干付け加えている。また回線使用料を強調表示している。

「我が社の目標は、市場シェアを獲得することでも世界展開でもない。Wall Street で No. 1 株になることこそ、我が社が目指す目標である。」これは、CEO が 1997 年に行われたあるインタビューで答えた言葉である (Charan et al. 2002)。この言葉が端的に表すように、WorldCom は強く株価を指向した会社であった。WorldCom の成長戦略は、右肩上がりの株価を利用した、累計 75 回に上る M&A で成り立っていた (日本経済新聞社編 2002, 67; みずほ総合研究所 2002, 33)。M&A によって、WorldCom は、1983 年の会社設立からわずか 15 年のうちに、全米 2 位の大手通信会社にまで急成長した。

回線使用料は、WorldCom の株価を左右する、回線使用料対収益比率 (line cost E/R ratio: ratio of line cost expense to revenue) という主要な業績指標の決定因子であった。回線使用料は、WorldCom の総費用のうち約半分を占める、最大にして単一の費用項目であり、図表 4-2-2 に示すとおり、WorldCom の連結損益計算書によると、回線使用料が総営業費用に占める割合は 1999 年から 2001 年までそれぞれ、約 53%、約 50%、約 47%であった。かくして、WorldCom は回線使用料の管理を市場に約束し⁵⁸、一方で外部のアナリストも WorldCom が公表する回線使用料の水準と傾向には格別の注意を払った。

⁵⁸ WorldCom は、1999 年から 2001 年までの Annual Report において、「我が社の目標は、自社の回線ネットワークを有効に利用すること、他の通信会社と有利な契約を結ぶこと、および企業買収や内部成長によって得た WorldCom の顧客基盤が拡大した結果もたらされる様々なネットワークの効率性を通じて、通信費用 (transport costs) を管理することである。」と示し、主要な通信費用である回線使用料を低く抑えるよう管理することを市場に約束していた (WorldCom 1999; WorldCom 2000; WorldCom 2001)。

図表 4-2-2 WorldCom およびその子会社の連結損益計算書(単位:百万ドル)

	12月31日期末		
	1999年	2000年	2001年
収益	35,908	39,090	35,179
営業費用:			
回線使用料	14,739	15,462	14,739
販売費および一般管理費	8,935	10,597	11,046
減価償却費	4,354	4,878	5,880
その他費用	(8)	--	--
合計	28,020	30,937	31,665
営業利益	7,888	8,153	3,514
営業外利益(費用):			
利息費用	(966)	(970)	(1,533)
雑収入	242	385	412
税金、少数株主利益、会計基準変更による累積的影響額控除前利益	7,164	7,568	2,393
所得税引当金	2,965	3,025	927
少数株主利益、会計基準変更による累積的影響額控除前利益	4,199	4,543	1,466
少数株主利益	(186)	(305)	35
会計基準変更による累積的影響額控除前利益	4,013	4,238	1,501
会計基準変更による累積的影響額(2000年は50ドルの税金控除後)	--	(85)	--
純利益	4,013	4,153	1,501
強制償還優先有価証券およびその他優先配当条件に基づく配分	72	65	117
普通株式に帰属する純利益	3,941	4,088	1,384
会計基準変更による累積的影響額控除前のWorldCom groupに帰属する当期純利益	2,294	2,608	1,407
会計基準変更による累積的影響額	--	(75)	--
WorldCom groupに帰属する当期純利益	2,294	2,533	1,407
会計基準変更による累積的影響額控除前のMCI groupに帰属する当期純利益(損失)	1,647	1,565	(23)
会計基準変更による累積的影響額	--	(10)	--
MCI groupに帰属する当期純利益(損失)	1,647	1,555	(23)

出所: WorldCom (2001)に基づき申請者作成。

付記: 原文を邦訳した。また回線使用料および営業費用合計を強調表示している。

WorldComは、1999年から2002年第1四半期まで、時期によって異なる主に2つの手法を用いて⁵⁹、四半期ごとの損益計算書に計上する金額を約40億ドルで一定になるよう、回線使用料を削減した(Beresford et al. 2003, 60)。第1の手法は、1999年から2000年までの総額32億9700万ドルの回線使用料の削減をもたらした、アクルーアルズの取崩である。第2の手法は、2001年から2002年初頭までの総額35億600万ドルの回線使用料の削減につながった、回線使用料の資産計上である。いずれの手法もGAAPに違反するものであるが、このなかには、明らかに不適切とは断定し難いものと、明らかに不適切なものが混在しているように思われる(図表4-2-3)。

⁵⁹ 1999年から2002年までに削減された回線使用料73億2900万ドルのうち、5億2600万ドルは、アクルーアルズの取崩および回線使用料の資産計上以外の多岐にわたる方法で行われた(Beresford et al. 2003, 57, 90)。

図表 4-2-3 回線使用料の削減スキーム

1999年	2000年	2001年	2002年
【手法1】アクルーアルズの取崩		【手法2】回線使用料の資産計上	
GAAPに違反			
明らかに不適切と断定し難い		明らかに不適切	
回線使用料引当金の取崩	引当金の目的外取崩	回線使用料の資産計上	

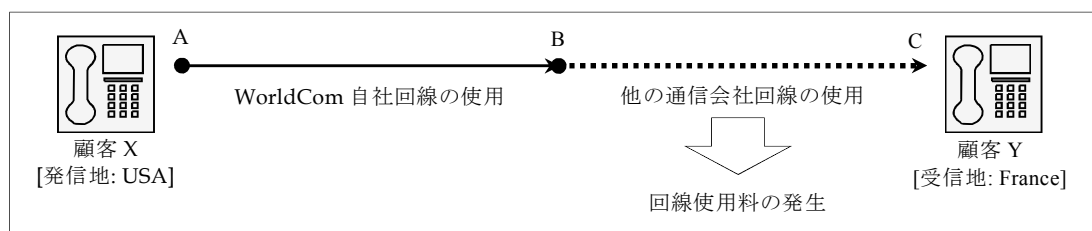
出所：申請者作成。

明らかに不適切とは断定し難い回線使用料の削減⁶⁰

1999年から2000年までに行われたアクルーアルズの取崩のうち「回線使用料引当金の取崩」は、明らかに不適切とは断定し難い回線使用料の削減である。なぜなら、この会計処理には、見積という本質的に難しい会計上の判断を要する領域が関わっているためである。

そもそも、WorldComが削減に努めた回線使用料（line costs）とは、音声通話またはデータ通信を発信地から受信地まで伝送する際にかかる費用である。たとえば、アメリカの顧客Xがフランスの顧客Yに電話を発信したとすると、顧客Xの音声通話は、発信地アメリカのA地点から受信地フランスのC地点までの回線を通して顧客Yに伝送される（図表4-2-4）。WorldComがAからCの全区間で自社回線を敷設していた場合には自社回線を使用するのみでよいが、AからBまでの自社回線しか保有していない場合、残るBからC区間で音声通話を伝送するために、WorldComは他の通信会社の回線を使用しなければならない。WorldComが所有する回線は、人口が集中する都市部のうち市内サービス向けの、特にビジネス顧客を主な顧客対象とするものに限られていたため、都市部より外の地域の住宅用通話と商業用通話の多くは、通常1社または複数の市内電話会社に属する外部ネットワークを利用して伝送する必要があった。この際、他社回線を使用するBからCの区間では、他社回線使用の対価として回線使用料が発生した。

図表 4-2-4 回線使用料が発生するまでの流れ



出所：Beresford et al. (2003, 58)に基づき申請者作成。

⁶⁰ ここでの記述は、以下の文献をもとに作成した。Beresford et al. 2003, 61-90.

取引上、WorldCom が他社回線を利用すると、後に相手先から請求書が送付され、WorldCom はその請求書に基づく金額を支払うことになる。この取引では、他社回線利用日から請求書が到来するまでに、通常で数ヵ月、時にそれ以上もの長い時間を要することがあったという。一方、会計上は、たとえ他社回線利用日に現金の支出がない場合であっても、発生主義に基づき費用を即座に計上しなければならない。そこで、WorldCom は、請求書を受け取っていないために正確な請求額を把握できない回線使用料を回線使用料引当金（Line Cost Accruals）⁶¹という負債勘定で見積計上し、対価支払時点では、以前認識した回線使用料引当金と相殺する会計処理を行った。

こうして WorldCom は毎月、他の通信会社が保有する回線およびその他設備の使用に関連する費用を見積るとともに負債を計上したが、回線使用料引当金は正確に見積ることが非常に難しい性質のものであった。特に、国際サービスにおいて、国外の通信会社が提供している回線を使用した場合には、相手の通信会社が1分あたりの料率を社内で設定する前に（または関連する政府関係機関が設定することもある）、WorldCom の方で先に見積らなければならないこともあったため、見積には相当の困難が伴ったという（Beresford et al. 2003, 63）。そこで WorldCom は、回線使用料引当金が適切な水準かを定期的に見直し、見積額を事後的に調整する必要があった。請求額についての見積が正確にできるようになるにつれて、WorldCom は定期的回線使用料引当金を調整した。このように、WorldCom が支払うべき請求額を見積り、事後的に見積の調整を行うことは、適用可能な会計諸規則（applicable accounting rules）が求めている適切な会計処理であった（Beresford et al. 2003, 63）。

とはいえ、ここで気づくことは、この会計プロセスでは経営者による裁量が働く余地があるのではないかということである。当初の見積で計上される回線使用料は、請求書はいうまでもなく、送り状などの明確な裏づけを伴わない可能性があり、何らかの裏づけを用意すれば事後的に調整可能となる。見積の調整プロセスにおいて、実際の支払額が当初の見積額を超えそうな場合、WorldCom は、計上不足の回線使用料を追加で計上し、回線使用料引当金を事後的に増加させる必要がある。この調整は、損益計算書に計上する当期の回線使用料を増加し、利益を押し下げる効果を持つ。反対に、当初の見

⁶¹ Line Cost Accruals は、すでに提供を受けた役務（外部の通信会社が保有する回線の使用）に対して、いまだその対価の支払が終わっていない負債であることから、「一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだにその対価の支払が終わらないものをいう」未払費用（企業会計原則〔注5〕経過勘定項目について）と訳すことができるかもしれない。しかし、Line Cost Accruals が、時間の経過に伴い発生する類の費用ではないこと、支払うべき金額が確定していない見積債務であることを考慮して、「回線使用料引当金」という訳をあてた。

積額が実際の支払額を超えそうな場合、WorldCom は、超過引当分の回線使用料引当金を取崩し、回線使用料を削減することができる。この調整は、回線使用料を削減し、利益を押し上げる効果をもつ。つまり、WorldCom が回線使用料引当金の見積に裁量を加え、事後調整プロセスを使い分ければ、請求書が到来し請求額が確定するまでの間、当初の見積の修正として回線使用料を増減し利益を操作する利益調整が可能であったと思われる。このような特徴からすると、回線使用料引当金は裁量的発生高 (discretionary accruals) であり、監査上は固有リスクの高い財務諸表項目として識別されなければならないはずである。

実際、WorldCom では、超過引当金を認識しても即座に取崩さず、ある一定の回線使用料引当金を「雨の日の資金 (rainy day funds)」として留保し、担当部長 (managers) が必要と判断した際に経営成績を改善する目的で取崩す会計実務が行われていた (Beresford et al. 2003, 64)。アメリカ国内業務にかかる回線使用料の見積と回線使用料引当金にかかる業務を担当した国内 Telco 会計部門 (Domestic Telco Accounting group) は、超過引当金があると判断した場合でも、その超過分を即座に取崩さなかった。同部門は、超過引当金を即座に取崩せば、損益計算書に計上される回線使用料に急激な変動が生じることを危惧し、むしろ長期的な経営計画の視点から回線使用料を平準化する目的で、毎期、規則的な方法で回線使用料引当金の取崩を計画し管理する会計実務を行った。この会計実務は、回線使用料の急激な変動を避けるという点で、保守的な手法と考えられていた (Beresford et al. 2003, 80-81)。

実はこのような会計実務は、WorldCom 特有のものではなく、WorldCom と合併するまで全米 2 位の大手通信会社であった MCI Communications Corporation でも行われていた会計実務であった (Beresford et al. 2003, 80)。1998 年の両社合併後、MCI Communications Corporation で回線使用料の見積と回線使用料引当金の調整を担当していた従業員は、WorldCom の国内 Telco 会計部門に移り、そこで同様の業務を引き続き担当した。こうして WorldCom の月次および四半期ごとに報告された国内回線使用料には、どれだけの回線使用料引当金をいつ取崩すかについての意思決定が反映された (Beresford et al. 2003, 80)。

回線使用料引当金の取崩に関して、WorldCom 社内では、取崩に慎重な姿勢をとる国内 Telco 会計部門と、短期的な視点から、回線使用料計上額を改善する目的で取崩に積極的な姿勢をとる上級経営者との間で意見対立があったようである。1999 年第 2 四半期以降、上級経営者は具体的な目標金額を提示して、国内 Telco 会計部門に対して超過引当金を取崩すよう求めた (Beresford et al. 2003, 82-85)。

上級経営者からの指示には取崩を裏づける基礎が全くなく、取崩の時期、金額、手続といった様々な点でかなり強引であったようである。取崩の仕訳は、通常の業務過程ではなく、問題の四半期末後の数週間のうちに行われ（Beresford et al. 2003, 10）、その金額は、前四半期に公表したのと同水準の国内回線使用料を維持するために必要な金額と一致していた。また、取崩の指示が受け入れられなかった場合には、担当部門に代わって決算部門が直接仕訳を行った（Beresford et al. 2003, 83-85）。

社内での意見対立はあったものの、『調査報告書』は「GAAP は、超過引当金を認識すると、出来るだけ早くそれを取崩すことを求めている。つまり、超過引当金は、設定された費用を支払う必要がない可能性が高くなった時点で取崩されるべきであり、後で利用するために帳簿上処理されるべきでない。」（Beresford et al. 2003, 67）、といずれの姿勢をも支持していない。『調査報告書』は以下の3点を問題視したうえで、超過引当金を認識した時点ですぐに全額取崩す処理（以下、「即時全額取崩処理」）を唯一の適切な処理方法と見なしている。

- ① 取崩の時期と金額について全く裏づけがないにもかかわらず（without any apparent analysis; without proper basis）、上級経営者が超過引当金を取崩したこと
- ② 国内 Telco 会計部門が雨の日の資金として超過引当金を留保したこと
- ③ 上級経営者が再請求受付期間を任意で変更したこと⁶²

ただし、即時全額取崩処理だけが唯一の「適切な」会計処理であったのかについては議論が分かれるかもしれない。なぜならば、まず、国内 Telco 会計部門の従業員は、超過引当金を留保し計画的に取崩す会計実務を「保守的」な手法と見なして不適切とは認識しておらず⁶³、計画的に取崩を進める会計実務は、上級経営者による積極的な取崩を行う会計実務に比べれば抑制された、整然としたものであったとされる（Beresford et al. 2003, 80-81）。また、『調査報告書』が支持する即時全額取崩処理は、GAAP 準拠性が高いものの、国内 Telco 会計部門が危惧したように、四半期ごとの回線使用料を急激に変動させ、利益に大きな影響をもたらさうる会計処理である。WorldCom にとって、株高は積極的でより大型の M&A 成功のために不可欠の成功要因であった。このため、回線使用料を平準化し

⁶² 再請求受付期間とは、過小請求（underbillings）の場合について定めた WorldCom の社内方針をいう。WorldCom では当初、請求額が見積額を下回る請求書が到来し超過引当金が生まれた場合であっても、WorldCom が他社回線を使用した日から 24 カ月経過するまでは認識した超過引当金を取崩すべきではないとされていたが、その後、2 年という短期間に 2 度にわたって、上級経営者の指示により再請求受付期間が短縮された（Beresford et al. 2003, 85-86; Thornburgh 3rd 2004, 326-329）。

⁶³ 国内 Telco 会計部門の会計実務を擁護する考え方があるとするれば、保守主義の原則である。利益調整が特に短期的で機械主義的な状況で生じるのに対して、保守主義は通常、長期的かつ持続的な影響をもつ、ベネフィットある会計実務と考えられている（Wolk et al. 2008, 126-127; Watts 2003）。

なければ、その変動に伴う業績指標の悪化が株価を直撃し、WorldCom の経営計画の遂行を妨げるおそれがあったと考えられる。さらに、計画的に取崩す会計実務は、WorldCom と合併する前まで全米 2 位の大手通信会社であった MCI Communications Corporation でも行われていた会計実務であった⁶⁴。仮に計画的な取崩処理を不適切と結論づけた場合、問題は他の通信会社の会計処理の適切性にまで及ぶ可能性がある。

Young (2006, 13)は、「調整された利益 (managed earnings)」には、「計画的で規律のとれた成長を遂げるために単に事業を遂行しているだけ」のものと「ある一定の業績であると見せかけるため、しばしば計画的で秩序だった成長をしているとの錯覚を創出するために、会計を故意に操作する」ものの 2 種類あり、後者の利益調整は、実際には会計仕訳が操作されているのと全く同じことであると指摘している。後者の利益調整は、不安定な株式市場において、事業の上がり下がり を正確に報告することによって急激な株価変動を招くより、長期的視点で利益を平準化する方が好ましいとして、称賛される向きも多くあるようである。しかし Young (2006, 13-15) は、景気後退の際に経営者が利益調整の会計実務を上手く計画管理できるとは限らないこと、利益調整の正当化は真実の経営成績の歪曲を擁護するものであること、利益調整は企業の財務報告のあり方全般に影響することなど、利益調整が持つネガティブな面に言及している。

明らかに不適切な回線使用料の削減⁶⁵

上述の明らかに不適切とは断定し難い回線使用料の削減は、仕訳そのものが誤っていたのではなく、当該仕訳をいつ行うかという期間帰属の点に問題が絞られるのに対して、明らかに不適切な回線使用料の削減とは、根本的に誤った仕訳を通じてなされたものである。

その 1 つが、引当金の目的外取崩である。WorldCom 社内には回線使用料引当金の超過分の取崩に関して意見対立があり、国内 Telco 会計部門からの抵抗にあった上級経営者は、回線使用料引当金の取崩だけに頼ることができなかった。このため、回線使用料の支払のために設定されたのではない納税引当金 (tax accrual) や貸倒引当金 (bad debt allowance account) など、様々なアクルーアルズを取崩すことによって回線使用料を削減した (以下の仕訳)。これは、ある特定の費用について設定された引当金は別の費用を相殺するために使用することはできないという会計原則に明らかに違反するも

⁶⁴ 合併前の MCI Communications Corporation の監査人は Price Waterhouse であり、WorldCom と合併する直前の監査報告書には適正意見が付されていた (MCI 1997)。

⁶⁵ ここでの記述は、以下の文献をもとに作成した。Beresford et al. 2003, 87-117.

のであった (Beresford et al. 2003, 64, 87)。

◎本来あるべき会計処理

(Dr.)	納税引当金	100	(Cr.)	納税引当金戻入益	100
	貸倒引当金	100		貸倒引当金戻入益	100

×不適切な会計処理

(Dr.)	納税引当金	100	(Cr.)	回線使用料	200
	貸倒引当金	100			

もう 1 つの根本的に誤った仕訳を通じて不適切に行われた回線使用料の削減は、回線使用料の資産計上である。回線使用料の資産計上は回線使用料対収益比率を大きく改善し、WorldCom は、2001 年第 1 四半期以降、実際には回線使用料対収益比率が 50%を超えていたにもかかわらず、従業員が「不可能」、「全くの夢物語 (pure fantasy)」、「超希望的観測 (wildly optimistic)」と形容するような (Beresford et al. 2003, 95-96)、約 42%の目標比率を達成することができた。

2000 年第 4 四半期に再請求受付期間を 90 日に変更して検出した超過引当金を取崩すと、国内 Telco 会計部門にはもはや取崩することができる超過引当金がなくなってしまった (Beresford et al. 2003, 89)。回線使用料引当金は、すでに国内 Telco 会計部門の責任者が必要と考えていた水準以下にまで減少していた (Beresford et al. 2003, 90)。さらなる回線使用料引当金の取崩を求める上級経営者に対して、これ以上の取崩を行えば回線使用料引当金が未計上になると懸念した国内 Telco 会計部門からの反発が強まるなか、外部監査人 Andersen の注意を引くことを恐れた上級経営者は、アクルーアルズの取崩に代わって、回線使用料の資産計上という新たな手法に転じることとなった (Beresford et al. 2003, 89-90)。

回線使用料の資産計上を行うという意思決定は、2001 年第 1 四半期末後、WorldCom が利益速報を行うわずか数日前に、目標とする回線使用料対収益比率を満たせない状況に追い詰められた CFO が下した苦肉の策であったようである (Beresford et al. 2003, 90)。WorldCom は、1999 年から 2000 年にかけて活発なインフラ投資とネットワーク設備の長期リースに参入した結果、過剰設備の問題に悩まされるようになった。特に、長期リース契約には多額の解除違約金規定が含まれていたため、WorldCom は、実質的に使用していないネットワーク設備であっても、多額の違約金を支払わない限り、回線使用料として長期リース費用を支払い続けなければならなかった (Beresford et al. 2003, 94)。CFO は、リース契約などで生じる過剰設備は、将来、需要が現在の水準以上になった時点で、WorldCom が速やかに市場参入する機会を与えるものであるため、過剰設備にかかる費用は、回線使用料として営業費用に計上するのではなく資本的支出として処理できる、との独断を下した (Kaplan

and Kiron 2007, 5)。そして、未使用設備にかかる回線使用料を「前払設備の」回線使用料 ("prepaid capacity" line costs) と見なし、通信設備、通話設備、備品、器具および備品ほか、未使用のネットワーク設備とは明確な結びつきをもたない様々な固定資産勘定に振替えた (Beresford et al. 2003, 100-101)。

CFO は、収益を生み出すために設備を使用するまではその設備にかかる費用を認識すべきでない、と自己の意思決定を正当化する主張をしたが (Beresford et al. 2003, 100)、WorldCom が資産計上した回線使用料は、每期継続して発生する営業費用 (ongoing, operating expenses) であり、会計諸規則 (accounting rules) に従えば、即座に認識しなければならないものであった (Beresford et al. 2003, 91)。WorldCom が回線使用料を支出した場合には、たとえそれが実質的に使用していない設備にかかるものであれ、本来あるべき会計処理は、損益計算書上、当期に一括して費用計上する会計処理である。しかし、WorldCom は、回線使用料を貸借対照表の資産に振替え、経年で減価償却する不適切な会計処理によって、当期の利益を水増し、費用の計上時期を先送りした (以下の仕訳)。これは、確立された会計基準 (well-established accounting standards) と資産計上に関する社内方針 (WorldCom's own capitalization policy) に違反する、明らかに不適切な手法であった (Beresford et al. 2003, 90)。

◎本来あるべき会計処理					
(Dr.)	回線使用料	100	(Cr.)	現金	100
×不適切な会計処理					
(Dr.)	固定資産	100	(Cr.)	回線使用料	100
	減価償却費	20		固定資産	20

特別調査委員会の会計顧問 (PricewaterhouseCoopers) や WorldCom の新旧監査人 (Andersen および KPMG) は全て、回線使用料の資産計上が完全に誤っているとの結論に同意した (Beresford et al. 2003, 101)。複雑なスキームならばともかく、会計の基本とされる費用の資産計上が検出されなかったという事実は、おのずと「監査人はどこにいたのか」という疑問を生じさせることとなった (Elstrom 2002)。

第3項 監査の実態と監査上の問題

WorldCom が行った極めて単純な会計操作手法とされる回線使用料の資産計上を検出できなかったことについて、Andersen による WorldCom 監査の杜撰さを疑問視する声が上がったものの (Drucker and Sender 2002; Solomon and Berman 2002)、監査を遂行した Andersen は、

- ◆ 「CFO が、回線使用料にかかる重要な情報を Andersen から隠したことは重大である」、
「WorldCom に対する監査業務は、会計基準[ママ]に準拠して行われた」(Sandberg et al. 2002)
- ◆ 「CFO から回線使用料の振替について説明を受けたことも助言を求められたこともなく、
Andersen は騙されたのである」(Solomon and Berman 2002)
- ◆ 「Andersen が本件(回線使用料の資産計上)について初めて知らされた 2002 年 6 月 21 日以前、
私自身も、また私の知る限りの Andersen 監査チームの誰もが、そのような振替が行われていた
ことを微塵も知らなかったということだけは、はっきりお伝えします」[括弧内筆者補足](Dick
2002, 2)

と監査人として粉飾決算を一切承知していなかったことを主張しており、故意による監査の失敗を全
面的に否定している。同様に、『調査報告書』および『破産裁判所報告書』もまた、最終的な結論部分
においてそれぞれ、

- ◆ 「WorldCom の独立外部監査人である Andersen が、回線使用料の資産計上を了承した、または
WorldCom が収益を不適切に計上していると決定づけた」ことを示す証拠を得ていない
(Beresford et al. 2003, 25)
- ◆ 「会計不正を仕組み実行した旧役員および従業員が、自らの行為を隠ぺいすることによって、不
正の発覚を免れようとしたことを配慮すると、Andersen は、数々の場合において WorldCom の
上級社員によって著しく騙されたのである。」(Thornburgh 3rd 2004, 19)

と述べており、Andersen が粉飾決算を知っていたとの記述を示していない。『破産裁判所報告書』は、

- ◆ 「1999 年度から 2001 年度までの WorldCom 財務諸表監査において、専門的職業基準に準拠しな
かったことに基づき、WorldCom には、Andersen および特定の旧監査人 (former personnel) に
対する、正当な注意の欠如 (accounting malpractice) または任務懈怠 (negligence)、および契
約違反 (breach of contract) についての損害賠償請求権がある」

と Andersen には故意系列の責任ではなく過失系列の責任があることを指摘している (5)。これは、
「監査人の責任」において後述する SEC による調査結果および処分と類似するものである。しかし、
監査人が粉飾決算を知っていたという事実はないものの、諸文献のなかには Andersen の独立性に関
する問題を見出しているものが少なからずある (Zekany et al. 2004, 116; Sidak 2003, 248; Kaplan and
Kiron 2007, 8-10; Sellar et al. 2009, 21; Ashraf 2011, 17)。

Andersen の独立性

WorldCom と Andersen との関係からは、独立性に影響すると思われる要因が多数見られる。それらは、主に『調査報告書』を整理すると、以下のとおりである (Beresford et al. 2003, 225-226)。

第 1 に、Andersen と WorldCom との緊密で長期的な契約関係は、監査人と被監査会社との間に高い親密性を生み、被監査会社の規模や名声は、監査契約の更新を切望するインセンティブを生んだ可能性がある。Andersen は、少なくとも 1990 年から 2002 年 4 月まで WorldCom の独立監査人として監査業務を提供し、WorldCom と 20 年以上にわたる職業上の取引関係を築いていた。また初期においては、WorldCom の監査に従事していた Andersen の監査人が、後に WorldCom の CFO として雇用されたこともあったという (Thornburgh 2nd 2003, 198)。Andersen にとって、WorldCom は「かなり熱い顧客」、「事務所の顔」、「冠企業」と形容するほど重要な顧客であった。Andersen は、WorldCom 監査委員会に対して、「WorldCom の経営に関する事業上の問題やリスクを理解しているのは Andersen であり、Andersen こそが WorldCom の『監査にふさわしい会計事務所』だと考えている」、と積極的に監査業務を売り込み、通信業界のリーダー的存在である WorldCom の監査人を務めることの名声を享受していた。

第 2 に、監査報酬と非監査業務報酬の規模についてである。2000 年において、WorldCom は、Andersen の上位 20 位に入る監査契約の 1 つであり、Mississippi 州の Jackson 事務所の最大の顧客であった。また、Andersen が WorldCom から得る収入のうち非監査業務からの収入が占める割合は高く、1999 年から 2001 年までの総収入 6440 万ドルのうち、監査業務は約 22% の 1440 万ドル、非監査業務は約 78% の 5000 万ドルと後者が前者を大きく上回っていた。このような報酬構成に関して、ある会計学者は、Andersen のような外部監査人は露骨な会計操作を検出すべきであったにもかかわらず、コンサルティング報酬を追求するあまり妥協してしまったのではないかとの意見を示すほか (Stone 2002)、監査人がコンサルティング業務の引き受けと交換に監査の質を低下させた可能性を指摘する意見がある (Sidak 2003, 247-248)。さらに、Andersen の任務懈怠を結論づけた『破産裁判所報告書』も、確たる結論でないとするものの、問題のあるリスク評価や危険信号があったにもかかわらず、なぜ Andersen が監査手続を強化しなかったのかについて、Andersen が非監査業務の拡大を最優先に切望していたために、経営陣との摩擦を回避しようと監査を緩めた可能性に言及している (Thornburgh 3rd 2004, 345-347)。なお、Andersen が WorldCom に提供した数多くの非監査業務は、監査人の独立性を高める SOX 法セクション 21 および SEC 規則によって、今日では制限または禁止さ

れている。

第3に、標準以下の安価な監査報酬で監査業務を提供することについてである。Andersen は、1999年5月に行った監査委員会に対するプレゼンテーションのなかで、WorldCom との関係を「長期的なパートナーシップ」と考えており、WorldCom の事業経営の向上、将来の成長に向けて支援を惜しまない意向であることを伝えた。また、実際には WorldCom に請求した以上の監査費用がかかっていること、請求しない監査費用については、Andersen から WorldCom への「継続投資」だと考えていることを伝えた。一般的に、顧客を獲得する、または契約更新するために市場価格以下で監査を行うローボールリング (lowballing) のように、わざと低い監査報酬を請求することは、明らかではないものの独立性を弱めうる状況を作り出すとされる (Knechel et al. 2007, 756)。『コーエン委員会報告書』は、監査契約締結当初の損失もしくは低廉な監査報酬を将来の監査報酬でもって取り戻すことを期待して監査契約を締結する場合には、監査人は依頼人の業績の良し悪しに利害を持つようになり、監査の遂行にあたって独立性を維持することが困難になると指摘している (鳥羽訳 1990, 235-236)。このため、Andersen による監査報酬の値引き提供は、監査人の独立性を弱める要因である。しかも、監査調書には、WorldCom については Andersen 内部の標準監査報酬額を満たしていないが、Andersen の上級役員が監査契約の更新を認めた、と上層部の意思決定で報酬額の値引きが認められていたことが示されており、Andersen 事務所全体のレベルで独立性に対する意識に甘さがあった可能性がある。

このように WorldCom と Andersen との関係からは、長期的契約関係、非監査業務の割合の高さ、監査報酬の値引き提供といった、監査人の精神的独立性を弱める要因がいくつか読み取れる。諸要因のなかには、精神的独立性を弱めるものと社会的に知覚され現在ではすでに規制されているものから、それ単独で直ちに精神的独立性を弱めるとは考えにくいものの、複雑微妙に影響するのではないかとと思われるものまで、様々なレベルがある。とはいえ、精神的独立性は個々の監査人の心の状態であるため、諸要因によって実際に精神的独立性が弱められたのか、またいずれの要因が精神的独立性を弱めたのかを外部からうかがい知ることは困難である。しかし、本事例において、客観的に把握できる確かな Andersen のミスは、監査人が被監査会社から監査妨害を受けていることを知りながらそれを甘受し、監査委員会に伝達するなど適切な対応をとらなかったことである。これは、諸要因により監査人の精神的独立性が弱められた結果生じた観察可能な現象ではないかと思われる。

具体的に、Andersen が WorldCom から受けた監査妨害には、以下のようなものがある (Beresford et al. 2003)。

- WorldCom 従業員は、Andersen からの質問に対して率直に答えるのではなく、質問を受け流すような態度をとった (28)。
- WorldCom は、ある特定の従業員と話をしたいという Andersen の要求を拒否した (247)。
- WorldCom は、より詳細な情報を求める Andersen の要求を拒否した (247)。
- WorldCom は、WorldCom 従業員のレベルでなかなか厄介だと感じた情報、それを裏づける書類、または資料を求める Andersen の要求を一蹴した (247)。
- WorldCom は、コンピューター化された総勘定元帳 (General Ledger) を見せてほしいという Andersen の要求を繰り返し拒んだ (247)。
- WorldCom 上級経営陣は、Andersen が会計上の問題を認識するのを阻止するために、Andersen に提供する前に重要な書類を改ざんし、Andersen 対策用の書類を作成していた (28, 251)。

Andersen は WorldCom から十分な協力が得られていないことを一部の場合に認識していたにもかかわらず、その問題点を WorldCom の監査委員会に提起することなく、監査妨害行為を受け入れるような道を探した (Beresford et al. 2003, 26, 223)。Andersen の監査妨害への対応方法は 2 つである。第 1 に、Andersen は、WorldCom 経営陣による制約を受け入れる、および時に、本来の要求より詳細さに欠ける書類および情報を受け入れることによって、自らの要求で生じた WorldCom 従業員との摩擦を減少させた。第 2 に、Andersen は経営陣に対して質問を行い、その説明が信頼できるかを裏づけることなく鵜呑みにした (Thornburgh 3rd 2004, 317-319)。

実際のところ、Andersen の監査契約マネージャーは一頃、スタッフに対して、WorldCom からの制約に順応するようにと具体的に指示していたという。なぜなら、WorldCom は注目度の高い顧客 (high profile client) であり、WorldCom が大手通信会社 Sprint との合併を熟考し始めた 1999 年当時、経営者からの支持は何としても重要であり、Sprint の外部監査人も WorldCom との監査契約を得ようと競っている可能性があったからであった (Thornburgh 2nd 2003, 208; Thornburgh 3rd 2004, 347)。WorldCom が次々と企業買収および合併を進めることによって連結範囲に含まれる会社が増大するにつれて、Andersen はそれまで外部監査人を務めていなかった会社をも新たな監査対象として獲得することができた (Beresford et al. 2003, 225-226)。クライアントのビジネスモデルが M&A に依拠する場合、一方の会計事務所は M&A 後に選別されるかどうかという状況に脅かされることになる。監査業界が顧客競争を繰り広げるなか、これは監査人の独立性に影響を与える可能性がある。

1997 年の SAS No. 82, Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit は、監査人に対応す

る際に経営者の側に横柄な姿勢が見られること、各種記録物の利用や従業員との接触が拒否されること、監査人が要求した情報の提出が異常に遅れることは、不正な財務報告が会社の側でなされていることを示す兆候かもしれない、と警告している (Beresford et al. 2003, 247; Thornburgh 3rd 2004, 300)。一連の監査妨害は、WorldCom 監査における問題のうち WorldCom 側に帰属するものである。しかし、監査人が適切な監査を実施するためにこのような監査上の障害を克服し、監査の過程で直面した問題を監査委員会に伝えることは、Andersen の責任である、と『調査報告書』は指摘する (Beresford et al. 2003, 28)。また『破産裁判所報告書』は、会社側に騙されたというのは Andersen に対する批判をかなり減らすものの、その欺きは監査人が監査を遂行するにあたって、職業的懐疑心を行使することによって向き合うべき程度の欺きであり、Andersen は WorldCom に意図的に (purposefully) 騙されたのである、と非難している (Thornburgh 3rd 2004, 266-267)。

監査手続上の問題

WorldCom 粉飾決算は、極めて単純なスキームで行われたことで知られる。これは、上述の第 2 手法である回線使用料の資産計上を指してのものである (たとえば、Drucker and Sender 2002; Solomon and Berman 2002; Elstrom 2002; Selling 2008)。第 1 手法のアクルーアルズの取崩については、粉飾額としては同規模ながらそれほど知られていないようである。回線使用料に着目すると、粉飾手法が、利益調整の意味合いを持つものから、明確に GAAP に違反するものへと段階的に移行していたことがわかる。このような傾向について、経営者は、「いったん何らかの留保引当金 (cookie-jar reserves) を使い切ってしまうと、別の引当金を利用したいという誘惑を抑えられなくなる」(Young 2006, 14)、また「監査人は粉飾決算や不正会計の早期発見のために、会計発生高を利用することができるかもしれない。利益調整は、会計基準の範囲内での行為であるが、利益調整の手段が枯渇してしまった場合、経営者は違法行為へと手を染めるかもしれない。」(首藤 2010, 7)、との指摘がある。

回線使用料は総費用の半分を占めるため、その金額的重要性は当然に高くなる。また回線使用料が WorldCom にとって株価を左右する業績指標の決定因子であったこと、回線使用料引当金の計上には裁量の余地があったことからすれば、その質的重要性も高いものと考えられる。回線使用料削減手法のうち (図表 4-2-3)、回線使用料引当金の取崩スキームは、見積を伴う微妙な会計判断を必要とするものの、全体として『調査報告書』が指摘する問題点は、書類の偽造や隠蔽によって行われた不適切な仕訳ではなく、そもそも裏づけがないにもかかわらず行われた不適切な仕訳である。監査意見は、

監査人が入手した証拠を評価して形成する監査証拠に基づいて判断した結果を表明したものである。しかし、裏づけがないということは、監査人が回線使用料にかかる証拠を入手しなかったのかという疑問を生じさせる。

現在の財務諸表監査は、監査リスク・アプローチ手法を採用している。監査リスク・アプローチ手法とは、「財務諸表の適正表示の意味を『重要な虚偽表示のないこと』(freedom from material misstatements) ととらえたうえで、制約のある監査資源をどのように監査現場(監査手続)に配分したら、『重要な虚偽表示』を有効に、かつ効率的に検出することができるか、という問題を追求した財務諸表監査における監査手続の枠組みに与えられた名称である」(鳥羽 2009, 244)。このため、当該手法のもとでは、回線使用料および回線使用料引当金の監査には相応の監査資源が投入されるはずである。ただし、WorldCom の粉飾決算が行われていた当時(1999年から2002年初頭)の監査は、以下の点で現在の財務諸表監査と共通する点と相違する点があると思われる。

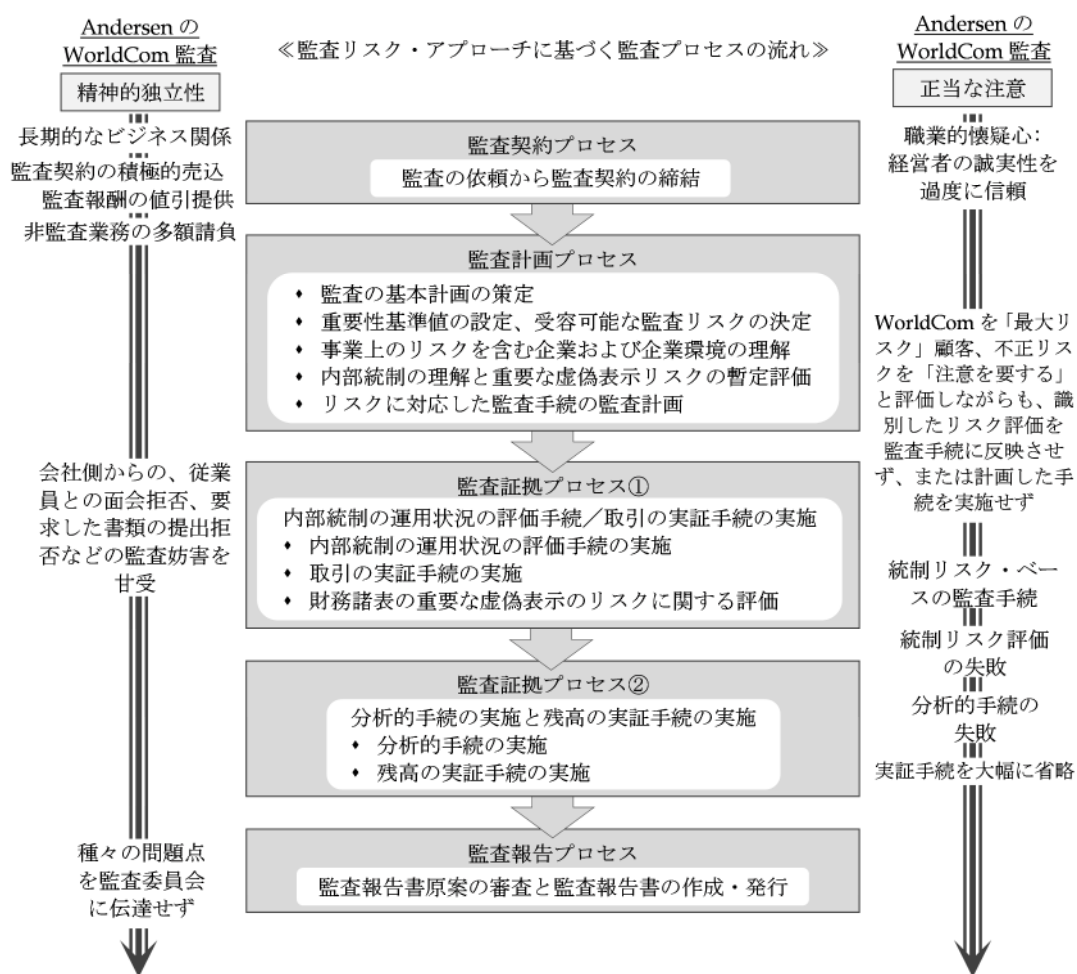
- 監査リスク・アプローチは、すでに1983年のSAS No. 47で導入され時を経ているため、実務に十分に浸透していたと思われる。
- Andersen が、WorldCom 監査においてどの程度、ビジネス・リスク・アプローチを適用していたかは明らかでない。なぜなら、ビジネス・リスク・アプローチは1990年代後半からアメリカの大手会計事務所を中心に実施されてきたとされるが(小澤 2008, 247)、AICPA の Panel on Audit Effectiveness (以下、Panel) の勧告が導入の契機となった、ともされるからである(千代田 2011, 37)。
- 内部統制監査制度は2002年のSOX法で導入されたため、当時は存在しない。

2つ目のビジネス・リスク・アプローチの利用の程度に関しては、実際に監査調書を調査しない限り、厳密にはわからないが、『破産裁判所報告書』によると、Andersen は、ビジネス監査プロセスまたはビジネス・リスク・モデル(Business Audit Process/Business Risk Model)と呼ばれる、リスク・ベースのモデルを採用していたとされる(Thornburgh 3rd 2004, 307-308)。当該ビジネス監査プロセスは、監査人がWorldComの事業に関する理解を得ること、WorldComの既存のリスク統制を評価すること、残余の監査リスクを決定すること、残余の監査リスクを「管理し」減少させるための手続を設定することから成る、と説明されている。しかし、2001年度監査を対象としたSEC処分では、過剰設備の問題、サービス価格の低下、株価の下落など、通信業界が著しい衰退を見せるなか、Andersenの監査調書には、これら通信業界一般の状況またはWorldComが置かれた状況、およびその財務諸表

上の不正リスクとの関係が検討されたことが反映されていないことが明らかとなっている（SEC 2008a, III para. 14; SEC 2008b, III para. 17）。

以上の点を踏まえたうえで、図表 4-2-5 は、監査リスク・アプローチに基づく監査プロセス一般の流れに Andersen の WorldCom 監査の状況に関係づけて図示したものである。流れ図の両サイドには、監査人が監査プロセス全体を通して常に保持すべき 2 要件である、精神的独立性と職業的専門家としての正当な注意を位置づけている。後者について、『調査報告書』および『破産裁判所報告書』は、正当な注意の不足・欠如に属すると考えられる Andersen の監査手続上の不備を詳しく述べている（Beresford et al. 2003, 223-263; Thornburgh 3rd 2004, 255-371）。それらは大別すると、①識別したリスクに基づく適切な監査手続の策定および遂行に失敗したこと、②監査リスク・アプローチ手法の欠陥、③職業的懐疑心の問題、の 3 点に集約できるように思われる。

図表 4-2-5 監査プロセス一般と Andersen の WorldCom 監査の状況



出所：申請者作成。

①識別したリスクに基づく適切な監査手続の策定および遂行に失敗したこと

Andersen は、経営者の誠実性や内部統制環境全般の信頼性に関して、リスク評価にいい加減なところがあったようであるが (Thornburgh 3rd 2004, 311-317)、それでも数多くの領域でリスクを識別していた。図表 4-2-6 は当該期間中、Andersen が監査計画に関連して行った WorldCom および同社経営陣に対するリスク評価の詳細である。

事務所内部において、Andersen は 1999 年から 2001 年まで毎期、WorldCom を「最大」リスク顧客と指定するほか、WorldCom が強引な収益目標および利益目標を掲げていたことに鑑み、不正のリスクを「注意を要する」と評価していた (Thornburgh 3rd 2004, 256-257, 310)。さらに Andersen は、不正の可能性だけでなく、実際に利用されていた決算調整や費用の資産計上など、経営陣が利益を増しするために行う可能性のある特定の手法まで特定していた (Thornburgh 3rd 2004, 262-263, 313-314)。

図表 4-2-6 1999 年から 2001 年 12 月期末の監査計画に関連して行ったリスク評価

	リスク評価
会計および財務報告上のリスク	注意を要する
主要な経営陣および従業員の地位にかかる人事の適切性 (に関するリスク)	それなり
監査手続の範囲に対する会社側の姿勢 (に関するリスク)	それなり
情報および従業員への接触が制限なく認められているか (に関するリスク)	それなり
不正を防止し検出するための経営者方針の質 (に関するリスク)	それなり
財務報告機能を管理する能力 (に関するリスク)	それなり
過度に強引な収益または利益目標 (に関するリスク)	注意を要する
健全な会計および開示実務 (に関するリスク)	それなり
満足いく内部統制システムを確立し維持するための注力 (に関するリスク)	それなり
監査修正仕訳および開示を含む、会計および報告に関する助言に対する受けとめ方 (に関するリスク)	それなり

出所：Thornburgh 1st (2002, 51)に基づき申請者作成。

付記：原文を邦訳した。

Andersen は、このようなリスク評価を行っていたにもかかわらず、識別したリスクに見合う十分な監査手続を策定および実施しなかった (Thornburgh 3rd 2004, 263)。問題の会計領域で Andersen が実施した監査手続は、識別したリスクに鑑みれば行うべき実証手続を組み込んだものではなかった (Thornburgh 3rd 2004, 313-314)。また Andersen は、特定の監査事項について WorldCom 上級経営陣に対して積極的に質問を行ったが、口頭で妥当な説明を受けると、経営陣に見られる誠実性を信頼しその陳述を裏づけることなく受け入れた (Thornburgh 3rd 2004, 265)。不正が存在するかもしれない場合、質問はそれ単独で十分な証拠を提供しないはずである。

②監査リスク・アプローチ手法の欠陥

『調査報告書』および『破産裁判所報告書』はともに、Andersen だけでなく他の数多くの会計事務所も利用する、内部統制に依拠する監査の欠陥を指摘している (Beresford et al. 2003, 227-228; Thornburgh 3rd 2004, 302-307)。統制リスク・ベースの監査のもとでは、Andersen がリスクを識別したところについては WorldCom の統制手続を調査し、一部の従業員とその手続について協議し、しかるべき統制手続およびプロセスが踏まれているか決定づけるために、限定的であるが実証手続を実施することによって、統制手続の適切性が評価される。一方、ある特定の領域で全くリスクを認識できないということは、統制手続が信頼できることを意味し、ある特定領域において実証手続が全く実施されない可能性が生ずることになる。このように実証手続の大幅な省略を許す統制リスク・ベースの監査は、以下の2つの場合に、その有効性が危うくなる。

第1に、経営者が内部統制を無視する場合である。両報告書は、以下の SEC 主任会計官が 1999 年 10 月の Panel プレゼンテーションで行ったスピーチを引用し、監査人が内部統制に依拠することの不合理を指摘している。「最高経営者は、統制環境の適切性を確立することについて、組織の長としての責任を負っていることに留意せよ。皮肉にも、今日の監査プロセスは、監査人が得る保証の大部分が内部統制手続に依拠している。しかし、内部統制手続の有効性を確立することに責任を負っている企業側の人々は、一方で不正を犯す原因ともなるのである。」

第2に、監査人が統制リスクの評価を誤った場合である。統制リスクの評価は、その後の監査手続の範囲と種類を決めるという点で、決定的に重要である。統制リスクを信頼できるものと評価すれば、それに基づいて実施される実証手続は大幅に省略可能となる。実際には信頼に値しない統制リスクを誤って評価した場合には、実証手続が手薄になる可能性がある。

実際、Andersen の統制リスク評価は誤っていた。WorldCom では、巨額で端数のない仕訳を裏づける書類はほとんど存在しないか、書類が存在する場合であっても、それらは散乱し無造作に保管されている状態であった (Beresford et al. 2003, 26, 241)。統制手続を信頼できない状況が存在し、また後任監査人の KPMG LLP は数多くの内部統制上の不備を容易に特定できたにもかかわらず、Andersen はそれらの不備を説明のつかないほど割り引いて捉え、内部統制には重大な欠陥または不備がないと結論し、統制手続の信頼性を正当化するための十分な手続を実施しなかった (Beresford et al. 2003, 26, 241; Thornburgh 3rd 2004, 226, 341, 343)。

こうして誤った統制リスクの評価に基づき、Andersen は、回線使用料引当金の取崩について個々の引当金に裏づけがあるかを何ら検証せず、または全く実証手続を実施しなかった (Thornburgh 3rd 2004, 282)。また、多くの財務諸表項目について Andersen が実施した実証手続は分析的手続であり、特定の状況において、裏づけ資料のレビューを行わなかった (Thornburgh 2nd 2003, 205)。さらに分析的手続では、通信業界の不況に鑑みれば、経営者が強引な増収目標を引き続き達成できること、42% という回線使用料対収益比率を維持できるということは疑問に感じるべきであったにもかかわらず、Andersen は変動がないことで安堵し、追加的な監査は必要ないとの結論を下した (Beresford et al. 2003, 236)。ただし、Hitzig (2004, 32)は、WorldCom と株式公開している他の通信会社7社との財務諸表諸比率を比較した結果、他社との比較分析からは WorldCom の異常さを感知できないことを示しており、分析的手続には通常、詳細テストに比べて適用のコストがかからないというメリットがあるが、信頼性に欠けるため、実証手続による裏づけなく結果を信用してはならないと指摘している。

③職業的懐疑心の問題

監査人に対する SEC 処分および『破産裁判所報告書』が度々言及しているのが、職業的懐疑心の問題である。特に『破産裁判所報告書』は、「適切な水準の職業的懐疑心を行使し、経営者の陳述を検証していれば、監査人は、会計上の異常事項の一部を検出できた可能性が高い」(Thornburgh 3rd 2004, 299)、と職業的懐疑心を本事例の核心の1つと捉えている。

Andersen 元契約担当パートナーは公聴会において、「他の監査と同様に、我々は、WorldCom 経営者の正直性および誠実性 (honesty and integrity) を全般的に信頼して監査計画を策定した。監査人がみな信頼する重要な証拠要素の1つが、経営者の陳述である…我々は、会計原則が誤って適用されている可能性に注意して、一定の職業的懐疑心をもって監査にあたった」と証言した (Dick 2002, 3)。この証言に基づくと、監査人は職業的懐疑心を行使したと主張しているものの、経営者の誠実性を前提としていた姿勢が表れているように思われる。しかし、1988年のSAS No. 53以降、監査基準は職業的懐疑心を捉える立場として中立性を採用しており、監査人は監査に際して、経営者が完全に誠実であるとも、反対に不誠実であるとも仮定してはならないことを求めている (鳥羽 2011)。このため、当時の監査基準に照らせば、経営者の誠実性を前提とする Andersen の姿勢は、監査基準に違反するものであるかもしれない。

監査人は、経営者の誠実性を過度に信頼し、経営者が提供した情報の信頼性を鵜呑みにし、裏づけ

を取ることや踏み込んだ監査手続の実施を怠った (Beresford et al. 2003, 234-236)。『破産裁判所報告書』は、「健全な懐疑心」とは根拠のない説明を受け入れようとする傾向ではなく、『証拠にこだわる (show-me)』姿勢である、との AICPA の監査基準部門 (Auditing Standards Division) の警告を引き合いに出し、経営者の陳述を裏づける認識を高めなかったという点で、Andersen の職業的懐疑心の不足を指摘している (Thornburgh 3rd 2004, 301-307)。

第 4 項 関係者の責任

会社側の責任

アメリカ会社史上最大規模の WorldCom 粉飾決算の責任は、SEC による訴訟、議会による公聴会開催、株主や債権者による集団代表訴訟、司法省による刑事訴追といった様々な形で、関係者に対して広く厳しく追及された。SEC は、法人および個人に対して複数の民事訴訟を提起し、なかでも法人としての WorldCom には、2002 年 4 月時点での史上最高額を 75 倍上回る、総額 7 億 5000 万ドルの民事制裁金を課した (SEC 2003; 野村 2006, 62)。議会手続としては 2002 年 7 月 8 日、下院金融サービス委員会が、WorldCom 新旧経営陣、旧監査人などを召喚した公聴会を開催し、粉飾決算の実態説明と関係者への責任追及に乗り出した (『日本経済新聞』2002 年 7 月 9 日)。また株主や債権者、投資家、年金基金などが参加した集団代表訴訟では、責任追及の対象は WorldCom やその経営陣のみならず、Andersen、さらには WorldCom の不正会計問題を見抜けずに同社の株式や債券を販売したなどとして銀行や金融機関にまで損害賠償の請求範囲が広がり、各社が投資家への多額の和解金支払を迫られたようである⁶⁶。

加えて刑事責任追及としては、度重なる粉飾決算の発覚によりアメリカ社会が厳罰主義の風潮に包まれるなか、旧経営陣 4 名が訴追され、特に、粉飾決算を知らなかったと抗弁した元 CEO には企業犯罪では過去最長となる禁錮 25 年の量刑判決が言い渡された (『日経金融新聞』2005 年 7 月 15 日)。

監査人の責任

粉飾決算が行われていた期間中、WorldCom の外部監査人を務めたのは当時 Big 5 の 1 つであった Andersen であった。粉飾決算の責任が関係者に対して広く厳しく問われるなか、Andersen およびそ

⁶⁶ 2005 年 9 月 21 日、元経営者や金融機関などが和解金を支払う案をニューヨーク連邦地裁判事が認めたことをもって一連の訴訟は最終決着し、総額 61 億ドル以上に及ぶ和解金額が、約 83 万人の個人や機関投資家に分配されることとなった (『日本経済新聞』2005 年 9 月 22 日 [夕刊])。

の監査担当者は、集団代表訴訟または SEC 処分により WorldCom 監査の責任を追及された。まず上述の投資家による集団代表訴訟において、Andersen は 2005 年 4 月 25 日、和解金額 6500 万ドルで投資家との間で和解合意した（「旧ワールド…」 2005 ; Cohn 2012）。ただし和解に際して、Andersen は、「単に、訴訟長期化で被るリスクおよびコストを回避するために和解に入ることを選んだのであり、いかなる責任も不正行為も一切否定する」（Taub 2005）としている。

この他、Andersen の契約担当パートナー2名に対しては、WorldCom の 2001 年度財務諸表監査において専門家としての不適切な行為（improper professional conduct）を行ったかどで、2008 年 4 月 14 日、SEC による行政処分が下されている。その処分事案を取り上げた AAER 2808 および AAER 2809 はそれぞれ、2001 年度監査において、①種々の監査契約リスクを検討しなかったこと、②固定資産勘定および回線使用料勘定の監査でミスがあったこと、③非定型的な仕訳（Non-Standard Journal Entries）をレビューしなかったこと、④監査調書の文書化が不十分であったこと、を事実として記載したうえ、以下の違反事項により両契約担当パートナーの GAAS 違反を指摘している（SEC 2008a; SEC 2008b）。

1. 監査を計画し実施する際に正当な注意を行使しなかったこと（AU §§ 150.02、 230.01）
2. 監査を通して、職業的懐疑心を行使する態度を保持しなかったこと（AU § 230.07）
3. WorldCom の財務諸表についての Andersen の意見を支える合理的な基礎を提供する、十分に適格な証拠を入手しなかったこと（AU §§ 150.02、 326.01）
4. WorldCom に存在した重要な虚偽表示に関する注意を要するリスクに鑑み、適用する監査手続の範囲（extent）を拡張すること、特に重要な監査領域については期末近くまたは期末時点で監査手続を適用すること、またはより説得的な証拠を得るよう監査手続の種類（nature）を修正することを検討しなかったこと（AU § 312.17）
5. 誤謬または不正のいずれに起因するかにかかわらず、財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証が得られるよう監査を計画および実施しなかったこと（AU § 110.02）
6. 監査は GAAS に準拠して実施された、および WorldCom の財務諸表は GAAP に準拠して表示されている、との誤った表明をした監査報告書を発行したこと（AU § 508.07）

両契約担当パートナーに対してはそれぞれ、3 年または 4 年間の会計士としての SEC 業務停止が命じられた。ただし、両契約担当パートナーは単に SEC との和解手続に応じただけであり、調査結果に

基づく違反事実を肯定することも否定することもしなかった、とされる⁶⁷。

以上より、制度上の事実に基づく、WorldCom 監査の失敗にかかる Andersen および監査担当者の責任は和解決着のために若干の不明瞭さが残るものの、契約担当パートナーに対する SEC 処分からは、SEC が WorldCom 監査の失敗を「故意」ではなく、監査人の「正当な注意の欠如」に起因する失敗と評価したことが明らかである。

第 5 項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

2002 年にアメリカにおいて発覚した WorldCom 事件は、2001 年の Enron 事件と並んで 2000 年代初頭のアメリカで連続的に発覚した不正会計を代表する事例であり SOX 法の制定を促した事例である。本事例における監査の失敗は、監査人が粉飾決算を知らながら関与した、という意味での故意による財務諸表監査の失敗ではない。しかし、Andersen による WorldCom 監査は、アメリカ会社史上最大の修正再表示をもたらし、しかも回線使用料の資産計上という極めて単純な粉飾手法を用いた WorldCom の粉飾決算を検出することに失敗した。

WorldCom 監査においては、監査人の利用できる情報を過度に制限し、重要な書類を改ざんするなど、会社側が Andersen の監査を妨害していた。しかし Andersen は、WorldCom から監査に対する協力を得られていないことを認識していたにもかかわらず、それを監査上の問題点として監査委員会に通知することなく、WorldCom との監査契約を継続した。また、経営者が不正を行う可能性を考慮に入れず、経営者の誠実性を前提とした監査手続を行ったため、リスク評価に失敗し不十分な監査手続で得られた証拠で満足し、さらには、WorldCom 従業員から得られたかもしれない不正会計検出の糸口を見逃してしまった。

Andersen は故意による関与を否定したが、WorldCom と Andersen との間には、被監査会社との長期的な契約関係、非監査業務報酬の割合の高さ、監査報酬の値引き提供など、WorldCom 監査において監査人の精神的独立性を弱める要因がいくつか存在していた。これら諸要因は、無意識のうちに精神的独立性を弱体化し、リスク評価に見合う適切な監査手続を実施しない、統制リスクの評価に失敗する、職業的懐疑心を行使しないなど、様々な監査手続上のミスへとつながったために、監査人は、あまりにも単純かつ大規模な粉飾決算を検出できなかったのではないかとと思われる。

⁶⁷ この SEC 処分を受けて、WorldCom のような「単純明快なケースで、なぜ監査人が罪を肯定することも否定することもなく和解することが認められるのか」、数年間の業務停止だけで「なぜ制裁金が課されなかったのか」、最終的に和解に至る処分に「なぜ 6 年も要したのか」と異議を唱える意見もある (Selling 2008)。

第3節 日本長期信用銀行 [1998]

第1項 事件の概要⁶⁸

株式会社日本長期信用銀行（以下、長銀）は、1952年、同年6月に成立した長期信用銀行法に基づき資本金15億円で設立された民間金融機関である。戦後復興期にあたる設立当初、長銀は長期金融専門の銀行として膨大な設備資金を需要する製造業を中心に貸出を行い、日本の産業構造の高度化を金融面から支えた。しかし経済発展につれ主要顧客の資金需要が低下すると、長銀は貸出先を卸売・小売業やサービス業といった非製造業へと多様化させた。

バブル経済を迎えた1980年代、邦銀が不動産担保に過度に依存した貸出行動をとるなか、長銀もまた、金融・保険業、不動産業、建設業向け貸出シェアを高めた。しかしバブル崩壊後、それら注力した融資は焦げ付き、長銀ほかわが国の金融機関は多額の不良債権を抱え込むこととなった。1990年代半ばになると日本経済を蝕む不良債権問題は深刻化し、多くの金融機関が財務的に困窮し経営破綻が相次いだ。金融機関の破綻処置法制や金融行政が大きく揺れ動くなか、1998年6月には長銀の経営危機が具体的に報道されたことで（講談社1998）、長銀株の大量売り、株価下落、金融債の期限前解約、預金の引き出しが殺到した。

これに対して長銀は合併案の発表など事態の打開を求めたが失敗に終わり、1998年10月23日、長銀は、特別公的管理を申請し公的資金投入を受けて一時国有化された。『有価証券報告書』によれば、破綻直前の1998年3月期時点における長銀の経常収益は1兆4100億5500万円、連結当期純損失は1486億5100万円、連結総資産額は26兆5656億9100万円、連結総負債額は25兆5408億4500万円、連結総資本額は1兆248億4500万円、従業員数は3499名であった（日本長期信用銀行1998）。長銀破綻は、わが国史上最大の銀行破綻となった。税金投入を伴う破綻につながった経営責任の所在を明らかにすべきとの社会的風潮のなか、旧経営陣による「粉飾決算」疑惑が浮上すると（『日本経済新聞』1999年2月21日、3月23日、5月26日）、長銀事件は複数の民事・刑事訴訟へと発展した。

2008年7月18日、長銀「粉飾決算」に関連した刑事訴訟の上告審判決において、最高裁は旧経営陣3名に対する逆転無罪を言い渡した。1998年の経営破綻から約10年が経っていたにもかかわらず、同判決は、わが国史上最大の銀行破綻となった長銀旧経営陣の責任追及に関する事案であり、しかも

⁶⁸ ここでの記述は、以下の文献をもとに作成した：日本長期信用銀行1998；東洋経済新報社1995, 1848；池尾編2009。

逆転無罪という劇的な展開をみせたことで、世間、実務家、そして学者の耳目を広く集めた⁶⁹。同時に、判決に加えられた以下の補足意見は、財務諸表の適正表示について会計・監査に重大な問題を提起した。

「業績の深刻な悪化が続いている関連ノンバンクについて、積極的支援先であることを理由として税法基準の考え方により貸付金を評価すれば、実態とのかい離が大きくなることは明らかであると考えられ、長銀の本件決算は、その抱える不良債権の実態と大きくかい離していたものと推認される。このような決算処理は、当時において、それが、直ちに違法とはいえず、また、バブル期以降の様々な問題が集約して現れたものであったとしても、企業の財務状態をできる限り客観的に表すべき企業会計の原則や企業の財務状態の透明性を確保することを目的とする証券取引法における企業会計の開示制度の観点から見れば、大きな問題があったものであることは明らかと思われる。」[強調追加]（最判平 20・7・18 判時 2019-16）

第2項 「不正会計」の構図

上述の刑事訴訟は、1998年3月期において「長銀旧経営陣が選択・適用した貸出金の評価に関わる会計処理が公正なる会計慣行に準拠したものであったか否か」を争ったものである。最終的には無罪判決により、会計処理は公正なる会計慣行に準拠したものであったことが認定され、財務諸表には重要な虚偽表示はなかったこと、従って「粉飾決算」と称すべきものはなかったことが法的に確定した。その限りでは、「不正会計」の構図というものは存在しないかもしれない。

しかしながら、上の補足意見は、経営者が企業の財政状態および経営成績を適正に表示する財務諸表を作成することによって、そして会計・監査の職業的専門家である公認会計士が財務諸表の適正表示に対して合理的保証を与えることによって、利害関係者の経済的意思決定に有用な会計情報が提供されていたのかを会計的に疑問視している。そこで以下、問題の焦点となった貸出金関連の長銀財務報告に焦点をあててみていく。貸出金は、総資産のうち最も高い割合を占める銀行業ならではの財務諸表項目であり⁷⁰、その評価の妥当性は複数の長銀訴訟において争点となった（後掲する図表 4-3-3 のうち刑-1、民-1、民-6）。

⁶⁹ 最高裁判決翌日の主要 5 紙は全て、社説において長銀を取り上げている。また判決以降、複数の実務家／学者が、長銀を題材とする論文や書籍、判例評釈を公表している。

⁷⁰ 日本長期信用銀行『有価証券報告書』1998年3月期では、総資産の 64.66%を占めている。

貸出金関連の財務報告

金銭債権は、いかに取引先を慎重に選んでも、その一部が回収不可能になることは避けられない(桜井 2010, 137)。銀行業の主要財務諸表項目の1つである貸出金も例外でなく、回収困難の見込みがあると評価された貸出金—いわゆる不良債権—については、決算において、①将来の損失に備えて貸倒引当金を計上する引当処理、または②貸借対照表から債権をオフバランスし損失を確定させる償却処理のいずれかの方法による会計処理が行われる(一般社団法人全国銀行協会ホームページ)。

単位：百万円

①	(借)	貸倒引当金繰入額	XX	(貸)	貸倒引当金	XX
②	(借)	貸出金償却	XX	(貸)	貸出金	XX

財務諸表本体には、これら仕訳を経たうえで確定した各項目金額が計上される。さらに、金額的重要性の高い貸出金関連の情報をより詳細に伝達するため、貸倒引当金の計上方法については重要な会計方針としての注記開示が求められるほか、その他必要な事項についても財務諸表項目ごとに注記開示される(1998年3月31日改正の銀行法施行規則別紙様式第3号)。1990年代において、こうして計上または開示された長銀の貸出金関連の財務報告を一部抜粋し要約したものが図表4-3-1である。

図表中太線枠の1998年3月期が、逆転無罪判決をもたらした刑事訴訟で問題となった会計年度である。そこでは、取立不能または取立不能見込みの貸出金に対して引当・償却処理をしないことによって損失を過小計上し、株主に配当すべき剰余金が皆無にもかかわらず違法配当したかどで旧経営陣が責任追及された。しかし訴訟対象は単一年度に絞られているとはいえ、長銀の不良債権問題は、1990年代における貸倒引当金の急増に示されるとおり、それ以前からすでに発生していた。また注記開示内容の変遷に見られるとおり、この間には会計基準の変更があった。従って、長銀事件を会計の立場から解く手がかりは、法律の立場から議論する際に対象となる1998年のみならず、それより前の会計年度の財務報告にもある。

図表 4-3-1 長銀の 1990 年代における貸出金関連の財務報告

単位：百万円

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	
財務諸表本体	【BS項目】									
	貸出金	18,338,872	18,992,483	19,453,278	19,299,218	19,153,719	18,889,719	18,981,796	18,860,703	
	貸倒引当金	135,178	125,993	134,083	161,580	314,506	396,753	497,588	443,541	
	【PL項目】									
	貸倒引当金繰入額	25,743	-	15,748	40,059	168,166	97,860	158,518	46,928	
	貸出金償却	4,417	287	188	3,051	18,635	12,052	302,251	19,608	
注記開示	貸倒引当金の計上基準にかかる重要な会計方針の注記事項	銀行業の決算経理基準に基づき、税法上の貸金の 3/1000 に相当する額を引き当てるほか、貸金等について回収可能性を検討して計上							銀行業の決算経理基準の改正に伴い、自己査定基準に基づき分類した債権毎に異なる方法で貸倒引当金を計上	
	貸出金にかかる注記事項	-	-	-	• 破綻先債権額 • 延滞債権額	• 破綻先債権額 • 延滞債権額	• 破綻先債権額 • 延滞債権額	• 破綻先債権額 • 延滞債権額 • 金利減免債権額	• 破綻先債権額 • 延滞債権額 • 金利減免債権額 • 経営支援先に対する債権額	• 破綻先債権額 • 延滞債権額 • 金利減免債権額 • 経営支援先に対する債権額
	貸倒引当金繰入額にかかる注記事項	-	-	-	-	-	-	• 住宅金融専門会社 5社に対する貸出金にかかる繰入額	-	-
	貸出金償却にかかる注記事項	-	-	-	-	-	-	• 住宅金融専門会社に対する貸出金にかかる債務免除額	-	-

出所：日本長期信用銀行『有価証券報告書』各年度に基づき筆者作成。

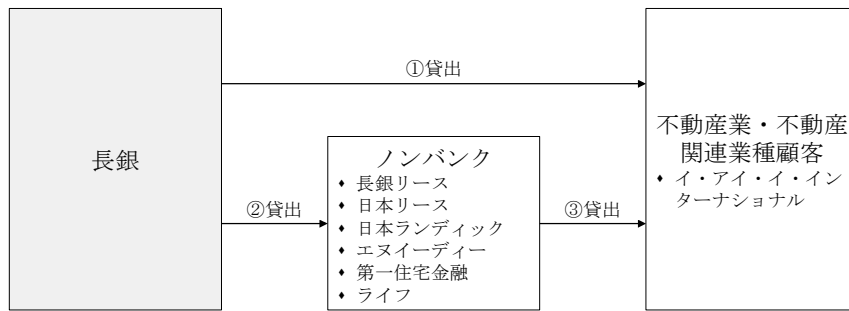
長銀の不良債権問題と会計基準の不備—1998年3月期より前の長銀財務報告—

バブル期の不動産関連融資と貸出金の不良債権化⁷¹

長銀の不良債権のルーツは、バブル期に実行された①長銀の顧客向け貸出と②ノンバンク向け貸出の2系列の不動産関連融資にある。長銀がバブル期にのめり込んだ①の貸出先として象徴的なのが、当時、不動産開発投資で業容を急拡大していたイ・アイ・イ・インターナショナル（以下、EIE）である。②のノンバンクは、長銀リースや日本リースなど、定義上、預金を受け入れることはできないが貸出を行う会社であり、バブル期において例外なく③不動産関連融資を実行した（図表 4-3-2）。

⁷¹ ここでの記述は、以下の文献をもとに作成した：岡田 1998, 127-168；日本長期信用銀行 1999, 120-131；共同通信社社会部編 1999；鈴木 2009, 12-53；太田 2011, 118-184。

図表 4-3-2 長銀グループの不動産関連融資の流れ



出所：申請者作成。

バブル期の長銀は不動産関連融資へと傾斜し、融資偏重で審査部門の組織への権限が弱化したまま、とにもかくにも量的拡大を目指した融資戦略を展開した。長銀同様、資産規模の拡大を急ぐノンバンクでもまた、簡便な審査体制のもと、事後管理体制も未整備なまま質の悪い不動産関連融資が実行された（日本長期信用銀行 1999, 121; 岡田 1998, 140, 142 ; 共同通信社社会部編 1999, 35; 鈴木 2009, 13, 28-30, 40, 45）。

1990年頃から始まるバブル崩壊初期の時点では、大型倒産事例が報道される都度、長銀およびノンバンクの名前が大口債権者として登場した。長銀のEIE向け貸出は、同社の資金ショートにより1990年に問題が生じ、1993年の支援打ち切り時には1000億円超の損失を長銀が被ることとなった。また長銀リースほかノンバンクの経営悪化も1991年には顕著となった（日本長期信用銀行 1999, 122-123; 鈴木 2009, 131, 163-168）。こうして、バブル期に実行した不動産関連融資は一気に不良債権化した。

引当・償却処理にかかる会計基準

不良債権については、財務諸表本体に引当・償却処理額が計上され、必要な注記開示が行われる。しかし図表 4-3-1 をみると、1990年代初頭、貸出金が不良債権化の恐れを孕んでいたにもかかわらず、財務諸表本体では貸倒引当金繰入額も貸出金償却もさほど積み増しされておらず、貸出金にかかる注記事項でも不良債権の開示はなされていない。これは、当時の会計基準がそれらを求めていなかったからである。

わが国では、不良債権の開示は1992年まで実質的に皆無であった。後に国内外からの批判を受けて開示が段階的に拡充されたのに対して（乙部 1995）、引当・償却処理にかかる会計基準については、1990年から1997年まで変更なく同一基準が適用された。その間、具体的な会計処理方法を提示したのが、1982年に大蔵省銀行局が発出した「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」と題す

る通達に定められた「決算経理基準」である。端的に示すとそれは、引当・償却処理に、法人税法上の損金算入が認められる金額を処理する「無税扱い」とそれ以外の「有税扱い」の2つを認めるものである。ただし、どちらの扱いによりどれだけの金額を引当・償却するか判断は、金融機関ではなく大蔵省の強い影響下に置かれた。

有税扱いの処理は、事前の届出により大蔵省の了解を得ることとされた。しかし実務では、これは大蔵省の意に反する例外的な処理であるとして、事実上不可能に近いものと考えられた。無税扱いの処理においても、損金算入を認める金額は大蔵省の金融検査官が回収不能額およびそれに準ずる状況にあると証明した不良債権のみとする「償却証明制度」のもと、本来は金融機関が自主性をもって行うべき引当・償却処理の判断は大蔵省任せとなった。ノンバンク向け貸出金については、法人税法通達上、銀行が追加的支援を予定する場合には損金算入が原則認められなかったため、銀行が金融支援を継続する限り、引当・償却処理しないというのが当時の実務であった（大島 2000, 25-26；太田 2011, 182-183；最判平 20・7・18 判時 2019-12）。

長銀の不良債権処理

こうした制度環境のもとで長銀が進めた具体的な不良債権処理は、①新設の受皿会社による担保不動産の買い取り、②債権放棄、③新規融資の3手法である。内部調査委員会報告書には1990年から年度ごとの諸施策が記述されているが、その取組姿勢は総じて「不稼働資産の顕在化を防ぎつつ、種々の方策により段階的に処理をするという路線」であったとされる（日本長期信用銀行 1999, 122-127）。

①手法では、長銀がグループ会社間で出資を分散して受皿会社を設立し、長銀から融資を受けた受皿会社が不良債権化した担保不動産を買い取った。これは長銀の帳簿上、「不良債権」が受皿会社への「貸出金」へと名目を変える効果をもつ。受皿会社は、買い取った不動産をホテルや賃貸ビルとして事業化することとされたが、不動産のなかには事業化の目途が立たないものも多数含まれ、受皿会社の多くは債務超過状態にあったため、貸出金の大半はそこでも不良債権化した。にもかかわらず、こうした貸出金は、長銀が金利分を追加融資することで金利支払いが形式的に契約どおり行われていることから「正常債権」に区分された（日本長期信用銀行 1999, 123；共同通信社社会部編 1999, 73；『日本経済新聞』1999年1月12日）。

②および③手法は、長銀自体の信用問題への波及防止のため、経営困難に陥った企業を救済する目的で実施された。ノンバンクに対する債権放棄または融資は、当時の会計基準のもとでは、引当・償

却処理を回避する効果をもつ。これらの手法は、一般的に銀行は、経営困難に陥った企業、特に関連親密先企業を救済する目的で、全部または一部の回収見込みがなくとも債権放棄または融資を行うという母体行責任論の考え方により正当化された（日本長期信用銀行 1999, 125, 136）。

一連の手法は後に「不良債権隠し」や「飛ばし」といった粉飾決算として社会的批判を浴びたが（『日本経済新聞』1999年2月21日、3月23日）、長銀関係者の主張によれば、「事業化が成功するメドがあったから、長銀は（受け皿会社に）買い取り資金を融資した。金利分の融資も事業立ち上げの時にはやむを得ない。いわゆる不良債権の『飛ばし』にはあたらない」（『日本経済新聞』1999年1月12日）、「当時の会計処理として、適切な方法で」行った（共同通信社社会部編 1999, 125）ものである。また同様の手法は、他の会社でも実施されていたようである（鈴木 2009, 159；太田 2011, 181）。従って、一連の手法が粉飾決算とは一概に言い切れない。

とはいえ、法令や会計基準には違反しないとしても、不良債権の開示および引当・償却処理を回避する効果をもつ手法を通じての財務報告は好ましいとはいえない。そのような財務報告ができたのは、当時の会計基準に不備があったためと考えられる。当時、連結判定基準は支配力基準ではなく持株基準を採用しており、また大蔵行政のもと、ノンバンク向け貸出金に対する引当・償却処理は銀行が金融支援を継続する限り行わないことが許容されていた。これらにより、長銀の不良債権処理は可能であったと考えられる。しかし経済的実態としては、長銀が1990年代を通じて不良債権問題を抱え続けたことに変わりはない。むしろ、不良債権の実態を覆い隠す財務報告のために、抜本的処理の遅延や損失の累積的増加という経済的帰結を招き、問題がより深刻化してしまった可能性は否定できないように思われる。

金融制度環境の変化と会計基準の変更—1998年3月期の長銀財務報告—

早期是正措置の導入に伴う会計基準の変更と金融行政の転換⁷²

1990年代後半、金融機関を取り巻く制度環境は2つの重大な転換を迎えた。1つは、金融機関の破綻処置法制の整備の一環として、1998年4月より「早期是正措置制度」が導入されたことである。同制度は、金融機関が自らの資産の健全性を「自己査定」し、その結果算出された自己資本比率が一定値を下回った場合には、監督当局への業務改善計画の提出ほか必要な是正措置の命令を受けること、それでも改善されない場合には、破綻処理へと移行することを内容とする制度である。これは、引当・

⁷² ここでの記述は、以下の文献をもとに作成した：池尾編 2009, 94-97; 金融庁ホームページ。

償却処理についての重大な転換、すなわち、従来は大蔵省任せであった引当・償却処理の判断が、金融機関の自主性に任されるようになったことを意味している。これに伴い1997年6月、それまでの償却証明制度は廃止された（大島 2000, 25-26）。

もう1つの重大な転換は、1998年6月の金融監督庁の発足である。同庁は後に金融再生委員会の下部組織へと位置づけを変え、金融庁へと改組された。重要なことは、それまで大蔵省が所管した金融検査部門、銀行・証券両局の金融機関監督部門、証券取引等監視委員会が金融監督庁に移管されたことで、銀行監督の担い手が変わり監督姿勢も変わったことである（共同通信社社会部編 1999, 106-111; 鈴木 2009, 247-249）。1998年3月期は、こうした制度環境の変化が発現する初年度であった。

新制度のもとでは、まず金融機関が独自に作成した自己査定ルールに基づき資産を評価し、監査法人がその結果を監査したうえで、金融監督庁が金融検査において自己査定の正確性等を検証する。新制度の開始に先立つ1997年、一連のプロセスに携わる関係各所によって以下、自己査定の実施方法に関する複数の通達および業界関連文書が作成された（最判平 20・7・18 判時 2019-13）。

①	3月5日	大蔵省大臣官房金融検査部長 「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」
②	3月12日	全国銀行協会連合会融資業務専門委員会 「『資産査定について』に関するQ&A」
③	4月15日	日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」
④	4月21日	大蔵省大臣官房金融検査部管理課長 「金融機関等の関連ノンバンクに対する貸出金の査定の考え方について」
⑤	7月28日	全国銀行協会連合会融資業務専門委員会 「『資産査定について』に関するQ&Aの追加について」
⑥	7月31日	大蔵省銀行局長「『普通銀行の業務運営に関する基本事項等について』通達の一部改正について」および「長期信用銀行の業務運営に関する基本事項等について」

このうち、大蔵省内の事務連絡として発出された④を除く全てが、金融機関にも公表された。①と⑥は大蔵省の通達、②と⑤は銀行業界の業界文書、③は監査業界の業界文書、とそれぞれ性格を異にするが、これらは全体として、個々の金融機関が独自の自己査定ルールを作成する際の拠り所となり、財務報告に反映されたという意味で、引当・償却処理にかかる「新会計基準」を形成した。

新旧会計基準と長銀財務報告の「適法性」にかかる司法判断⁷³

こうして1998年3月期には、引当・償却処理にかかる会計基準として、新会計基準と先に取り上げた「旧会計基準」の2つが存在した。当該状況のもと、無配回避はもとより自己資本比率8%を優に超えることを至上命題とした長銀は（日本長期信用銀行 1999, 129）、旧会計基準には準拠するが、

⁷³ ここでの記述は、以下の文献をもとに作成した：最判平 20・7・18 判時 2019-10.

新会計基準からは逸脱する自己査定ルールを作成して貸出金を評価した。訴訟で争われたのは、そのような評価に基づく長銀財務報告の適否である。

新旧会計基準は、特にノンバンク向け貸出金（図表 4-3-2 の②）の扱いに関して相違する。旧会計基準は、銀行がノンバンクに対して金融支援を継続する限りは引当・償却処理しないことを許容したのに対して、新会計基準は、金融支援する場合でも貸付先の客観的な財務状態を重視して引当・償却処理することを求めた。新会計基準に従えば約 5846 億円の当期末処理損失が計上されるべきところ、旧会計基準に従った長銀の当期末処理損失は約 2716 億円であり、その差額約 3130 億円が新旧会計基準の適用により生じる金額的相違であったと考えられる。長銀の自己査定結果は後に金融監督庁の金融検査で引当・償却額の大幅な不足を指摘されており、仮に 1998 年 3 月期において指示された積み増しに従った処理を行っていたとすれば、無配はもとより、自己資本比率が大幅に低下し、早期是正措置の発動が必要な状況に陥っていたという（『日本経済新聞』1998 年 10 月 20 日）。

このように、新旧いずれの会計基準に準拠するかは長銀の経営を大きく左右する重大な会計判断であったと考えられる。それを踏まえたうえで問題は、当時従うべき会計基準（公正なる会計慣行）が何であったかである。この点については、新旧いずれの会計基準を支持するか、見解が分かれたようである。金融検査において引当・償却額の不足を指摘した金融監督庁、および刑事裁判のうち有罪判決を下した第一審と控訴審の裁判官は、新会計基準に従うべきことを支持したようである。一方、民事裁判および刑事裁判のうち上告審を担当した裁判官は、当時としては新会計基準に準拠しないこともやむを得ない状況であった、と消極的ながら旧会計基準を支持したように見受けられる。さらに銀行業界でも、1998 年 3 月期の会計処理にはばらつきがあったようである。新会計基準に準拠して引当・償却処理を行ったのは大手行 18 行のうち 4 行であり、残りの 14 行は長銀と同様に旧会計基準に準拠し、ノンバンク向け貸出金を厳格に評価する必要性を認識していなかったという。

行政、司法、実務でこうした齟齬があるということは、新旧会計基準の選択・適用にかかる会計判断が非常に難しい性質のものであったことを表している。その原因の 1 つは、新会計基準の解釈および適用に相当の幅があったことにある。裁判の末、最高裁判決は、内容に具体性や定量性が乏しく、明確性を欠いていた新会計基準は、1998 年 3 月期において厳格に従うべき唯一の会計基準（公正なる会計慣行）であったとはいえない、との判断を示した。そして、旧会計基準に準拠した長銀財務報告は直ちに違法とはいえない、と民事判決と一致する結論を導いた（後掲する図表 4-3-3）。

司法が残した課題—「適正表示」の観点からの長銀財務報告—

上述のとおり、司法は1998年3月期の長銀財務報告の適法性を認定した。しかし会計の立場からは、この結論を導いた司法判断は一考を要する。なぜならば、当該財務報告は、1節に示した補足意見が明確に指摘しているとおりに、財務諸表が企業の経営成績および財政状態を適正に表示しているかどうか、すなわち適正表示の観点からは問題があったからである。会計は、法的形式よりも経済的実質を重視する考え方をとる（**substance over form**）。これは基準開発の局面でも一貫すると考えられ、会計基準は経済事象・取引の実態を反映するよう会計処理を規定し、会計基準の欠如または不備がある場合には随時、基準設定または改正が行われるはずである⁷⁴。

新会計基準が形成された背景にはまさに、旧会計基準に準拠した財務報告では不良債権の実態を正確かつ客観的に把握できない、という問題意識があったようである（最判平20・7・18判時2019-14）。新旧会計基準のいずれの選択・適用が長銀の経済的実態を適正に表示する財務報告となったのであろうか。これは長銀の経営を左右する重大な、かつ、見解のわかれる難しい性質の判断であったため、様々な要因や状況を考慮することなく旧経営陣が下した会計判断の法的是非を論じることができない。しかし司法の場では、長銀財務報告の適正性は、補足意見で言及されはするものの、結論に影響を与えるほど十分には検討されなかったようである。このため、適正表示をめぐる問題は司法が残した未解決の課題となっている。

司法に対する学者の評価として、会計学者の守屋（2012, 150）は、裁判で問題とすべきであったことは、ノンバンク向け貸出金に対して新会計基準を厳格に適用すべきであったかどうかの明確性ではなく、「むしろ、銀行が作成していた財務諸表が『当該銀行の財政状態と経営成績を適正に示していたかどうか』にあるものと考え。そうでなければ、旧商法による『債権者の財産保護』もしくは『取締役の善管注意義務』並びに旧証券取引法による『有価証券報告書による財務情報公開制度の信頼性』が維持されているのか、大きな疑問が残るからである」と見解を示している。そして、大手行の大半が旧会計基準に準拠していたことを適法性の判断根拠とした司法判断を「『日本の財務諸表公開制度の質的水準の低さと監視機能の脆弱さ』を世の中に示したことになり、極めて問題のある判断であった」と評価している。

法学者の間では、司法の結論は概ね肯定的に捉えられているという（久保 2012, 794）。しかし片木（2013, 189-190）は、最高裁判決や民事判決での結論の導き方には問題があるとの考えを示している。

⁷⁴ たとえば、リース取引について桜井（2010, 191-192）を参照されたい。

というのは、「企業は複数の会計処理の方法が認められている場合には、本来当該企業の財政状態および経営成績を最も適正に表示する会計処理の方法を選択することが求められているはず」であり、複数の会計基準の併存が認められたのであれば、裁判では「取締役による具体的な会計処理方法の選択の合理性」こそが問われて然るべきであった、とするからである。

長銀裁判の司法判断は何を示唆するものとして、どのように理解しておくべきであろうか。刑事最高裁判決の判例評釈として、弥永 (2009, 47)は、判決が前提としている考え方は、「仮に、これまで慣行として行われている会計処理方法（あるいは、従来、個別企業で適用されていた会計処理方法）の適用結果が会社の財産及び損益の状況を必ずしも十分に示しているとは考えられない場合であっても、それを否定する明確なルールが存在しない場合には、（平成 17 年改正前）商法違反あるいは証券取引法違反とはならないというものであるように思われる。より一般化して理解するならば、例えば、イギリスなどのように、個別の会計基準に従っているか否かを問わず、真実かつ公正なる概観を示さないことが会社法違反にあたるという考え方はわが国の（平成 17 年改正前）商法や証券取引法の解釈としては採用しないという立場を採ったものと理解するのが最も無理がない」と解説している。

しかし司法判断の受容は、わが国の司法が、経済的実質を重視するという会計の基本精神を尊重しないことを認めることになる。これはともすれば、基準設定主体には会計基準をより個別具体的に詳細規定することを求め、また経営者や会計実務家にとっては、たとえ不備のある会計基準であってもそれに従っていればよしとするマインドセットを植えつけることになりかねない。こうした方向は、昨今、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）の利用が急速に広まりつつある会計の国際的潮流には逆行するものである。長銀事例は、わが国の企業会計のあり方を問う極めて重要な事例として認識しなければならない。

第 3 項 監査の実態と監査上の問題

上述のとおり、1990 年代の長銀財務報告においては「財務諸表が GAAP に準拠していない」とはいえない状況であったようである。法的にも、1998 年 3 月期については「財務諸表に重要な虚偽表示はなかったこと」が確定している。これは、長銀監査には問題がなかったことを裏づける証拠となりうるかもしれない。実際、太田昭和監査法人による法人内調査では、1998 年 3 月期の長銀監査には問題なしとの結論が出されたようである（『日本経済新聞』1999 年 6 月 15 日）。しかし学術上、適正表示を主要な理論概念の 1 つとする監査の立場からは、そのような結論をそのまま受け入れることはで

きない。なぜならば、適正表示に問題があったことに言及した補足意見は、公認会計士監査の役割が適切に発揮されていなかったことを暗に示しているからである。

長銀事例は、わが国の公認会計士監査制度に関して検討すべき2つの論点を含んでいる。第1の論点は、公認会計士監査の役割は「会計基準準拠性の判断」と「適正表示の判断」のどちらに重きが置かれるのかという点である。監査の古典文献や教科書は、監査の本質は後者の役割にあると説く。基準開発が実務に後れをとる場合や経済環境が著しく変化する場合など、会計基準は時に不完全となるからである。こうした状況はかなり稀ではあるが、万一、既存の会計基準を受け入れ機械的に適用することができない状況が生じた場合には、公認会計士は会計基準準拠性を超えて、財務報告の適正性という一段高い視点から職業的専門家としての判断を下さなければならない(Mautz and Sharaf 1961, 191-204; 鳥羽 2009, 172-174)。

1990年代の銀行会計は、会計基準の不完全性という問題を構造的に抱えていた。バブル経済崩壊という経済環境の激変をむかえながら、会計基準は長年変化に硬直的であり、1998年になってようやく形成された新会計基準は、解釈や適用に相当の幅を残す弱点のあるものであった。こうした状況のもと実施された長銀監査において、公認会計士がどのような判断を下していたのかは興味深いものの、監査調書等のデータが非公開であるため、それを外部から窺い知る術は基本的にはない。唯一の手がかりは、長銀監査を担当した公認会計士による証言記録(更田他 2011, 460-542)である。尋問のやりとりのなかでの限られた範囲でしかないが、そこで表出されている判断は主に、新会計基準の解釈と1998年3月期の長銀財務報告の会計基準準拠性にかかるものである。長銀監査の実態は知り得ないが、そこでは会計基準準拠性の判断が適正表示の判断を上回っていた可能性がある。

一方で、公認会計士が実際に基準準拠性を超えた適正表示判断に基づき監査意見を表明できるかには疑問がある。これが第2の論点である。わが国には、イギリスやアメリカのように、会計基準を適用することがかえって財務諸表の適正表示を損なう場合には、既存の会計基準からの離脱を認める「離脱規定」が存在しない(鳥羽 2009, 173)。このため、会計基準に不完全性がある場合、公認会計士は、ある意味「悪法も法なり」と当該会計基準を守るか、当該会計基準に違反してまで適正表示を求めるか、という極めて難しい判断に追い込まれることになる。

制度的手当が未整備であることに加えて、適正性の判断に基づく監査意見の表明を困難にするもう1つの要因が銀行業の監査にあるのではないかと考える。銀行業は規制業種であり、長銀の会計には企業一般の会計規定に加えて、監督官庁(大蔵省)によるフォーマル・インフォーマルな規制を含む、

銀行業特有の会計規定が働く規制構造となっていた（江頭・弥永編 2011, 6-40, 49-52；武田 2008, 16-51；新日本有限責任監査法人 2012；宇賀 2013, 285-294, 401-402；櫻井・橋本 2013, 70-76；『日経金融新聞』1991年3月6日；『日本経済新聞』1998年5月11日）。他方、監査の担い手である公認会計士を規制監督するのもまた、銀行業と同じ監督官庁である。従って、銀行監査において会計基準から離脱する、または会計基準に準拠していても不適正意見を表明するということは、公認会計士が監督官庁に背くことを意味する。こうした規制監督体制は、適正性の判断に影響しないのであろうか。長銀監査においては、接待やゴルフ会員権の譲渡といった監査人の独立性を損なう関係があったとの指摘が一部である（『東京新聞』1998年11月23日）。しかし、銀行会計および監査の規制構造からすると、銀行監査では、「被監査会社」からの独立性というよりは、「行政」からの独立性が格段に重要ではないかと思われる。

第4項 関係者の責任

会社側の責任

経営破綻後の長銀では、旧経営陣が退任し、預金保険機構によって選任された新経営陣、および金融再生法第50条の規定を踏まえて設置された内部調査委員会のもと、資産の選別や旧経営陣の責任追及が進められた（『日本経済新聞』1998年11月4日〔夕刊〕；日本長期信用銀行 1999）。税金投入を伴う破綻につながった経営責任の所在を明らかにすべきとの社会的風潮のなか、責任追及の焦点は、次第に「不良債権隠し」や「飛ばし」といった旧経営陣による「粉飾決算」疑惑へと移行したようである（『日本経済新聞』1999年2月21日、3月23日、5月26日）。

1999年6月4日、長銀は、刑事上の責任追及として、内部調査委員会の調査報告に基づき旧経営陣を証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）および商法違反（違法配当）で東京地方検察庁および警視庁に告訴するとともに、証券取引等監視委員会に通報した。6月10日には旧経営陣3名が逮捕され、その後、起訴された。民事上の責任追及としては、12月16日、旧経営陣15名に対して総額63億円の損害賠償を求める訴訟4件を提起することを決定した（日本長期信用銀行 1999；『日経金融新聞』1999年6月4日；『日本経済新聞』1999年6月11日、7月1日）。

図表 4-3-3 は、その後提起された訴訟も含め、旧経営陣に対する刑事訴訟および民事訴訟の概要を一覧にしたものである。刑事では旧経営陣3名に対して1件、時効期限の長い民事では過去に遡った複数名の旧経営陣に対して計6件の訴訟が提起された。民事訴訟では、「リスクを過小に評価した追加

融資について取締役として注意義務を怠った」（『日本経済新聞』2002年4月25日〔夕刊〕）、取締役会の決議を経ずに実施された融資について「本来の融資のあり方から著しく逸脱した不相当な行為」があったとして（『日本経済新聞』2004年3月25日〔夕刊〕）、一部の旧経営陣の責任が認定された事案がある（民-3 および民-4）。しかし、その他の刑事訴訟および民事訴訟の大半は無罪決着している。

図表 4-3-3 長銀旧経営陣に対して提起された刑事・民事訴訟の概要

◆ 刑事裁判					
No.	被告人	申し立てられた法令違反事実	判決年月日等（判例）	責任の有無	
刑-1	旧経営陣 3名	有価証券報告書の虚偽記載による証券取引法違反 および違法配当による商法違反	2002年9月10日 東京地裁第一審判決（刑集62-7-2469）	有	
			2005年6月21日 東京高裁控訴審判決（判時1912-135）	有	
			2008年7月18日 最高裁上告審判決（判時2019-10）	無	
◆ 民事裁判					
No.	原告	被告	申し立てられた損害	判決年月日等（判例）	責任の有無
民-1	長銀/ RCC*	旧経営陣 8名	違法配当に関連した損害	2005年5月19日 東京地裁第一審判決（判時1900-3）	無
				2006年11月29日 東京高裁控訴審判決（判タ1275-245）	無
				2008年7月18日 最高裁第二小法廷決定	無
民-2	同上	旧経営陣 4名	リゾート開発会社（イ・アイ・イ・インターナショナル） に対する緊急支援融資に関連した損害	2002年7月18日 東京地裁第一審判決（判時1794-131）	無
				2004年9月22日 東京高裁控訴審判決	無
				2005年3月17日 最高裁上告審判決	無
民-3	同上	旧経営陣 1名	マリンリゾート開発運営会社（日本海洋計画） に対するプロジェクト資金融資に関連した損害	2002年4月25日 東京地裁第一審判決（判時1793-140）	有
民-4	同上	旧経営陣 10名	主要関連ノンバンク3社（日本リース、日本ランディック、 エヌイーディー）に対する支援に関連した損害	2004年3月25日 東京地裁第一審判決（判時1851-21）	一部有/ 一部無
民-5	RCC	旧経営陣 4名	-	-	-
民-6	株主	旧経営陣 10名**	虚偽の財務諸表に基づき 不当に高値で株を購入させられたことに関連した損害	2007年4月13日 大阪地裁第一審判決（判時1994-94）	無

出所：以下の文献をもとに筆者作成：日本長期信用銀行（1999）；データベース『LEX/DB』；『日本経済新聞』2002年3月8日、4月25日（夕刊）、7月18日（夕刊）、2004年3月25日（夕刊）、9月22日（夕刊）、2005年3月18日、5月20日、2006年11月30日、2007年4月14日（西部朝刊）、2008年7月19日。

付記：図中「-」は、上記資料から判別できなかった不明部分である。

* 1999年12月に長銀が提起した民-1から民-4の訴訟は後に、RCC（整理回収機構）に引き継がれた。

** 当該訴訟では、旧経営陣10名のほかに監査法人も被告に名を連ねている。

長銀裁判は最終的には大半の訴訟で旧経営陣の責任が認められなかったものの、そこに至るまでの経緯では一様の結果が支持されなかったために注目を浴びた。具体的には、同じ違法配当の論点で争った2事案（刑-1と民-1）で、民事では一貫して責任無しとされた一方、刑事では第一審と控訴審で有罪が下されたことである。民事と刑事との間で生じた判決のねじれは、最高裁での逆転無罪判決により一致をみた。

このように裁判が複雑な経緯を経たのは、「旧経営陣が選択・適用した貸出金の評価に関わる会計

処理が公正なる会計慣行に準拠していたか否か」という争点を巡って司法の見解が対立したためである。裁判では、商法第 32 条第 2 項規定の「公正なる会計慣行を斟酌すべし」の意義、内容、およびその法規範性に関する司法（最高裁）の見解が初めて示され、判決を受けて、法学領域では実に多くの評釈や学術論文が公表され、同規定の解釈や課題にかかる議論が展開された⁷⁵

監査人の責任

長銀の商法および証券取引法上の監査を担当したのは、太田昭和監査法人（現、新日本監査法人）である。同監査法人は、1990 年代の長銀財務報告に対して一貫して無限定適正意見を表明していた。1998 年に長銀が経営破綻して粉飾決算疑惑が浮上すると、責任追及の矛先は、旧経営陣だけでなく太田昭和監査法人にも向かった。

太田昭和監査法人は、RCC と株主のそれぞれから民事訴訟を提起された。RCC との訴訟では、監査法人が 2 億円支払うことで調停が成立したが、これは RCC 側が訴訟の泥沼化を嫌気したためとされ、監査法人側は法的責任を認めることなく合意に至ったものである。株主が旧経営陣と監査法人を訴えた訴訟（図表 4-3-3 の民-6）では、粉飾決算自体の存在が認められなかったために、株主の請求は棄却された（『日本経済新聞』2002 年 7 月 30 日、2007 年 4 月 14 日；『東京新聞』2003 年 5 月 30 日）。

長銀監査はまた、大蔵省および日本公認会計士協会の調査対象となったことが報道されている（『日本経済新聞』1999 年 2 月 4 日、6 月 17 日）。しかしその後報道がないことからすると、行政処分や懲戒処分等はなかったのではないかと推察される。

第 5 項 まとめ—監査人の独立性の視点から—

わが国史上最大の銀行破綻となった長銀事例は、旧経営陣および監査人を相手取った複数の訴訟をもたらした。1990 年代後半まで公認会計士の監査責任を巡って下された判決がほとんど皆無であったわが国において、監査人が訴訟を提起され、いかなる理由であるにせよ、そのうちの 1 つで和解決着した長銀事例は注目に値する事例である。裁判では、「長銀旧経営陣が選択・適用した貸出金の評価に関わる会計処理が公正なる会計慣行に準拠したものであったか否か」が争われ、司法の見解は大きく対立した。最終的に司法は、長銀財務報告は GAAP に準拠したものであったと結論づけた。従って、

⁷⁵ 直近では、久保 (2012) や片木 (2013) が論考を示している。その他、法学領域に属する文献の一覧は、更田他 (2011, 30-32) に詳しい。

財務諸表には重要な虚偽表示はなかったこと、粉飾決算と称すべきものはなかったことが法的には確定したことになる。しかしながら、結論としては長銀財務報告の適法性を支持したものの、補足意見は財務諸表の適正表示について問題なしとはしていない。これは、会計・監査機能が適切に発揮されていたのかについて問題提起する司法の評価である。

分析の結果、1990年代の長銀財務報告は会計基準に準拠したものであったとしても、長銀が直面した不良債権問題という経済的実態を適切に反映していない可能性があることがわかった。このように形式と実質との間の乖離を生んだのは、日本経済がバブル崩壊という経済環境の激変をむかえていたにもかかわらず、貸出金の引当・償却処理にかかる会計基準が、監督官庁の影響を強く受ける銀行業特有の会計規制構造のもと、長年変化に硬直的であったためである。このような状況においては、監査上は、監査人が「会計基準準拠性の判断」と「適正表示の判断」のどちらに重きを置いて判断を下すのが監査意見の形成に大きく影響するものと思われる。前者を優先すれば、司法の結論と同様に、長銀の財務諸表はGAAPに準拠していたとの結論になる。しかし後者を優先すれば、当時の会計基準には不備があったため、補足意見も指摘しているように、GAAPに準拠していても財務諸表が経済的実態を適正に反映していないとの結論が出る可能性がある。

監査の古典文献や教科書によれば監査判断は、監査人は適正表示の判断に重きを置くべきであるとされている。しかし実務上、この判断は長銀の経営を左右する重大な、かつ、見解のわかれる難しい性質の判断である。また制度上も、わが国には監査人に対して会計基準から離脱して適正表示について判断することを推奨する手当は整っていない。さらに、わが国では公認会計士は銀行業と同じ監督官庁の規制を受けるため、基準からの離脱は一層困難な状況である。長銀監査においては、監査人の独立性に影響を与える監査人と被監査会社との関係が一部指摘されている。しかし、それらが長銀事例の抱える問題全体に占める割合はごく微小であるように思われる。銀行監査の場合、「被監査会社」との関係が財務諸表の適正表示についての監査人の判断に影響を与えるというよりも、むしろ、監査人の独立的判断にとって重要なのは「行政」からの独立性であると考えられる。

1990年代後半のわが国でも2000年代のアメリカ発世界金融危機でも、金融危機における金融機関の破綻と監査の失敗とは密接に結びついている。そのような場合、しばしば指摘されるのが監査人の独立性の問題であり、規制強化など監査の質を高めるための制度改革の必要性が主張される。しかし、本事例の分析から示唆されることは、監査が有効に機能するためには、監査制度の制度改善だけでなく、法制度、経済体制、規制監督といったより広い視野での改革の議論が必要ではないか、というこ

とである。

第5章 監査の失敗の発生メカニズムと監査人の独立性概念についての考察

ここまでは、まず第2章において監査人の独立性が監査の失敗をもたらすまでのメカニズムの枠組みを提示し、第3章および第4章において現実社会で発生した監査の失敗事例7つを分析対象とした事例研究の結果を個別的に記述した。本章では、第3章および第4章において記述的に示した結果に基づき、監査の失敗の発生メカニズムと監査人の独立性概念について追加の考察を行う。

第1節 現実の監査の失敗事例に基づく監査の失敗の発生メカニズムについての検討

第2章で述べたとおり、本研究は、監査人の独立性が監査の失敗に結びつくまでのメカニズムには2つのパターンがあると考えている。第1のパターンは、監査人が諸要因・状況により精神的独立性を喪失し、財務諸表上の重要な虚偽表示に積極的または消極的に関与してしまうというパターンである。第2のパターンは、監査人が不正な財務報告に関与するわけではないが、諸要因・状況により監査人の精神的独立性が無意識のうちに弱体化した結果、監査上のミスや問題点が生じ、それが監査チーム内の監督・レビュー、会計事務所／監査法人による品質管理によって是正されなかったために、監査人が財務諸表上の重要な虚偽表示の検出に失敗してしまうというパターンである。本研究では、第1パターンの監査の失敗として、第3章において三田工業[1998]、フットワークエクスプレス[2001]、カネボウ [2005]、およびプロデュース [2008] を、第2パターンの監査の失敗として、第4章において Enron [2001]、WorldCom [2002]、および日本長期信用銀行 [1998] を示した。図表 5-1 は、それぞれの事例分析の結果を図表 2-2 の枠組みに当てはめて整理・分類したものである。

図表 5-1 事例間比較

	第3章 精神的独立性の欠如が明確なケース				第4章 精神的独立性が遠因のケース		
	三田工業 [1998]	フットワークエクスプレス [2002]	カネボウ [2005]	プロデュース [2008]	Enron [2001]	WorldCom [2002]	日本長期信用銀行 [1998]
A 不正会計の構図	<ul style="list-style-type: none"> 資産の架空・過大計上 負債の過小計上 	<ul style="list-style-type: none"> 架空売上の計上 費用の過小・過大計上 	<ul style="list-style-type: none"> 正常な商慣習から循環取引へ 連結外し 	<ul style="list-style-type: none"> 架空利益の計上 循環取引による売上高の水増し 	<ul style="list-style-type: none"> SPEの連結外し(連結か非連結かの判断が難しいものもあり) 	<ul style="list-style-type: none"> 収益の過大計上 回線使用料の削減(利益調整から明確なGAAP違反へ) 	<ul style="list-style-type: none"> 「不正会計」といえるかはセンシティブな問題(基準準拠性の観点からは○、適正表示の観点からは×)
B 監査人を取り巻く様々な要因・状況	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査人が被監査会社社長と同級生 会社顧問から会計監査人へ就任 会計監査人の監査顧客は被監査会社のみ 多額報酬 	<ul style="list-style-type: none"> 監査担当期間の長期化に伴う馴れ合い 監査人(上司)の精神的独立性の弱さが監査チーム内の監査人の精神的独立性に妥協をもたらす 	<ul style="list-style-type: none"> 経営者からの干渉 監査担当期間の長期化 長年続く監査のあり方 監査人(上司)の精神的独立性の弱さが監査チーム内の監査人の精神的独立性に妥協をもたらす 	<ul style="list-style-type: none"> IPO企業に対して上場前後でサービスを提供 オピニオン・ショッピングの可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 多額監査報酬 多額非監査業務報酬 内部監査業務&コンサルティング業務の提供 双方向の雇用関係 	<ul style="list-style-type: none"> 長期的契約関係 被監査会社の規模や名声が高い 多額監査報酬 多額非監査業務報酬 ローボーリング 被監査会社がM&Aで成長、会計事務所が選別される恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> 被監査会社との関係(接待など) 行政からの独立性
C 監査人個人の精神的独立性(の欠如/弱体化を反映する行為)	<ul style="list-style-type: none"> 粉飾決算を黙認・加担 監査報酬が賄賂認定 	<ul style="list-style-type: none"> 粉飾決算を黙認 	<ul style="list-style-type: none"> 経営者からの圧力に抗しきれず黙認 スキームに関して専門的な助言 	<ul style="list-style-type: none"> 粉飾手法を提案 粉飾指南したことを口止するため経営者に金銭提供 	<ul style="list-style-type: none"> recklessと幫助責任を認定されている行為 	<ul style="list-style-type: none"> 監査妨害を甘受、監査委員会へ伝達しない 意図的に騙された 	<ul style="list-style-type: none"> 適正表示されていない財務諸表に対して無限定適正意見を表明
D 監査チームの監査のあり方	-	<ul style="list-style-type: none"> 監査人(上司)の判断の言いなり 	<ul style="list-style-type: none"> 粉飾決算を回避させようと被監査会社と交渉 	<ul style="list-style-type: none"> 監査計画や監査手続において杜撰な監査 監査調書のレビューが不十分 	<ul style="list-style-type: none"> 正当な注意の不足・欠如 職業的懐疑心の欠如 	<ul style="list-style-type: none"> 正当な注意の不足・欠如 識別したリスクに基づく適切な監査手続の策定・遂行に失敗 職業的懐疑心の欠如 	<ul style="list-style-type: none"> 監査人の判断規準が「会計基準準拠性の判断」>「適正表示の判断」の可能性
E 組織的要因・状況	-	<ul style="list-style-type: none"> 内部管理体制の不備 	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人内でのチェック体制の不備 	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人内部の組織体制の不備? 	<ul style="list-style-type: none"> Andersen独自の監査観 GAAP準拠性に関して専門チームが助言 	<ul style="list-style-type: none"> 事務所としてローボーリングでの監査契約締結を容認 	<ul style="list-style-type: none"> 事後的な法人内調査により、監査(判断)には問題なかったと結論

出所：第2章および第3章の記述に基づき申請者作成。

本研究では2つのパターンを識別したものの、わが国の監査研究では従来、監査人の独立性（精神的独立性）に関係する監査の失敗としてはパターン1の事例しか認識されていなかったように思われる。これまで複数の監査研究者が、精神的独立性の欠如に起因する監査の失敗事例を監査人が法律上の「故意」責任を追及されている事例と一対一で対応するものとして理解してきたからである（近澤1961; 脇田1990; 鳥羽2009; 栗濱2011）。第3章で示した三田工業 [1998]、フットワークエクスプレス [2001]、カネボウ [2005]、プロデュース [2008] は全て、そのような事例に該当する。

これらの事例では、監査人が精神的独立性を欠如したことが粉飾決算に関与・黙認するという行為に表れているという点で図表2-2のlink cが明白である。図表5-1のC行に示したとおり、事例のなかには、被監査会社からの圧力に屈して粉飾決算を黙認したのもあれば（三田工業、フットワークエクスプレス、カネボウ）、監査人の側から会計専門家としての知識を積極的に提供し粉飾手法を提案したものもある（プロデュース）。程度の違いはあれ、このような監査の失敗では、監査人は故意犯処罰を原則とする刑事責任を問われ、行政上も登録抹消や業務停止処分といった厳しい責任を問われている。

しかし精神的独立性に関わる監査の失敗は、このように「精神的独立性の欠如＝故意」の構図で理解できる事例に限定されないと考える。そのような事例があることを実証しているのが、Enron [2001]、WorldCom [2002]、日本長期信用銀行 [1998] である。これら3つの事例では、司法や行政が監査人の故意責任を追及しているという事実はなく、従って監査人の精神的独立性が欠如していたことを明示する制度的事実を把握することはできない。しかしながら事例を詳細に分析してみると、監査人が不正スキームを承知しているわけではないものの、図表5-1のC行に示されるとおり、不正スキームに関わるコンサルティング業務を行うといった recless または幫助責任を認定された行為（Enron）、監査妨害があったにもかかわらずそれを甘受する（WorldCom）、監査を通じて企業の会計・開示に問題があることを把握したにもかかわらずそれを監査委員会へ伝達しない（Enron および WorldCom）、財務諸表の適正表示の判断を行わない（日本長期信用銀行）、といった精神的独立性の弱体化を示唆する行為がみられる。このような場合には、監査の失敗を正当な注意の不足・欠如や職業的懐疑心の欠如といった監査上のミスや問題点のみに結びつけるのではなく、それらの背後に精神的独立性の問題がある、つまり精神的独立性が監査の失敗の遠因となっていると理解すべきと考える。

次に、本研究による詳細な事例分析の結果は、監査の失敗が発生するメカニズムおよび精神的独立性にかかる既存研究に照らして、特に2つの点を明らかにしたといえる。

第1は、監査人の精神的独立性に影響を与える要因・状況についてである。図表5-1のB行に示したもののなかには、既存研究でも取り上げられている「非監査業務の提供」、「監査担当期間の長期化」、「監査人の被監査会社への就職」といった要因・状況が含まれている。しかしそれ以外にも、IPO企業に対して上場前後でサービスを提供する（プロデュース）、M&Aをビジネスモデルとしている企業のため、会計事務所間の競争が熾烈化する（WorldCom）、銀行業の監査に伴う行政からの独立性の問題（日本長期信用銀行）といったクライアント特性にも関わる様々な要因・状況、監査チーム内で上位者の精神的独立性が下位者の精神的独立性に影響を与える（フットワークエクスプレスおよびカネボウ）という要因・状況が具体的に識別された。これら要因・状況は、現実社会の複雑性を反映するため、実験研究やアーカイバル研究において測定が困難であるかもしれないが、新たな変数として検証する余地があるかもしれない。

第2に、7つの事例からは、監査人個人の精神的独立性が監査の失敗に即座に結びつくというよりも、図表5-1のDおよびE行に示されるとおり、多くの場合、監査チームによる監督・レビューおよび監査法人／会計事務所の方針や品質管理が十分に機能していないことが、個人の精神的独立性の欠如／弱体化を許してしまう実態が明らかとなっている。三田工業[1998]を除く全ての事例において、監査チーム内のレビュー・監督、事務所の内部管理体制、品質管理のあり方、組織としての方針が個人または監査チーム単位で実施される監査の質を改善する方向に作用していなかった。三田工業[1998]のみDおよびEが空欄（「-」）となっているが、これは単独監査のため、組織としてのチェック機能がそもそも「欠落」していたのであり、当該部分に問題がなかったことを意味するわけではない。以上よりメカニズム全体でみると、精神的独立性は監査人の心の状態であり観察不可能な概念であるとはいうものの、精神的独立性に関係してもたらされる監査の失敗を防止するためには、監査チームおよび監査法人／会計事務所レベルで監査の質をチェックする仕組み、体制の構築が極めて重要であることを指摘できる。

第2節 監査人の独立性概念見直しの必要性について

本研究は、監査人の独立性が監査の失敗をもたらす因果関係のメカニズムの第2パターンとして、監査人が精神的独立性を無意識のうちに喪失し、財務諸表上の重要な虚偽表示の検出に失敗するという場合を識別している。しかしこれを識別することは、従来の監査人の独立性概念そのものを見直す必要があるかもしれないことを示唆している。なぜならば、精神的独立性を監査人の視点で捉えた独

立性概念として定義するならば、監査人が無意識に精神的独立性を失う、ということは精神的独立性の問題として成立しないからである。Enron [2001]、WorldCom [2002]、日本長期信用銀行 [1998] の事例分析が、監査人が無意識に精神的独立性を失うことを示す経験的証拠になっていると考えるが、それでもこのように結論づけることには批判があるかもしれない。

この点について Mautz and Sharaf (1961)は、実務家としての監査人の独立性の問題は個々人に帰属する問題には違いないが、圧倒的に多くの場合において「監査人の独立性にとって最大の脅威となるのは、監査人の『誠実な公平無私 (honest disinterestedness)』がゆっくりと、徐々に、ほとんど何気なく蝕まれていくことである」と述べている (251)。そして、独立的な監査を行うためには、独立性に関する3つの側面が重要であると指摘している (278-279)。

- ① 人が真に職業的専門家としての業務に従事する場合に、すべての職業的専門家が保持すべき姿勢 (approach) および態度 (attitude) としての独立性
- ② 監査人が満足のいく方法で自らのレビュー (review) および立証 (verification) の機能を果たそうとする場合に監査人に求められる独立性
- ③ 監査人の地位が一般に認められ受け入れられることが、監査人の目的を上手く達成するために重要であるという事実を認め、広範にわたる公共に資する会計業務のなかでも、監査とその他業務との間には重要な相違が存在することを認める独立性

このうち②側面の独立性について、「ここにいう独立性は、認識しているか否かにかかわらず、バイアス (bias) および先入観 (prejudice) がないことから成る。この種の独立性を得るため、監査人は、自身の態度に影響を与え、それによってゆっくりではあるが確実にその独立性を蝕みやすい様々な圧力に気づかなければならない。圧力のなかには明白なものや捉えがたいものがある。監査人は、数多くの実務上の圧力のもとで独立性を維持するために、計画、調査、報告過程の独立性に及ぼす、いかなる悪影響にも常に警戒しなければならない。監査人が警戒し常に関心を払っていなければ、監査人の独立性は弱体化し、監査人としての有用性 (usefulness) を喪失するまでに毀損してしまう可能性がある。」[強調追加]と続けている (278-279)。

従って、本研究の主張は、Mautz and Sharaf (1961)には受け入れられることになる。しかし今日、数多くの監査文献は、監査人の独立性に3つの側面があることを認識していない。監査の主要テキストブックは、おそらく①は精神的独立性、③は外観的独立性と捉えてはいるが、②の側面については監査人の独立性概念のなかに十分に取り込んでいないのではないかと思われる。その理由は明らかで

ないが、②のように監査人の独立性概念に新たな側面を追加した方が現実の監査の失敗事例を説明する際には概念としての強度、説明力が増すかもしれない。

しかし一方で、懸念されることもある。それは、監査人の独立性概念を拡張し、第2パターンの監査の失敗があることを受け入れると、精神的独立性が観察不可能であるがために、現実社会で発生する監査の失敗の多くが後知恵により第2パターンの事例として分類されてしまう恐れがあるということである。このように監査の失敗の多くを監査人の独立性と結びつけて理解することは、監査の期待ギャップ問題を増幅させることにもつながりかねない。

監査人の独立性概念を拡張すべきなのか、それとも Mautz and Sharaf (1961)のいう②のような側面は、監査人の独立性概念に取り込むのではなく、正当な注意概念や客観性 (objectivity) 概念の範疇で捉えるべきなのか、概念研究の余地が大きくある。この点については複数の概念を同時に検討する必要があると考えるが、その際、本研究で示した Enron [2001] および WorldCom [2002] は精神的独立性が無意識のうちに弱体化する行為とは何かを明らかにするうえで有益な事例として、活用できる可能性がある。

終章

会計学が対象とする会計・監査機能は経済の発展にとって不可欠であるが、通常その役割は社会において目立つことなく行われている。しかしごく稀に、会計・監査が大きな注目を集める場合がある。それが、不正会計（粉飾決算）とそれに伴う監査の失敗—いわゆる会計不祥事—の発覚である。これらはいったん発覚するとマスコミ報道の対象となり、企業やその監査人のみならず、投資家、債権者、規制当局、司法といった様々な利害関係者を巻き込む複雑かつダイナミックな社会現象となる。国内外、注目度の高い事例が発生する度に監査に注目が集まり、監査人が厳しい責任を追及される傾向にあるが、こうした事例はまた社会における会計・監査機能の重要性を再認識させるものである。

大規模な会計不祥事は、法や規則の改正、会計規範や監査規範の改訂、新たな監査手法の開発など、その後の制度や実務に様々な変革や対応を促す。その意味で、監査の発展の歴史は監査の失敗の歴史ともいえる。アメリカでは、社会に重大な影響を与えた会計不祥事については、議会、規制当局、会計プロフェッション、さらには学界がそれを徹底的に検証し、膨大な文書や資料の形でその内実を後世に引き継ぎ、教育の場で活かそうとする文化がある。他方、わが国の会計不祥事では、議論の矛先は関係者の法的責任に向かいがちで、不正会計がどのような背景のもと、いかなる仕組みで行われ、その後どのような影響や対応があったのかを解明しようとする姿勢は希薄のようである。これまでわが国で行われた監査研究を振り返ってみても、特定の監査の失敗事例を分析対象とした事例研究はそれほど多く行われてはいない。

本研究の強みは、監査の失敗を分析対象とした事例研究を行っているところにある。監査人の独立性が監査の失敗をもたらすまでのメカニズムの枠組みを示すとともに、それを7つの監査の失敗事例ごとに明らかにした。個別事例のなかには会計・監査より広範な法や経済体制、規制監督に関する問題を内包する事例もあったが、とりわけ監査人の独立性の観点に着目すると、各事例は以下のとおり総括できる。監査の失敗が生じる原因の1つは監査人の独立性（精神的独立性・外観的独立性）に関係している。従来、監査研究はこの種の監査の失敗を「精神的独立性の欠如」の問題として扱い、法律上の「故意」に対応する事例として理解してきた。事例研究により精神的独立性が監査の失敗をもたらす因果関係のメカニズムをより詳しく明らかにした結果、両者の因果関係には2つのパターンがあることがわかった。第1は、監査人が諸要因・状況により精神的独立性を喪失し、粉飾決算に積極的または消極的に関与したというパターン（三田工業、カネボウ、フットワークエクスプレス、プロデュース）であり、第2は、監査人が粉飾決算を認識していたわけではないが、諸要因・状況や制

度環境により無意識のうちに精神的独立性を弱体化させ、それが監査判断や監査手続に影響した結果、重要な虚偽表示の検出に失敗したというパターンである（Enron、WorldCom、日本長期信用銀行）。

本研究の監査論に対する貢献は、事例分析に基づく結果から、従来の「精神的独立性の欠如＝故意」で捉えられない構図の事例、すなわち第2パターンの事例が存在することを明らかにしたことによって、精神的独立性と外観的独立性の2つの下位概念から成る監査人の独立性概念を見直す必要があるのではないかと指摘したことである。監査人の独立性概念に監査人の認識を伴わない新たな側面を追加した方が、現実の監査の失敗事例を説明する際には概念としての強度、説明力が増すかもしれない。これについては、監査人の独立性だけでなく複数の概念にかかる研究と合わせて、今後検討する余地がある。

このような研究結果が明らかになったのは、事例分析を可能とする資料が入手可能であったことによることが大きい。特に資料の入手が困難なわが国とは異なり、アメリカの事例分析では、SECのAAERのほか大部の『調査報告書』、『破産裁判所報告書』といった監査の内実について情報を与えてくれる資料を得た。こうした資料の存在によって、上述の第2パターンの監査の失敗を発見することが可能となった。

将来研究としては、引き続き監査の失敗事例を分析対象とする事例研究を行うことが重要であると考え、Enron事例の分析から得たように、AAERを利用した独立性研究を行うことも興味深いものと思われる。AAERには *independence* という言葉を用いて表現される独立性の問題というのは少ないが、精神的独立性の問題は、たとえば *willfully* や *knowingly* といった別の用語によってSECの考え方が示されているかもしれない。精神的独立性とは何か、どのような行為に表れるのかを明らかにしたうえで、それに関連する言葉を手がかりにAAERを分析すれば、「心の状態」という精神的独立性についてより研究知識が豊富となるかもしれない。

参考文献

洋文献

- Afterman, A. B. 1995. *SEC regulation of public companies*. Prentice-Hall, Inc.
- American Accounting Association (AAA). 1973. *A Statement of Basic Auditing Concepts by Committee on Basic Auditing Concepts*. Sarasota, FL: AAA. (青木茂男監訳・鳥羽至英訳. 1982. 『アメリカ会計学会 基礎的監査概念』 国元書房) .
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA). 1978. *The Commission on Auditors' Responsibilities: Report, Conclusions, and Recommendations*. New York, NY: AICPA. (鳥羽至英訳. 1990. 『財務諸表監査の基本的枠組み 見直しと勧告』 白桃書房) .
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA). 2000. *Panel on Audit Effectiveness, Report and Recommendations*. Stamford, CT: Public Oversight Board (POB). (山浦久司監訳・児嶋隆・小澤康裕訳. 2001. 『公認会計士監査—米国 POB : 現状分析と公益性向上のための勧告—』 白桃書房) .
- Arens, A. A. and J. K. Loebbecke. 1988. *Auditing, an Integrated Approach*, 4th ed. New Jersey: Prentice Hall, Inc.
- Arens, A. A., R. J. Elder, and M. S. Beasley. 2003. *Auditing and Assurance Services, an Integrated Approach*. New Jersey: Prentice Hall, Upper Saddle River.
- Arens, A. A., R. J. Elder, and M. S. Beasley. 2010. *Auditing and Assurance Services, an Integrated Approach*, 13th ed. New Jersey: Prentice Hall.
- Ashbaugh, H., R. LaFond, and B. W. Mayhew. 2003. "Do Nonaudit Services Compromise Auditor Independence? Further Evidence." *The Accounting Review*. 78(3): 611-639.
- Baker, R. 2005. "The Varying Concept of Auditor Independence." *The CPA Journal*. August: 22-28.
- Ball, R. 2009. "Market and Political/Regulatory Perspectives on the Recent Accounting Scandals." *Journal of Accounting Research*. 47(2): 277-323.
- Bazerman, M. H., K. P. Morgan, and G. F. Loewenstein. 1997. "The Impossibility of Auditor Independence." *Sloan Management Review*. 38(4): 89-94.
- Bazerman, M. H., G. Loewenstein, and D. A. Moore. 2002. "Why good accountants do bad audits." *Harvard Business Review*. November: 97-102.
- Beasley, M. S., J. V. Carcello., D. R. Hermanson., and T. L. Neal. 2013. *An Analysis of Alleged Auditor*

- Deficiencies in SEC Fraud Investigations: 1998–2010*. May 2013. Center for Audit Quality, Washington, DC.
- Berton, L. 1986. "CPA Self-Regulation: Contradiction in Terms?" *Wall Street Journal*, Eastern edition. August 19, 1986: 1.
- Bonner, S. E. 2008. *Judgment and Decision Making in Accounting*. Pearson Prentice Hall.
- Boyton, W. C. and W. G. Kell. 1996. *Modern Auditing*, 6th ed. John Wiley & Sons, Inc.
- Brown, P. R. and J. A. Calderon. 1993. "An analysis of SEC disciplinary proceedings." *The CPA Journal*. 63(7): 54-57.
- Carcell, J. V. and A. L. Nagy. 2004. "Audit Firm Tenure and Fraudulent." *Auditing: a Journal of Practice & Theory*. 23 (2): 55-69.
- Church, B. K., J. G. Jenkins, S. A. McCracken, P. B. Roush, and J. D. Stanley. 2015. "Auditor Independence in Fact: Research, Regulatory, and Practice Implications Drawn from Experimental and Archival Research." *Accounting Horizons*. 29(1): 217-238.
- Clikeman, P. M. 2009. *Called to Account, Fourteen Financial Frauds that Shaped the American Accounting Profession*. New York and London: Routledge.
- Colson, R. H. 2004. "Auditor Independence Redux." *The CPA Journal*. March: 80.
- Cooper, D. J. and W. Morgan. 2008. "Case Study Research in Accounting." *Accounting Horizons*. 22(2): 159-178.
- DeFond, M. L., and J. R. Francis. 2005. "Audit Research after Sarbanes-Oxley." *Auditing: a Journal of Practice & Theory*. 24 (Supplement): 5-30.
- Doty, J. R. 2011. "Rethinking the Relevance, Credibility and Transparency of Audits." Speech of PCAOB Chairman J. R. Doty at SEC and Financial Reporting Institute 30th Annual Conference, Pasadena, CA. June 2, 2011. (http://pcaobus.org/News/Speech/Pages/06022011_DotyKeynoteAddress.aspx) [アクセス日 : 2015 年 4 月 21 日] .
- Erickson, M., B. W. Mayhew, and W. L. Felix, Jr. 2000. "Why Do Audits Fail? Evidence from Lincoln Savings and Loan." *Journal of Accounting Research*. 38(1): 165-194.
- European Commission (EC). 2010. *Green Paper, Audit Policy: Lessons from the Crisis*. Brussels: EC.
- European Commission (EC). 2014. "European Parliament backs Commission proposals on new rules

- to improve the quality of statutory audit." *European Commission Statement*. Brussels: EC.
- Francis, J. R. 2004. "What do we know about audit quality?" *The British Accounting Review*. 36: 345-368.
- Francis, J. R. 2011. "A Framework for Understanding and Researching Audit Quality." *Auditing: A Journal of Practice & Theory*. 30(2): 125-152.
- Frankel, R. M., M. F. Johnson, and K. K. Nelson. 2002. "The Relation between Auditors' Fees for Nonaudit Services and Earnings Management." *The Accounting Review*. 77(Supplement): 71-105.
- Gaa, J. C. 1994. *The Ethical Foundations of Public Accounting. Research Monograph No. 22*. Vancouver: CGA-Canada Research Foundation. (滝田輝己訳. 2005. 『会計倫理』 同文館出版) .
- Gramling, A. A., J. G. Jenkins, and M. H. Taylor. 2010. "Policy and Research Implications of Evolving Independence Rules for Public Company Auditors." *Accounting Horizons*. 24(4): 547-566.
- Guy, D. M., C. W. Alderman, and A. J. Winters. 1999. *Auditing*, 5th ed. The Dryden Press, Harcourt Brace College Publishers.
- Harris, S. B. 2012. "Statement on Public Meeting On Auditor Independence and Audit Firm Rotation." Speech of PCAOB board member S. B. Harris at PCAOB Public Meeting, Houston, TX. October 18, 2012. (http://pcaobus.org/News/Speech/Pages/10182012_HarrisOpeningStatement.aspx) [アクセス日：2015年4月27日] .
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB). 2014. *A Framework for Audit Quality: Key Elements that Create an Environment for Audit Quality*. February 18, 2014.
- Journal of Accountancy (JOA). 2014. "Highlights, NewsDigest." *Journal of Accountancy*. 217(6): 13, 15.
- Knechel, W. R., G. V. Krishnan, M. Pevzner, L. B. Shefchik, and U. K. Velury. 2013. "Audit Quality: Insights from the Academic Literature." *Auditing: a Journal of Practice & Theory*. 32 (Supplement 1): 385-421.
- Knechel, W. R., S. E. Salterio, and B. Ballou. 2007. *Auditing Assurance and Risk*, 3e. Thomson South-Western.
- Larcker, D. and S. A. Richardson. 2004. "Fees Paid to Audit Firms, Accrual Choices, and Corporate Governance." *Journal of Accounting Research*. 42(3): 625-658.
- Libby, R., R. Bloomfield, and M. W. Nelson. 2002. "Experimental research in financial accounting."

- Accounting, Organizations and Society*. 27: 775-810.
- Mautz, R. K. and H. A. Sharaf. 1961. *The Philosophy of Auditing*. American Accounting Association. (近澤弘治・関西監査研究会訳. 1987. 『監査理論の構造』中央経済社) .
- Menon, K. and D. D. Williams. 2004. "Former Audit Partners and Abnormal Accruals." *The Accounting Review*. 79(4): 1095-1118.
- Myring, M. and R. Bloom. 2003. "ISB's Conceptual Framework for Auditor Independence." *The CPA Journal*. January: 31-35.
- Peecher, M. and I. Solomon. 2014. "PCAOB's 'Audit Failure' Rate Is Highly Suspect." *CFO.com*. February 27, 2014. (<http://ww2.cfo.com/auditing/2014/02/pcaobs-audit-failure-rate-highly-suspect/>) [アクセス日 : 2015 年 4 月 21 日] .
- Pitt, H. L. 2002. "Public Statement by SEC Chairman: Regulation of the Accounting Profession." Speech of SEC Chairman H. L. Pitt at the SEC Headquarters, Washington, D.C. January 17, 2002. (<http://www.sec.gov/news/speech/spch535.htm>) [アクセス日 : 2015 年 4 月 21 日] .
- Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB). 2011. *Concept Release on Auditor Independence and Audit Firm Rotation*. PCAOB Release No. 2011-006. Washington, DC: PCAOB.
- Robertson, J. C. 1979. *Auditing*, revised ed. Business Publications, Inc.
- Ryan, R. G. 2004. "SEC Enforcement of Auditor Independence Violations: Recent Cases and Developments." *Securities Regulation Law Journal*. 32: 178-193.
- Schipper, K. 1994. "Academic Accounting Research and the Standard Setting Process." *Accounting Horizons*. 8(4): 61-73.
- Scholz, S. 2008. *The Changing Nature and Consequences of Public Company Financial Restatements 1997-2006*. April 2008. The Department of the Treasury.
- Wendell, P. J. 1985. "Case study of an audit failure." *The CPA Journal*. October: 83-84.
- Whittington, O. R. and K. Pany. 2014. *Principles of Auditing & Other Assurance Services*, 19th ed. McGraw-Hill Irwin.
- Wooten, T. C. 2003. "Research about audit quality." *The CPA Journal*. January: 48-51.
- Yin, R. K. 2014. *Case study research: design and methods*, 5th ed. Sage Publications, Inc.

和文献

- 伊藤醇. 2010. 『命燃やして 山一監査責任を巡る 10 年の軌跡』 東洋出版株式会社.
- 大矢知浩司. 1989. 『監査論概説』 白桃書房.
- 奥村雅史. 2014. 『利益情報の訂正と株式市場』 中央経済社.
- 亀岡恵理子. 2011. 「カネボウ粉飾決算の構図と連結会計基準の変更」『産業経営』 48: 43-60.
- 亀岡恵理子. 2012a. 『財務諸表監査の失敗事例分析—監査の有効性視点から—』 早稲田大学大学院商学研究科修士論文.
- 亀岡恵理子. 2012b. 「精神的独立性の欠如に起因する監査の失敗事例分析—フットワークエクスプレス事件—」『商経論集』 103: 59-74.
- 亀岡恵理子. 2014a. 「WorldCom 粉飾決算における監査の失敗事例分析—監査人の独立性と監査リスク・アプローチの有効性に対する示唆—」『産業経営』 50: 43-76.
- 亀岡恵理子. 2014b. 「SPE の連結に関する会計基準と SPE の非連結スキーム—Enron 不正会計の事例分析—」『商学研究科紀要』 78: 165-190.
- 亀岡恵理子. 2014c. 「新規株式公開会社に対する監査の失敗と監査法人の消滅—プロデュースの事例分析—」『商経論集』 106: 51-64.
- 亀岡恵理子. 2015. 「Enron 監査の失敗事例の再検討—『監査判断の独立性』の侵害を示唆する行為を識別する試み—」『産業経営』 51 (in press) (<http://www.waseda.jp/sanken/publication/sankei/index.html>) .
- 金融庁. 2008. 『公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について』 2008 年 6 月 23 日.
- 金融庁. 2014. 「公認会計士の懲戒処分について」 2014 年 6 月 18 日. (<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140618-3.html>) [アクセス日: 2015 年 4 月 21 日] .
- 金融庁総務企画局. 2015. 『企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）』 2015 年 5 月.
- 栗濱竜一郎. 2011. 『社会的存在としての財務諸表監査』 中央経済社.
- 高田正淳. 1982. 『会計監査の基礎知識』 中央経済社.
- 近澤弘治. 1961. 『会計士監査の基礎理論—独立性との連関を中心としての研究—』 森山書店.
- 千代田邦夫. 1995. 『アメリカ監査論—マルチディメンショナル・アプローチ&リスク・アプローチ』

中央経済社.

鳥羽至英. 2009. 『財務諸表監査理論と制度【基礎篇】』 国元書房.

鳥羽至英. 2010a. 「ナナボシ粉飾決算事件訴訟判決の監査上の意義」『月刊監査役』 565: 38-61.

鳥羽至英. 2010b. 「監査の失敗と監査上の懐疑主義」『商学研究科紀要』 71: 1-19.

鳥羽至英・秋月信二・永見尊・福川裕徳. 2015. 『財務諸表監査』 国元書房.

長吉眞一. 2012. 『監査基準論（第2版）』 中央経済社.

日本公認会計士協会. 2010. 「公認会計士等の法的責任について」『法規委員会研究報告第1号』 2010年7月6日.

福川裕徳. 2012. 『監査判断の実証分析』 国元書房.

メリアム S. B. (堀薫夫・久保真人・成島美弥訳). 2004. 『叢書・現代社会のフロンティア③質的調査法入門—教育における調査法とケース・スタディー』 ミネルヴァ書房.

森實. 1992. 『監査要論（第3版）』 中央経済社.

弥永真生. 2000. 『会計監査人の責任の限定』 有斐閣.

山浦久司. 2008. 『会計監査論《第5版》』 中央経済社.

脇田良一. 1990. 『会計監査 [全訂版]』 同文館出版.

個別事例ごとの参考文献

三田工業 [1998]

- 家近正直. 1999. 「II 最近の事件をめぐる法律・会計・税務 1 最新事例研究①粉飾決算・違法配当—三田工業・ヤオハンを中心に—」『税経通信』54(2): 105-110.
- 井上俊剛. 2003. 「改正公認会計士法の解説〔下〕」『旬刊商事法務』1669.
- 井端和男. 2006. 『粉飾決算を見抜くコツ』セルバ出版.
- ダイヤモンド社. 2001. 『週刊ダイヤモンド』5月19日号.
- 帝国データバンク. 1998. 『日刊 TEIKOKU NEWS』8月11日.
- 東洋経済新報社. 1995. 『日本会社史総覧 上巻』.
- 日経BP社. 1998. 『NIKKEI BUSINESS』8月24日号.
- 日本経済新聞社. 1999. 『1999年版 会社総鑑（上巻）《未上場会社版》』.
- 日本公認会計士協会. 2004. 「大会社等監査における単独監査の禁止について」『独立性に関する法改正対応解釈指針 第2号』2004年1月15日（2008年2月13日改訂）.
- 日本公認会計士協会綱紀審査会. 2011. 『綱紀関係事例集 [平成23年版]』.

フットワークエクスプレス [2001]

- 刈屋大輔. 2003. 「フットワークエクスプレス—経営再建」『月刊ロジスティクス・ビジネス (LOGI-BIZ)』ライノス・パブリケーションズ. 8月号: 44-49.
- 金融庁. 2002. 「監査法人及び公認会計士の懲戒処分について」10月15日 (<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1079800/www.fsa.go.jp/news/newsj/14/sonota/f-20021015-3.html> [アクセス日: 2015年5月30日]).
- 佐久間義浩. 2009. 「準大手監査法人のレピュテーション喪失によるマーケットへの影響—瑞穂監査法人の不祥事をケースとして—」『富士大学紀要』42(1): 113-121.
- 東洋経済新報社. 1995. 『日本会社史総覧 上巻』.
- 日本公認会計士協会. 2002. 「フットワークエクスプレス株式会社の監査人に対する懲戒処分について」『Press Release』11月7日 (http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/233960/www.jicpa.or.jp/about_the_jicpa/jicpa-topics/20021107-press3.pdf [アクセス日: 2015年5月30日]).
- フットワークエクスプレス. 1997. 『有価証券報告書』1997年12月期.

フットワークエクスプレス. 1998. 『有価証券報告書』 1998 年 12 月期.
フットワークエクスプレス. 1999. 『有価証券報告書』 1999 年 12 月期.
フットワークエクスプレス. 2000. 『有価証券報告書』 2000 年 12 月期.
フットワークエクスプレス. 2001. 『株主総会招集通知添付書類』 3 月 15 日.

カネボウ [2005]

判例

東地裁平 18・9・4 判決.

その他

エルネオス. 2005. 『EL NEOS』 1 月号.
格付投資情報センター. 2006. 『日経公社債情報』 8 月 21 日.
カネボウ. 1993. 『有価証券報告書』 1993 年 3 月期.
カネボウ. 1994. 『有価証券報告書』 1994 年 3 月期.
カネボウ. 1995. 『有価証券報告書』 1995 年 3 月期.
カネボウ. 1996. 『有価証券報告書』 1996 年 3 月期.
カネボウ. 1997. 『有価証券報告書』 1997 年 3 月期.
カネボウ. 1998. 『有価証券報告書』 1998 年 3 月期.
カネボウ. 1999. 『有価証券報告書』 1999 年 3 月期.
カネボウ. 2000a. 『有価証券報告書』 2000 年 3 月期.
カネボウ. 2000b. 『有価証券報告書の訂正報告書』 2000 年 3 月期.
カネボウ. 2001a. 『有価証券報告書』 2001 年 3 月期.
カネボウ. 2001b. 『有価証券報告書の訂正報告書』 2001 年 3 月期.
カネボウ. 2002a. 『有価証券報告書』 2002 年 3 月期.
カネボウ. 2002b. 『有価証券報告書の訂正報告書』 2002 年 3 月期.
カネボウ. 2003a. 『有価証券報告書』 2003 年 3 月期.
カネボウ. 2003b. 『有価証券報告書の訂正報告書』 2003 年 3 月期.
カネボウ. 2004a. 『有価証券報告書』 2004 年 3 月期.

- カネボウ. 2004b. 『有価証券報告書の訂正報告書』 2004年3月期.
- カネボウ. 2004c. 「債権取立て不能のおそれに関するお知らせ」 1月7日.
- カネボウ. 2004d. 『「経営浄化調査委員会」の調査結果について』 10月28日.
- カネボウ. 2005a. 『有価証券報告書』 2005年3月期.
- カネボウ. 2005b. 「過年度決算短信の訂正について」 4月13日.
- 金融庁. 2006a. 『監査法人及び公認会計士の懲戒処分について』 5月10日
- 金融庁. 2006b. 『公認会計士の懲戒処分について』 5月24日.
- 公認会計士・監査審査会. 2006. 『4大監査法人の監査の品質管理について』 6月30日.
- カネボウ. 2007. 『有価証券報告書』 2007年3月期.
- カネボウ事件調査委員会. 2006. 『調査報告書（骨子）』 6月9日.
- 倉澤資成. 1991. 「流通の『多段階性』と『返品性』—繊維・アパレル産業—」 三輪芳朗・西村清彦編
『日本の流通』 東京大学出版会: 189-223.
- ダイヤモンド. 2006. 『週刊ダイヤモンド』 6月17日号.
- テーマス. 2006a. 『THEMIS』 11月号.
- テーマス. 2006b. 『THEMIS』 12月号.
- テーマス. 2007. 『THEMIS』 7月号.
- 東洋経済新報社. 2004. 『週刊東洋経済』 7月3日号.
- 日経BP社. 2005. 『NIKKEI BUSINESS』 10月17日号.
- 日本経済新聞社. 2004. 『2005年版 会社年鑑（上巻）《全国上場・店頭上場会社版》』.
- 日本経済新聞社編. 2004. 『経営不在 カネボウの迷走と解体』.
- 毎日新聞出版. 2004. 『エコノミスト』 5月18日号.
- 横田好太郎. 2006. 『キャノンとカネボウ』 新潮社.

プロデュース [2008]

- 金融庁. 2014. 「公認会計士の懲戒処分について」 6月18日 (<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140618-3.html> [アクセス日: 2015年4月21日]).
- 齋藤達弘. 2009. 「工作機械メーカー『プロデュース』の経営破綻 会計監査人と経営者に争点を当てた考察」 『新潟大学経済論集』 87: 205-234.

- 証券取引等監視委員会. 2009a. 『証券取引等監視委員会の活動状況』 8月:105-108.
- 証券取引等監視委員会. 2009b. 「告発の現場から⑥—生きた会社の隠れた粉飾の摘発—」
 (<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kokuhatu/06/main.pdf> [アクセス日:2015年5月30日]).
- 中央青山監査法人株式公開部. 2005. 『経営者のための 新興市場上場ガイド』 税務研究会出版局.
- 東京商工リサーチ. 2011. 「最新記事 倒産速報」 12月7日 (http://www.tsr-net.co.jp/news/flash/1215231_1588.html [アクセス日:2015年5月30日]).
- 東北大学経営学グループ. 2008. 『ケースに学ぶ経営学 [新版]』 有斐閣.
- 日経BP社. 2006. 「ドキュメント プロデュース—中小企業上場の軌跡」 (特集第1回-全7回) 『日経ものづくり』 3-9月各号.
- プロデュース. 2005. 『有価証券届出書』 2005年11月10日.
- プロデュース. 2006a. 『有価証券報告書』 2006年6月期.
- プロデュース. 2006b. 『半期報告書』 2006年6月期.
- プロデュース. 2006c. 「公認会計士等の合併による変更のお知らせ」 9月25日.
- プロデュース. 2007a. 『有価証券報告書』 2007年6月期.
- プロデュース. 2007b. 『半期報告書』 2007年6月期.
- プロデュース. 2007c. 「会計監査人の退任並びに一時会計監査人の選任に関するお知らせ」 5月14日
- プロデュース. 2008a. 『半期報告書』 2008年6月期.
- プロデュース. 2008b. 「証券取引等監視委員会による調査に関するお知らせ」 9月19日.
- プロデュース. 2008c. 「会計監査人からの監査契約の解除通知書受領に関するお知らせ」 9月24日.
- プロデュース. 2008d. 「当社の民事再生手続開始の申立に関するお知らせ」 9月26日.
- プロデュース. 2009. 「会計監査人候補者に関するお知らせ」 8月28日.
- 毎日新聞出版. 2013. 『エコノミスト』 4月16日号.
- 和田芳幸・楠純夫. 2002. 『オーナー経営者が知りたいジャスダック上場のすべて』 中央経済社.

Enron [2001]

- Ball, R. 2009. "Market and Political/Regulatory Perspectives on the Recent Accounting Scandals." *Journal of Accounting Research*. 47(2): 277-323.
- Batson, N. 2003. Appendix B (Role of Andersen), *Final Report of Neal Batson, Court-appointed E*

- xaminer. *In re: Enron Corp., et al., Debtors*. (http://bkinformation.com/docs/enron/Final_Examiner_Report/App_B_Part1.pdf) および (http://bkinformation.com/docs/enron/Final_Examiner_Report/App_B_Part2.pdf) [アクセス日 : 2015 年 5 月 31 日] .
- Batson, N. 2003. *Final Report of Neal Batson, Court-appointed Examiner. In re: Enron Corp., et al., Debtors*. (November 4, 2003). (http://www.enron.com/media/Final_Report_Neal_Batson.pdf [アクセス日 : 2015 年 5 月 31 日]) .
- Benston, G. J. and A. L. Hartgraves. 2002. "Enron: what happened and what we can learn from it." *Journal of Accounting and Public Policy*. 21: 105-127.
- DeFond, M. L., and J. R. Francis. 2005. "Audit Research after Sarbanes-Oxley." *Auditing: a Journal of Practice & Theory*. 24 (Supplement): 5-30.
- Enron, Corp (Enron). 2000. *Annual Report* (Form 10-K).
- Enron, Corp (Enron). 2001a. *Current Report* (Form 8-K). [Filing date: Nov 8, 2001].
- Enron, Corp (Enron). 2001b. *3rd Quarterly Report* (Form 10-Q).
- Grant, T. (edit). 1999. *International Directory of Company Histories, Volume 46*. St. James Press.
- Jenkins, E. L. 2002. "Testimony of Edmund L. Jenkins Chairman Financial Accounting Standards Board Before the Subcommittee on Commerce, Trade and Consumer Protection of the Committee on Energy and Commerce February 14, 2002." (<http://www.fasb.org/testimony/testimony.pdf> [アクセス日 : 2015 年 5 月 31 日]) .
- Lee, T. A. 1982. *Company auditing*, 2nd ed. London: Institute of Chartered Accountants of Scotland by Gee & Co.
- Powers, W. C., Jr, R. S. Troubh, and H. S. Winokur, Jr. 2002. *Report of investigation by the special investigative committee of the board of directors of Enron Corp*. February 1, 2002. (<http://f1.findlaw.com/news.findlaw.com/wsj/docs/enron/sicreport/sicreport020102.pdf> [アクセス日 : 2015 年 5 月 31 日]) .
- Securities and Exchange Commission (SEC). 2008a. Accounting and Auditing Enforcement Release No. 2774. (January 28, 2008). (<http://www.sec.gov/litigation/admin/2008/34-57209.pdf> [アクセス日 : 2015 年 5 月 31 日]) .
- Securities and Exchange Commission (SEC). 2008b. Accounting and Auditing Enforcement Release

ase No. 2775. (January 28, 2008). (<http://www.sec.gov/litigation/admin/2008/34-57210.pdf>
[アクセス日 : 2015 年 5 月 31 日]) .

Securities and Exchange Commission (SEC). 2008c. Accounting and Auditing Enforcement Release No. 2776. (January 28, 2008). (<http://www.sec.gov/litigation/admin/2008/34-57211.pdf>
[アクセス日 : 2015 年 5 月 31 日]) .

Securities and Exchange Commission (SEC). 2008d. Accounting and Auditing Enforcement Release No. 2777. (January 28, 2008). (<http://www.sec.gov/litigation/litreleases/2008/lr20441.htm>
[アクセス日 : 2015 年 5 月 31 日]) .

Securities and Exchange Commission (SEC). 2008e. SEC v. David B. Duncan. Case 4:08-cv-00314. (Complaint) (January 28, 2008). (<http://www.sec.gov/litigation/complaints/2008/comp20441.pdf> [アクセス日 : 2015 年 5 月 31 日]) .

Securities and Exchange Commission (SEC). 2008f. Accounting and Auditing Enforcement Release No. 2778. (January 30, 2008). (<http://www.sec.gov/litigation/admin/2008/34-57234.pdf>
[アクセス日 : 2015 年 5 月 31 日]) .

Weil, J. 2001. "Double Enron Role Played by Andersen Raises Questions." *Wall Street Journal*.
December 14, 2001: A4.

大島春行・矢島敦視. 2002. 『アメリカがおかしくなっている—エンロンとワールドコム破綻の衝撃』
日本放送出版協会.

関西学院大学米国判例情報研究会. 2007. 「US Case Studies--最新アメリカ判例・裁判情報 (第 6 回)
エンロン事件をめぐって監査法人のアーサー・アンダーセンが意図的に書類を破棄したとして司法
妨害罪で起訴され, 裁判官の陪審に対する説示の誤りを理由として有罪評決が差し戻された事例
--United States v. Arthur Andersen, 544 U.S. 696, 125 S. Ct. 2129 (2005)」 『Lexis 判例速報』 1 月号:
13-17.

千代田邦夫. 2013. 「アーサー・アンダーセンの崩壊は何を教えているのか?」 『早稲田商学』 434: 85
5-890.

鳥羽至英. 2009. 『財務諸表監査 理論と制度【基礎篇】』 国元書房.

日本経済新聞社編. 2002. 『米国 成長神話の崩壊』 .

萩野貴史. 2007. 「証拠隠滅等説得罪の主観的要件 Arthur Andersen LLP v. United States, 554 U.S.

696 (2005) 『比較法学』 早稲田大学比較法研究所 40(2): 339-347.

みずほ総合研究所. 2002. 『エンロン ワールドコム ショック』 東洋経済新報社.

WorldCom [2002]

Ashraf, J. 2011. *The Accounting Fraud @ WorldCom: the Causes, the Characteristics, the Consequences and the Lessons Learned*. (http://etd.fcla.edu/CF/CFH0003811/Ashraf_Javiriyah_201105_BSBA.pdf [アクセス日 : 2015 年 5 月 30 日]) .

Beresford, D. R., N. deB. Katzenbach, and C.B. Rogers, Jr. 2003. *Report of investigation by the special investigative committee of the board of directors of WorldCom, Inc.* March 31, 2003 (<http://fl1.findlaw.com/news.findlaw.com/wsj/docs/worldcom/bdspcomm60903rpt.pdf> [アクセス日 : 2015 年 5 月 30 日]) .

Charan, R., J. Useem, and A. Harrington. 2002. "Why companies fail." *Fortune*. 145(11). May 27, 2002: 50-64.

Commission on Auditors' Responsibilities (The Cohen Commission). 1978. *Report, Conclusions, and Recommendations*. New York, NY: AICPA (鳥羽至英訳. 1990. 『財務諸表監査の基本的枠組み 見直しと勧告』 白桃書房) .

Dick, M. 2002. *Remarks of Melvin Dick, United States House of Representatives Committee on Financial Services, July 8, 2002*. (<http://fl1.findlaw.com/news.findlaw.com/hdocs/docs/worldcom/70802mdtst.pdf> [アクセス日 : 2015 年 5 月 30 日]) .

Drucker, J., and H. Sender. 2002. "Sorry, Wrong Number: Strategy Behind Accounting Scheme." *Wall Street Journal*. June 27, 2002: A9.

Elstrom, P. 2002. "How to Hide \$3.8 Billion in Expenses." *BusinessWeek Online*. June 28, 2002.

Kaplan, R. S., and D. Kiron. 2007. *Accounting Fraud at WorldCom*. Harvard Business School Publishing: 1-18.

Knechel, W. R., S. E. Salterio, and B. Ballou. 2007. *Auditing: Assurance and Risk, 3e*. Thomson South-Western.

MCI Communications Corp (MCI). 1997. *Annual Report (Form 10-K)*.

Sandberg, J., R. Blumenstein, and S. Young. 2002. "WorldCom Admits \$3.8 Billion Error In Its

- Accounting --- Firm Ousts Financial Chief And Struggles for Survival; SEC Probe Likely to Widen." *Wall Street Journal*. June 26, 2002: A1.
- Sandberg, J., and S. Pulliam. 2002. "Leading the News: WorldCom Revision Tops \$7 Billion --- Internal Review Unearths Additional Improper Items; Year 2000 Is to Be Restated." *Wall Street Journal*. August 9, 2002: A3.
- Securities and Exchange Commission (SEC). 2002. SEC v. WorldCom Inc. Litigation Release No. 17829, Accounting and Auditing Enforcement Release No. 1658. (November 5, 2002) (<http://www.sec.gov/litigation/litreleases/lr17829.htm> [アクセス日 : 2015 年 5 月 30 日]) .
- Securities and Exchange Commission (SEC). 2003. SEC v. WorldCom Inc. Litigation Release No. 18210, Accounting and Auditing Enforcement Release No. 1810. (July 2, 2003). (<http://www.sec.gov/litigation/litreleases/lr18210.htm> [アクセス日 : 2015 年 5 月 30 日]) .
- Securities and Exchange Commission (SEC). 2008a. Accounting and Auditing Enforcement Release No. 2808. (April 14, 2008). (<http://www.sec.gov/litigation/admin/2008/34-57662.pdf> [アクセス日 : 2015 年 5 月 30 日]) .
- Securities and Exchange Commission (SEC). 2008b. Accounting and Auditing Enforcement Release No. 2809. (April 14, 2008). (<http://www.sec.gov/litigation/admin/2008/34-57663.pdf> [アクセス日 : 2015 年 5 月 30 日]) .
- Sellar, C., D. Patel, J. Howie, L. Amaro, O. Liu, S. Morzaria, and S. Shah. 2009. *Auditing, Governance and Scandals, Report on WorldCom*. (<http://issuu.com/ags.group4.worldcom/docs/report> [アクセス日 : 2015 年 5 月 30 日]) .
- Selling, T. 2008. "SEC Settlement with Auditors of WorldCom: Too Little, Too Late?" *The Accounting Onion*. April 21, 2008. (<http://accountingonion.typepad.com/theaccountingonion/2008/04/sec-settles-wit.html#tp> [アクセス日 : 2015 年 5 月 30 日]) .
- Sidak, J. G. 2003. "The Failure of Good Intentions: The WorldCom Fraud and the Collapse of American Telecommunications After Deregulation." *Yale Journal on Regulation*. 20(2): 207-267.
- Solomon, D., and D. Berman. 2002. "Questioning the Books: Experts Say WorldCom Auditors Should Have Found Hidden Costs." *Wall Street Journal*. June 28, 2002: A9.
- Stone, A. 2002. "How Everyone Missed WorldCom." *BusinessWeek Online*. July 9, 2002.

- Taub, S. 2005. "Arthur Andersen Settles WorldCom Suit." *CFO.com*. April 26, 2005. (<http://www.cfo.com/article.cfm/3907308> [アクセス日 : 2015 年 5 月 30 日]) .
- Thornburgh, D. 2002. *First Interim Report of Dick Thornburgh, Bankruptcy Court Examiner. In re: WorldCom, Inc., et al. Debtors.* (November 4, 2002). (<http://fl1.findlaw.com/news.findlaw.com/wp/docs/worldcom/thornburgh1strpt.pdf> [アクセス日 : 2015 年 5 月 30 日]) .
- Thornburgh, D. 2003. *Second Interim Report of Dick Thornburgh, Bankruptcy Court Examiner. In re: WorldCom, Inc., et al. Debtors.* (June 9, 2003) (<http://fl1.findlaw.com/news.findlaw.com/wsj/docs/worldcom/bkexmnr60903rpt2d.pdf> [アクセス日 : 2015 年 5 月 30 日]) .
- Thornburgh, D. 2004. *Third and Final Report of Dick Thornburgh, Bankruptcy Court Examiner. In re: WorldCom, Inc., et al. Debtors.* (January 26, 2004) (<http://fl1.findlaw.com/news.findlaw.com/wsj/docs/worldcom/bkrexm12604rpt.pdf> [アクセス日 : 2015 年 5 月 30 日]) .
- Tina N. Grant (edit). 1999. *International Directory of Company Histories. Volume 27.* Detroit, San Francisco, London, Boston, and Woodbridge, CT: St. James Press.
- Watts, R. L. 2003. "Conservatism in accounting part I: Explanations and implications." *Accounting Horizons*. 17(3): 207-221.
- Wolk, H. I., J. L. Dodo, and J. J. Rozycki. 2008. *Accounting Theory, Conceptual Issues in a Political and Economic Environment.* Los Angeles, London, New Delhi, Singapore: Sage Publications, Inc.
- WorldCom, Inc (WorldCom). 1999. *Annual Report (Form 10-K).*
- WorldCom, Inc (WorldCom). 2000. *Annual Report (Form 10-K405).*
- WorldCom, Inc (WorldCom). 2001. *Annual Report (Form 10-K405).*
- Young, M. R. 2006. *Accounting Irregularities and Financial Fraud: A Corporate Governance Guide*, 3rd ed. CCH a Wolters Kluwer business.
- Young, S. 2004. "MCI to State Fraud Was \$11 Billion; Final Restatement to Grow By Billions From Reversals In Accounting Practices." *Wall Street Journal*. March 12, 2004: A3.
- Young, S., C. Mollenkamp, J. Sandberg, and H. Sender. 2002. "Leading the News: WorldCom Plans Bankruptcy Filing --- Board Approves Move; Operations to Continue During Reorganization." *Wall Street Journal*. July 22, 2002: A3.
- Young, S., and C. Mollenkamp. 2002. "Questioning the Books: WorldCom Bankruptcy Seems Likely."

Wall Street Journal. July 2, 2002: A6.

Zekany, K. E., L. W. Braun, and Z. T. Warder. 2004. "Behind Closed Doors at WorldCom: 2001." *Issues in Accounting Education*. 19(1): 101-117.

蛭谷敏. 2005. 「過熱する米事業者再編、米ベライゾンが MCI を買収」『IT Pro (日経 BP 社)』2月14日 (<http://itpro.nikkeibp.co.jp/free/NCC/NEWS/20050214/156155/> [アクセス日: 2015年5月30日]) .

小澤康裕. 2008. 「財務諸表監査におけるビジネス・リスク・アプローチの具体的適用とその特徴」『立教経済学研究』61(4): 247-255.

河村賢治. 2002. 「米国における企業統治改革の最新動向」『旬刊商事法務』1636: 50-75.

首藤昭信. 2010. 「経営者の利益調整行動の解明」『IR-COM』4月号: 4-7.

千代田邦夫. 2011. 「財務諸表監査の目的—財務諸表の適正性に関する意見の表明と財務諸表の重要な虚偽表示の発見との関係—」千代田邦夫・鳥羽至英編『体系現代会計学 [第7巻] 会計監査と企業統治』中央経済社: 3-50.

日本経済新聞社編. 2002. 『米国 成長神話の崩壊』.

野村亜紀子. 2006. 「米国 SEC の法人に対する民事制裁金の考え方」『資本市場クォーターリー』春号: 56-63.

みずほ総合研究所. 2002. 『エンロン ワールドコム ショック』東洋経済新報社.

「旧ワールドコム訴訟: 最後の被告アーサー・アンダーセンが和解」[bloomberg.co.jp](http://www.bloomberg.co.jp/apps/news?pid=90920000&sid=acb76jzTmMBk&refer=jp_us). 2005年4月26日 (http://www.bloomberg.co.jp/apps/news?pid=90920000&sid=acb76jzTmMBk&refer=jp_us [アクセス日: 2015年5月30日]) .

日本長期信用銀行 [1998]

判例

最判平 20・7・18 判時 2019-10 (2008).

その他

Mautz, R. K. and H. A. Sharaf. 1961. *The Philosophy of Auditing*. American Accounting Association.

池尾和人編. 2009. 『バブル／デフレ期の日本経済と経済政策 4 不良債権と金融危機』慶応義塾大学出版会.

- 一般社団法人全国銀行協会ホームページ (https://www.zenginkyo.or.jp/service/bank/open/open_03.html [アクセス日: 2015年2月27日]) .
- 宇賀克也. 2013. 『行政法概説 I 行政法総論 [第5版]』 有斐閣.
- 江頭憲治郎・弥永真生編. 2011. 『会社法コンメンタール 10—計算等 (1)』 商事法務.
- 大島恒彦. 2000. 「変化し始めた不良債権償却--自己査定と税効果会計の導入」『企業会計』52(4): 489-495.
- 太田雅彦. 2011. 『日本長期信用銀行の経営破綻の軌跡: 制度疲労と経営者』 一橋大学学位論文.
- 岡田康司. 1998. 『長銀の誤算』 扶桑社.
- 乙部辰良. 1995. 「金融機関の不良債権に関する情報開示—『金融機関の資産の健全性に関する情報開示範囲の拡大について』 報告書の概要—」『商事法務』 1390: 2-6.
- 片木晴彦. 2013. 「公正な会計慣行の法規範性: 旧長銀事件を参考に」『広島法学』 37(1): 175-197.
- 共同通信社社会部編. 1999. 『崩壊連鎖—長銀・日債銀粉飾決算事件—』 共同通信社.
- 金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/common/about/suii/index.html> [アクセス日: 2015年2月27日]) .
- 久保大作. 2012. 「『公正なる会計慣行』における明確性の位置づけ: 長銀事件・日債銀事件の分析から」『阪大法学』 62(3・4): 793-816.
- 講談社. 1998. 「『長銀破綻』で戦慄の銀行淘汰が始まる」『現代』 7月号: 28-39.
- 児嶋隆. 2006. 「日本長期信用銀行の会計処理をめぐる刑事裁判と民事訴訟の考察」『企業研究』 10: 167-189.
- 櫻井敬子・橋本博之. 2013. 『行政法 [第4版]』 弘文堂.
- 桜井久勝. 2010. 『財務会計講義 (第11版)』 中央経済社.
- 新日本有限責任監査法人. 2012. 『業種別会計シリーズ 銀行業』 第一法規.
- 鈴木恒男. 2009. 『巨大銀行の消滅』 東洋経済新報社.
- 武田隆二. 2008. 『最新財務諸表論 第11版』 中央経済社.
- 東洋経済新報社. 1995. 『日本会社史総覧 下巻』 東洋経済新報社.
- 鳥羽至英. 2009. 『財務諸表監査理論と制度【基礎篇】』 国元書房.
- 日本長期信用銀行 1998. 『有価証券報告書』 1998年3月期.
- 日本長期信用銀行. 1999. 『内部調査委員会調査報告書に基づく総括報告書』 12月16日 (http://www.fsa.go.jp/kokkai/kokkai_h1303/h1303_024a.pdf) および (<http://www.fsa.go.jp/frc/giji/g00>

4d.pdf) [アクセス日：2015年2月27日] .

更田義彦・倉科直文・國廣正・坂井眞・五味祐子. 2011. 『日本裁判資料全集 3 長銀最高裁無罪事件 上巻』 信山社.

守屋俊晴. 2012. 「判例研究：『公正ナル会計慣行』の判断について [最高裁平成 20.7.18 判決 最高裁平成 21.12.7 判決]」 『会計論叢』 7: 133-152.

弥永真生. 2009. 「会社法判例速報『税法基準』と『公正ナル会計慣行』」 『ジュリスト』 1371: 46-47.